

博士論文

「公議輿論」と幕末維新の政治変革

平成 27 年 3 月

中央大学大学院法学研究科政治学専攻博士後期課程

榎 本 浩 章

目次

序章	3
第一章 幕政の動揺と政治的主張の噴出	
はじめに	14
第一節 江戸幕府の支配構造	14
第二節 大名の役務負担と海防問題	19
第三節 国防論の展開と政治参加の範囲拡大	22
第四節 嘉永・安政期福井藩の政治的主張(一)	30
第五節 嘉永・安政期福井藩の政治的主張(二)	34
おわりに	40
第二章 横井小楠の「公共の道」	
はじめに	41
第一節 学問と政治——「講学」	44
第二節 経済政策——「富国」	49
第三節 外交政策——「有道」	52
第四節 「交」と「私」——「交易」	58
第五節 人材登用・議会論——「公共」	61
おわりに	68
第三章 幕末の政治改革	
はじめに	70
第一節 「公武合体」という政治課題	70
第二節 松平慶永の「幕私」批判	74
第三節 文久の幕政改革と参勤緩和	80
第四節 新政体の模索	86
第五節 参勤緩和期の大名	94
第六節 参勤復旧令の波紋	100
第七節 公議政体	107
おわりに	112
第四章 公議輿論と「正論」	
はじめに	113
第一節 公議輿論の曖昧性に関する問題の所在	114

第二節 倒幕派の公議輿論	121
第三節 「無私」と「正論」の関係	132
第四節 公議輿論の条件	141
おわりに	145
終章	146
参考文献一覧	149
第三章付属表	154

※引用史料について、旧字体や異体字などは可能な限り新字体に、また合略仮名も仮名に置きかえて表す。また、欠字・平出は省略する。

序章

江戸末期から明治初頭にかけて、政治的議論を活性化させ、歴史的変革を促進させる役割を果たした思想として「公議輿論」がある。この論文は、公議輿論について以下の点を中心に考察する。まず、研究史上ではどのように理解されてきたか。次に、歴史上どのような形で表現され、その時々々の政治構想を形作り、政治過程に影響を及ぼしたか。そして、同じ公議輿論を標榜しながら、政治的主張は異なる者の間において、その公議輿論の性質に違いはあったか。これらの問いを通して、従来の理解ではその捉え方に曖昧さを残していた部分について、可能な限り解消を試みる。

公議輿論というと、想起されるのが明治元年(1868)三月十四日、天皇が神前に誓った、いわゆる五カ条の誓文である。

- 一 広ク会議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ
- 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ経綸ヲ行フベシ
- 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ゲ人心ヲシテ倦マザラシメンコトヲ要ス
- 一 旧来ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ
- 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スベシ¹

特に、第一条に謳われている「万機公論ニ決スベシ」という精神を導いたものとして、公議輿論は知られている。だが、この第一条に至るまでに、様々な紆余曲折を経てきたものであることも、本論で取り上げる様々な公議輿論の主張によって見ることができる。

さて、明治維新史研究においては「個別具体事例の検証という点で著しい発展を遂げる一方で、議論の細分化が進み、総体的・包括的な観点から「明治維新」を捉えることが困難になってきている」²とされている。それは、戦前から続いた、いわゆる日本資本主義論争とその流れを継いで展開してきた戦後歴史学、その中で前提とされてきた唯物史観に基づく歴史理解からの、脱却が急速に進んだためである。しかしそのために、一方では過去の研究史との断絶、世界史・日本史の中に明治維新を位置づけようとする姿勢を欠く傾向にあるとの指摘がなされているのである³。

この重く総合的な課題に対し応じるとするのは、誰にとっても難しいことであろうが、ひとまず、筆者自身の関心・目標は、上記のような問題提起に対してどれほどの位置に立とうとしているのかを、想定するのも有意義であろうと考える。そのような観点からまず、

¹ 石井良助編『太政官日誌』第一巻、東京堂出版、1980年、21頁。

² 「創立三〇周年記念大会を開催するにあたって」(明治維新史学会編『明治維新史研究の今を問う 新たな歴史像を求めて』有志舎、2011年、ii頁)。

³ 高木不二「幕末政治史の研究史から——私的総括と見えてくる課題——」、佐々木寛司「明治維新の歴史的位置」(いずれも同上書所収)、および友田昌宏「幕末政治史研究の現状と課題」(歴史科学評議会『歴史評論』No. 691、2007年11月)を参照。

公議輿論を研究することの意義について述べる。

明治維新は、日本を近世から近代へ、政治制度で言えばいわゆる幕藩体制から明治憲法体制へ、その姿を大きく変えるものであった。その成果として敷かれた大日本帝国憲法(明治憲法)とそれを中心とする法制度は、当時の内外の問題を解決し国家の存立と発展を目指すには、体制変革が避けられないという認識の下、国内諸勢力の競合と、その中で生まれた様々な構想や実践の着点であった。

そうして生まれた明治憲法体制は、どのような性質のものであったか。これには様々な問いの立て方があり、多くの研究蓄積があるわけだが、一つの手法として、その出発点に注目するというものが考えられる。ある物事が、いかなる必要性、いかなる精神を以て成立したのかが、鮮やかに現れるのは、得てしてその形成期である。

大石眞は、「実質の意味の憲法」と「立憲の意味の憲法」を分けた上で、日本憲法史は後者を対象とし、その始期は明治維新であるとする。前者は、あらゆる国家のあらゆる時代にも存在する、その国家の統治の基本原則・規範を指すものであり、その歴史は建国の時にさかのぼる。一方後者は、立憲主義に則った統治の基本原則・規範であり、日本におけるその始期は明治維新の頃である。成文法が原則となり、近代的な統一国家の形成期にあたり、実際に憲法を中心とした統治体制へ移行を始めた時期であって、なおかつ、欧米の主権国家を中心とする国際社会に加わり、近代国家として国際法に対応する体制を求められるようになった時期である⁴。

幕末に結んだ不平等条約を改正し、国際社会の中で独立を維持するために、明治政府は国内政治制度の整備を喫緊の課題とした。それはすなわち、欧米並みの立憲政治を実現して彼らに肩を並べることであった。立憲主義と国際法は、本来欧米のローカルな慣習法であったが、現実に欧米が国際社会の枢要を占めている以上、これに合わせる生き残りの条件であり、言わば国際社会への「入構証」だったという指摘もある⁵。しかし、いかに開国進取の世になったとはいえ、これほどの大転換へ国を挙げて舵を切ることが、明治になって急に起こったわけではない。また、いかにそれが国際社会の中で必要なものとはいえ、その価値観を理解し、妥当なものだと捉え、受け入れる素地が準備されていなければならぬだろう。すなわち、明治維新に始まる立憲国家建設の取り組みを十分に理解するためには、立憲思想の日本への紹介や、幕末期における新たな政治体制の構想と模索の取り組みに目を向ける必要がある。そこには幕末期における、欧米との接触と国内の動揺、そして時の人々による現状の認識、それに対する思想の形成、そこから浮かび上がった課題を解決するための政治構想と実践、などが含まれる。

そこで大石も、文久二年(1862)加藤弘之が西洋の立憲政体を「良術」として紹介した『隣艸』をまず挙げる。幕末期には他にも福沢諭吉『西洋事情』や西周の邦訳『万国公法』な

⁴ 大石眞『日本憲法史』有斐閣、1995年、3～12頁。

⁵ 佐々木隆『日本の歴史第21巻 明治人の力量』講談社、2002年、10～11、28～29頁。

どがあった。一方で、幕府の支配に批判的だった者たちの間では、天皇の下に諸藩の代表者による列藩会議を設ける、公議政体と称される構想が生まれ、後の王政復古につながった⁶。これは、上記の書物が紹介したような議会制度という概念に影響を受けながらも、全くそれを模倣したものではない。言路洞開、衆議の採用が必要であると訴え、幕府による国政の独占を批判し、政治参加を要求する主張が中心となったものである。その運動の理論的根拠となった重要な概念として、公議輿論がある。この公議輿論は、後年の日本における立憲主義の源流の一つとなっており、その特徴を研究すると、当時の人々がいかなる変化を求めたか、その主張を実現させるのにどのような論拠を以て臨んだかが、よく表れてくるのである。このように、公議輿論研究は、江戸時代と明治時代、政治史、政治思想史、そして憲法史と、さまざまな分野を架橋し得る位置に立つ、興味深い題材なのである。

さて、ではその公議輿論とはどのようなものであり、またいかなる背景から生じたものであるのか。これについて、公議輿論に関するこれまでの主な研究を整理しつつ、また研究課題の整理を行う。なお、先行研究整理についてはもう一つ、慶応年間におけるいわゆる公議政体派と倒幕派の両者における、公議輿論の性質の違いという問題があるのだが、これについては第四章第一節でまとめる。

公議輿論研究は、まず戦前の憲法史研究において、日本の憲政思想のはしりは幕末の公議輿論にあると指摘され、以来その業績を継承発展させて今日に至る。尾佐竹猛『維新前後の立憲思想』⁷は、現代でも明治憲法研究の出発点として取り上げられている。

尾佐竹は憲政の起こりについて、五カ条の誓文・民撰議院設立建白・憲法の草案起草と制定などについて述べるだけでは不十分で、まして、草案作成の苦勞譚や憲法発布式典の盛大な情景を描写する物語も見当違いであるとした。「国民の憲政思想か如何にして発達し、如何にして憲法の正条を要求するに至ったかの経路の説明か必要」⁸なのであるが、「御誓文を発するに至った当時の社会思潮、憲政思想に付いては何等知る所は無い」⁹。そこで、幕末期までさかのぼって、なぜ体制変革の流れが立憲制の採用へ向かうことになったのかについて考察し、幕末における憲政思想・議会思想の受容と、幕末の日本人がそれに基づいて議会政治を試みようとしていたところに真の始期があるとして、以下のように述べた。

憲政思想・議会制度は欧米からの輸入によるものであるが、それを受容したことを「世界の大勢なりと一言で片付けて仕舞ふは、あまりに問題を簡易に見過ぐるのである。世界の大勢を受け容るゝには、容るゝけの原因がなくてはならぬ」¹⁰。そこで、幕末期の状況に目を向ける。江戸時代の日本は永く太平の世に浴していたが、欧米との接触が始まったのを

⁶ 前掲、大石『日本憲法史』27～28頁。

⁷ 尾佐竹猛『維新前後に於ける立憲思想』（初版は1929年。明治大学史資料センター監修『尾佐竹猛著作集』第九巻憲政史3、ゆまに書房、2006年所収）。

⁸ 同上、20頁。

⁹ 同上、22頁。

¹⁰ 同上、40頁。

機に、主として社会の下層に多かった現状打破論者の声が噴き出すようになった。彼らの中で欧米事情を窺おうとした者が、まず議会という制度に着目した。一方、それよりも穏健な現状維持論者においても、今のままでは国政は立ち行かず、幕府任せではなく、藩主層もこれに加えようという考えが起こった。やがて両者の考えの近い部分が合わさって、列藩会議論が有力な改革論として浮上したのである。

尾佐竹は、幕政が動揺する契機として、ペリー来航への対応策について、当時の幕府首班である老中阿部正弘が、封建制の原則に反して全国に諮問したことを挙げている。この出来事を尾佐竹は、いずれの国でもその国難に際しては「デモクラシー思想の横溢する」¹¹ものであり、当時の幕政も国内の意見を集める発想に至ったのだと評した。しかしこれをきっかけとして、民間で国政を議する「処士横議」の風潮が起こり、結果的に「輿論政治」¹²の端緒となった。それとともに、相手の国の姿を知ろうとする動きが起こり、当時中国で出版されていた欧米の地理・政治制度を紹介した文献が多数輸入され、議会なる制度の存在が知られ、良案だと見なされるようになった。また欧米に派遣された使節や留学生による議会の傍聴といった見聞もあった。そして、幕政改革を求めていた列藩会議論がこのアイデアを取り込み、「公議輿論説」¹³となったのである。

しかしこの動きは、薩長を中心とした、武力を以て変革を成し遂げようという倒幕運動の奔流に飲み込まれて霧散した。その後、五カ条の誓文と政体書によって思い切った統治制度が敷かれ、また各藩においても意欲的な政治改革が行われたのだが、これもまた廃藩置県によって途絶した。こうした断絶が挟まったために、それらのような民撰議院設立建白・自由民権運動以前の歴史が忘れられ、憲政史から抜け落ちていたのだと述べる。このように、尾佐竹は自由民権運動以前の過程を憲政史に加え、その原点を「公議輿論説」としたのである。

ところで、尾佐竹はこの書の「緒言」において、同じ立場に立つ研究として藤井甚太郎、中田薫の論文を挙げている。憲政史の原点を幕末の公議輿論に求めるという、同時代の論調を確認するために、それらにも目を通してみることにする。

藤井甚太郎は「日本憲法制定史談」¹⁴において「憲法の精神は、其国の歴史を基礎として解釈せねばならない」¹⁵と述べる。「維新時代は普通世に尊王思想の実現であると解せられて居ります……而し今日現在の国民政治思想を基として憲法制定の由来を考ふる上から見れば、此の尊王運動時代中に、公議輿論の政治を後日馴致せられるべき原因が如何程迄存在して居たかと云ふことを……即ち皇室中心の公議輿論政治が如何程迄進んで居たかを考察す

¹¹ 同上、53頁。

¹² 同上、57頁。

¹³ 同上、186頁。

¹⁴ 藤井甚太郎「日本憲法制定史談」(日本歴史地理学会『歴史地理』第三十三巻第四～六号、第三十四巻第一・三～五号(以上1919年)、第三十五巻第一・二号、第三十六巻第四・五号(以上1920年)に連載。ただし第一回のみ題名は「帝国憲法制定史談」となっている)。

¹⁵ 同上、第三十三巻第四号、50頁。

る」¹⁶必要があるという。藤井は「公議輿論政治」が唱えられた要因として、幕府の政治が諸大名や浪士を抑圧したことに対する反動があったこと、ペリー来航後の日本にアメリカの「輿論政治」¹⁷政体が紹介されたことを挙げている。

続いて、徳川斉昭の大名政治参画の論、阿部正弘の陪臣登用論、横井小楠・大久保忠寛・赤松小三郎・坂本龍馬などの議会政治論を紹介する。そして、幕府の権威が低下して「公議の時勢を馴致」¹⁸することになった要因を三つ挙げる。一つ目は朝廷において、対外問題について幕府の姿勢を憂慮批判する声が高まり、政治意見の表出が活発となったこと、二つ目は、ペリー来航時に当時の幕閣が対応について諸大名に諮問した件や、将軍継嗣運動を通じて大名らが議論や政治運動を盛んに始めたことである。そして三つ目は、浪人らが勤王の志を盛んにし、東奔西走して運動するようになったことである。桜田門外の変後、文久二年(1862)・同三年(1863)の朝廷における国事御用掛や学習院の設置、同年末から元治元年(1864)初めの参与制度、また兵庫開港問題など主に対外問題についての朝廷から諸藩への諮問など、京都において人々に意見を問おうとする試みが相次ぎ、藩や志士などが意見をたたかわせる「公議輿論尊重の時代に進み行き居る」¹⁹時勢となっていた。その後、大政奉還、王政復古、五カ条の誓文制定と進み、また徴士・貢士の制や公議所などの議事機関の改廃の歴史を綴っていくが、それら全ては、公議輿論の尊重とそれを基にした政治の実現の試行過程として、後の明治憲法体制に先駆けるものとして位置づけられているのである。

中田薫は「デモクラシーと我歴史」²⁰で、「デモクラシー」即ち民主主義と称しても、それは主権在民を意味する「法律的デモクラシー」と、立憲君主制における国民の政治参加を意味する「政治的デモクラシー」とがあり、政治的デモクラシーは、天皇を戴く日本の国体に反するものではないとしてこれを擁護した。その中でこのように述べている。「若しそれ民衆をして政治の上に分前を持たしめよ、民意をして政治の一要素たらしめよとの主義即ち政治的「デモクラシー」(民主主義)に至つては維新の時迄は我国に発達するの機会が無つたことは事実である。併しこれを以て維新後に於いて欧米から輸入し移植した新思想であると解することあらば、維新そのもの、歴史と意義とを無視した一大誤謬と云はねだならぬ。何となれば維新の鴻業は幕末に於ける公議輿論の裡に生れ出で明治に於ける輿論政治を産み出したものであるから、王政の復古であると同時に王政の民本化(政治的)である。而して此輿論政治たるや、欧米に於ける自由民権論の模倣でも無ければ、天賦人權説の移植でも無く、又た主権在民論の感染でも無い。公議輿論の力に依て遂行された王政復古の大事業に伴つて自発的に発達し来つた維新史の副産物である……若しも維新当時の輿論政治に多少なりとも外来的影響が加つて居るとするならば、そは如何にして此政治を行ふかの形

¹⁶ 同上、51頁。

¹⁷ 同上、52頁。

¹⁸ 同上、第三十三卷六号、57頁。

¹⁹ 同上、第三十四卷第三号、38頁。

²⁰ 中田薫「デモクラシーと我歴史」(『中央公論』第三十四年第五号(第三百六十九号)、1919年5月)。

式問題に就てゝあつて、此思想の内容そのものは全然自発的であつたのである」²¹。そして、その幕末に起こった輿論政治は五カ条の誓文によって日本の国是となり、政体書及び公議所の時代、地方官会議の時代、そして国会開設の時代の三段階を経て今に至ると説いているのである。

これら大正期における公議輿論の説明は、折からの大正デモクラシーの時代における世論を背景とし、議会制度を歴史的に正当なものだと証明しようとする、憲政擁護の論として展開されたものとみることができる。その政治的意図の分については留意する必要があるが、明治憲法体制、近代立憲主義が、公議輿論の系譜を引くものと理解されていたことは確かである。また、これらの研究では、公議輿論とは、政治意見の自由・政治参加の拡大を意味する概念として捉えられており、立憲主義の中でも特に議会制度の尊重に繋がっていくものとして位置づける傾向が強かった。これに対して戦後の研究では、戦前の研究が開拓した視野を引き継ぎながら、客観的に思想としてのその性格、また幕末維新期の政治的社会的背景に注目した、より学術的な分析が行われるようになっていった。

まず稲田正次『明治憲法成立史』²²は、立憲思想の日本への紹介から立憲政体樹立の方針確定、憲法原案の起草から成文の確定、関連する諸基本法の制定過程に至るまでを、詳細に検討した労作であり、それまでの明治憲法研究の集大成的作品である。稲田はその冒頭部を五カ条の誓文の成立過程に充てているが、これについて横井小楠の『国是三論』における公議輿論の考え方が、その影響を受けた由利公正を通じて、誓文の成立に深く影響を与えたとしている。これによって、戦前以来の研究の大枠、公議輿論と憲法史の関わりを捉える見方も引き継がれることになった。

次に松本三之介『天皇制国家と政治思想』²³を取り上げる。松本はここで公議輿論についての本格的な思想史的分析を行った。江戸時代には、朱子学の強い影響の下で、世の社会秩序や人間のありようは「天理」に基づいた天然自然のもの、不変のものであるという捉え方がされていた。これが、幕藩制秩序を絶対的な存在と見なすイデオロギーとして機能していたのである。このような観念は少しずつ払拭されていくのだが、その端緒はまず荻生徂徠に見られた。徂徠学においては、規範は「先王の道」とされ、聖人によって造られたものであるとした。これによって、天理ではなく人間(=聖人)の作為によって制度が創造され得るという可能性が示された。次いで国学においては、天皇は善悪を超越した絶対的な存在とされ、後の尊王論を生み出すことになった。しかし、天皇自身が主体的な統治者として、能動的支配を行う存在と見なされたのではなく、これを支える「上」の者たる支配者層の政治を、被治者は無条件に受け入れなければならないとした。これは一方で、支配者層の統治については逆にその自由な作為性を肯定するものであった。

こうして、政治を不変の秩序としてではなく、天皇の絶対的權威性と、実態としてその

²¹ 同上、25～26頁。

²² 稲田正次『明治憲法成立史』上巻・下巻、有斐閣、1960・1962年。

²³ 松本三之介『天皇制国家と政治思想』未来社、1969年。

下で権力を行使する政治的主体という、二重構造として捉え得る環境が生じ、後者の政治的主体に対しては、自由にアプローチできる可能性が出てきた。そして幕末に對外問題が生じた時、例えば佐久間象山が、天下の為に作られた法を天下の為に改めるのは当然であると正当化した時、幕藩体制は変質を要求されるようになった。松本は、ペリー来航時における老中阿部の国内諮問について、挙国的な問題の解決には諸藩の力の結集が必要であり、一方でそのためには、幕府の独裁によらず諸藩の意思を問うことが避けられず、政治的主体の下方への拡大につながったと捉えた。この下降の動きを推進したのは、正統性概念としての「天下」である。松本は山県太華を例に、政治的正統性は「天命」が赴くところにあるが、見えない天命を窺う鏡となるものとして「人心の向背」がある、という思想を取り上げた。このような思想が「公議」や「衆議」の尊重を説いて新しいリーダーシップ掌握への道を歩む政治的指導者の行動様式を可能にした²⁴と分析している。こうして、天皇は絶対的権威であるが、その天皇を戴く新たな政治体制を作るため、諸藩の意思の統合を目指して「衆議」が活発化するという、政治的主体の下降という現象が起こり、公議輿論・処士横議の勃興となったのである。

続いて井上勲を取り上げるが、井上もまた公議輿論について、儒学における「天」観念の影響を読み取っている。井上は「幕末・維新时期における『公議輿論』観念の諸相」²⁵において、幕府にとって對外問題は、自己の政治体制にとっての「例外状況」²⁶に相当したと述べる。幕府は、徳川家の圧倒的な軍事力をもって樹立されながら、外様諸藩を完全に解体することはせず、朝廷から征夷大將軍に任じられるという天皇の伝統的権威の利用と、儒学的な「天」観念に基づいた有徳君主論により、大政は徳川將軍に委任されているという論理を作りだして統治の根拠としていた。対内的な安定性に依拠して対外的な備えを持たなかった幕府は、外圧の状況下でリーダーシップを発揮することができなかった。そのため、自身の統治機能の「例外状況」への対処として、朝廷への奏上・諸藩への諮問に踏み切り、そこから天皇というシンボルと「天」観念の活性化、すなわち「公議輿論」観念が興った。

日本が外圧に晒されるなかで新たな政治体制を構築しようとした時、天皇は重要なシンボルであったが、あくまで伝統的なシンボルであり、実際に人格的に統治を行う主体として期待できるものではなかった。一方「天」観念の活性化とは、「闔国」全体の意思、最高規範である「公議」ないし「公論」を尊重するという方へと向かった²⁷。「輿論」「人心」を問う公議輿論は正統性観念としての地位を獲得し、また随時その底辺を拡大しようとした。それが有志大名の政治参加、さらには公議政体論へと結びついていったのである。

社会的側面からの指摘もなされるようになった。尾藤正英は「明治維新と武士」²⁸において、

²⁴ 同上、153頁。

²⁵ 井上勲「幕末・維新时期における『公議輿論』観念の諸相——近代日本における公権力形成の前史としての試論——」(『思想』第609号、1975年3月)。

²⁶ 同上、68頁。

²⁷ 同上、71・73頁。

²⁸ 尾藤正英「明治維新と武士——「公論」の理念による維新像再構成の試み——」(同『江戸時

ペリー来航の衝撃や、儒学的天下観念が変質して公議輿論尊重の流れが生まれた、という研究に加えて、近世以来の社会構造にも「公論」尊重の風潮を生みだした契機はあるのではないかと説いた。尾藤は、武家社会では元々、政治運営方式として合議制が常態の手段であったと述べる。幕府の老中、各藩の家老らによる合議しかりである。「おとな」と訓読されることもある「老」「年寄」を中心とした、集団指導という形式は、武士団を組織して共同体を運営するという戦国時代以来の武士のあり方、そしてその連合体として成立した武家政権の中で、伝統的に生きてきたものである。そういう武家の社会が、外圧という状況下で多数意見の集合を試みたことは不自然ではない。また、「共同責任を代表する筈の中央政府である幕府に、責任遂行の能力のないことが明らかになったとき、その意識が、「公論」尊重の要求という形をとって表面化」し、また「幕府が国家全体の利益を度外視してまで、その政権の維持に腐心している、とみられたとき、それは「私心」にもとづくものとしての批難を招」²⁹くこととなった。その背景には、国事のためには命を賭けることを正当化する、職分を全うするという「武士的な公共的精神」³⁰が働いたのではないかと述べるのである。

こうした、近世以来の儒学・国学などを中心とした学問的思想風土、または江戸期社会の影響などから考察した研究が重ねられる一方、政治史研究においても公議輿論が取り上げられる環境が用意されていった。例えば大久保利謙は「幕末政治と政権委任問題」³¹において、「幕藩体制」から「明治政治」に移行するその間に「幕末政治」の段階があったと述べる。この段階では、対外的緊張の深刻化を受けて、幕府は朝廷・雄藩との協調政策で乗り切ろうとした。この体制を幕藩体制と区別して「公武合体体制」とする。この公武合体体制は「幕府が独裁的地位を放棄して諸勢力と横の連繫によって連合政権的なものへすすむ方向をとったから、この体制は方式として合議制の政体ということになる。これが幕末の公議世論となった」³²という。しかしこの体制は、各勢力間の主導権争いによって常に不安定なものとなった。

また大久保は同時に、政権委任思想について詳述している。すなわち、幕府政権は実際には徳川氏の武力によって成立したものでありながら、幕末期には大政が朝廷から委任されたものであると意識されるようになっていた。しかし、対外問題に対処するためには、大老井伊直弼の条約勅許問題に見られるように、挙国一致で臨まなければならなかった。大久保は政権委任問題の意義として、日本が欧米列強と接触し国際社会に対峙した際に、国家の主権の所在が問題になった点を挙げている。封建制を基礎とした緩やかな連合体という形態で存在していたそれまでの国制は、新たな事態に対応できないものであり、統一政権への権力帰一を必要とすることとなった。この論文自体は公議輿論を正面から取り上

代とはなにか』(岩波書店、1992年)所収)。

²⁹ 同上、191頁。

³⁰ 同上、192頁。

³¹ 大久保利謙「幕末政治と政権委任問題——大政奉還の研究序説」(『大久保利謙歴史著作集 1 明治維新の政治過程』(吉川弘文館、1986年)所収)。

³² 同上、4頁。

げたものではないが、政権委任の解消という問題は、公武間、つまり朝廷や幕府・それに雄藩を加えた交渉や周旋活動を必要とし、それは公議輿論の活発化を招いたという点で、重要な要素である。

原口清は「近代天皇制成立の政治的背景」³³において、幕末の政争を、「国是」を樹立しようとする運動とその挫折過程という視点で整理した。当時の支配者層にとって最大の政治課題は、開国か鎖国かをめぐって引き起こされた対立による混乱の收拾、とりわけ朝廷と幕府が異なる方針を発して、諸藩の混乱を招くなどの状態を解消して「政令統一」を成し遂げ、国家としての体制を明確にすることであった。そこで国家としての基本的な規範、国政の基本方針という意味での「国是」を、諸勢力が争うこととなった。文久三年三月五日・七日に天皇から将軍に下された勅書を、原口は「文久国是」と定義した。幕府は自らへの大政委任を明文で認めるよう求めていたが、この勅書では、国事については場合により朝廷から直接諸藩へ沙汰することもある、という、朝廷への留保が付いた曖昧な内容であった。これは却って政令二途を促進するものとなった。その後元治元年四月二十日、再度下された勅書（「元治国是」）では、政権は幕府に委任されると明記されたが、それでも種々の条件が付けられた、妥協の産物であった。こうしてもはや、従来の幕藩体制へ回帰する気運はなくなり、朝主幕従の傾向のまま、さらに各勢力の分裂が進み、国論の統一は程遠いものとなっていき、そのような状態の解消は王政復古を待たなければならなかった。このように、強力な中央政府の存在を欠いたまま諸勢力が対立と分裂を深め、これを止めようと、国是を樹立するための政治運動が行われたということは、公議輿論という政治思想の、実際の運動対象として国是があり、分裂状態の解消という目標があったことをイメージさせるものであった。すなわち、政治史の中に見える、運動としての公議輿論の姿である。

大久保の説く主権の問題、原口の説く国是の問題、これらは公議輿論が何を問題として何を必要としたのかを考慮する上で、欠くことのできない観点であり、その後の研究の基礎となるものであった。さらに、明治維新に際して重要な役割を果たしたものとして、天皇と並んで「公議」を挙げるという、積極的な位置づけをとる研究も現れるようになった。

三谷博は『明治維新とナショナリズム』³⁴において、「公議」を幕末から明治以後にかけての極めて長い間、主要な政治課題であったと述べている。三谷は、対外問題を契機として、家門・大大名を中心に、自分たち「有志」の力を結集し、「衆評」「衆議」の力を借りて全国的協力を調達できる体制に転換していくべきだとの動きが高まっていったと説いた。彼らは実力と意志を有しながら、幕府政権の体制上、意思決定過程から疎外されていた。また、この時の「公議」の活性化には、意思決定方式として合議制の様々な伝統が存在していたこと、十八世紀にロシアと北方において衝突した経験や、少しずつ高まっていった海外の知識を背景に、「日本」というまとまりを自覚するナショナリズムの浸透があったこと、元来幕藩

³³ 原口清「近代天皇制成立の政治的背景 ——幕末中央政局の基本的動向に関する一考察——」（同『幕末中央政局の動向 原口清著作集1』（岩田書院、2007年）所収）。

³⁴ 三谷博『明治維新とナショナリズム 幕末の外交と政治変動』山川出版社、1997年。

制国家は、将軍の支配に対する諸大名の連合的協力を元に成立していたこと、などの要因が存在したと指摘する。そして、この「公議」の動きを、どのように制度化しようとする取り組みがあったかという観点から叙述していく。まず安政期の言路洞開・人材登用の試み、次いで将軍継嗣運動における一橋派諸侯の大名連合国家的な政治構想、そして幕府専制を否定していく上で、「尊王」の下で「公議」を支えとして政体を確立するという方向性、などについてである。そして元治元年、京都に賢侯が集結し、朝廷から参与に任じられて参与会議が設けられた件を、最初の「公議」制度化の試みとして分析する。結局この体制は、各人と幕府の方針の差異を協議によって埋めることができず、空中分解によって崩壊した。しかしこれ以降も、朝廷・幕府は「衆議」への配慮を欠くことはできない姿勢を求められたし、さらなる「政体一新」を求める流れが生み出され続けたのである。

高橋秀直『幕末維新の政治と天皇』³⁵では、正統な君主としての天皇の権威を重んじる「天皇原理」と、衆議の多数意見を重んじる「公議原理」、この二つの原理は、共に幕末の政治的言説において注意が払われていたと説く。時として一方が強くなることもあったが、両者は基本的に補完しあう関係であり、文久政局、薩長同盟、大政奉還や王政復古いずれの際においても、天皇を戴き公議に則ることが理想とされていた様子を論述している。

これらの諸研究において明らかにされたものを総括して、公議輿論とは何か、また、研究史上の課題と本論の問題意識について触れておく。公議輿論とは、国内の有能な意見、多くの者が持つ問題意識について、それが迫り来る国難を打開し、国家・社会にとって必要なものであれば、身分・組織といった既存の政治秩序を越えて自由にたたかわされ、採用されるべきであると唱える思想である。その由来は、儒学の「天命」や「人心」に配慮するという思想、あるいは社会慣習としての合議制の伝統にある。あるいは、そのような価値観に基づいた言論の展開、「衆議」の尊重を促す政治運動である。少なくとも、従来の中老を中心とした幕閣専制の国政、幕藩の秩序に基づいた分散統治についてこれを是正しようとするもの、ひいては政治参加範囲の拡大・幕府諸藩の垣根の超越を目指す動き、そういった諸々の活動の基本的考え方である。

この公議輿論が、政治過程の中ではどのように表現されたか。ある政治構想や政策が考案された時、現状に対してどのような角度から批判が加えられたのか。公議輿論については、その思想上のルーツについてはある程度明かされ、また政治史上の公議輿論についても、例えば三谷によって元治期の研究が行われている。これらの諸研究を一つにまとめること、また、政治過程の様々な局面において、この思想がどのように活用され、どのような構想と実践を生み出したのかについて研究を広げていくことが、これからの課題であると考えられる。そこで本論では、幕末の海防問題、文久の幕政改革における参勤交代緩和問題、そして幕藩体制に代わるあらたな政治体制の模索、これらの諸問題における公議輿論の様態について論述を行っていく。

³⁵ 高橋秀直『幕末維新の政治と天皇』吉川弘文館、2007年。

それから、慶応末年に至って本格的な倒幕の気運が高まった頃の公議輿論については、未だ曖昧な面を多く残している。これまでの研究ではいわゆる公議政体派と倒幕派という二項対立の図式が描かれ、公議輿論は前者において強く後者においては弱いものという見方が強かった。このような見方を取り払おうという試みもなされているが、その際、公議輿論はどのような性質を発揮したのかについても筆者の見解を提示する。

ちなみに、この語は使用者によって「公議」「公論」「公議公論」「輿論」「輿議公論」などと、表現がよく変形することがある。基本的には同じ「公議輿論」という言葉の言い回しとして扱うが、それぞれの例において使用者が込めている含意にこそ注意を払って論述していく。

最後に本論文の構成と概要について述べる。

第一章は「幕政の動揺と政治的主張の噴出」である。安政期以前を対象に、公議輿論的な現状批判が登場する契機として海防問題を取り上げ、公議輿論思想をもたらした環境、初期の公議輿論思想と政治運動を、福井藩の改革論を中心に論述する。

第二章は「横井小楠の「公共の道」」である。横井小楠は公議輿論の代表的な思想家であり、儒学をユニークに解釈して、既存の政治を批判する新しい観点を提供した。一つのまとまった公議輿論思想の体系を知ることができる存在であり、他に与えた影響も特に大きい。ここでは横井の言説を、どのように公議輿論という思想を導き出すに至ったのかという観点から、分類し分析する。

第三章は「幕末の政治改革」である。第一章を受けて、文久期から慶応期を対象に、公議輿論を背景とした改革の実践例として、参勤緩和の実現、有志大名の国政参加と、その挫折を取り上げる。

そして第四章は「公議輿論と「正論」」である。いわゆる倒幕派と公議政体派の両者において、公議輿論の主張の度合いには温度差があるように見なされ、あたかも曖昧で二面性があったかのように受けとめられることもある。しかし実際にはどのようなものであったのか、公議輿論主張の中における「無私」「正論」などの概念の分析を通じて、その本質について追究する。

第一章 幕政の動揺と政治的主張の噴出

はじめに

この章では、十九世紀初頭から半ば、安政年間までを対象とし、海防問題が起り、政局が進行するとともに幕政の動揺が露わになっていく過程において、公議輿論思想の片鱗がどのように現れ、どのような政治的主張を生み出していったのかについて述べる。まず、前提として把握しておくべき、江戸時代の政治制度について、必要なものをいくつか概観する。そしてそこから、欧米列強との接触をはじめさまざまな問題が発生して、幕府政権が危地に置かれるとともに、これを解決するための政策・政治運動が、さらにその動揺を進めることになっていく模様を論述する。

そのような運動については、取り上げようとするならば実に広い範囲の事例を見出すことができるが、ここでは特に、欧米への対応にまつわる国内の紛糾、福井藩の中央政局における主張と運動、特に参勤交代の負担軽減に関する要求、などを中心として論述していく。これは、対外問題についての論争が国内改革の必要性を認識させ、人々を強く刺激し動かしていく主要な役割を果たしたことによる。また、参勤交代制度は幕藩体制の主要な骨格であり、それが改革論の俎上に上ったことは、政治思想・政治的主張と実際の制度改変が切り結ぶ点として、優れた実践例となっている。

第一節 江戸幕府の支配構造

まず初めに、これから論じていくことになる幕末期日本の置かれた状態について、特に本論の主題に関係する、政治制度の骨格・武家社会の様相を中心に整理する。それらは、これから公議輿論が浮上することによって、揺らいでいくことになるものでもある。

言うまでもなく江戸時代の日本は、征夷大將軍の位を世襲する徳川家の当主を戴く、江戸に置かれた幕府が支配していた。そこに、大小二百強の大名が従属し、それぞれがある程度の独立を保ちながらも幕府の統制下に置かれていた。それら幕府や諸藩を担う政治の主体は武士身分の人々であって、彼らを中心として封建・身分制社会が形成されていたのである。また、古代以来の権威を有する天皇を戴く朝廷が存在し、形式的にはこちらが正統な頂点であったが、実権を掌握する幕府によって抱合されていた。

この社会を安定させていた装置の一つとして、將軍の「御威光」による支配、というものが挙げられる。この「御威光」は、公議輿論とは特に相容れない要素が強いものであると見なすことができる。「御威光」が幕府の支配に大きな役割を果たしていたことについて、渡辺浩は以下のように論じている³⁶。この時代は、將軍から庶民に至るまで幾層にも細分化さ

³⁶ 以下、渡辺浩「御威光」と象徴——徳川政治体制の一側面——(同『東アジアの王権と思想』東京大学出版会、1997年所収)を参照。

れた身分差があつて、それぞれに見合った格式というものがあつた。あらゆる事物や儀式・行為が、その身分差を意識付け、上下の関係を自明のことと信じさせる演出として機能しており、それが体制維持の役に立っていた。例えばある藩内の武士における上士・下士の差異、また、ある村内における頭百姓と下百姓の差異は、挨拶の言葉づかいから、住居に庇を設けてよい身分か否かに至るまで、明確に分かれていた。そうした様々な象徴に取り囲まれることが、人々を身分意識の中に閉じ込め、支配の維持に寄与していたのである。將軍の支配を論理的に位置づけるものとしては、他にも儒学の教えや天皇からの委任という概念があつたが、儒学は体制教学に近い位置に付けられていたものの不完全であり、また、將軍の支配は天皇から政權を委託されたものだとする大政委任論も、權威付けの一種として存在したが、常に用いられていたわけではなかつたのである。

渡辺はいくつかの例を挙げている。まず、大名旗本の行列である。戦時の行軍に由来する武士の行列は、平時においてはその行列を組織する主人の格式を表現するものであつた。供連れの者達は見栄えよく整然と行進し、衣装や時には身長まで齊一に整えられていた。遭遇した人々は地面に平伏するか、室内に入って静肅にする。行列の装いは、その主人の家格等級、すなわち領有地の石高や官位、その家の歴史的経緯などからなる序列に見合っていないならなかつた。すなわち、供の人数から、その供が手に持つ槍の本数、荷物箱の有無といった事細かな点まで、幕府の許しがなければ勝手に変更することは許されなかつた。少しでも高い名声を得ようと、大名らは競って家格の向上を図つたので、それを許可する將軍の權威もさらに高まっていた。また、毎年多くの大名らが、そのような行列を組んで国元と江戸を往復する参勤交代を行っていたが、あまねく各地の支配者が、江戸の將軍の元に参上するため行列を成すという光景そのものが、この国の最高権力者が將軍であることを物語っていた。全ての行列が向かう到達点である將軍だけが、自ら腰を上げて誰かに会いに行く必要のない、まさに中心点であり、その將軍が移動する時は、上野寛永寺か芝増上寺、あるいは日光東照宮の、歴代將軍の靈廟を参詣する場合だけだったのである。

次の例は殿中儀礼である。江戸在府中の大名は、定例日や祝日には登城して謁見する義務があつた。城中そして本丸御殿内部には広い空間が殆どなく、幾重にも折れ曲がった通路を何度も曲がりながら歩き進めることで、ようやく將軍の座所に近づける。その本丸内では、やはり各大名家格ごと、外様であるか譜代であるか、將軍との親疎の差などに応じて、異なる控室が割り振られている。將軍と対面の儀式を行う広間も複数あり、対面がどの部屋で行われるかもまた家格によって異なつた。謁見、すなわち御目見も煩雑にして儀礼的であり、お辞儀の所作は稽古が必要なほど厳密で、將軍が着座する上段に向かって、畳の何畳目にまで進み出て平伏すかまで、家ごとに分かれている。実質的なやり取りは何もない、様式化された謁見儀礼であるが、それを何代にも渡って繰り返すことこそが彼らの任務であり、互いの臣従を確認して深く心に刻みつけるものであつた。渡辺は「芝居めいた儀礼こそが実質上の国王と貴族達の勤めである政治体制、少なくとも一面におい

てそれは儀礼国家と呼びうるかもしれない³⁷と述べている。

そうした様々な社会慣習が、最終的には将軍自身の「威光」に対する、深い畏敬の醸成に帰結していた。将軍に献上される茶や鱈を運ぶ行列にすら人々は土下座したし、老中や大老の役職に就いた者、あるいは将軍の御側衆や将軍の上使といった役を勤める者に対しては、例えその者が本来自分より低い地位の者であっても、将軍に由来する権威「御役威」を認めて、丁寧に礼儀を尽した。実に武士たちは「威光」を重視しており、主人の「御威光」を少しでも高めることが武士の美德とされたし、逆に上の「御威光」を笠に着た振る舞いは慎むべきものとされた。庶民に対しても、例えば裁判は、厳めしい造りの奉行所で心理的圧迫を加える演出がなされており、その威信を保つ意味を有した。このように、様々な演出の上に造られた「威光」が、幕府の統治の一助として機能していたのである。

では、そのような内面を拘束する装置に対して、外面の装置にはどのようなものがあったのだろうか。まずは、幕府が度々大名に行使した改易・転封命令である³⁸。戦後処理や大名統制の手段として、大名家を取り潰したり、国替えを命じたりする政策は、豊臣政権から既に行われていたが、関ヶ原の戦いを経て徳川政権が成立すると、その関ヶ原の戦後処理を含め、徳川氏による大名領国の編制が活発に行われた。改易は、命令違反や失政・不行跡などの他に、当主が嫡子を残さぬまま死亡したことによる家系の断絶などに対して発令される。前者については、やはり旧族・織豊系大名に対して行われる方が多いという政治的忖意性があったが、そのみならず譜代大名が失脚したことによるものもあった。後者については、幕府は当初、末期養子による継承を厳しく制限したので、外様・譜代・家門(親藩)に関わらず行われた。そうして発生した無主地に対して、新たに分家された徳川・松平一門や譜代家臣を多く取り立てて宛がったことが、徳川系の大名を増やして安定した体制を作ることに貢献した。

同時に転封も盛んに発令された。江戸時代の支配領域編制は、直轄地や譜代藩は関東から東海・近畿までの国土の中心軸、及びその他の要地にあることが多く、外様の藩は東北や西日本に多いことが知られている。これも、そのような形勢になった歴史的経緯を辿ると、当初徳川氏の威令が十分に行き届く範囲は、主としてその根拠地たる江戸を中心とした一部の地域に限られていたが、改易と転封をくり返し、それまで徳川系大名の少なかった地域に進出していった結果として、そのようになったのである。これにより幕府は、勢力差においても地政学的見地においても、徳川家に圧倒的有利な領域構成を作りあげていたのである。

ただ、このような動きは主に江戸時代初期に集中している。三代家光の治世の頃までは、有力外様大名の取り潰しを含め盛んに改易・転封が行われたが、支配体制の安定に伴って徐々に減少し、逆に幕府内部の対立によって譜代大名の改易が目立つ時期もあった。末期

³⁷ 同上、34頁。

³⁸ 以下、藤野保『新訂幕藩体制史の研究—権力構造の確立と展開—』（吉川弘文館、1975年新訂版）を参照。

養子の禁も緩和され、以降は、老中に就任した大名が江戸近郊に転封するといった行政的理由の他に、常態的に改易・転封がくり返されることはなくなっていったのである。

次の装置は軍役である³⁹。関ヶ原の戦いに勝利した後も、徳川家はその支配的地位を保ち続けるには、軍事的にも優位に立ち続けなければならなかった。戦争や上洛時の随従、城郭の普請などを通じて、徳川家はくり返し諸大名を動員した実例を積み重ねていたが、元和二年(1616)、直前に行われた大坂夏の陣の動員数を元にして、知行の石高に比例して兵員と装備を用意する義務を示した、いわゆる元和軍役令を制定した。その後寛永十年(1633)、慶安二年(1649)に改定され、以降は太平の世となって見直されなかった。これによって、大名・旗本が軍備を常備する義務を法的に定め、幕府を頂点とする体制が軍事的にも整えられた。戦国期に比べれば負担の割合は低かったものの、後述する参勤交代や手伝普請などの課役と複合して発生する、幕府に対する重い義務を負担すべく、各地の大名は領国経営や年貢の徴収を徹底するようになり、各々の政治体制も中世的側面を次第に近世的なものへと変質させていった。これによっていよいよ、幕府の支配が行き渡るようになっていったのである。

そして参勤交代である⁴⁰。これは、大名が江戸と領地の間を行き来して、定期的に將軍へ拝謁(「御礼」)し、また伺候の奉仕として警備や消防、土木事業などの役務を提供するものである。これは上記した軍役負担の、平時における実践の形態として行われた。制度として最終的に完成した寛永十二年以降は、襲封直後や病気その他様々な理由で例外が認められた場合を除き、多くの大名は、領地で一年を過ごしたら江戸へ赴いて一年過ごし(「参府」)、そしてまた領地へ下がる(「賜暇」「就封」)、という生活を延々繰り返すようになった。ただし、関東の譜代大名は半年の在府、また長崎警衛を担う福岡・佐賀両藩といった特殊な役割を有する大名は、それぞれ参勤間隔に特例があった。また御三家の水戸藩や特定の譜代大名、大藩から分家されて生まれた支藩の藩主の一部などは、就封せずに江戸に常駐する慣例で、老中など役職就任中の大名もその間は就封しなかった。大名家には幕府から江戸屋敷が与えられ、大名は妻子をそこに置いて事実上の人質とした。また、参府就封の際や季節の行事などに合わせて、將軍や大奥、老中や懇意の役人に相応の献上・贈答品を配り、主従・交際関係を維持した。

丸山雍成は、幕藩体制を支えた諸要素の中で、参勤交代が改易・転封や軍役令ほど重視されず、本格的に研究されてこなかったと批判している。そこでは、参勤交代は平時における軍役体系の一種として若干言及されるにとどまっている。しかし、大名の改易・転封が次第に行われなくなっていった近世後期まで、参勤の方は一貫して行われていた点を挙げ、「単なる軍役体系の一環という次元を超えて、主従制下の政治支配の支柱——特に大名知行

³⁹ 以下、藤野同上書、及び、山口啓二『幕藩制成立史の研究』(校倉書房、1974年)、佐々木潤之介『増補・改訂版 幕藩権力の基礎構造』(お茶の水書房、1985年増補・改訂版)を参照。

⁴⁰ 以下、山本博文『参勤交代』(講談社現代新書1394、講談社、1998年)、丸山雍成『参勤交代』(日本歴史叢書65、吉川弘文館、2007年)を参照。

制にもとづく分権性を克服して、集権的統治を実現するための槓桿⁴¹として重視すべきだと述べているのである。その機能・意義を確認すると⁴²、まず、全国の大名が残らず参府を繰り返し、将軍に拝謁することで、上記した将軍の「御威光」が絶えず強調される、服属関係の確認につながった。また、大名家が奉仕する警備や消防、インフラの整備といった役務によって、社会の公共機能が維持された。大名は多くの家臣を引き連れて江戸と領地を往来して義務を果たし、また江戸屋敷に多数の人員を駐在させて、将軍家や他大名家との連絡を維持させ、中央の政治情勢も油断なく探らせた。これによる出費が諸藩の財政や、付き従って旅をする武士の家計に深刻な影響を与えた一方で、人的移動が盛んになることで全国的な交通網が発達し、そして武士が集住する江戸の街は世界的な大都市となった。そこで全国の人士が往来して交流を重ねることで、学問や芸術が活発になり、また、それらが江戸帰りの人々によって各地に波及した。そのような「江戸体験」の共有を核とした文化の波及・連携が全国に行き渡ったことが、諸藩の垣根を越える日本人意識の構築に貢献したという説もある⁴³。

以降の論述においては、この大名の課役負担を含めた参勤交代制度、その幕末期における存続の危機を一つの素材として論じていく。丸山が述べたように、参勤交代が幕藩体制の中核であるなら、それが危機を迎えたことは重大な事態である。しかしながら、幕末期の参勤交代に関しては、いずれの先行研究も簡単に述べるに止まっている。だがこの問題について踏み込んでいくと、欧米列強との接触に起因する国内の動揺、それによる課役動員の混乱など、後の幕政の動揺に関係する様々な現象と影響し合っていることが分かる。さらに、公議輿論を幕政批判の重要な基調として政局に登場してくる福井藩と藩主松平慶永(春嶽)は、この参勤交代の制度改定を要求に掲げていることが、この問題を論述の軸に取り上げる大きな理由である。

それからもう一つ、提示しておくべき要素として、武家社会における合議の伝統を挙げておかなければならない。封建的主従関係にありながらも、江戸時代の武士はそれなりに個人の自立性を重視する傾向があったと笠谷和比古は述べている⁴⁴。武士は時に、自身や主人の名誉のためなら、上位者の命令にもしばしば抵抗し、逆にその忠義と自立心をバランスよく保つ者が尊ばれることもあった。また、各自の武家が代々相続する俸禄については、相応の理由がなければ主君といえども恣意的に取り上げることはできず、近世後期に各藩の財政難から横行した借知についても、あくまで借り上げという体裁が守られ、藩庁は返済策を練らなければならなかった。各藩・また幕府においても、主君の専制の度合いは往々にして小さく、稟議制と合議制が各部署で基調とされる官僚的統治が発達し、藩主・将軍の最終的な決裁にも、家老・老中の合議を欠くことは基本的に考えられなかった。

⁴¹ 前掲、丸山『参勤交代』5頁。

⁴² 以下、注40に加えて、児玉幸多「参勤交代制度の意義」(『日本学士院紀要』第五十二巻第三号、1998年)を参照。

⁴³ コンスタンチン・ヴァポリス『日本人と参勤交代』(柏書房、2010年)を参照。

⁴⁴ 以下、笠谷和比古『近世武家社会の政治構造』(吉川弘文館、1993年)を参照。

武家社会にそのような慣行が生まれた要因として、その歴史的形成過程に求める説もある。尾藤正英は、家老・老中という役名に「老」の字が含まれることに注目し、「年寄」つまり(比較・相対的に)年長の、集団内の指導者という意味合いを有するとしている⁴⁵。「年寄」を集団指導の中心とする伝統は、中世の秩序が解体した後にやって来た戦国時代において、一揆や惣と呼ばれる共同体的な集団から武士という階層が発生して、やがて連合体の規模が巨大化して大名権力に成長したところに起因すると論じている。そのような集団的合意形成・合議の慣行があったならば、公議輿論の培養土として十分想定し得るものであると言えるだろう。

他にも、挙げればきりが無いものであるが、以降の論述に対して、おおよそ以上のような要素を前段として述べておく。次に、欧米船舶の日本近海出没と海防問題の浮上、そして本格的な欧米諸国との接触が、この江戸幕藩体制の基本骨格を揺るがしていく模様について述べていく。

第二節 大名の役務負担と海防問題

上記のように、参勤交代で江戸に参府した大名は、幕府の命で様々な役務を負担していた。例えば、もっとも一般的なものとして、江戸城および江戸府中各地点の門番(大手門・日比谷門といった関門の警衛・管理)と、火消・火之番(定められた管轄地域における火災発生時の消火担当、または増上寺・寛永寺・米蔵と言った特定地点の防火担当)があった。こうした任務には、外様の大藩が任じられる地点、小藩ばかり任じられる地点、などのような属性があった。大名行列の装いや殿中の格式同様、このようなところにも、役どころの上位下位の別が存在し、大名の家格に応じて運用されていたのである。そして全国の大名家が、顔ぶれと序列がさして変わらないまま、長年に渡ってこのように役務を担い続けていけば、自然と、この大名家にはここの役が任じられることが多い、などといった「役筋」の固定化が生じてくる⁴⁶。大名家の数や規模、属性に変化がなく、対外問題も顕在化しなかった太平の時代、課役が各藩財政にとって重い負担であったとしても、それが予測可能(各家の「役筋」を見越して事前に準備できる)で安定的である分には、武家社会のバランスは平衡を保ち続けた。

その平衡に狂いが生じるようになった直接のきっかけは、日本近海に、それまで接触があったオランダ以外の欧米の艦船が姿を見せるようになったことと、それに伴って発生した海防問題である。主な事例を挙げると、寛政四年(1791)、ロシアのラクスマンは漂流民大黒屋光大夫らを連れて根室に現れ、これを引き渡すとともに通商を要求してきた。次に文化元年(1804)、ロシアのレザノフが長崎に来航し通商を要求するが、幕府はこれを拒絶、

⁴⁵ 以下、前掲尾藤「明治維新と武士」を参照。

⁴⁶ 針谷武志「軍都としての江戸とその終焉—参勤交代制と江戸勤番」(『関東近世史研究』第42号、1998年)2～3頁。

これに対してレザノフの配下は文化三・四年にかけて樺太・択捉・利尻島の日本方番所などを襲撃した。

接触は北方からだけではなかった。文化五年、イギリス艦フェートン号は長崎港に進入、オランダ商館員を捕え、薪水・食料を要求し日本側がこれを与えるという事件が発生した。また天保八年(1837)、アメリカ船モリソン号が江戸湾に来航したが、日本側の砲撃で接近できず退去した。さらに弘化三年(1846)、アメリカのビッドル率いる艦隊が江戸湾に来航、通商を求めたが、日本はこれを拒絶し退去せしめたのである。

これらの事件以外にも、捕鯨船の出没や一時的上陸、宣教師の渡来など、多数の事例が存在する。これに対する日本側の基本的方針も、文化三年の薪水給与令、文政八年(1825)の異国船打払令、再び天保十三年(1841)の薪水給与令と、補給を認めて穏便に取り扱うか、あくまで接近を拒絶するかで揺れ動いた。ただし、国内向けに強硬な鎖国の姿勢を見せることはあっても、基本的な政策としては、不用意な戦闘は回避しつつ、できるだけ外国との接触を避け続ける穏便な現状維持、という方針があり、その当否はともかく、方針に則した一定の主体性があるものだったという⁴⁷。また幕府は、異国船が現れること、衝突事件が起きることと同様に、日本人が不用意に彼らに接触し、要らぬ知識を持って社会秩序が乱されることを恐れており、鎖国は対外問題であると同時に内政問題でもあるという側面があったのである⁴⁸。

こうした、欧米とのこれまでになかった接触に対し、幕府が取り組まなければならなかったのが海防である。そしてそのことが、幕府と諸藩とが長い間固定的に取り結んでいた関係に波紋を及ぼすことになる。

幕府海防政策の柱として、諸藩の動員があった。そのうち主要なものについてここで取り上げる。まず蝦夷地について見ていくと、寛政五年、前年根室に来航したラクスマンが松前で幕府側代表と会見するに際し、弘前・盛岡藩兵の一隊が松前に派遣され、松前藩と共に警備にあたった。次いで同九年、弘前藩が箱館に駐屯を開始、さらに寛政十一年、弘前・盛岡両藩に東蝦夷地の海岸線警衛が命じられたのである。幕府も享和二年(1802)には箱館奉行を設置し、両藩はその指揮で警衛に努め、文化四年レザノフ配下の襲撃に際しては、さらに秋田・鶴岡藩が増援部隊を出し、翌五年、仙台・会津藩が交代で増援に入った。その後対露関係の静穏化に伴い、弘前・盛岡藩の警衛に秋田・富山藩の臨時待機という態勢を経て、文化八年には弘前・盛岡藩も自領での待機に移行した⁴⁹。こうして蝦夷地警衛においては、東北地方の大藩が主体となって幕府・松前藩を援護する動員態勢が取られたのである。

⁴⁷ 前掲三谷「開国前夜——鎖国維持の模索」、「限定的開国から積極的開国へ」(同『明治維新とナショナリズム』所収)、および青山忠正「和親・通商・攘夷」(同『明治維新と国家形成』吉川弘文館、2000年所収)などを参照。

⁴⁸ 上白石実『幕末の海防戦略 異国船を隔離せよ』(歴史文化ライブラリー312、吉川弘文館、2011年)を参照。

⁴⁹ 原剛『幕末海防史の研究—全国的にみた日本の海防態勢—』(名著出版、1988年)、4～5頁および96～101頁。

次に江戸においては、文化七年、会津藩を相模側、白河藩を房総側に配備した。しかし、やはりその後の静穏化を受けて、文政三年、会津藩は浦賀奉行に、文政六年白河藩は代官に交代した。なお前者には小田原・川越藩が、後者には佐倉・久留里藩が応接待機を命じられている。その後天保十三年、相模側に川越藩、房総側に忍藩が配備され、弘化三年のビッドル艦隊来航時はこの二藩に加え六浦・飯野・勝山・館山藩が出動し浦賀近辺を固めた。さらに弘化四年、二藩に加えて相模側に彦根藩、房総側に会津藩が追加された⁵⁰。このように、江戸湾では関東の譜代藩に、やはり譜代の重鎮会津・彦根という顔ぶれが中心であったことが分かる。

それから大坂湾では、文化六年高槻・尼崎・岸和田藩に、非常時に出兵すべき海岸の持場を設定した。これに翌七年狭山藩を加え、さらに文政八年伯太・麻田・三田・明石・姫路藩が加えられた⁵¹。これらは家門・譜代・外様の違いはあるが全て大坂湾周辺の藩である。

その他にも、佐渡・伊勢神宮でも近隣の藩による出兵体勢が講じられた。また長崎については、かねて長崎奉行を中心に、福岡・佐賀藩の交代勤番、非常時には九州諸藩の応援と定められていた。

こうして十九世紀初頭、大名が負うべき役務の中に海防が明確に現れるようになると、それまでの課役の均衡に変化が生じるようになった。まず、幕府が指定した地域に対して、概ね警衛対象に隣接する地域の大名が命ぜられて、部隊を駐屯させるという動員が行われるようになった。それから、例えば天保十三年には以下の幕令がそれぞれ下された。

異国船渡来之節取計方之義、此度御改正之御趣意を以被仰出候処、警衛向之儀者弥嚴重ニいたし、人数并武器之手当等、是迄よりハ一段手厚ニ可相心得旨相達候、右ニ付、海岸防禦之面々者向後備之人数相増、手当可申付置候、尤、人数何人程相増候との趣并是迄之備之人数を始、兼而用意申付置候鉄砲、石火矢等之員数迄、銘々委敷書出可申候……海岸之絵図委細取調、并浅深も相量り、船附之場所より城下陣屋迄之里数、或ハ兼而人数差出置候台場、遠見番所之類迄も認込、差出候様可被致候⁵²

異国船渡来之節取計方之儀、今度被仰出候、就夫、向後若近海江渡来も候ハ、臨時に警固并防禦等被仰付候儀可有之候間、平常大砲等之用意可被申付置候、蛮夷之諸国戦闘仕組、和漢之制度与者相違ニ付、利方之軍器、別段用意も可有之候間、参勤之面々其覚悟ニ而、防禦之仕方兼而心懸置可被申候⁵³

⁵⁰ 同上、5～6頁、9頁、12頁、117～118頁、および122頁。

⁵¹ 同上、166～167頁。

⁵² 石井良助・服藤弘司編『幕末御触書集成』第六巻、岩波書店、1995年、33頁、史料五一九一、天保十三年八月九日。

⁵³ 同上、34頁、史料五一九二、天保十三年九月十日。

異国船渡来之節防禦之儀、今度別紙之通被仰出候、右ニ付而ハ、領分ニ海岸無之分ニ而茂、其最寄江異国船渡来之節ハ、兼而助勢之儀被仰出無之向江茂、臨時ニ警固并防禦等被仰付候儀も可有之、尤、深山幽陰、山国之領地といへとも、是又時宜ニ寄、援兵等之儀被仰付候儀も可有之候間、何れ之場所ニ而も、異国戦闘之制度を相考、防禦之利器等大砲之類、分限ニ応し制作致置、非常之備手厚く行届候様可被申付候⁵⁴

すなわち、海岸を領有する大名は守備の手立てを一層厚くし、配備の員数や銃砲の数、台場の位置などの絵図をまとめて提出すること、参勤在府の際に非常事態が発生して動員される場合に備え、江戸屋敷に大砲など準備し、戦術なども研究すること、内陸の大名も場合によって応援を命じられる場合があるので準備を怠らないこと、などが触れられている。実際、ペリー来航以前において既に、日本列島各地の海岸線に六百個近い台場が設営されている(尤も、簡素な土塁から嚴重な構造のものまで幅があり、各藩の情勢認識や財政事情によって取り組み方もまちまちではあったが)。⁵⁵

また針谷武志によると、天保・弘化年間には、課役に際して本来その役を勤める家格でない大名に役が課されたり、ある役を終えたあと暇が与えられずに別の勤番が申しつけられたりする例が生じ、また嘉永以降には、海防役を課されることが多かつたいくつかの藩について、それまで定期的に課されていた役務は与えられないようになる、といった現象が見受けられる⁵⁶。このように、海防という新たな要素が登場したことで、諸藩にはそれまでなかった負担が生じ、また幕府と藩の間の、役務の指令と負担という関係にも変化が生じるようになったのである。

第三節 国防論の展開と政治参加の範囲拡大

こうした情勢に刺激されて、防衛について論じる者も現れた。その中からは、十分な論策を考究しようとするあまり、従来の社会秩序を越える展望を持つ者も現れた。ここでは、有名な会沢正志斎と佐久間象山の論を例示したい。

会沢正志斎の著した『新論』は、攘夷論のバイブルとの評価が高い⁵⁷。そこではまず冒頭において、

謹んで按ずるに、神州は太陽の出づる所、元氣の始まる所にして、天日之嗣、世宸極を御し、終古易らず。固より大地の元首にして、万国の綱紀なり。誠によるし

⁵⁴ 同上史料、「別段達」。

⁵⁵ 前掲、原『幕末海防史の研究』、305～311頁、及び巻末付図。

⁵⁶ 前掲、針谷「軍都としての江戸とその終焉」37～55頁。

⁵⁷ 『新論』の初稿成立は文政八年。以下の引用史料は安政四年版。今井宇三郎・瀬谷義彦・尾藤正英校注『日本思想体系 53 水戸学』(岩波書店、1973年)、481～486頁を参照。

く宇内に照臨し、皇化の暨^{およ}ぶ所、遠邇あることなかるべし。しかるに今、西荒の蛮夷、脛足の賤を以て、四海に奔走し、諸国を蹂躪し、眇視^{びようしはり}跋履、敢へて上国を凌駕せんと欲す。何ぞそれ驕れるや⁵⁸

と述べ、“神州＝日本”意識と「蛮夷」への蔑視観を強く掲げ、蛮夷の諸国蹂躪を指弾するところから始める。内容は「国体」「形勢」「虜情」「守禦」「長計」に分かれており、「形勢」「虜情」篇では海外の情勢にも気を配っているが、このうち、具体的な防衛策について論じているのは「守禦」篇である。

そこでは、行われるべき四カ条の改革として、第一条に「内政を修む」を挙げる。これは四項からなる。第一項「士風を興す」は信賞必罰を期して、人心を振起させることを述べる。第二項「奢靡を禁ずる」では、上が行政を整理し軍備を整えて臨戦の姿勢を示し、これを下に及ぼして奢侈をたしなめる道を説く。第三項「万民を安んずる」は農民を富ませることを説く。そして第四項「賢才を挙げる」であるが、

(賢才を)挙げてこれを廊廟に措けば、すなはち内重くして外軽く、逸して草野に在れば、すなはち草野重く、邦国に在ればすなはち邦国重し。外に重きものあらば、すなはち天下まさに廊廟を軽視する者あらんとす。ここを以て聖賢、天下の俊豪を抜きて、天下の重望を収め、而してこれを廊廟に措きて、天下の謀議を尽し、天下をして廊廟を仰ぐこと、駿子の父母を慕ふがごとくならしむ。然る後に大業得て成るべきなり⁵⁹

と、人材が幕府にあれば幕府が重く、野にあれば野が重く、藩にあれば藩が重いものとなる、幕府に人材を集めて、声望が幕府に集まるようにすべきである、と述べている。その際には、

古者、賢才を挙げ、限るに門流を以てせず。……天下の事は、固より一端ならずして、士を取るに一国一郡に止まれば、すなはちその国都の間、俗の慣習するところ、風尚素より同じくして、その謀議布陳するところも、また甚しくは相遠からずして、言に雷同多し。その天下の事において、一端を偏挙して、天下の善を兼ねる能はざらん。故に聖賢、天下の賢俊を致す所以のものにおいて、尤も心を尽せり。⁶⁰

と、「門流」に関わらず人材を登用すべきことを説いている。それは、同じ所から採用した

⁵⁸ 同上、50頁。

⁵⁹ 同上、110頁。

⁶⁰ 同上。

者は同じような意見しか出さないからであって、意見の平等を訴えたり、不公平感を示したりしているわけではないが、「一端を偏挙して、天下の善を兼ねる能はざらん」と、人材の偏りは天下に「善」をもたらさないと見なしている。

次に第二条として「軍令を飭^{ととの}う」を挙げる。その第一項「驕兵を汰する」は、質の悪い兵士は民にとって損害であり戦時にも役に立たない旨を述べ、第二項「兵衆を増す」は、地方に土着する兵士を設けて員数を確保し、また内患の種となり得る無頼者を取り締まるべきことを論じる。そして第三項「訓練を精にする」は形式的訓練を廃し実用的なものとするべきことを述べている。

第三条は「邦国を富ます」である。まず、現今天下の大名は皆貧窮しているが、これは甘やかされて育ったからであり、各地に封ぜられた藩屏たる彼らがよく奮励して領地を富強にすることが必要であるとする。その上で、諸藩の貧困の原因は、商人に経済の実権を奪われて、また江戸における献上品の用意や奢侈などの出費があるためだという。諸大名は参勤交代のため江戸に集まるが、そこで散財し、天下の富が江戸で無駄に費やされているのである。参勤儀礼の重要性を踏まえてか、「俗は以て廃すべからずとなすも、しかも廃せざるべからざるものあり、以て必ずしも興さずとなすも、しかも興さざるべからざるものあり⁶¹と、慎重な言い回しをしているが、虚礼を廃して質朴にすべきと指摘している点は、後述する参勤の害の認識について、先駆的な指摘であり注目される。

第四条は「守備を頒^{わか}つ」である。今天下の大名は参勤で江戸に集まりそこを守っているが、天下の要害は京都・大坂など数多くあり、全て厳重に守られなければならない。長崎には既に備があるが、今や夷虜の船はどこにでも現れ得るのであって「海内を挙げて皆長崎⁶²である。島嶼や蝦夷までも気を配る必要があると指摘するのである。

これら四カ条の改革が遂げられた後には、新たに創始すべき五カ条の事業があるという。第一条「屯兵を設く」では、いわゆる一国一城令は争乱を防止する妙策であったが、今日では夷虜に備えるため、地方に拠点を設け、屯田の兵を設ける必要があるとする。第二条「斥候を明らかにす」は、海岸のどこから夷虜がやって来てもいいように、監視網を構築し、駅逡の態勢を整えるべきことを述べたものである。第三条「水兵を繕^{おさ}む」は、海からやって来る夷虜を撃退するためには、海岸線に台場を築くのみでは不完全であり、大船建造禁止令を廃して軍船建造を諸藩に賦課すべきというものである。第四条「火器を練る」は、鉄砲・大砲の用意などを説く。第五条「資糧を峙^{そな}う」は、無駄な工芸品を取り締まり、資材を実用に向け貯蔵すること、食糧を備蓄し価格も安定させておくべきことを論じている。

しかしながら、これらの事業を行おうとすれば、儉約を進めれば抵抗が起こり、兵士を増やせば狼藉を働く者も出てくるなど、どうしてもその正反対の障害が起こるものである。万事そのような成り行きでは一つとして達成できなくなってしまう、と会沢は指摘する。そこで以下のように述べる。

⁶¹ 同上、113頁。

⁶² 同上、114頁。

臣、故に守禦の策を論ずるに、必ず士風を興すを^{はじめ}首とす、その義を以てして天下を率ゐんと欲せばなり。義を以て天下を率ゐんと欲せば、すなはちよろしく天下の公義に^よ仗りて、以てその好悪を示すべきなり。今や攘夷の令は天下に布かれ、天下羞惡の心に困りて、以て大義を天下に明らかにし、天下向ふところを知れり。固よりよろしく感憤激励、日夜相勸勉し、智者は謀を献じ、勇者は死を致して、大いに振起作興するところあり、速やかに驕虜を駆除して、以て大義を天地に立つべきなり。⁶³

改革策の第一条第一項に「士風を興す」を持ってきたのは、人心を振起させ、彼らの「義」が天下を牽引することで困難な変革を実行させるためである。人心の「義」に牽引させるためには、人々の「公義」に依拠し、善悪、なすべきことをはっきりさせることである。つまり、今や天下の「羞惡の心」に基づいて攘夷令が発せられ、これで天下はその向かうべき道筋を理解して、奮起するようになるということである。

ここで挙げられている「公義」は、武士層の心情に添い、その欲するところを叶える、あるいは人心をそのように誘導する、という意味で用いられている。「守禦」篇全体を総括すると、儉約と軍備を基軸に攘夷の実現を期しており、術策としては初歩的な事項もあるが、全体的に、物理的な防御策よりも、人心の掌握と振起に軸足を置いている傾向が強い。三谷博は、『新論』は読者に対し、西洋による日本侵略が間近に迫っていることを説いて強い危機感を持たせ、また天皇に対する忠孝実践の正しさを神話的・歴史的機縁から説き起こし、ナショナリズムに訴えている点を特徴として挙げている⁶⁴。また源了圓は『新論』の革新的意義がどこにあったのかという点について、「日本の国家的独立を保つためには、現在の幕府のあり方は不可である」ということをはっきりさせ、また「幕府本位でもない、また自藩中心主義でもない、国家という見地からの発想がみられる」ことにあると述べている⁶⁵。これを併せて考えれば、会沢は水戸とか幕府とかいう範囲を超えた全国単位の視野を提供し、そしてそれを範囲とする日本人のナショナリズムに訴える中で、「士風」の振起の必要に及び、「士風」の母体となる「天下の公義」にまで視野を広げたものと評価することができる。こうして、人心の向背が重要な要素として意識されるようになったのである。

次に佐久間象山であるが、天保十三年、主君・松代藩主で老中になった真田幸貫に上書している。そこでは様々な海防策が述べられているが、ここで特に注目したいのは、佐久間の意識の表明である。ある部分ではこのように述べている。

⁶³ 同上、132～133頁。

⁶⁴ 前掲、三谷「19世紀前半の国際環境と対外論」(『明治維新とナショナリズム』所収)を参照。

⁶⁵ 源了圓『徳川思想小史』中公新書312、中央公論社、1973年、219頁。

微賤の私底、公儀御廟堂之御大計を彼是と申上候は、実以恐入候義に御座候へども、外寇之義は国内の争乱とも相違仕、事勢に依り候ては、世界万国比類無之百代連綿とおはしまし候皇統の御安危にも預り候事にて、独り徳川家の御榮辱にのみ係り候義に無御座候へば、神州闔国の休戚を共に仕候事にて、生を此国に受け候ものは、貴賤尊卑を限らず、如何様とも憂念仕べき義と奉存候⁶⁶

陪臣たる微賤の者が公儀の政策をあれこれ論じるのは恐れ入るが、「外寇」は皇統の安危にも関わる大事であって、徳川家の名誉ばかりに止まらない問題である。そこで日本人として「休戚を共に仕」る、「生を此国に受け候もの」は、貴賤を問わず憂慮すべき問題と存ずる、としている。

そして、今般最も重要なのは銃砲の充実と、西洋式艦船の用意・海軍の設立であるとしているのだが、

然る処、西洋製之戦艦御造立と申義、是迄公儀之重き御規定も御座候へば、尤も容易ならざる義とは奉存候へども、右之外に外寇防禦之策無之に極まり候はゞ、仮令是迄如何程重き御規定御座候とも、天下之安危には難替義と奉存候。畢竟御先代様にて右等重き御規定を被為立候も、天下後之義を厚く被思召候ての御事に候へば、御当代様の御物数寄等にて右を破らせられ候はんには、如何にも濟せられまじき御義理に可有御座候へども、天下之為に立てさせられ候御法を、天下の為めに改めさせられ候に、何の御憚りか御座候べき。平常の事は平常の法に従ひ、非常の際は非常之制を用ひ候事、和漢古今之通義と奉存候。⁶⁷

幕府には大船建造禁止令があるが、大船を以て対抗する以外に策がなければ、それがどんなに重い法であっても、天下の安危には代えがたいはずである、と佐久間は述べる。その上で、祖法は元々、天下のために作られたものである、だが天下のために作られたのであれば、天下のためにこれを改めることに、何の憚りがあるうか、と鋭く指摘するのである。

会沢や佐久間のこのような態度は、危機を意識した時代ならではの論調と言える。これまで慣習として成立し守られてきたものを変更しようと主張する際に、それを正当化するのは、今は前提条件が変わってきているのだ、という論理である。そうして主張されるようになった理論には、「公義」への注目だったり、身分の差を超えて「天下」へ直接我が身を結びつける態度であったりするように、既存の枠組みを一步踏み越えようとする要素が盛り込まれることがあるということを、これらの例は示しているのである。

⁶⁶ 佐藤昌介・植手通有・山口宗之校注『日本思想体系 55 渡辺崋山 高野長英 佐久間象山 横井小楠 橋本左内』岩波書店、1971年、266頁。

⁶⁷ 同上、270頁。

別の側面からも、海防問題を契機として変化の兆候を捉えることができる。幕府と諸藩の間に、上意下達とは異なる形のコミュニケーションが見られるようになったのである。

一例を挙げると、弘化三年および嘉永二年(1849)、老中阿部正弘は海防態勢の強化を目指して、一度廃していた打払令を復活させる事を計画し、これを三奉行(寺社・勘定・町)や海防掛などに諮問した。これについてはどちらも、財政難、および避戦政策の徹底を求める反対論が根強く、阿部は断念している⁶⁸。幕閣が海防政策を策定するにあたって、このように幕府内の役職者に対して諮問する分には、幕府部内の意思形成過程の内のことと解し得る。しかしながらこの時、阿部はその範囲にとどまらず、当時相模・房総海岸で警衛役を務めていた川越・忍藩にも意見を求めたのである。このうち川越藩は弘化三年七月、

此度以前に被成御復異国船打払之義可被仰出之御内評之趣を以私義ニ茂心付御座候者申上候様被仰聞難有奉畏候仍而与得熟慮仕候処打払之義於海岸嚴重之御固筋聊心付無御座候間此段申上候右様打払ニ相成候上者於海岸大筒を相備嚴重ニ相固候二者……人数之限茂御座候ニ付海岸場広之持場ニ御座候而者固茂難相届ニ付観音崎より旗山十石猿嶋咽喉之場処猶又嚴重ニ相固申度奉存候右ニ付領分津久井村より城ヶ嶋并三崎町夫より西浦通り海岸腰越邊迄者別手を以御固被仰付候様仕度奉存候此段申上候以上⁶⁹

と回答している。すなわち、心付があれば申し上げるようにとは、ありがたくおそれいることである、打払を実践するのは心許ない状況である、打払のためには大砲を嚴重に配備する必要があるが、持ち場の海岸線は長く動員人数にも限りがあるので、持ち場を分割し他の藩に割り当てて欲しい、と主張している。この年まで江戸湾口警衛は川越・忍の二藩態勢であったが、翌年会津と彦根が追加されたのはこの意見も影響していると思われる。この四家は幕府から防衛計画を策定するよう命じられ、互いに何度も協議をくり返した末にこれを成立させているが⁷⁰、役務の実行方法について当事者間の合議に委ねている点は興味深い。また嘉永二年の諮問の際には、昌平黌の儒者達やかなり広い範囲の幕府役人に意見提出を求め、また佐賀・福岡藩などからも意見が寄せられた⁷¹。

また、この頃の政界の特徴として、有志大名の登場はよく知られるところである。水戸前藩主徳川斉昭(弘化元年に隠居)、宇和島藩主伊達宗城、薩摩藩世子島津斉彬(嘉永四年襲

⁶⁸ 前掲、三谷「開国前夜」、また藤田覚『幕藩制国家の政治史的研究』(校倉書房、1987年)、第四部第一章「対外危機の深化と幕政の動向——嘉永二年の海防諮問と海防強化令をめぐって——」、第二章「外圧と幕政——開国以前の阿部政権——」を参照。

⁶⁹ 『東京大学史料編纂所蔵 大日本維新史料稿本マイクロ版集成』東京大学出版会、1997年、K0-005、弘化三年七月。

⁷⁰ 『維新史料綱要』嘉永元年五月二日(東京大学史料編纂所ホームページ「維新史料綱要データベース」(<http://www.hi.u-tokyo.ac.jp/index-j.html>)を利用)。

⁷¹ 嘉永二年の諮問の背景については、前掲藤田「対外危機の深化と幕政の動向」に詳しい。

封)、福井藩主松平慶永などが主に挙げられる名であるが、彼等は国防に強い関心を寄せ、また西洋の知識や洋式兵備にも意欲的であった。彼らのような大名層が生まれた原因の一つとして、老中などの幕府役職に就いて政見を国政に反映させることが許されない、家門・外様の大藩という立場ながら、ある程度強い権力を有する大名家の当主であるというジレンマを抱えていた、という指摘がある⁷²。

阿部は彼らと提携して、情報交換を緊密にしていた。阿部の政治路線がこのような従来のやり方を逸脱したものになった理由については、いくつかの説がある。一つは政局上の制限である。彼の時代に先立つ天保の改革の際にも、時の老中首座水野忠邦によって海防整備が推進されたが、改革が頓挫して失脚し、次いで首座に就いた土井利位も短期間で失脚した。これによって整備は不完全に終わっている。特に水野が企画した三方領地替えや江戸・大坂周辺上知令が、関係藩や領民の反対で撤回されたという失敗は、幕府首脳部の権威を強く傷つけた。そして阿部が若干二十七歳で首座に就いたのだが、年齢の上で絶対的に足りない政治経験と威信、そして、財政再建を気にかけて支出に消極的な態度を取る幕府勝手向の抵抗といった不安要素があった。このような政治情勢下においては、意欲的な政策展開は行いづらく、無難な舵取りを迫られる。将軍家慶も改革に懲りて消極的になり、また大名も軒並み資金調達に苦しみ、採ることができる選択肢の範囲は狭かった⁷³。この時点における幕府中枢部の「御威光」は低下していたと言えるだろう。そうした制限下において着実な手法として、多数の意見、すなわち「公論」を取り入れる姿勢を見せ、不満を和らげるとともに、うまく味方に付けることでその協力を調達し、政策実現の余地・政権の支持を確保するというものである。これは半面において消極的選択肢であるが、一方で積極的な政権運営策であるとも言える⁷⁴。

嘉永二年十二月二十八日、阿部は異国船への備えについて改めて厚く取り計らうよう布告したが、同時に以下のような口達も発表した。最近異人どもはますます我が物顔で振る舞っており、このまま放置すればさらにつけあがるだろう、そうなれば我が国威にも関わるので厳重な措置が必要である。沿海の備えを厚くする必要があるが、一通りのものではない実用的なものでなければ意味がない、これについては各藩によって地理も異なり、計画もあるだろうから一概にできないが、攻守を考え油断なく行うべきである。そして隣藩と申し合わせて連携したり、藩士の地方土着や農兵の採用を検討したりもすべきである。相手は船でやって来るので自由に進退可能で、しかも数カ国存在する。絶えず四方を警戒して奔走し、多額の費用を費やして疲弊を重ねては国内の不和ともなる。永続的で実用的

⁷² 三谷「『公議』制度化の試み——元治元年京都」(前掲『明治維新とナショナリズム』所収)、247頁。

⁷³ 前掲、三谷「開国前夜」89～92頁、久住真也『幕末の将軍』(講談社選書メチエ 433、講談社、2009年)56～58頁を参照。

⁷⁴ 藤田覚「ペリー来航以前の国際情勢と国内政治」(明治維新史学会編『講座明治維新1 世界史の中の明治維新』有志舎、2010年所収)50～51頁、鶴飼政志「ペリー来航と内外の政治状況」(同編『講座明治維新2 幕末政治と社会変動』2011年所収)32～35頁。

な備えを心がけよ。そして、

異賊は西洋諸国之儀にて、御国地を覬覦いたし候事と察し候時は、此方にてても、御国内一体之力を以防禦致し候事と察し候時は、此方にてても、御国内一体之力を以て防禦致し候事に無之ては、多寡之勢力行届申間敷訳に付、兎角万一之節は、隣領よりも力を合、相互に援助致し候手筈等も厚く申合、凡日本国中にある所、貴賤上下となく、万一異賊共、御国威をも蔑にしたる不敬不法之働杯あらば、誰かは是を憤らざらん、然らば則日本闔国之力を以、相拒み候趣意に相弁候はゞ、諸侯は藩屏之任を不忘、御旗本之諸士、御家人等は、御膝元之御奉公を心懸け、百姓は百姓だけ、町人は町人だけ、銘々持寄、当然之筋を以力を尽し、其筋之御奉公致し候儀、是二百年来昇平之沢に浴し候御国恩を報ずる儀と、厚く心懸候はゞ、即総国之力を尽し候趣意に相当候間、沿海之儀、相互に一和之力を尽し可被申候⁷⁵

すなわち、相手は数カ国で我らを窺っている、こちらもまた国内全体の力で防衛に努めなければ多勢に無勢であるので、隣藩と申し合わせ、あるいは貴賤上下の別なく、旗本、御家人、百姓、町人、それぞれがそれぞれの分を尽し、二百年来の繁栄をもたらした国恩に報いるよう、国の総力を挙げよと、「日本闔国」「総国」の意識を、武士のみならず全ての日本人に呼びかけている。ここでは、それ以前の意見集約型の政治手法が一段と拡大されていることが分かるのである。

藤田覚はこの口達について、従来の範囲を踏み越えた広い範囲に対し諮問を行った結果、海防の負担で諸藩の人的・経済的疲弊が強まっていること、これを踏まえ公権力たる幕府の責務を果たさなければ体制の危機に繋がることが知らしめられたと指摘する。そこで実用的な備えを強調し、また日本全体で協力し合う意識を喚起するという線に集約した結果としての口達であると考察している。ただし、これを以て「近代的国民観念」の萌芽とただちに理解すべきではなく、近世的な役賦課の観念を必ずしもはみ出しているものではないと指摘している⁷⁶。阿部としては、財政的・政治的に思い切った国防重視の体制に旋回させることもできない中であって、多少なりとも実効性のある海防態勢を布くべく、国内の調達し得る協力・攘夷の意志の糾合を企図したというものであるだろう。ただし、意識的なものでなくとも、上が必要に迫られてこのような布告を繰り返し、幕閣関係者の枠外にも意見を提出させ、あるいは国家意識を鼓舞するなどのことを繰り返せば、それだけ全国的視野に立とうとする者を生み出すことを許容し、従来の秩序を改変する余地が生じるのもまた、故なきことではない。それを加速させる要素として、危機が間近に存在する、あるいは存在するという意識、そしてそれに対して当局が適切な指揮を採ることができていないとい

⁷⁵ 以上、前掲石井・服藤編『幕末御触書集成』第六巻、42～44頁、史料五二〇七、嘉永二年十二月廿八日「伊勢守殿御渡 口達之覚」。

⁷⁶ 前掲、藤田「対外危機の深化と幕政の動向」342～343頁、および346頁。

う批判意識が傍らにあれば、なおさらのことであろう。

第四節 嘉永・安政期福井藩の政治的主張(一)

幕府という包括的な全国支配勢力と、諸藩という地域支配勢力だけが存在した鎖国期の政治関係に対して、外国の脅威という要素が加わったことで、地域支配勢力であった諸藩にも、全国支配勢力が担うべき、外部からの防衛という負担がふりかかるようになった。その一翼を分担することが当然という状況が長く続くようになると、自然と、幕府以外の人々においても、内外に目を開き、自己の存立について思考を巡らせ、政見を持つようになってくる。幕府もある程度はそれを人々に要請してきたのだが、そのような人々の中から、幕府の方針に対して不満を抱き、改革を求めて運動する人が現れるに至って、様相はやや異なってくるのである。ここではそうした動きの一角として、福井藩と、藩主松平慶永の活動に注目する。

慶永は文政十一年、徳川御三卿の田安家に生まれ、越前松平家に養子として入り藩主に就いた。徳川斉昭や伊達宗城、島津斉彬や阿部正弘と懇意の間柄で、特に斉昭を尊敬しており、天保十四年初めて福井入りする前には、主君としての心得について斉昭に質問し、斉昭もこれに丁寧な回答するなど⁷⁷、頼むべき人と考えていたようである。

さて、外国との直接的な接触は何とか避け続けてきた幕府であったが、ついに嘉永六年六月三日、開国を要求するアメリカのペリー率いる四隻の軍艦が浦賀沖に現れ、その鎖国政策の撤回を迫られる時がやって来た。ペリーは長崎への回航を拒否し、幕府はやむなく浦賀で国書を受理するという前代未聞の事態になった。さらに七月十七日にはロシアのプチャーチンも長崎に現れ、開国と国境画定を要求している。ペリーは翌安政元年(1854)一月再来し、三月三日、日米和親条約を締結したのである。

ペリーの初回来航時、幕府は江戸湾警衛の四藩に加えて、臨時に計十八の藩に湾内海岸線を固めることを命じ、各藩江戸屋敷の人員にも臨戦態勢をとらせた。次いで退航後、品川沖に台場の築造を開始し、十一月、会津・川越・忍藩を台場守備に転じさせ、新たに長州・熊本藩を相模側、横浜に鳥取藩、岡山・柳河藩を房総側の警衛に任じた⁷⁸。さらにペリー再来時には二十五藩に再び海岸線展開を命じている⁷⁹。その中で福井藩は、いずれの来航時にも品川御殿山の警衛を務めている。

⁷⁷ 日本史籍協会編『昨夢紀事』一、日本史籍協会叢書 117、東京大学出版会、1989年覆刻再版、9～15頁。

⁷⁸ この配置についても、中心部に家門・譜代、外延部に外様大名を配置するといった傾向がみられる。このような事態となっても、徳川家との遠近を考慮する考えは生きていた。針谷「安政一文久期の京都・大坂湾警衛問題について」(明治維新史学会編『明治維新史研究 5 明治維新と西洋国際社会』吉川弘文館、1999年所収)を参照。

⁷⁹ 前掲、原『幕末海防史の研究』、16～20頁、26～28頁、124～125頁、134頁、および139頁。

当時の慶永の政見は、戦時体制の構築、斉昭が幕府で重用されることおよび有志大名・人材の政治参画の拡大、そして將軍家の安定、すなわち不在の継嗣を確定することに大別される。その実現のため、積極的に各方面への働きかけを行っていくのである。

まず、ペリー来航の知らせで江戸が緊迫感に包まれた嘉永六年六月七日、阿部に書を送り、

今度異船渡来誠に不容易儀に而乍恐実に天下之御安危にも関り候……右一件に付私策と申ては無之兼々如御承知駒込には非常之御方故密に御呼寄御承りにても御出被成候而も御相談尤もに奉存候⁸⁰

(駒込＝斉昭の意)

斉昭に相談するよう述べている。折しも將軍家慶急病の噂が流れ(二十二日死去)、二十三日再び阿部に対し、

今般之御病氣御大漸に被為及間敷も難計平世とも違ひ外寇之取沙汰も強く……一大事至極之御時節に当り……勿論西城公被為在候へは一統安心仕居候儀とハ乍申御初政之艱難実以奉恐察候右ニ付当時天下之属目英明老練一に駒邸老君に止り候事に候へは此時にあたり此人をして西城公の御羽翼に被充候は、……列侯は不及申士民所向を得猶更安堵可致は必定と奉存候⁸¹

として、斉昭を、後を継ぐ家祥(すぐに襲職し十三代將軍家定となる)の後見につけるよう勧めた。その後斉昭は海防参与に任命されている。

この時、幕府はアメリカの国書を公表し、大名・旗本に意見を述べるよう諮問した(幕府がこの時、局外の者に意見を述べさせたことで、後の幕威低下・公議輿論勃興の端緒となったという説があるが、先に述べたように、諮問はそれ以前にも度々行われており、海防動員を通じた国政への関心の上昇も既に起こっている⁸²)。慶永は国元に意見を問い、家老本多敬義、側近の鈴木主税が急遽上府、論議の上八月七日、福井藩としての答書を幕府に差し出した。それによると、まず今回のペリーの行動は武力をちらつかせた無礼な要求で言語道断であり、今回祖法を曲げて国書を受理したことは一時の権道とはいえ残念であるとする。ペリー再来の際も一時的な窮余の策として条約を認めるようなことがあれば、夷人はつけ上がってますます多くの要求をしてくるだろうし、一方でこれを断れば多くの国を

⁸⁰ 前掲、『昨夢紀事』一、30頁。

⁸¹ 同上、55頁。

⁸² 福地源一郎も明治になって回想し「是幕府が此時を以て諸大名をして初めて政治に口を容るゝ事を促したるが故にして是よりして諸大名は幕府に向て議論するの途を得て是非を事とし遂に其衰亡の原因を成したる」と述べている。石塚裕道校注『幕府衰亡論』東洋文庫84、平凡社、1967年、23～24頁。

敵に回すことになる。どちらにしても、異国からも全国の大小名からも見透かされ「足利氏之末世同様」にもなりかねない。

であるならば、やはり再来の際は断固拒絶すべきであり、その際には戦争を覚悟しなければならない。そこで「右に付而は墨夷願之趣御取揚之無之御断に相成候間明春渡来之節は必戦之心得に而其用意可致旨列国之諸侯大夫士へ被仰付専ら防戦之術を御勉励有之天下向ふ所の心志を御治定」すなわち、断固として「必戦之心得」を固め、防衛の準備をして天下にその向かうべき所を指し示すべきである、とする。

そして、そのための具体策を列挙しているが、整理すると以下のようになる。まず、徳川家の成員の中から徳望ある人物を「大元帥」に任命し、「兵馬の権柄」を委任する。これには軍事指揮権のみならず、防衛準備に万全を期す事ができるよう、一切の政務を統轄させるべきである。それなくしては結局因循に時日を費やすばかりである。そしてそこに「日本中有志之建白」を集め、あるいはオランダにも意見を求めてもよい。将軍家は儉約に努め大奥の奢侈を禁じ、「一切之治務は悉皆御擲却にて愈以防戦一途」するのである。

次に、江戸を主戦場と想定して準備に取りかかるべきである。本来は軍艦を用意して江戸湾内乗り入れを阻止する態勢を作るべきであったが、それはもう間に合わず、また湾口の台場群では、湾の中心部を通る船には射程が届かず、乗り入れを阻止することはできない。そこで、敵の砲火にさらされる江戸臨海部の家屋は全て取り払い、今の内に住民を疎開させる用意しておくべきである。今のまま海岸線に各藩部隊を並べ立てても、まとめて大砲で焼かれるだけである。続いて、臨海部に砲台を築き防備を固めるのであるが、それには江川英龍・佐久間象山などを採用し、また様々な政策を布くには「夫々堪能之仁に御委任有之天下之御威勢を以て望むべきである。大砲類の鑄造を急ぎ、古い軍制を改革して精兵を揃える。

それから、京都守衛を尾張・紀州いずれかに任じ、また海岸を領有する諸侯は帰国させ、大船建造も許して自領海防に努めさせる。なお江戸は旗本と内陸の大名を中心に防衛する。そうすれば「一には都下之夫食を減し二^マは諸侯の疲弊を補ひ三には事に臨んで日本全国之騒き可相成妨害を防ぎ可申儀」となる。これについては「必戦之時に当り可被召集諸侯を却而帰国被仰付候儀者表裏之儀候得共此時に当り諸侯と共に皇国を御守護被為成候大公之御雄略を天下に御示し可被成御儀と奉存候」、つまり、「必戦之時」でありながら諸侯を帰してしまうのはあべこべのように見えるが、これは「諸侯と共に」江戸以外の日本全てを守るという「大公之御雄略」なのだという。最後に、

公辺におかせられ候ても夷虜の侮りを禦かせられ天祖の皇統御動転なく万々世に
伝へられ天下を泰山の安きに措かせられ候儀こそ征夷大將軍当今之御先務にて御
祖宗へ之御追孝も亦此上之御義は有御坐間敷と奉存候

と締めくくっているのは、御三卿の家に生まれた者でなければ、なかなか言えない文句

であると言えよう⁸³。

以上の答書についていくつか指摘すると、まず「大元帥」には当然、斉昭を想定している。将軍家慶の急死という非常事態、そして新将軍家定は障害があつて、まともに政務が執れないと思われていた当時にあつては、将軍自身の指導力の発揮に期待することができなかつた。次に、主戦論に基づいて、防衛を何より優先した、徹底的でやや理想論的な対策を列挙している。その中で、江戸の防衛にも気を遣いながら、藩主層としての要求も盛り込んでいるという点がある。大名家としては国元の防衛も気がかりであるし、江戸への度重なる動員と、両様の負担は重いものでもあつた。この答書における意見は、この後数年間の福井・慶永の主張の原型となっていて、ここから参勤交代改革を含めた後年の主張が展開されていくのである。

ペリーが再来した安政元年の二月晦日、慶永は悲憤して新たな建白を認め阿部に送った。そこでは、品川台場の建設をようやく始めた程度で、今回の再来までの間に十分な措置が採られなかったことを強く批判し「治世之粉飾ニ預り候冗贅の勤務一切御放下被成日継夜之御至念を以義勇発達富国強兵を御勧誘……公辺にて御発奮被為在候ハ、諸大名ハ猶更増倍勃興不仕候半而は難相成候」と、今からでも「御発奮」し、平時の政務をなげうって富国強兵を行い、諸大名を「勃興」させるよう訴えている。そしてその上で以下のように述べている。

両山其外夫々の火防を初御手伝金等も被仰付治世之勤務にて諸侯も当時甚困窮ニ相迫り居候儀ニ御坐候處当年亞墨利加船は及退帆候而も引続万国渡来可仕は指見え候事ニ御坐候其度毎御固メ等被仰付候而ハいかにも労役に堪兼候儀ニ而失費も不容易奔命に而已疲れ国力虚耗致候而此上尔武備嚴重に仕度候共出来不申仕合に相運ひ申候ハ眼前ニ御坐候間兵端可相開御趣意にも無之当年之通り平穩無事之御取扱に御坐候ハ、是迄之在府人数ニ而出火之振合位ニ而固メ被仰付候ハ、可然歟当時諸大名国許在所より多人数招呼候勢に相成居候事故日々の雑費も不容易事ニ相成国力疲弊之損害ハ御坐候得共其益ハ無之防禦の実用にも相成不申候固メ人数差出候事ハ疣贅無此上奉存候間何卒昨秋も及建白候通り諸大名妻女国許へ被指遣年始より歳暮迄の進献物一切御止メ被成御役人方への贈物も被止大名ハ三四年に一度ツ、参府に相成候ハ、却而幕廷の御為にも相成諸侯ニ而も大ニ難有可奉存候義に御坐候其他諸侯の難儀ニ相成候儀共ハ悉く御省被成候様致度奉存候

ここではまず、大名の無駄な役務を廃するよう求めている。兵端を開くつもりもないのに毎回異国船が来る度に海岸の固めに動員され、しかも防御の実用に役立たないというのは、いかにも失費であり疲弊の元である。それから、江戸屋敷に置くことが義務づけられていた大名の妻子を国元へ退去させること、進献物の類を一切廃止すること、大名の参勤

⁸³ 以上、前掲、『昨夢紀事』一、65～82頁。

を三・四年に一度とするよう要求している。ここで、大名の負担軽減策として、後年まで慶永の持論となる参勤交代改革の骨子が登場する。

唯今之御時態ニ而治務御放下も無之諸侯参勤も是迄之通にて蛮舶及渡来候毎度御固メ等被仰付候様にては御国威挽回の御道は絶て無之益以御厄運相迫り可申奉存候其節ハ諸侯労役に堪兼候処より如何体之野心相兆し申間敷とも御受合難申上又心力を尽し精忠を抽候諸侯も毎々之労役にて国力虚耗之処より可奉救助事難相叶時勢に相運ひ可申は眼前に候何卒右等の処被思召詰候ハ、一刻も早く諸侯と御盟約の上治務御擲却専ら金革の務に相成不申候半而者迎も迎も御威光御恢復御見詰無之と奉存候⁸⁴

慶永は、こうでもしなければ諸侯の疲弊は最早救いがたく、二心を抱く大名も現れかねないとやや不穏当なことを述べているが、これは相手が親交ある阿部だから言えることであろう。そして「諸侯と御盟約の上治務御擲却専ら金革の務に相成」という最後の一節が特に目を引く。大名との関係を「盟約」と表現するとは、どこまで考えてこのように表現したのかははっきりとはしないが、後の大名連合的な構想との親和性を感じられる文言であると言える。

阿部は翌三月四日慶永に返書し、御主張はもつともなことであるが余儀なき次第にてこのような時勢になってしまったのは残念であるとした上で、主張のうち妻子の帰国・参勤の緩和については「至極之儀候得共此儀ハ何分如何有之歟愚存にてはヶ様にハ難相成哉と存候其余之条々は何も別段心付も無之候」⁸⁵と述べている。これは、参勤関係の義務については何といっても祖法の内最も重要な条項であるという理解が働いていたものと考えられる。

ただ当時、同様の発案に至っていた者は複数いたようである。例えば佐土原藩主島津忠寛も嘉永六年の幕府諮問に対し、防備を調えるべき時節ながら、普請手伝金などの出費がかさんで苦しんでいるので、これを当面免除し、さらに海岸を領有する大名とその家族を帰藩させ、当主のみが三年か五年に一度参勤するよう改めて欲しいと答えた⁸⁶。島津斉彬は忠寛に、実現は難しいと思うが同意であると述べている⁸⁷。また尾張藩主・徳川慶勝も慶永に送った書簡中、尾張でも妻子の帰国を建議したが採用されなかった旨述べている⁸⁸。

第五節 嘉永・安政期福井藩の政治的主張(二)

さて、アメリカとの条約問題については、開国に決して一つの区切りを越えたが、慶永・

⁸⁴ 以上、安政元年二月晦日付、阿部正弘宛松平慶永書簡。182～184頁。

⁸⁵ 安政元年三月四日付、松平慶永宛阿部正弘書簡。同上、189頁。

⁸⁶ 島津斉彬文書刊行会編『島津斉彬文書』下巻一、吉川弘文館、1969年、734～742頁。

⁸⁷ 嘉永六年十月二十九日付、島津忠寛宛島津斉彬書簡。同上、732～734頁。

⁸⁸ 安政元年七月十一日付松平慶永宛徳川慶勝書簡、前掲、『昨夢紀事』一、224頁。

福井藩は以後も積極的に国政への発言を続けた。それは主に阿部への働きかけを通じて行われている。安政二年八月二十八日、慶永は阿部の屋敷で、外国船の日本沿岸測量問題などについて対話したが、その中で、

- 一、諸大名も近年追々困窮相成候ニ就而は上野芝を初火之番等は当時と相成候而は允に失費而已にて御無益之儀候へハ此後とも被相止候御評議有之……
- 一、献上物等は三ヶ一相成候御評議中之由⁸⁹

など、火之番の廃止、進献物の軽減といった話題も取り上げられた。次いで十月十六日、斉昭に書を送り、条約成立後といえども、因循・中途半端な備えを脱して、真実必戦の備えを確立しなければならない状況に変わりはない旨述べた後、大名の負担軽減・軍事振興策として以下の案を挙げた。

- 一、当時天下之諸侯を二分して隔年之交替相成有之候処先つ十五年を限り四分して四年ニ一度之参観に相成兼而御定之持場固メ不安心に無之程人数召連候様之御規定ニ相成候ハ、三年在国中演武を専にして自国之守衛を厳にし……扱四年に一度之参観ニハ将卒共に必死を極め……惣而陣中之心得を以て在府候様候ハ、不令して華美奢麗之弊習ハ自然相止在番中之費用も方今之額とは抜群相違も可仕と奉存候事
但嫡子庶子とも国邑へ召連候儀勝手次第可被仰付候事
- 一、四年に一度之在府陣中同様相成諸侯礼式服制等之儀御年限中夫々格外之御制度被相立其以下も是ニ准し可申事陪臣之分は不選尊卑野羽織立付伊賀袴等着登城たりとも同様……
- 一、右に付而ハ諸侯妻女も銘々国邑へ引移し可申事……

その他、大名留守・妻子不在の江戸屋敷の留守居は最小限にさせること、在府中の大名を旗頭・海軍旗頭・台場守衛旗頭の隷下に編制し守衛・操練させること、定府大名・旗本を四分して交替で軍役に就かせること、石高に応じて費用の捻出を命じて軍艦を用意させること、などを列挙する。その上で、御奉公のやり甲斐があると思わせるようであれば「体ニより不満を抱き事を左右ニ托し参観を怠候様之諸侯追々出来可申候歟」などと訴えるのである⁹⁰。十月十八日には阿部にも同案を送付した上で⁹¹、十一月五日、阿部の薦めで、文面を若干改めたものを当時の老中首座・堀田正睦にも呈したのである⁹²。

⁸⁹ 安政二年八月二十八日、福山藩邸における阿部正弘・松平慶永の対話記録。同上、290頁。

⁹⁰ 以上、安政二年十月十六日、徳川斉昭宛松平慶永書簡中「愚哀」。同上 298～305頁。

⁹¹ 同上、319頁。

⁹² 同上、338～339頁。

ただ、参勤交代緩和の論については、有志からも慎重な意見が寄せられている。阿部は「何れも御尤千万ニ存候併四年目参勤妻女国許江差遣し候と申義此義ハ如何可有之哉と愚存ニ而ハ考申候」⁹³と応じている。斉彬は「御建白之御一条至極御尤ニ奉存候非常之御時節故非常之御所置当然之事ニ而御同意至極ニ候得共諸大名参暇之儀は……御明論なからとても御評議決し申間敷やと奉存候」⁹⁴と書き送り、また、

此等之条々ハ親藩の貴兄すら彼是にらみ付候事況や国持外様の面々にてハ仮初にも申出されぬ事にて直に嫌疑を受候ハ必然の事尤必ニも甚御同意参暇之義も勿論無間然候へとも前条の次第なれハ申出候とて行はれるへき勢ならず且参暇之事は別而拙者杯兎角自国へ引籠らんかとの睨覩これある故曾て口外なしかたし拙者に取ても一ト道中一万余金の入費候へハ参暇間遠となれハ格別の有益にて願は敷事にて……其他大小遠近共にそれぞれの有余出来すへき良策候へとも右等之意味決而主張に及び難し⁹⁵

と述べるなど、慶永に自重を求めた。この斉彬の発言からは、幕末の今日に至るもなお、参勤と妻子江戸集住は大名統制の根幹として捉えられていたこと、だからこそ「親藩の貴兄すら彼是にらみ付候事況や国持外様の面々にてハ仮初にも申出されぬ事」であり、彼ら有志の行動を疑惑の目で見ると周囲の圧力を感じ取っていたことがうかがえる。

思うように意見の浸透をみなかった慶永は、翌安政三年は参勤年を終えて福井へ帰り、藩政に専ら意を注いだ。以前から福井では銃砲の充実などが進められていたが、この頃改革事業の中心に橋本左内が登場し、前年設立された藩校・明道館を中心に、洋学教育などを推進していった⁹⁶。この頃、福井藩は藩論を開国に転回し、そしてこれ以降の運動では、将軍継嗣問題を中心に据えたものとなっていた。

安政四年再び参府したが、六月十七日に阿部が急死し、親しい同志、また幕政に繋がる有力なチャンネルを失うことになった。折しもアメリカとの通商条約締結問題が世論を紛糾させる中、以降は自らが中心となって諸侯と連携を図り、一橋家を継いだ徳川慶喜を次期将軍に推薦する事を中心に連携した、いわゆる一橋派の中心となって運動していったのである。

八月十八日、慶永の元に阿波藩主蜂須賀斉裕(徳川家斉の子) 津山藩主松平慶倫、鳥取藩主池田慶徳(徳川斉昭の子)、明石藩主松平慶憲が集まり会談が行われた。席上では、アメリカ領事(のち公使)ハリスの江戸城登城問題や、通商要求について諸大名に諮問されるべきである事、自領海防に努めなければならない大名の負担軽減、贈答儀礼の大幅な簡素化、

⁹³ 安政二年十月二十六日、松平慶永宛阿部正弘書簡。同上、335頁。

⁹⁴ 安政二年十一月二十八日、松平慶永宛島津斉彬書簡。同上、354頁。

⁹⁵ 安政二年十二月十六日、薩摩藩邸における島津斉彬・松平慶永の対話記録、同上、380～381頁。

⁹⁶ 高木不二『日本近世社会と明治維新』有志舎、2009年、30～33頁。

軍事改革の促進、手伝金上納免除などの件について堀田へ働きかけていくことなどが話し合われた。ただ、慶永が提案した参勤交代緩和・家族帰国の件については、大名から訴え出るには難しい問題であるという慎重な意見が出されている⁹⁷。その後、斉昭からも、参勤の件を含めるのは他の要求事項に障りが出ると意見があり、その件は他日を期すことで合意した⁹⁸。やはり参勤制度について改変させるのは難しいという考えが、大名一般に根強かったようである。この点について慶永は十一月二十三日慶徳の元を訪れた際、

江戸の風奢美ニ流れ候様ニ相成も諸大名奥方悉く江戸ニあり候故と存候是非江戸ニ有之候得ば自然他向ニ付合を始として手はり候故夫等よりして遂ニ疲弊ニ及候事故先第一妻子を国元え引連候事を申立候ては如何と存候⁹⁹

と、各大家の家族が江戸に集中している事が、勝手向の浪費や奢侈の風を招いているとの危惧を示している。

十月十六日、慶永は蜂須賀と共に堀田を訪ね建白書を提出した。そこでは、多くの改革を推進しなければならない多端の折柄、まずは将軍家を万全なものにしなければならならず、儲君として賢明・年長で将軍名代も務められる徳川慶喜を迎えるよう訴えている。その文中、

当今之如き折柄ニ於て内外之形情透観仕何角深勘弁仕候に何分建儲之御一条早々御定議御座候様奉願候右ハ唯私共計合願候而已ニ無之諸侯伯ハ申ニ不及芻蕘之民に至ル迄元より深く奉希居候事ニ御坐候

あるいは、

右建儲之御評議ニ付而は必定御人選と申御場合ニ御運可被遊は必然ニ奉存候此御一条は極々御大切之御事ニ而此事之当否より遂ニハ天下人心之向背も可決義ニ御坐候……当時列侯を始天下之人心を繫着仕候事は必一橋公程ニは無之御義と奉存候

などと述べ、継嗣を定める事が自分たちのみならず天下の諸侯・民心の希望である、または継嗣の人選は「天下之人心之向背」を意識して慶喜に決すべきであるなど、輿論を価値基準として意識しているニュアンスをにじませているさまが目につく。これは一橋派の意見集約を背景としてこの場に臨んでいるという意思の表明と見ることができる。また、「私共

⁹⁷ 日本史籍協会編『鳥取池田家文書』四、日本史籍協会叢書 152、東京大学出版会、1968年覆刻、29～52頁。

⁹⁸ 八月二十四日、再会合の記録。同上、115頁。

⁹⁹ 同上、273頁。

義ハ乍恐御一族之末ニ列シ安危休戚共ニ同しく可仕筈ニ御坐候故」と、継嗣という他家の者が言いだしにくい問題について、親族である自分たちは言及する資格があるとアピールしている¹⁰⁰。

十一月二十一日、蜂須賀、慶倫および慶徳と会談して意見調整を行い、通商の件は朝廷に伺いを立てること、戦争を覚悟した毅然たる対応をとること、交易許容となる際には内国の大改革が必要であること、京都警衛を手厚くすること、諸大名の疲弊を救うこと、開国に際しては姦商を取り締まること、産業を督励し貧民を救うこと、などで意見の一致を見た¹⁰¹。

そして十一月二十六日、先に幕府より、通商問題に関して諸大名へ諮問があったのに応え福井藩の答書が提出された。そこではまず、

- 一、方今の形勢鎖国不可致義は具眼の者瞭然と奉存候
- 一、我より航海を創め諸州へ交易ニ出候事企望の折ニ候故道理を以て来乞候者は御拒絶無之

として開国を容認し、貿易を盛んにして富国強兵の基とし、むしろ我より海外進出して「欧羅巴諸国に超越する功業」を為すべきなどと論じる。その上で対応すべき国内改革として以下の条目を掲げ、これまでの意見を集約させている。

- 一、右ニ付内地の御所置只今迄之旧套ニ而は難相濟候其大綱を申候ハは第一兼々申上置候賢明の御方儲式ニ可被相立事
- 一、天下之人材御挙用可有之事
- 一、太平之文飾御減省有之兵制御改革可有之事
- 一、大小名の疲弊を拯ひ陋習を破るへき事
- 一、内地ハ勿論蝦夷地迄山海共種々御措置可有之事
- 一、四民之業を励候事
- 一、諸芸術の学校を可興事¹⁰²

この答書の背景となる政治構想については、腹心となって藩論形成に影響を与えた橋本左内の思想を考慮する必要がある。橋本は慶永の意を受け、朝廷の各方面に働きかけて一橋派有利の詔勅を引き出す対朝廷工作、いわゆる「京都手入れ」に関わったことで有名である。まずその海外認識について、「西洋事情書」と題した小文では、「近来西洋各国、専ら政

¹⁰⁰ 以上、安政四年十月十六日付建白書。『昨夢紀事』二、日本史籍協会叢書 118、201～206 頁。

¹⁰¹ 同上、233～234 頁。

¹⁰² 同上、239～242 頁。

教を修め、人民を撫育し、其法度紀律整肅懇到中々一方ならず」と評価している。租税は軽く、王宮は簡素、政治は「上下共に衆情に戻り公議に背候儀は不為事、第一の律令に有之候よし。依之役人の選挙杯、先第一に国内の衆論に基き、賢明才学之者を挙用致し候由」。また法改正や開戦などは「学校へ下し、熟議上にて学論相定、政府へ申達、政府にても夫々之官、反覆訂論して、衆議一同之上にて行候よし、因て国王迎も一人にて吾意に任せ、恣に大事を作すこと不能由」である。理学・経済など種々の学校も多く、女子教育まであり、新知見は出版されて広く公開されている、などと述べられている¹⁰³。

このように西洋の知識を求め、またそこで得られた西洋の政体に関する知識が橋本の構想を膨らませていった。慶永の建白に前後する十一月二十八日の村田氏寿宛書簡は、よくこの建白と対になって論じられる、彼の外交・内政が一体となった政治構想となっている。まず今日において鎖国すべからざることはもはや瞭然である。そして今日の問題は国内の処置と外国の対応の二点であるが、世界の情勢はイギリスとロシアが覇権を争っているが、ロシアとは同盟を結び、近国を併合して力をつけるのが良い。内政については、

内地の御処置、此迄之旧套ニては不相濟、第一建儲、第二我公・水老公・薩公位を国内事務宰相の専権尔して、肥前公を外国事務宰相の専権尔し、夫ニ川路・永井・岩瀬位を指添、其外天下有名達識之士を、御儒者と申名目ニて、陪臣処士ニ不拘選挙致し、此も右専権之宰相ニ派別ニ致し附置、尾張・因州を京師之守護ニ、其指添ニ彦根・戸田位、蝦夷へハ伊達遠州・土州候位相遣し、其外小名有志之向を挙用候ハ者、今之勢ニても随分一芝居出来候半歟ト奉存候。

などと述べ、有志諸侯・人材を網羅した政府組織を考えている。その上で外国人の学者・技術者を雇い、蝦夷を開拓、航海術を講じるなどの施策を行う。そして、例え異説があろうとも「畢竟日本国中を一家と見候上は、小嫌猜疑ニハ不可拘ハ勿論に御座候」であるとしている¹⁰⁴。

このように、橋本は既に「日本国中を一家と見候」観点を確立させている。ここに至って、嘉永六年以来、あるいは異国船の問題が起こって五十余年が経ち、弥縫的な海防策を遥かに越え、国家的視点に立った政治構想、運動を招来するようになったものと言える。しかしながら、それが目指す、全ての大名勢力を包括した国家体制とは、将軍・大名の上下関係を大原則とする幕藩制秩序と究極的に矛盾する。参勤交代問題などはその最たるものであり、これを堂々と論じる大名が出現し、あまつさえ将軍家の後継者問題に肩入れし、そのために朝廷を動かそうとしたことは、幕藩制秩序が既に相対的な要素として、神聖視されなくなったことを示していた。そうである以上、既存秩序の反撃を受ける時が来ることは

¹⁰³ 日本史籍協会編『橋本景岳全集』一、続日本史籍協会叢書 22、1977年覆刻、154～155頁。

¹⁰⁴ 『橋本景岳全集』二、続日本史籍協会叢書 23、550～555頁。

避けられないものだったと言える。安政五年四月二十三日、彦根藩主井伊直弼は大老に就任、違勅の形で六月十九日、日米修好通商条約に調印した。これを難詰しに江戸城に詰めかけた慶永・斉昭らを、不時登城の罪で処分し、さらに関係した諸々の運動家たちを次々逮捕処罰する、いわゆる安政の大獄へとつながっていったのである。

これにより慶永は隠居謹慎となり、福井藩主の座は糸魚川藩主松平茂昭が継ぐことになる。橋本は逮捕された後「京都手入れ」などの行動が咎められ処刑、こうして一橋派は逼塞の時を迎え、同時に、多様な意見の噴出という政治現象は一旦掣肘を加えられたのである。

おわりに

本章において特に強調したい点は二つある。まず、安政年間の橋本左内のように、藩主・有志を包括した挙国一致構想が生まれたのは、決して一朝一夕のことではない。海防問題の発生があり、江戸時代を通じて行われた大名の参勤課役とは、質的に異なる動員が始められ、幕府外においても国政について検討する機運・危機感が高まった。これまで局外にあった者達が、実際に外来の脅威に向き合い、また従来域を超えた負担に苦しむ経験を積むことで、当事者意識を強める機会は多くなった。そうした過程を経てさらに一步を進め、「日本国中を一家と見候」ほどの、既存秩序の枠を越えた意識の成長を見る時が初めて訪れたのである。

また同様に、元来、合議をよくする武家社会の風土の上に、海防役に就いた大名家への諮問、次いで幅広い大名・知識人層への諮問という経験が蓄積されたことで、国政向きの議論をすることへのタブーが、一つまた一つと崩れていった。幕府においても「御威光」の低下に苦しむ中、各藩の積極的な努力を調達することにある程度期待する向きがあった。これが一度幕府に対する強い不満と批判に転じれば、百家争鳴となって議論が紛糾する余地を生むことにも繋がるのである。本章では武家社会上層部の争論を中心に取り上げたが、同時期には尊王攘夷の志士が多数生まれ、藩内で運動し、あるいは脱藩し、国事周旋を標榜して奔走する状況が生じているのである。これらの動きもまた、国政への関心惹起が生み出した一つの流れの上に立っているのである。

そして、ここでさらに注目すべきは、人材登用・富国強兵といった、誰も正面から否定することができない価値観が、これらの変化が起こることを肯定する役割を果たしているということである。会沢正志斎の『新論』にせよ、福井藩・松平慶永の必戦体制論にせよ、改革の実用に役立つ人材の挙用、海防を全備させる上での富国強兵という主張は、対外問題の発生という状況下においては理に適った流れであって、主張に警戒を抱くべき側からしても、否定し去ることができない。そして、これを積極的に主張する側にとっては、ここを梃子にして、外様の藩主・陪臣の起用、負担軽減のための参勤制度改革を訴える道が開かれるのである。

第二章 横井小楠の「公共の道」

はじめに

この章では、幕末期の公議輿論について論じるには欠かせない思想家、横井小楠について、その言論と思想を整理し、どのような特色をもって時代に影響を与えたのかについて検討する。一つの章を以て横井を論じるのは何故かという、まず、他に与えた影響が非常に大きいということによる。横井が唱えた思想・政治的主張は、幕政に不満を持ち改革を望む人々の行動を、当時正統な思想であった儒学によって論理付け保障するものであった。彼は福井藩に賓師として招かれ、前藩主にして幕府の政事総裁職にも就任した松平慶永の信任を得て、その改革運動に寄与しているが、横井にはその思想を藩政・国政の場で実践に移す福井という機会があった。主としてこの回路を通じて、動揺を続ける幕藩体制にどのような転換が必要か、初期的な道筋を示したのである。

横井は、自由な議論や開国を肯定し、挙国主義を説いていわゆる公武合体の運動に思想的論拠を示したのみならず、後には五カ条の誓文の形成にまで間接的影響を及ぼしている。福井藩では特に由利公正(三岡八郎)がその強い薫陶を受けているが、誓文には、この由利や土佐藩の福岡孝弟が制定過程に関与している。その内容は、議会論・「公論」に依拠した国家経営、などの面で横井の影響が認められ、その思想的系譜に連なると見られている¹⁰⁵。さらに人的関係を言えば、横井は勝海舟と親交があり、坂本龍馬も横井の元を度々訪れており、そこから土佐藩関係者の公議政体論とも接点を有している。

また、その思想の一体性も重要な意義を持つ。「公議輿論」という言葉は様々な人物が用いており、それぞれの場面でその思想態度の一端を窺わせているが、一種の流行語的な側面があって、詳細な論理を提供してくれる人物がなかなか見られない。そのような中で、一人の思想家の内に完結的な公議輿論の様態を観察できる人物として、横井は最適なサンプルであると言える。

また単に典型的というのではなく、横井自身の特異な個性という点において、ユニークな存在でもある。彼は、閉鎖的な空間として孤立し続けてきた日本に接近しその動揺を招いた欧米という存在に対して、これを拒絶するのでも、またこれに染まるのでもなく、近世日本の儒学的教養を用いてそれを理解しようと努め、日本にはどのような改革が必要であるのか思考するという道をたどったのである。

本章ではこのような横井の思想的特徴、そこから生み出された政治的主張とその特質について検討していく。人物について研究する際には、伝記的に時間を追って叙述する手法もあるが、本稿では公議輿論の潮流に、その思想・言動がどのように寄与したのかについて注目しているという観点から、まず横井の履歴については略述にとどめる。次いで、その思想像を理解するために、それを構成している大きな柱として「講学」「富国」「有道」「交易」

¹⁰⁵ 例えば、前掲稲田『明治憲法成立史』上巻、1～6頁を参照。

「公共」というキーワードを抜き出し、それぞれについて時期的には多少前後を繰り返しながら検討していくという方法を取る。

ではまず、伝記的研究を参考にその生涯を振り返る¹⁰⁶。横井小楠、小楠あるいは沼山は号であり、名は時存、通称は平四郎である。文化六年(1809)熊本藩士の次男として生まれ、藩校時習館に学ぶ。通常課程を終えた後、時習館内の菁莪齋という寄宿舎に入って学問を続ける、居寮生と呼ばれる身分になった。そして、講堂世話役・居寮世話役を経て、天保八年(1837)には居寮長に昇進と、学問の道で立身していった。

居寮長となった横井は、家老米田是容(長岡監物)らと協力して、居寮生制度を希望制から選抜制に切り替えるなど、藩校改革に携わった。また、時習館は徂徠学を基本としていたが、その学風は細かい文字章句の暗記や解釈などに終始するだけの矮小なものになっているとして度々批判し、現実の政治的課題に応えるための学問を志して、藩政批判なども学生間で議論させていた。そのため藩の主流派からは危険人物視されていて、酒の席での物言いなどが批判的となって、時習館から外に出される形で天保十年、江戸遊学を命ぜられた。江戸では水戸学に関心を注ぎ、徳川斉昭の側近・藤田東湖などと交わったが、しかしやはり宴席で喧嘩を起こし、翌十一年帰藩・謹慎を命じられた。

その後、熊本で私塾を興す。門下には庄屋の子徳富一敬(後に熊本県の官員・県会議員を務める。ジャーナリスト徳富蘇峰、小説家徳富蘆花の父)などの名が見える。さらに、米田や、後に明治天皇の侍読を務める元田永孚といった同志と共に、儒学の基本テキストに関する勉強会を結成した。彼らはやはり現実政治の課題解決のための学問に意を注ぎ、「実学」を標榜した。彼らと、彼らを中心としてその主張に同調する一派は「実学党」と呼ばれるようになり、藩主流派「学校党」と激しく対立していった。自身は兄の死去に伴って横井家の家督を継いだが、立場は下級藩士であり、藩政への影響力は米田や同志を通じた間接的なものであった。

横井の学意は、純正の朱子学の源流に遡ることを目指すようになる(後々には、さらに朱子をも超え「堯瞬三代」を志向していく)。折しも欧米艦船の来航が増加し、対外危機の切迫感が高まっていた。横井は当初、攘夷論者の強い待望論を集めていた前水戸藩主徳川斉昭が幕府の舵取り役を担い、改革政治が行われ、対外的に強硬姿勢を取るようになることに期待をかけていた。しかしペリー来航によって日米和親条約が結ばれ、その際の斉昭のアメリカへの対応方針が一貫せず、二転三転したものだだったと聞き知って落胆し、次第に水戸学自体に批判的となった。その一方、清の魏源の書『海国図志』を読んだことがきっかけとなり、欧米諸国では民政に力を入れ、本来儒学が理想とする有徳の政治が、かえって

¹⁰⁶ 横井小楠の伝記的研究については、山崎正董『横井小楠』上巻伝記篇(明治書院、1938年)、松浦玲『横井小楠 儒学的正義とは何か』(朝日新聞社、2000年増補)、高木不二『幕末維新の個性2 横井小楠と松平春嶽』(吉川弘文館、2005年)などがある。また、横井については拙稿「幕末期「公議」運動の歴史的意義について——横井小楠の「公共」観念を例に——」(中央大学『大学院研究年報』第38号法学研究科篇、2009年2月)も併せて参照のこと。

彼の方で行われていると考えるようになり、開国を主張するようになる。このため、水戸学に対する評価や対外的姿勢、学問上の解釈の相違などが生じ、米田とは袂を分かっている。

そんな横井に着目したのは福井藩であった。前章で述べたように、福井藩主松平慶永は、斉昭らと組んで幕政改革を主張し、嗣子の無かった将軍徳川家定の後継に徳川慶喜を充てる、いわゆる将軍継嗣運動を行っていた。その福井で、教育改革のために優れた儒者を招こうという動きがあり、既に嘉永二年(1849)頃から横井と藩関係者の交流が始まっていた。そしてついに招請しようという運びになり、横井は安政五年(1858)福井に迎えられ、学問指導や藩政改革の助言などに取り組んだ。後に明治新政府初期の財政を担当する由利公正などは特に強い影響を受けている。慶永は安政の大獄で失脚、隠居させられたが、桜田門外の変で大老井伊直弼が殺されると文久二年(1862)に復権し、今度は幕府の政事総裁職に就任して再び中央政局に関わる。横井も江戸に入って慶永の参謀を務め、この体制下で文久の幕政改革が実現していった。

しかし幕府の改革路線は、強硬な攘夷を要求してくる朝廷と折り合いが付かず、翌文久三年慶永は政事総裁職を辞任した。この時福井藩では、藩を挙げて上京し攘夷派を牽制して、朝幕と外国使節も含めた一大折衝会議を開催させて、諸問題の一举解決を図ろうという思いきった計画が持ち上がったが、あからさまに幕府に逆らおうとするこの計画と親藩意識との狭間で苦悩する藩は、直前で慎重論に転換した¹⁰⁷。この計画を支持していた横井は引き際を悟り、福井を辞して帰藩した。

熊本に帰ると、前年に江戸で刺客に襲われた際に逃走したのが武士として失態であったとして、士籍剥奪の処分を受けた。以降は弟子を教育しつつ閑居の日々を送り、時折、幕臣・勝海舟などと書簡を交わしたり、間接的に熊本藩や福井藩に意見を送ったりするなど、政治に関わる機会は再び限られたものになった。

ところが明治元年(1868)、明治新政府の召命を受けることになり、上京して参与に任じられた。再び活躍する機会が訪れようかという矢先であったが、翌年京都において攘夷派の浪士に襲撃され、その生涯を閉じたのである。

では、このような生涯を送った横井の思想について検討する。横井は著述を残しはしなかったが、その学意は最終的に一つの体系を成しており、これを自らは「三代の道」「三代の学」などと称した¹⁰⁸。ここで言う「三代」とは伝説上の中国古代の王、堯・舜や、夏・殷・周の三王朝などを総称した、儒学において理想的であったと仮定される時代である。横井は自らが唱える政治的理想を、三代において実践されていたものに倣ったものであるとしていたのである。その「三代の道」とはどのようなものだったのか。ここでは公議輿論への関心と

¹⁰⁷ 三上一夫「福井藩『挙藩上洛計画』にみる横井小楠の『公議論』基調」(同『横井小楠の新政治社会像』(思文閣出版、1996年所収)を参照。

¹⁰⁸ 源了圓「横井小楠の「三代の学」における基本的概念の検討」(『アジア文化研究』別冊2、国際基督教大学アジア文化研究所、1990年)を参照。

いう主題に鑑みて項目を選び、一つずつ分析していく。

第一節 学問と政治——「講学」

まず、その学問および政治観について取り上げる。これは「講学」「講習討論」などのキーワードに代表される。源了圓はこの点について「小楠の「講学」という考え方が、小楠の「公議」とか公論という考え方の基礎をなし、核心をなすものではないか¹⁰⁹と論じている。であるならば、本論においてはまずその「講学」概念を踏まえる必要があるだろう。

源は、横井自身の体験にこの概念を形成した要因があるのではないかとしている¹¹⁰。先述の通り、横井は江戸遊学からの帰藩後、同志らと共に勉強会を結成し、彼らを中心とする実学党の中核と見なされるようになった。その勉強会とは、藩内でそれぞれ地位や立場は異なるものの、同じ志を持って年来の交流があった、米田や元田ら五人の仲間による集まりである。彼らはしばしば米田の屋敷に集まっては、儒学の古典的テキストについてお互いに得意な所は教授しあい、また文意の解釈について議論を交わし、またある時はその学意に沿って藩政や国政を批評した。多い時は月に十回以上も開催したという。意見が食い違う時は互いに激しく討論するのだが、それを通じて段々と共通の認識を築いていき、ついに意見が一致した時には和解して、また次の問題に進んだ。

嘉永二年頃、横井が米田に注意したことがある。横井は米田に宛てて、

近来御勤学以前の通に不被在共にては無御座候や、御会読・御咄等に罷出候ても御新得之御高論拜聞不仕のみならず、御誠意之人にうつり候処何と無く以前と相替り候様に奉伺候。¹¹¹

と、新しい説を披露したり、自分の観点を人に広めようとしたりという積極性に欠けていると指摘した。米田は返書で、

新得之説等御話し不申候には去夏頃よりかと覚申候。少く存念有之ての事に候。しかし誠意之人にうつり候処前日に異り候との御書面を以得斗相考候へば、是非此道を世にも人にもと申志は近来甚薄相成、唯我一人と申様なる心持に相成居申候。此所大なる曲せ事かと存当り候、如何。¹¹²

¹⁰⁹ 源了圓「横井小楠における学問・教育・政治—「講学」と公議・公論思想の形成の問題をめぐって—」(『季刊日本思想史』三七号、1991年)13頁。

¹¹⁰ 同上13～18頁、および同「横井小楠の「公」をめぐる思想とその「開国」観」(『国際基督教大学学報 3-A アジア文化研究』27、2001年)3～8頁および19～21頁。

¹¹¹ 嘉永二年閏四月十一日、米田是容宛横井小楠書簡。日本史籍協会編『横井小楠関係史料』一、続日本史籍協会叢書13、東京大学出版会、1977年覆刻、121～122頁。

¹¹² 嘉永二年閏四月十三日、横井小楠宛米田是容書簡。同上、122頁。

と答えた。さらにこれに対して、横井はこのように返答した。

此理發明いたし候へば己が受用はさし置先づ人に咄し度心得御座候間、此心を省察仕妄に咄し不申が所謂為己之処にて学者尤も可用心処勿論之事に御座候。乍然又あながち人に咄し不申にても有御座間敷事は、此理元より無極、發明新得無疑存候筋も或は不覚私見に落或はいまだ其理を尽し不申事のみ多く御座候故、其人により候ては咄合候へば存外之益を得申事に御座候。……況哉聖賢之言語意味深重にて彼よりして説き是よりして言ひ或は浅く或は深く一方ならざるの活理に候へば、其意を不得して疑惑を生じ候事尤も夥敷御座候。是等之処咄合候へば意量之外なる合点も参り其益尤も不少奉存候。是故古今朋友之交を大切に仕、君臣父子之倫に同じく仕候てあながち切磋琢磨之益薰陶観感之徳迄に限り不申、講習討論平生致知上に於て尤得益之処に関係仕候。¹¹³

ここで横井は以下のように述べている。新たな知見をみだりに人に披露したりせず、まずよく内省してみるということであれば、学問とは「為己」すなわち(人に認めさせるためではなく)自分自身を向上させるためにすることであるから、そのように用心するのはもっともなことである。しかし理とは極みなく、まして聖賢の語は一筋縄ではいかないものである。私見に陥ったり不十分な理解になっていたりすることのないように、また、意外な理解が得られたりするものでもあるから、議論してみる益もまたある。だから「朋友之交」は「君臣父子之倫」同様大切にされている。これはあながち、切磋琢磨し薰陶を与えあえるからというだけではない。「講習討論」という行為こそ「致知」の上で最も益があるのだ、という点に関係してくるものである。

このやり取りから、横井が言う「講習討論」とはどのような行為であるとか、それをすることで学問修行にどのような意義があると考えているのか、その一端に触れることができる。ある知見について熟考した上で、これを公開しよく議論し尽くす、そのことで、ただお互いを高めあうだけでなく、知見の精確と公正さを養い「私見」に陥ることを防ぎ、また新たな知見のきっかけともなり得る。これは横井が、勉強会の場があることで自分の学問が大きな発展を遂げているという、実感の顕れでもあるようだ。

それにしてもこのやり取りは、下級藩士のしかも次男で、自身の禄を持たない横井と、小大名並みの知行を誇る熊本藩の世襲家老・米田の間に、忌憚なく批判することができる関係を有していたことを示している。まさしく「朋友の交」だったのであろうが、源は、横井が儒学における人倫の中で「朋友」を「君臣」「父子」同様に重視したのは、日本の儒学世界の中では稀な例にあたることも評している¹¹⁴。

¹¹³ 嘉永二年閏四月十五日、米田是容宛横井小楠書簡。同上、123～124頁。

¹¹⁴ 源了圓「横井小楠における「開国」と「公共」思想の形成」(『日本學士院紀要』第五十七卷

こうした横井の学問観は、嘉永五年に書かれた『学校問答書』では、政治の在り方に結びつけて論じられている。この文章は、当時藩校の再興を目指していた福井藩関係者から学校のあり方について意見を求められ、それに応えて認められたものである。

まず、

問云、政事の根本は人才を生育し風俗を敦するに有之候へば、学校を興し候は第一の政にて候哉。

答云、和漢古今明君出給ひては必先学校興し玉ふことにて候。然るに其跡に就て見候に、学校にて出類の人才出候ためし無之、況哉是より教化行れ風俗敦相成候事見へ不申。

このように、いきなり、古今の明君が学校を興しても、そこから人材が出た試しはない、と問題提起する。続いて、

是は学問と政事と二に離れ候より、学校は読書所に相成無用の俗学に帰し候。今明君出玉ひて此弊習を深しろしめし、学政一致の道に心を置き給ひて学校を興し人材を生育風俗を敦せんと志し玉はゞ、可然事には無之候哉。

此の了簡一通り聞へ候へ共、深其本を考へざる事と存候。……明君の興し玉ふ学校にて候へば初より章句文字無用の学問に成り行候は深恐れ戒られ、必学政一致に志し人材生育に心を留め玉ふことに候。然に其学政一致と申す心は人材を生育し政事の有用に用ひんとの心にて候。此政事の有用に用ひんとの心直様一統の心にとおり候て、諸生何も有用の人材にならんと競立、着実為己の本を忘れ政事運用の末に馳込、其弊互に忌諱娟疾を生じ、甚しきは学校は喧嘩場所に相成候。是即ち人才の利政と申すもの……

明君が注意深く、ただの「読書所」「無用の俗学」とならぬように、「学政一致」に心を砕けばよいではないかと再度問いかけをするが、これに対し、そこには結局のところ「人材を生育し政事の有用に用ひんとの心」があり、そういうある種の下心が伝わってしまって、「為己」を忘れて競争に奔り、学校は「喧嘩場所」になってしまう、と答える。横井はこれを「人才の利政」と表現し批判しているのである。それではどうすればいいのか。

事あたらしき申事ながら天地の間唯一理にて候へば、人間の有用千差万変限り無く候へ共、其帰宿は心の一にて候。去れば此心を本として推して人に及し万事の政に相成、本末体用彼是のかわりは候へ共二に離候筋には無_レ之候。此二に離れざるが一本より万殊にわたり、万殊より一本に帰し候道理にて候へば政事と申せば

直に修己に帰し、修己れば即政事に推し及し、修己治人の一致に行れ候所は唯是
学問にて有之候。

この世の「理」はただ一つで、人間の帰するところはそれぞれの「心」である。その心を人
に及ぼせば政治となる。これは表裏一体で、政治とは己を修めること、己を修めれば政治
にも及ぶ、その「修己治人」の行なわれるところこそが学問というものである。その上でこ
う述べる。

三代の道行候時は君よりは臣を戒め、臣よりは君を倣め君臣互に其非心を正し、
夫より万事の政に推し及、朝廷の間欽哉戒哉念哉懋哉都兪吁咨の声のみ有之候。
是唯朝廷の間のみにて無之父子兄弟夫婦の間互に善を勧め過を救ひ、天下政事の
得失にも及び候は是又講学の道一家閨門の内に行れ候。上如此講学行れ、其勢下
に移り、国天下を挙て人々家々に講学被行、其至りは比屋可封に相成候。是其分
を申せば君臣父子夫婦にて候へ共、道の行れ候所は朋友講学の情誼にて、所謂学
政一致二本なきと申は此にて有之候。

「三代」の時代には、君臣の間で互いを正しあうことが行われていた。また君主一家の内
でも善を勧め、過ちを正し、天下の政治を論じあい、「講学」は上から下々へ広まった。そ
れぞれの「分」は別れるが、「道」を行う時には「朋友講学」のよしみを通ず、これが真の「学政
一致」と説いたのである。

では、これから興すべき学校はどのようなものであるべきか。

道を知り玉ふ明君出給ひては必先一家閨門の内より講学行れ、朝廷の間君臣倣戒
の道相立、政事是より出で、所謂学政一致の根本既相立候上は必ず学校を興し、
君臣是にて講学致すべき事に候……重き大夫の身を云ふべからず、年老ひ身の衰
たるを云べからず、有司職務の繁多を云べからず、武人不文の暗を云べからず、
上は君公を始として大夫士の子弟に至る迄暇まあれば打ちまじわりて学を講じ、
或は人々身心の病痛を倣戒し、或は当時の人情政事の得失を討論し、或は異端邪
説詞章記誦の非を弁明し、或は読書会業経史の義を講習し、徳義を養ひ知識を明
にするを本意といたし、朝廷の講学と元より二途にて無之候。¹¹⁵

まず主君一身の上より「講学」を始めて君臣間に及ぼし、それから君臣互いに学ぶ学校を
興す。そこでは、政府の構成員は重役も老臣も関係なく一同が出会し、討論の席において
は身分の上下に関係なく「講学」を行う、こうすることについて「朝廷の講学と元より二途に
て無之」となるのである。横井は「人材の利政」に陥るのを防ぐため、学校を政府と並立させ、

¹¹⁵ 以上、前掲『横井小楠関係史料』一、1～5頁。

君臣一同が「講学」を行う、というモデルを構想した。これによって人材教育をするとともに、藩内の意見対立の芽を摘み上下一致に導くこと、学問を介した言路洞開を実現することなど、様々な問題を一举に解決しようとしたのである。

ここでいう学問とはもちろん、現代における学問とはその趣旨が異なる。修己治人、また、いわゆる終身齊家治国平天下の理想を、江戸末期の日本の藩校制度において、政府と学校を主君の下で一体的に構成することで実現しようとするために、横井は「講学」という概念を用いたのである。幕末に言路洞開を論じた者は多いが、それを、儒学的概念を理詰めに展開していくことで肯定する、という手法で表現したのは、横井の思想のユニークな一面であると言えるだろう。

さて、このような「講学」による政治では、共通価値観となる学問を基準とし、議論によって問題を解決していくことが基本となるが、そこにおいて主君が果たすべき役割とは何か。それは「講学」の基点となって、それを一統に広げていくことであるが、それは主君に高い能力を要求するものである。

次に挙げるのは、文久三年に福井藩に呈した意見書「乍恐言上仕候三条」（「朋党の病を建言す」）である。これは藩内の動揺と分裂を防ぐための心がまえを示したものと見られる。

- 一 朋党は人君の不明に起り国家の大害たる事兼て御講習の第一義にて候、即今執政諸有司一致の体に相見へ候得共、御油断被遊候へば今日に起り可申候。朋党は私情に起り所謂閑是非に争ふ事に候。執政諸有司に先立ち玉ひ公共の明にて事々被聞召、条理に随ひ御決断被遊候へば、自然に閑是非は消へ申候。是朋党無之所以に御座候。
- 一 一人の 御身にて万機を親ら為し玉ふも不叶、故に執政諸有司を立られ委任し玉ふ事に候。是執政諸有司は人君に替りて士民に臨候故、手短く申せば御名代にて候。人君政事堂に出玉へば執政と同じく計らひ、町・在にては其奉行と共にし、其他皆然る事にて 御身を以て先んじ勞し万機に当り玉ふ故に執政諸有司は御同役にして初て委任に相成候。然らずして坐して諸事を聞玉ひては是政事を臣下に与へ玉ふにして、御委任には無御座候。
- 一 政事を与へ玉ふ故に政事人君に出ずして執政諸有司に出候、執政諸有司に出候故、如何なる善政美事も誰某の仕事と紛紜之議を生じ候。況哉聊も過失あれば甚敷申唱候、是則朋党にて有之候。¹¹⁶

「朋党」つまり私党・党争は、「私情」があつて引き起こされる。これを防ぐには、「公共の明」を以て「条理に随ひ」裁定することである。正しく道理に沿った判断に対しては、争う余地がないからである。

また、朋党は別の原因からも生じる。主君が、臣下へ政務を正しく委任することと履き

¹¹⁶ 同上、86～87 頁。

違えて、ただ任せきりにしてしまうと、「善政美事も誰某の仕事と紛紜」して功名争いとなり、そこから生じるのである。そうならないためには、「執政」を限りなく自らの「名代」と言えるようにする、つまり「坐して諸事を聞」くのではなく「御身を以て先んじ勞し万機に当」ることが必要なのである。

このようなことができる主君となるには、まず真正の学問と、これに基づいた裁定能力（「公共の明」が指し示す横井の「公共」「公私」概念については後述する）、そして統治領域に対する知識が求められる。「講学」に基づいた政治を実現するには、その重要性を理解し、自ら率先して事にあたることができる主君が必要なのであった。

第二節 経済政策——「富国」

次に、横井の経済政策について述べる。江戸遊学から帰藩した天保十二年頃、熊本藩の政策を批判して書いた『時務策』で、横井は以下のように論じている。

熊本に限らず、太平の世を長く過ごしてきた我が国においては、年々綱紀も弛み奢侈になっている。そこへ奸商がつけこんで、不要不急の贅沢品などを売りつけ、ますます贅沢な習慣が広まり物価も上がっていく。そこへ米価が下がったりすれば士民は困窮する。無理に法令で物価を下げるよう強制しても効果はない。今日においては質朴な生活に回帰させる「節儉」が急務である。ここまで述べた上で、その「節儉」の内実について横井はこう問いかけた。

扱其節儉の本と云は聊も官府に利する心を捨て一国の奢美を抑え士民共に立ち行く道を付くるを云事なり。凡て是迄被仰出たる節儉は上の御難渋に因て諸事御取_レに被及、御家中手取米を減ぜられ又は町・在に懸け寸志銀を取らるる道行にて、一ト口に云へば上の御難渋を下より救ひ奉る故に節儉を行はせらるゝと云筋に当り、是は節儉と云ふにて無く収斂の政と云ふ者なり。聖人の道の節儉は上下持ち合ひ不便利に暮し立ち行き付る事にて聊も上一人の便利を謀る筋合には非るなり。是即治国の大本なれば今日の困窮は第一節儉の本に立ち返らざれば外に手段有る可からず。

「節儉」とは「一国の奢美を抑え士民共に立ち行く道を付くる」、つまり上下が共に節約に努める事なのであって、「上の御難渋を下より救ひ奉る」ために、藩士の手取り米を削減したり、町在から寸志銀を徴収したりするのは「節儉」ではない、「収斂」である。上の財政難を解消するためではなく、上下が共に節約する真の「節儉」を取れと述べるのである。

また、「貨殖の政」も批判した。熊本藩では宝暦の改革以来、専売事業を司る部局などが、手許金を民に貸し付けて利息を取る事業を営んで、参勤交代や幕府からの課役に対応する資金に充てていた。これは本来一時的な方策として始められたのに、いつしか常態化した

ものであって、厳しく庶民から利息を取り立てたために返済に苦しむ者達が困窮している。

扱貨殖の筋を止むるに成れば政府の議論凡て官府を利する手段を捨て、御国中士民の利益に成る道を世話する富国の道に一決し、

「官府」を利するための政策を捨て、「士民の利益に成る」「富国の道」に切り替えていかなければならないが、熊本藩は宝暦改革の際にそれを怠った。

宝暦の時に此の道を行はれずして貨殖の利政に扱を付け、後年に及で今日の大弊害の本を被開たるは甚疑惑の筋に存ずるなり。兎角官府を富ますを以て富国と心得^{ヒタキモノ}必多物に国中の利を吸ひ取り果ては士民共に困窮に墜入れば、官府のみ富たりとも無益の事にて積りは禍乱を醸し成すに至る事なれば、得斗此の道理を考へ凡ての法度政令富国の道に改正す可き事に存ずるなり。¹¹⁷

「富国」という事を「官府を富ます」事だと勘違いして「士民共に困窮に墜入れば、官府のみ富たりとも無益」であるという。横井はここで、藩というものを、藩政府ではなく、一国の士民全体として捉える視点で臨んでいることが分かる。

この『時務策』の段階で横井は、藩府中心の考え方を批判したが、基本的な考え方はまだ「節儉」であった。それが、福井藩の招聘を受けてその顧問となり、万延元年(1860)に『国是三論』を書いた頃には、その「節儉」の考えからも脱却し、積極的な殖産興業政策を具えて論じるようになっていた。

『国是三論』についてはこの後も度々触れるので、ここで概要を述べる。安政の大獄で松平慶永が隠居を命じられた後、福井藩主の座は幕府の命で、糸魚川藩主だった松平茂昭が継承した。藩内では慶永側近と国元を預かる家老陣の間で路線対立が発生したが、横井が間に入って藩内議論を盛んに行い、引き続き慶永を盛り立てていく方針で対立は解消された。その頃福井では、由利公正(当時三岡八郎)が中心となって、産業育成と産物の開港地での販売を主体とする政策が行われていた。この時横井が書き上げ、文久元年に正式に藩是と認定された『国是三論』は、由利の事業を後押しし、慶永体制を象徴する政治理論として周知させる役割を有していた¹¹⁸。内容は題名通り三編に分かれており、まず「富国論」として鎖国の害の指摘、国内の貧窮の現状、民間の産業振興と産品の海外輸出の必要、開国こそ「公共」に適うものであること(後述)を論じる。次に「強兵論」として、今日の世界において諸外国と対峙するには海軍振興が欠かせないこと、海軍建設には身分に関わりなく有能な人材を挙げるべきことが論じられている。そして「士道論」として、文武の分離を戒めその一致の本質を問うている。

¹¹⁷ 以上、前掲『横井小楠関係史料』一、65～73頁。

¹¹⁸ 前掲、高木『横井小楠と松平春嶽』69～78頁参照。

さてその『国是三論』では、どのような富国政策が述べられているのか。まず、「封建にして鎖国」たる日本の現状を指摘する。すなわち、日本は外国に対して鎖国しているが、実はそれだけでなく、国内においても、それぞれの藩ごとに社会は細かく区画され、流通が制限されている。「譬ば一斗なれ一升なれ升を以て斗りたるごとく何事も其升内にて弁ぜざる事を得ず」、つまり、升の中で必要とされているものは全て、その升の中で調達されなければならないのと同様、民はそれぞれの藩主に支配され、藩内の入り用は全てその民から得なければならない。それは「下を虐て己が用とすれば股を切て口に充つ、腹に満て身弊るといへるがごとし」、つまりは己の身を食するようなもので、これは先述の「収斂」の政治への批判と同様である。

「又民間の生産も搬出する先々に限りあれば出す事多ければ、必其物品を壅塞し其価を卑して或は姦商の詐術に落ち」、つまり、流通もまた各藩ごとに閉塞的なので、高値で売れる販路を得ることができず、時には商人に騙される。そして、「大約窮屈にして支梧多かりしに方今交易の道開けたれば外国を目的として信を持ち義を固して通商の利を興し財用を通」、つまり、開国して貿易を盛んにすることは、こうした閉鎖性に基づく因習を打開し、不利益な制度を廃して、藩を豊かにするのに有効だと主張するのである。

具体的には、まず国内の産品を商人が安く買い叩いたりだまし取ったりせぬよう、政府または指定した業者が、適正な価格で買い上げて、これを貿易に回す。また、民や工商に資金を貸し付けたり、産業技術指導を行ったりする。ただし振興が目的であって、ここで利息を取ってはならない。他に、武士の貧窮を救うために、次男三男などには、海浜に置く者には給金を出して航海術を学ばせ、内陸に置く者には養蚕をさせながら陸兵として備えさせる。また女子にも養蚕・織物などの道を用意する。

こうした殖産興業政策の元手には、開港場での貿易で得た利潤を充てる。しかし、「官府此利を私することなし公に衆に示し悉く是を散じて救恤し其他出て反らざるの所用に給す」、つまり利潤は政府が恣意的に享受するのではなく、必要な事業に対してのみ用いるべきである^{119 120}。

この横井の富国政策においては、主君や藩政府だけではなく、下級武士や庶民をも全て包括したものを「藩」としてその視野に収めているのが特徴的である。これについては自身の、下級武士のさらに次男という不安定な出身であるとか、あるいは熊本藩では異端視される一方で、豪農層などに門人を多く持ち、盛んに交流した体験が反映されているのではないかと思われる。また、儉約政策に対する懐疑的態度もその特徴と言えるだろう。

¹¹⁹ 以上、前掲『横井小楠関係史料』一、32～37頁。

¹²⁰ 福井藩はこの方針に従って、「制産方」という部局を設置し、事業の元手となる藩札を用意、藩営事業を受託する商人を指定して横浜や長崎などに商館を設け、藩内の物産を集めて海外市場に流通させる事業を整備していった。前掲、高木『横井小楠と松平春嶽』63～69頁、および79～85頁、また同『日本近世社会と明治維新』（有志舎、2009年）第三章「幕末の幕藩関係」を参照。

第三節 外交政策——「有道」

先述のように、横井は「講学」よりなる政治、民を富ませる積極的経済政策を提唱していたのだが、それは彼にとってより良い“道理”を追究した結果なのであり、その根本はあくまでも儒学的価値観に立脚している。次に述べる、一見して儒学とは相容れないのではないかと思われる開国論もまた、「有道」という儒学的価値観に基づく論理から導き出されたものである¹²¹。

横井は最初、当時の在野の士一般に漏れず、攘夷論者として出発した。水戸学を志向し、徳川斉昭が中央政局で主導権を握ることに強く期待を寄せていた。江戸遊学中には藤田東湖と交わり、水戸留学も計画していたことがある。その姿勢は江戸から帰藩後も維持されていたが、その所論の中には、後年の攘夷論から開国論への移行に繋がる要素が内在していた。例えば嘉永三年、福井藩の三寺三作に送った書簡では以下のように述べている。

去冬於江戸閣老より策問有之、対策も百通余も上り候由、弊藩にも少々伝写流布仕一覽仕候処大抵軍器防御之手当之末を説候のみにして、曾以て天下大勢之所係大根本を痛論仕候ものは無之、無下に不見識之至と被存候。佐藤一齋杯は和議通商之説を立候様に承り申し候。和議通商之説は一齋に限り不申、余程多く御座候由。就中学者之説に出候と承り、學術之不正人心之邪なるとは乍申、誠に以て沙汰の限なり。只今より既に和議之説行れ候は実に南宋衰弱之時勢に少しも替り不申候。後来之成行甚だ以て気遣仕候。夫我 神州は百王一代三千年来天地之間に独立し世界万国に比類無之事に候へば、譬人民は皆死果、土地は総て尽き果て候ても決して醜慮と和を致し候道理無之候。

「譬人民は皆死果」てても和議はならないとは激烈であるが、問題はその前段である。横井の外患に対する嘆きの焦点は、「軍器防御之手当之末を説候のみ」で「天下大勢之所係大根本を痛論仕候ものは無之」、つまり、当面の防御策ばかり論題に上がり、日本としてこの事態にどう臨むのかを根本的に考えるような議論が無いことにある。そういうありさまであるから、学者を中心に早々と「和議通商之説」が起こっているが、まったく「學術之不正人心之邪なる」というもので、このままでは先々もっと軟弱になると心配している。「根本」からの議論が無いから、「神州」をどこまでも防衛しようということにならない、というわけである。ではこの状況を打破するにはどうすればよいか。

天下当路之諸公は申上にも不及、列藩之諸公苟も社稷人民之責被為在候御方は此道理を真実御合点被遊候へば一切之利害心忽に消果可申……此利害心一度去り候はゞ必断然たる剛明之勇氣奮發可仕、於是臥苦枕椀之御心に被為成一切宴安因修

¹²¹ 源「横井小楠における攘夷論から開国論への転回」(『国際基督教大学学報3-A アジア文化研究』26、2000年)を参照。

之旧弊を改め身を以て天下之憂に先立せられ候へば、号令を出すに不及天下列藩之士氣憤興可致は必然之勢也。況又大号令を出し大賞罰を被行候へば神州固有之正氣一旦に旧復し、六大州中をふみ付候意氣に罷成候事は何之疑か可有御座。於是軍艦火器凡百之攻戦之術必其宜敷を究本末並挙り、武備嚴重に相成候へば威光八荒に輝き醜慮胆落魄褫れ窺覲之心自絶て天下益々泰平に相成可申候。¹²²

幕府および列藩の諸侯が、日本は「神州」であるという「此道理を眞実御合点」すれば、「利害心」に左右されず「剛明之勇氣奮発」となる。そして彼らが「身を以て天下之憂に先立せられ」れば、「号令」を待たずして「士氣憤興」となるだろう。これは第一節で述べた、君主一身の修身より発する修己治人という概念と符合する。さらに「大号令を出し大賞罰」、要するに非常体制の政治を布けば、「神州固有之正氣一旦に旧復し、六大州中をふみ付候意氣」ともなる。その上で「軍艦火器凡百之攻戦之術必其宜敷を究」めるのが「本末」の関係だとしている。ここに述べられているのは多分に観念的なものであるが、「根本」の態度のありよう、その曲直が、その後の選択の正邪を分けることになるという横井の基本姿勢が既に示されている。

ただ、ここまでならば多くの攘夷の志士の典型をそう離れるものではない。横井は感情的な攘夷論ではなく、なぜ夷狄を夷狄と捉え排除するのか、その根拠をも示した。嘉永六年、ロシアのプチャーチン使節に対応するため、長崎に幕府から川路聖謨がやって来ると知った横井は、江戸遊学時代に旧知の中であった川路に向けて『夷慮応接大意』を記している。

我国の万国に勝れ、世界にて君子国とも称せらるゝは天地の心を体し仁義を重んずるを以て也。されば亜墨利加・魯西亜の使節に応接するも只此天地仁義の大道を貫くの条理を得るに有り。此条理貫かざれば、和すれば国体を損ひ戦ば破れ、二ツのものゝ勢真に顕然たるは更に又云に不及事也。凡我国の外夷に処するの国是たるや、有道の国は通信を許し無道の国は拒絶するの二ツ也。有道無道を分たず一切拒絶するは天地公共の実理に暗して、遂に信義を万国に失ふに至るもの必然の理也。

我が国は「君子国」であり、外国使節への対応もまたこの「条理」に基づくべきである。そうでなければ「和すれば国体を損ひ戦ば破れ」るだろう。その「国是」たる条理とは、「有道の国は通信を許し無道の国は拒絶する」ことであり、「一切拒絶」するのは「天地公共の実理」に反するのだという。拒絶するに際しても、ただ拒絶するのではなく条理によって拒絶されるべきなのである。ではその「有道無道」とは、何をもってそう判断するのか。

¹²² 以上、嘉永三年五月十三日付、三寺三作宛横井小楠書簡。前掲『横井小楠関係史料』一、135～136頁。

然るに其有道と云るは唯我国に信義を失なはざる国のみを言ことにあらずして、自余の国に於るも又信義を守り侵犯暴悪の所行なく天地の心に背かざるの国を云ることにして、此等の国ありて我に通信交易を望むに我是を絶て拒絶するの道理あるべきや。

日本に対して「信義を失なはざる」つまり誠実に交渉態度を取るのはもちろんのこと、他国に対しても「天地の心に背かざる」ものが「有道」であり、そういう国であれば「拒絶するの道理」はないのである。

ここで注意すべきは、横井の主張では、日本の体制は最初から鎖国体制だったのではなく、“有道・無道体制”であったという点である。横井によれば、中国・オランダにたいしてはこの道理に基づいて交易を許しているのだが、外国人も、また日本人自身もこの真の道理を理解しておらず「鎖国を以て国体也」と思い込んでいる。しかしそれは「国是の大道」を知らないのである。いま改めてこの法則を表明し、アメリカに対しては軍艦で浦賀に乗り込み非礼な手段で開国を要求した点を責め、交渉のやり直しを促すか、あるいは強いて押し通してくるならば堂々と戦う。「凡天地の間は只是道理の有也、道理を以て論さんには夷狄禽獣といへども服せざる事不能也」と述べるのである。また、夷狄を排除すべきことについて、それが差別・敵愾心に基づくのではなく、儒学的に「有道」な国に対する、「無道」な振る舞いをみて、交際相手として不適格と判断するがゆえなのである。

また、国内には今、四種類の説があるという。

今の世にあたり外慮に接する事を談ずるもの大抵四等あり。我宴安に溺れ彼威強に屈し、和議を唱ふるものを最下等とす。鎖国の旧習に泥み、理非を分たず一切に外国を拒絶して必戦せんとするは宴安に溺るゝの徒に増るといへども、天地自然の道理を不知して必敗を取るの徒也。又彼が無礼を悪み彼と戦んと欲すれども、我国二百五十年の泰平に天下の士気頹廢して皆驕兵たるを憂へ、暫く屈して彼と和し其間暇を以士気を張り国を強して後彼と戦わんとのみ思ふは、彼是の国情を詳かにし利害の実を得たるに似たると云へども、其実は天地の大義に暗きのみならず利害に於ても亦決して其見る処の如くなる事不能なり。廟堂仮初にも彼と和する心ある時は天下の人心弥益惰弛に趣、士気何れの日か振起すべき。器械に到りても決して整の日あるべからず、三令五申其益無きのみならず天下遂に瓦解土崩の勢をなす事必然なり。

このうち「威強に屈し、和議を唱ふる」のは論外。「一切に外国を拒絶して必戦」というのも「天地自然の道理を不知して必敗」に至るだろう。「暫く屈して……国を強して後彼と戦わん」というのは、結局は「天地の大義に暗」く、そのようなやり方で国を強くしようとしても、

その軟弱な和議の心が人々に影響して士気は上がらず、やはり天下は瓦解するという。先述の三寺三作宛書簡で批判した「學術の不正」から導かれた「和議通商」の説も、これらの中に入るのであろう。ではその三種いずれも下等の策ならば、最上等の策は何か。

然れば今日に当りて必戦の計を決して幕府列国材傑の人を挙用の道第一の緊要とす。其人挙る時は其政改り、天下の人心大義の有事を知り士気一新するも瞬息の間に有て、今日の驕兵忽変じて精兵となる事猶手を復すに異ならず。戦の勝敗は砲煩器械のみにあらずして正義の天地に貫と不貫と人心の振と不振とにあり。況や人心振時は器械砲煩も亦随て実備するに於てをや。百夷千蛮何の恐れかあらん、是利害得失の見易きもの也。故に我は戦闘必死を宗とし天地の大義を奉じて彼に应接するの道今日の一義にあらずや。¹²³

「列国」つまり幕臣に限らず人材登用に努め、指導者を改めるところから始めるのが「第一の緊要」である。志の正しい指導者を得ることによって士気も向上する。これは横井においては精神的観念論ではなく、士気が向上した方が「器械砲煩も亦随て実備する」つまり改革の実も挙がる方向へと実現するというものなのである。そしてその上で「天地の大義を奉じて彼に应接する」のが、今日の最上の策だというのである。

その指導者として、横井は徳川斉昭に期待していた。同年、福井藩の吉田悌蔵に宛てて、

何も扱置き此場に至り候ては第一人才御用之外無御座、水府老公御用に相成候一着に御座候。……何様老公御用に相成候へば大將軍家御一身より非常格外之御所置可被為在、御身を以て天下に令せられ……候様相成候へば実に天下万姓之大幸此節程大機會は無御座候。¹²⁴

と述べている。しかしながら、結果は日米和親条約の締結となった。横井にとっては悔しいことであったが、しかしそこで鎖国攘夷に固執する思考を取ることはしなかった。安政元年の吉田宛書簡では「今日に相成今更戦に被引返候事は事勢に於て出来申間敷、先和議は和議にして致し方無御座」と、一度国家の名において和議を結んでしまった以上、それを翻すことはできないとした上で、「御備筋御改正、軍艦・鉄砲等之御用意」程度のことではほんの「天下への御申訳」に過ぎず、この上は有名諸侯が「修己治人人道之大義理を御諭被成、御互に講学」に努めて「人才も上り弊政も改り士気も起り可申、此外に何之手段も無御座儀と奉存候」と主張する。その上で、

彼が無理成る筋は論破いたし、又聞へたるは取用ひ、信義を主として应接する時

¹²³ 以上、同上、11～14頁。

¹²⁴ 嘉永六年七月十三日付、吉田悌蔵宛横井小楠書簡。同上、198～199頁。

は彼又人也理に服せざる事不能、扱此上にも無理を申立なれば、不得已戦に及候に我義也彼不義也、決して万国を敵に取るの道理無之、是我が道を四海に立る国是に決し候へば今日に至り和戦之二ツを争事とは存不申¹²⁵

と述べ、「講学」に努め人材を挙げ、和戦云々の次元ではなく、「我が道を四海に立る」ことで、戦争も恐れぬ毅然たる交際を行おうと論じたのである。

この一件が水戸学への懐疑を抱く契機となり、衆庶の期待を背負いながら、平生の攘夷論を放棄して和議に賛同したとして、斉昭を批判するようになった。安政二年、柳川藩家老・立花親雄(壱岐)に対して、

必竟は水府之学一偏に落入り天地之正理を見不申処より、其流義之大節義を却て失ひ候様に罷成恐敷事に御座候。……恥を忍び和を乞候て扱後日に中興仕る事は決して無御座候。¹²⁶

と述べ、水戸の学問が正しくなかったから二流の術策を弄することになり、結果大義を失ったのだという趣旨の批判をしている。

「夷慮応接大意」において横井は、屈するのでもひたすら戦うのでもなく、戦うのは相手が「道理」にもとる時であるという、感情的な攘夷論に対する横井流の儒学価値観的な外交観を提示した。そしてそれは、「道理」の問題が解消されれば、外国を害と決めつける理由がなくなり、開国に積極的意味づけを与えることもできる、という選択肢を残している。その解消が、横井の次の思想的展開、『海国図志』による欧米観の転換によってもたらされるのである。

『海国図志』は清の魏源が編纂した、西洋を中心とした世界地理・社会の概説書で、とにかくは外国事情を知ろうという識者に競って読まれた。横井もこの書に出会ったことで、開国を積極的に肯定するようになっていった¹²⁷。とは言っても、それで彼が欧米鼻頭に転じたとか、欧米の威強に屈したというわけではない。横井は、政教一致し富強盛大という理想的政治が、欧米では既に実現していると知って、彼の方には無いと思われていた「道理」が存在したことに衝撃を受けたのである。横井は欧米をどのように捉えたのか、安政三年、福井藩の村田氏寿に宛てて以下のように述べている。

惣じて西洋諸国之事情彼是に付て及吟味候へば、彼之天主教なるもの……其宗意

¹²⁵ 以上、安政元年九月二十日付、吉田悌蔵宛横井小楠書簡。同上、215～217頁。

¹²⁶ 安政二年三月二十日付、立花親雄横井小楠書簡。同上、221頁。

¹²⁷ 横井が安政二年頃『海国図志』を読み、以後開国論を唱えるようになったことについて、前掲、松浦『横井小楠』120～121頁、125～128頁、またその経緯および『海国図志』の詳細については、前掲源「横井小楠における攘夷論から開国論への転回」211～214頁を参照。

たる天意に本き彝倫を主とし扱教法を戒律といたし候。上は国主より下庶民に至る迄真実に其戒律を持守いたし、政教一途に行候教法と相聞申候。大抵其学の法則は経義を講明するを第一とし、其国之法律を明弁し其国之古今之事歴より天下万国之事情物産を究、天文・地理・航海之術及び海陸之戦法・器械之得失を講究し、天地間之知識を集合するを以て學術と致し候。魯西亜を以て申候へば比達王中興より当時迄殆二百年余に至り其邦内政令能行治平相續き申候。国王年中三之二は邦内を巡見し民間之利害政事之得失を察し、……其学校之法は一村の童男女より教を入、其内の俊秀を一郷之学に挙、其より一郡其より一部々々よりペートルヒユルクの都城之大学校に入候由、当時学校生員一万に余り、政事何ぞ変動之事総て学校に下し衆論一決之上にあらざれば決して国王政官之所存にて行候義は相成不申、将又執政大臣等要路之役人は又一国之公論にて黜陟いたし候由、是等之事総て其宗旨之戒律之第一義と承申候。将又民に取之年貢は十之一分にて有之、此外は聊も取り不申、其故民間殷富いたし候。……是を要するに其政事全其教法に本き来り候故上下人心趣向一致致し邦内を挙異論無之由に承申候。是等之政事西洋諸国小異は有之候へ共大抵皆同じ筋に相聞¹²⁸

西洋ではキリスト教を基にした「政教一途」の社会が成立しており、教義の講究の他、様々な學術が行われている。「比達王」すなわちピョートル大帝が中興したロシアでは、王は巡察に余念なく、学校には国中から俊英が集い、政策課題については「大学校」で衆論にかけられ、大臣なども「一国之公論」によって選任されている。年貢も安く民は富んでいる。つまり、政治は政教一致で、天下人心も方向性を同じくしているので分裂がなく、西洋では大体どこでもそうなっていると、横井はこのように書きつづっている。

このロシア認識は横井の勝手な解釈であり、彼が『海国図志』をどう読んでそんな風に理解したについては、首をかしげざるをえない。『海国図志』自体、中国に流入してきていた地理的知識を収集して編纂したというものであるが、さらに、これを読むまで横井は伝聞以上の海外知識を持たず、また西洋の社会制度などについては素養が無い状態であった。おそらくその文章を読みながら、自分の語彙と知識で飲み込めるように理解し、不足分は想像を膨らませた結果、このように受け取ったということだろう。しかし反面において、ここに描写された光景は、横井の願望を反映しているとも言える。そして、政教一致・学問の盛大・公論の採用・富国、このような欧米の国々に比べ、日本のとる鎖国は却って「旧見」に属している、という論理が、次に取り上げる「交易」と「公共」という概念によって得られるのである。¹²⁹

¹²⁸ 安政三年十二月二十一日付、村田氏寿宛横井小楠書簡。前掲『横井小楠関係史料』一、242～243頁。

¹²⁹ 高木は、横井は攘夷論から開国論に転じたのではなく、『海国図志』によって海外認識を深めたことで、欧米に対して中華的に「夷慮」と見なす観念を超克したと捉えられると評している。前掲、高木『横井小楠と松平春嶽』26頁。

第四節 「交」と「私」——「交易」

前節までの間に、横井の思想を「講学」「富国」「有道」の三要素に分類して概観してきた。これらはそれぞれ個別の論理であるが、一方で相互に関連性がある、どれか一つだけを抜き出して肯定し他を否定するというのは難しい、という構造を成している。「富国」のために開国し貿易を盛んにするにしても、それは欧米が「有道」の国々であって、今日なお頑迷に鎖国を続けるのは旧見に属するという点と表裏一体であり、またその価値判断たる「道理」とは「講学」を盛んにし政教一致の理想に努めているということに他ならない。それぞれの概念が関連性を持っているという点を追究していくと、それぞれの主張の正当性を別個に組み立てているのではなく、「道理」とか「条理」と彼が度々呼んでいる、一つの価値観によって全てを肯定しているということに気づかされる。ここでは、その価値観を「交易」という言葉に代表させて取り出してみる¹³⁰。

再び『国是三論』に戻る。第二節で取り上げた、貿易によって民を富ませる政策を述べた後で、横井はこのように問いかける。

天下国家の経綸も根元の政事を棄て只管交易通商を本とする由なれば、当時となりては惣て西洋風を善として国天下の法則とも為す可きにや。

開国を肯定するという事は、これまで鎖国し洋夷を拒絶してきた体制からの変節なのか。否、というのが横井の答えである。

通商交易の事は近年外国より申立たる故俗人は是より始りたる如く心得れども決して左にあらず。素より外国との通商は交易の大なるものなれ共其道は天地間固有の定理にして、彼人を治る者は人に食はれ人を食ふ者は人に治らるゝといへるも則交易の道にて、政事といへるも別事ならず民を養ふが本体にして、六府を修め三事を治る事も皆交易に外ならず。先づ水・火・金・土・穀といへば山・川・海に地力を加へ民用と利し人生を厚ふする自然の条理にして、堯舜の天下を治るも此他に出でず。九川を決り四海に注ぎ畎澮を濬し川を距り有無を遷し居を化す皆水路を開き船楫を通じ、民をして粒食を得せしむ交易の政事にて、就中禹貢には土地の性質によりて金・銀・鉛・鉄を始め蚕桑・染糸其外所有物産を開き河海山沢を通利し貢賦の制をも定められたる善政仁政にして万世に互り永く頼るべき大経大本也。

そもそも「交易」とは、海外との貿易だけを指す語ではない。自然界に人の手を加え、人

¹³⁰ 「交易」については、志村正昭「横井小楠における国家構想の考察——「人情」「交易」「公共」——」(『横井小楠研究年報』第二号、2004年)も参照のこと。

間の用を足すようにすること、灌漑し運河を開き、鉱業や養蚕染物その他産業を興すことも皆「交易」である。そのような善政を尽くし、自然や民に働きかけを行う行為もまた「交易」に含まれる。横井は、有無を融通し影響を与え合い、人や自然と関係性を取り結び、治め治められるといった行為全体が「交易」であると考えたのである。彼が述べた殖産興業的な富国政策は、貿易と表裏不可分の理論となっているが、それはどちらも同一の、「交易」という行為の両面だったのである。

しかしなぜ横井の脳内において、それらを一つの「交易」であると考えようになったのか。それは、彼が現状を批判していく中で、日本の幕藩体制は、幕府・諸藩それぞれがばらばらであると考えたところから起こったものと思われる。

然るを本邦は中古以来兵乱相尋ぐの世となり、王室微にして諸侯群国に割拠し各疆域を守り互に攻伐を事とすれば生民を視る事艸芥の如し、夫役の苛虐・軍餉の暴斂至らざる所なし。政教已に地を払ふて韜鈴に長ずるを明主とし謀略に宜きを良臣とせる時世となる故に慶元の際既に建橐の代となりても猶余風を存し、本多佐州を初帷幄参謀の名臣悉皆徳川御一家の基業盛大固定に心志を尽して天下生靈を以て念とする事なし。自是以来当時に至る迄君相の英明頗る多しといへ共皆遺緒をついで御一家の私事を経営する而已なれば、諸侯又是に倣ふて各家祖先以来の旧套によつて君臣共に自国の便宜安全を謀つて隣国を壑とするの気習となれる故、幕府を初各国に於て名臣良吏と称する人傑も皆鎖国の套局を免れず、身を其君に致し力を其国に竭すを以て、忠愛の情多くは好生の徳を損し却て民心の払戻を招く国の治りがたき所以なり。日本全国の形勢如斯区々分裂して統一の制あることなければ、癸丑の墨使彼理が日本紀行に無政事の国と看破せしは実に活眼洞視と云べし。

徳川幕府は、それが未だ戦国時代の暴力的な余風が残る中で創始されたので、まず徳川家の基盤を整えることにのみ注力した。それではいかに英雄が集っていても「御一家の私事を経営する而已」であった。一方、各地の諸侯もまた「自国の便宜安全を謀つて隣国を壑とするの気習」であり、「皆鎖国の套局を免れず」「日本全国の形勢如斯区々分裂して統一の制あることなし」というのが、我が国の姿である。彼理の回顧録に日本は「無政事」と書かれているのは、見事にそれが看破されているのである。国外のみならず国内においても幕藩が区々それぞれ「鎖国」している状態で、入用を自領内で済まそうと「収斂」の政治が行われる、という批判は第二節で見た通りである。

ここで重要なのが、幕政を「私事」と批判している点である。幕政と言えはすなわち“御公儀”である。しかしそれが「天下」のためになされているものではないとして、横井はそれを“公”ではなく「御一家の私事」に分類した。ここに大きな視点の転回を見ることができる。さらに以下のように続ける。

当今忌諱を犯して論ずる時は、幕府の諸侯を待つ国初の制度其兵力を殺ん事を欲するによりて参勤交代を初大小に随て造営の助功・両山其他の火防・関門の守衛且近年に至つては辺警の防守等最勞役を極めて各国の疲弊民庶に被る事を顧ず、又金銀貨幣の事より諸般の制度天下に布告施行する所覇府の権柄により徳川御一家の便利私営にして絶て天下を安んじ庶民を子とするの政教あることなし。

“公儀”の“御用”とされてきた参勤交代・火之番などの課役、警衛や、その他の諸制度も皆「覇府の権柄により徳川御一家の便利私営」なのであって、「天下を安んじ庶民を子とするの政教」がそこにはない、という痛烈な批判である。ここに至って徳川將軍家の威光、“公”の性質は全く相対化され“私”に対置されている。

一方、欧米においては大分様相が異なる。

方今万国の形勢丕変して各大に治教を開き、墨利堅に於ては華盛頓以来三大規模を立て、一は天地間の惨毒殺戮に超たるはなき故天意に則て宇内の戦争を息るを以て務とし、一は智識を世界万国に取て治教を裨益すると以て務とし、一は全国の大統領の権柄賢に譲て子に伝へず、君臣の義を廢して一向公共和平を以て務とし政法治術其他百般の技芸器械等に至るまで凡地球上善美と称する者は悉く吾有となし大に好生の仁風を揚げ、英吉利に有つては政体一に民情に本づき、官の行ふ処は大小となく必悉民に議り、其便とする処に随て其好まざる処を強ひず。出戎出好も亦然り。……其他俄羅斯を初各国多くは文武の学校は勿論病院・幼院・啞聾院等を設け、政教悉く倫理によつて生民の為に急ならざるはなし、殆三代の治教に符合するに至る。如此諸国来て日本の鎖論を開くに公共の道を以てする時は日本猶鎖国の旧見を執り私営の政を務めて交易の理を知り得ずんば愚といはずして何ぞや。

墨利堅では^{アメリカ}華盛頓が、戦争を無くし、智識を万国に求め、大統領職の世襲を否定するという「三大規模」を確立させ、英吉利では^{イギリス}民意に基づく政治が行われている。他にも^{ロシア}俄羅斯など各国は学校や病院を揃えていて、これらは「三代の治教に符合」している。かたや、聖教が学ばれ神州であると思われていた日本は、実は「私営」があるばかりの「無政事」の国だったのである。ここで「公共の道を以てする」のであれば、「鎖国の旧見」「私営の政」を断固改革して「交易の理」を受け入れなければ「愚」なのである。なお、

於是今や天徳に則り聖教に拠り万国の情状を察し利用厚生大に経綸の道を開ひて政教を一新し富国強兵偏に外国の侮を禦んと欲す。敢て洋風を尚ぶにあらず、聞

く人其原頭を愆り認る事なかれ。¹³¹

と、これは「洋風を尚ぶにあらず」と強調している。取るべきは洋風ではなく、あくまで「公共の道」であり、その面で欧米に先行されている状況を脱しなければならないのである。

第五節 人材登用・議会論——「公共」

さて、ここでようやく横井の思想の全貌を代表するキーワードとして「公共」が現れてきた。最終的に横井は、日本の現状において、政治当局者のやっていることが「私」であることこそが病巣の根源であって、新たに創出すべき社会は「公共」の精神に則らなければならないという結論に達したのである。

源は、横井が『海国図志』を読んだことで、欧米の「有道」性に気づき開国論を唱えるようになったのみならず、特に『海国図志』の「アメリカ篇」の叙述によってその「公共」イメージ自体も膨らませたのではないかと指摘している。源は、当時流通していた『海国図志』日本版のテキストが、選挙制度や大統領制の訳語、議会政治の説明として「公挙」「公議」「公論」などの用語を用い、またそこで解説されているアメリカ社会の政治制度や富強ぶりが、横井の“堯舜三代の世”とはこういうものであるというイメージ形成に寄与した可能性について指摘している¹³²。

この節では、横井の政治的主張を検討し、その「公共の道」観を探っていきたい。最初の例は安政二年の立花宛書簡である。この書は日米和親条約と、安政の江戸大地震の後に認められたものである。横井は、懇意にしていた水戸藩の藤田東湖が震災で命を落とした事を嘆きながらも、徳川斉昭が和親条約に同意し、アメリカに対して毅然とした対応を取ることなくその強硬姿勢に屈した形になったことに眉をひそめており、その原因を分析している。

水府の所謂誠意を内に積と申は恐らく真之誠意にては無之全く利害之一心と奉存候。……当時老公天下之大柱石之御身として正大明白之処に御立脚無之、却て陰険の智術に御運び被成候半実に笑止に奉存候。……老公諸大名を御誘掖無之……是則前条心術之御曲にて、成否利害之上に御心有之候……只今之御心術にては譬諸侯に御手を被付候とも極々隠密にて、或御内状御遣し被成候か又は殿中にて隠語等之御咄有之かの御智術に出申候。

まずは「心術」上の問題である。ここでの斉昭の問題は、「真之誠意」に基づかず、あるいは「正大明白」に論陣を張るのではなく、「成否利害」を考慮して行動し「陰険の智術」に走っ

¹³¹ 以上、同上、38～41頁。

¹³² 前掲、源「横井小楠の「公」をめぐる思想とその「開国」観」を参照。

た点にあるとされている。斉昭は「天下之大柱石之御身」として衆目の期待を背負った身であるが、有志の大名を「誘掖」することもなかった、もっとも実践したとしても、こういう「心術」では「正大明白」にではなく、「御内状」や「殿中にて隠語等之御咄」程度であろうという。

諸閣老大権を老公に被讓候筋には勢決て参り不申候……老公に於ては御心中を奉察候天下之大権を御一人に御引受被成候共、天下之急危を御一身にて御救被成度との御志は恐は薄く可有御座候。やはり諸閣老と共に天下之事を御謀被成、誰主に成り申もの無之所に御心有之候と奉存候。然る所以前条申候通り利害の御心主に相成候故、御一身にて天下之的目に御当り被成候事実に深く御避被成候御心中と奉存候。

斉昭がリーダーシップを取ることもなかった。老中ら幕閣が大権を譲ることも、斉昭に「天下之急危を御一身にて御救被成度との御志」もなく、かえってそのような立場を避け、上層部の誰彼かといった辺りで「天下之事を御謀被成」たのだろうと見なしている。この辺りは、横井の「講学」概念が、組織を動かすものとして、君主一人の覚悟と研鑽、リーダーシップを重視していたことからなる批判であろう。

今日之廟議……大節儉之事・武備を厳にする事・糧食を貯事此三条に出に相違無之、是を以て富国強兵の実政と相心得候は誠に嘆息之至に候。全体天下之事第一等をさし置き二等三等にて行候事は古今其例無之……誠に此三条を申候へば節儉も武備を厳にするも糧食を貯るも事は相替り候得共同じ節之仕組にして、全く表向之事に御座候。今に列藩君臣依然たる旧面目之人物にして大節儉行れ可申哉。武備を厳にするの实事行れ可申哉。糧食之貯行れ可申哉。……徒に責を塞て表向之手数迄相成り候は必然之勢と奉存候。将又今日窮乏之列藩にて強て大砲を鑄り軍艦を造又は糧食を貯候へば其勢民に取らざる事能はず、忽に民百姓之大害と相成り候は是又必然之勢にて甚可恐事に御座候。

また、依然として幕府の方針が、節儉・武備の強化・糧食の貯蓄といった程度にとどまっているのも問題視している。それは「二等三等」の策にとどまるものであって、「第一等」ではない。今の列藩を支配する「旧面目之人物」たちがそのままでは、そんなことは実現できず、「表向」つまり表面的で浅く、深く掘り下げられた問題解決にはなるまいというのである。そして結局その負担は庶民に押しつけられる、という批判は、第二節で取り上げたのと同じ視点に立っている。では今日における「第一等」の策とは何か。それは「人」の改革である。

第一急務有之、尤今日之大切成るは天下之人才を江戸に被召寄候事にて有之候。

人才朝廷に有之候へば朝廷重く、野に有之候へば野重く、江戸に有之候へば江戸重く、水府に有之候へば水府重く、尊藩に有之候へば尊藩に向望いたし、拙藩に有之候へば拙藩に向望致、皆其有る処に人心は向望いたし候ものにて是自然之勢にて候。然ば今日之大急務之御処置、天下人才之悉名頭候者総て江戸に被召寄、天下之政事当今之急務御誠心を御打明し、老公を初諸閣老三奉行に至り候迄貴を忘て御講習被成候へば天下の人言を求め天下之人心を通じ天下之利病得失を得候事は此の一挙に有之候。勿論其人々相互之講習討論は尤盛に行れ面々所見殊に候共、遂には一本之大道に帰し可申候。是則舜之開四門達四聰之道にして天下之人才と天下之政事を共に致し、公平正大此道を天下に明にするは此外に道は無之候。勿論一国之執政大身たり共少も無御遠慮被召寄候は当然之御事にて、扱其正義讜論は現実に御政事に御試行被成候へば、列藩深痼之俗説弊風自然に氷解いたし正大之風に変化いたし候は不日之勢と奉存候。¹³³

「天下之人才」が集まる所こそが「人心」の「向望」を集めるものである。今日において天下の政令の出ずる所は幕府であるから、最も重要なのは「天下之人才」を全て江戸に召し寄せることである。その上で「誠心」を「打明」かし、「老公を初諸閣老三奉行に至り候迄貴を忘て御講習」することである。それには「一国之執政大身」であっても当然遠慮する必要はない。集まった人々による「講習討論」はそれぞれの「所見」が異なるものであったとしても、「遂には一本之大道に帰し可申候」と説く。

全国の才覚ある人々と、身分の別を問わず、誠心誠意に、「講習討論」を行う。横井は肥後の実学党で実践した「講学」を、一国単位で実行に移すことが、今日における「第一等」の策だと考えたのである。この文章には「公共」の用語はまだ見られないが、「天下之人才」や「天下之政事を共に致し」などと言う時の「天下」の概念、そこに見られる挙国一致の精神、また「公平正大此道を天下に明にする」といった表現の中には、批判対象である既存の人物や政策に対してより高次の概念を尊ぶ姿勢が見られ、その「公共」概念が生み出されつつある模様が見られるのである。

横井はその後、福井藩の招聘を受けて顧問格となり、福井へ赴いて藩政改革に関わる。次いで文久二年、松平慶永は安政の大獄の際に受けた謹慎処分を解除され、今度は幕政改革に携わることになり、助言のため横井も江戸に呼ばれた。そこで上程したのが「国是七条」と呼ばれる以下の方針案である。

大將軍上洛謝列世之無礼。

止諸侯參勤為述職。

歸諸侯室家。

¹³³ 以上、安政二年十一月三日付、立花親雄宛横井小楠書簡。前掲『横井小楠関係史料』一、227～232頁。

不限外藩譜代選賢為政官。
大開言路、与天下為公共之政。
興海軍強兵威。
止相對交易、為官交易。¹³⁴

当時の幕政の課題は、失墜した幕府権威の立て直しであった。大老・井伊直弼の時代において、朝廷の同意なく日米修好通商条約に調印したこと、および安政の大獄を経ての朝廷との不協和音、そして桜田門外の変での井伊暗殺、これらにより人心は急速に幕府離れを起こしていた。この時慶永も横井の教えを受けて「幕私」を除けという主張をしていたが(第四章で詳述)、横井は幕威復活の道ではない政治改革を志向し、その理念を七カ条に要約してみせたのである。

まず第一条は、上洛してこれまでの経緯を謝罪するということであるが、これは後述する。第二条・第三条は『国是三論』の「富国論」で批判した「徳川御一家の便利私営」にあたる、参勤交代制度の改革である。「述職」とは『書経』において諸侯の天子への政務報告を指した語である。そして第四条・第五条は、幕藩の垣根を取り払い、人材登用と言路洞開を進めるものである。特に「与天下為公共之政」は横井の挙国主義のエッセンスを要約したものと言える。そして第六条は海軍の強化である。第七条は、これは第二節で取り上げた、福井藩政で実践した官主導の貿易を行うことで、庶民を富ませる経済政策を一国規模で実行せよというものである。

第六条の海軍強化について付言すると、これは『国是三論』の「強兵論」や、元治元年(1864)の『海軍問答書』にその海軍論が説かれている。『海軍問答書』を読むと、今日では航海術が大いに発展し、絶海の日本もまた海外との接触を避けられない時勢であること、また一度海上を封鎖されれば物流が滞り、日本にとって致命的な事態に陥ることを指摘して、海軍振興の不可避であることを説き、また費用の捻出方法などについても論じている。その中で以下のように述べている。

方今の憂は天下列藩各々便利を占め人心一致せざるより大なるはなし。四海万国を引き受けずして叶はざる時勢となり、国一致せずして何を以て天下を興さん哉。況んや新なる海軍を起すに尤も以一致の所置に出ずんば有る可からず。……維新の令を出し左の件々の大綱を天下に布告す可し。

- 一 総督官に海軍一切の全権を命じ、厳に有司文法の率制を禁ず。
 - 一 列藩に海運を起す大趣意を示し、並に志し有る人は此に來り修行す可を諭す。
 - 一 此に來り修行する人は衣食の用度官より之に給す。
- ……伝習既に熟するに随ひ別に将校を用ることを禁じ、総て此の緒生をして軍艦の職役を命じ、其才能長技に随て任用し匹夫たり共一艦の長一軍の将にも挙げ用

¹³⁴ 同上、97～98頁。

ひ、貴族たり共所長なければ用ひず、一切太平因循の習弊を去り……¹³⁵

「総督官」に全権を委ね、有志の者はいずれの藩士も受け入れる。物品は官給し、有能な者は「匹夫」でも挙用する。それが「天下列藩各々便利を占め人心一致せざる」状況を脱した、「天下」全体で「一致」した海軍の理想である。

そして第一条についてであるが、横井にとって、朝廷や京都に集まる志士層が唱えたような攘夷論に服することは到底できるものではなかったが、今日の事態に至った一因である幕府の朝廷軽視については是正しなければならないものであった。文久二年の幕府への建白書ではこう述べている。

第一公武の御間柄御隔絶と相成候ては天下之人心更に一定仕様も無御座候へば、如何様之善謀良策も難被行所以に御座候。方今之勢天命人心之新に御随ひ君臣の大義を御立被遊、君令臣行之実事被行候へば 皇国人心自然に一致いたし候事は相違有御座間敷、是則御国体之第一義と奉存候。既に君臣之大義立候上は外夷無道之振舞有之皇国之御恥辱に關係仕義も候へば、いつ何時も拒絶之御覚悟を以て一切旧来因循之大弊を御改正、富国強兵之御事業天下に被行候御所置当然の御事にて、此外別に策略は有御座間敷奉存候。尤富強之御所置に至ては広く天下之衆智を御選、寛急前後之序を不失様之御政事尤以肝要の御事に奉存候。¹³⁶

「公武」の「御隔絶」は「天下之人心」を動揺させるので、「君臣の大義」を立てる必要がある。これを立てることを通じて「皇国人心自然に一致」する。これを軸とすることで、「外夷無道之振舞」にも対抗できるし、因循を一掃して富国強兵の実を挙げることも叶うと説く。もちろんそのためには「広く天下之衆智」を集めることが必要である。

また別の書簡でもこう説いている。

二百年来京師を押付ての大弊病此節一時に御改正に相成候勢十分六ヶ敷、是は必竟気習病根にて所謂不知不覚之私に候へば尤以改正大難事に候。然し此大難事改り不申候ては京師御尊奉之実地相立不申候へば決して公武御一致は出来不申候。……幕府是迄の私を御去り天下公共之正理に御順ひ被成候様、其実は京師御尊奉第一にて一切是迄之御仕来り御改正、君臣之大義を御立被成候事に有之、此大義相立候へば其外は皆枝葉末々必ず漸々被行可申候。¹³⁷

幕府が陥っている朝廷軽視は「習病根にて所謂不知不覚」であるものの、やはり「私」であ

¹³⁵ 以上、同上、21～22 頁。

¹³⁶ 同上、98～99 頁。

¹³⁷ 文久二年十月二十三日付、嘉悦市之進宛横井小楠書簡。同上、391 頁。

る。これを改めなければ公武一致はない。そう論じた上で「幕府是迄の私」を捨て「天下公共之正理」を取る道の説くのである。

他にも多々例はあるのだが、おおよそ、幕府や諸藩それぞれの利害に立った策動を「私」、それに対して一国規模の、挙国一致の視点に立ったもの「公共」と見なしているのが特徴である。人材登用は「公共」に立った時偏りなく発揮され、それなくして改革は成り立たないという図式である。

興味深いのは、この公私の関係は国際関係においても検出されるという点である。文久の改革が頓挫し、横井は福井を辞して熊本に帰る。郊外に閑居する生活を送っていたある時、後に官僚となって明治憲法起草に携わる若き日の井上毅が訪ねてきたことがある。その際の間答を記録した『沼山対話』にそれが表れている。

それによると、「耶蘇教」は「聖人の道」即ち儒学には劣るものであるが、西洋社会においては「聖人の道」に似た効果を発揮しているので、物産を拓けて交通を便利にし「交易」を盛んにさせている。「鎖国の見にて一郡一国各自己の便利のみを計り正大の融通」がない日本とは対照的である。

しかしながら、一見我が方の「仁」と同様の事を国内で実現している西洋であっても「必竟各国に於て各の割拠見の気習を抱き、自利するの心体にて至誠惻怛の根元無之」と、それぞれが「割拠見」を持っているので、植民地を解放するような「仁」を行おうとはしないのである。「然ば洋人の経綸は有末而無本ものに候はんか」との井上の問いに「左様にて候。其見る処元来利害上より出でたるものにて、皆向ふ捌とみえ候」と、西洋の「仁」も結局は根本のものでなく「利害上」のものであって、「向ふ捌」の論理であると答えるのである。

その上で「全体割拠見と申す者免れがたきものにて、後世は小にして一官一職の割拠見、大にしては国々の割拠見皆免ざることに候」という。その上で、「何様渠等如何なる心意を抱き候にも目前申立候稜々は皆道理をふまへ候えば我応ずる処のものも道理を以てするより外は無之、縦い彼は二重三重に城府を構へ参り候共我は至誠惻怛を以て交るべきことに候えば世界に透らぬ処はなかるべく、所謂煙管一本にて事足ると申処に候」と述べ、やはり「道理」を立てて応じていれば相手の術策に陥ることはなく、「煙管一本にて事足る」のである。

また、井上はこう尋ねた。これから日本が取るべき道として「自ら強ふして宇内に横行する足ると至らんとには水軍を始め航海を開くべしと申説」「彼れが四海兄弟の説に同じて、胸臆を開て彼と一体の交易の利を通ずべしと申す説」、つまりいずれ強大な国となるべく世界に乗り出すのと、和親通商の関係を結ぶのとどちらが良いか。これに横井は、「横行と申すこと已に公共の天理にあらず候。所詮宇内に乗出すには公共の天理を以て彼等が紛乱をも解くと申丈の規模無之候ては相成間敷」と答えた。つまり相手が「割拠見」の世界観に陥っていても、日本は「至誠惻怛」「公共の天理」に則るべきであって、そうであれば遅れを取ることはなく、逆に国際社会の「紛乱」を解決してやるほどの、平和の道を進むことができる

としたのである。¹³⁸

この「割拠見」の概念が、国家レベルにおける「私」を意味している。西洋は今や「交易」の利に通じているが、自国民に対する仁政と、他国に対する冷徹さの差を見るに、西洋の理は結局「向ふ捌」つまり手前勝手なものであって、「割拠見」の私から離れるものではない。『国是三論』で横井は、幕藩体制は幕府諸藩それぞれが「割拠見」に陥っていると批判したが、その視点は今や「小にして一官一職の割拠見、大にしては国々の割拠見と」あらゆる広さに拡大・縮小適用される。それら全ての問題を「公共の天理」に沿って解決していこうという、小楠の哲学の広がりがここに表れているのである。

晩年にはこの思想が議会論に結びつく。慶応三年(1868)、大政奉還の報を熊本で聞いた横井は、慶永に宛てて今日の政治課題について建白書を送った。

幕庭御悔悟御良心被為発、誠に恐悦の至也。四藩の御方一日も早く御登京御誠心一致の御申談朝廷補佐に相成候へば皇国の治平根本此に相立申候。幕公弥以御滞京にて大久保殿初正議の人々御挙用、御良心御培養是第一の所希也。……但朝廷も御自反御自責被遊、天下一統人心洗濯所希也。一大変革の御時節なれば議事院被建候筋尤至当也。上院は公武御一席、下院は広く天下の人才御挙用。四藩先執政職被仰付、其余は諸侯賢名相聞へ候上追々御登用。

まず雄藩が上京し、前将軍となった徳川慶喜も滞京の上、大久保忠寛(一翁)のごとき「正議」の人物を用いる、ただし朝廷もまた「御自反御自責」が必要である。そして「議事院」を設け、上院は公家・大名、下院は「天下の人才」を用いる。また他の「執政」には諸侯のうち才覚ある人が出てくれば登用するという。この構想はまさに当時の公議政体論の典型的な形態であるが、ここまでの長い混乱期を朝廷は自責する必要があるという点に横井らしさが見える。

他には、大名に貢米を課して政府の予算とする(将軍が辞職した分、大名は将軍へ奉職していた負担が無くなるのでそこから捻出させる)、「刑政局」や「海軍局」を設ける、外国とは政府の交代に際して不適當になった部分を改正し「公共正大百年不易の条約」を結ぶ、公平で利益の上がる貿易を推進する、新政府樹立を各国に公使を送って布告する、などの策を並べている¹³⁹。またこの頃、アメリカ留学中の甥・左平太と大平にも、自らが朝廷に招聘される予定を伝えながら「京師にて日本政府相立上院・下院人才相集め諸事議定之趣向」¹⁴⁰と記している。

¹³⁸ 以上、『横井小楠関係史料』二、続日本史籍協会叢書 13、900～911 頁の要約。

¹³⁹ 以上、慶応三年十一月三日付、松平慶永宛横井小楠建白書。前掲、『横井小楠関係史料』一、93～96 頁。

¹⁴⁰ 明治元年一月三日付、横井左平太・大平宛小楠書簡。前掲、『横井小楠関係史料』二、516 頁。

おわりに

この章では、横井小楠の思想や意見について、意見書・書簡の文中表現を追いながら明らかにしてきた。横井はその生涯において、論策や福井藩での活動を通じて、「公論」によって挙国一致の体制を作り、諸外国と対等に交際できる日本となるよう訴えてきた思想家であった。その論理の基盤には、彼自身の儒学観念が強く生きていることが確認できる。

横井は、熊本における学業の積み重ねや論争、同志との討論を通じて、「講学」と称する概念を身につけていった。これは、正しい学問を基礎とした上で、参加者それぞれが意見を述べ、身分に関わりなく徹底的に討論を続けることで、意見の洗練・真理への到達が達成されるといったものである。横井は「学校」というものを一藩・一国の政治意思が形成されていく修養・議事機関として捉えていた。また、君主に求められるのは、自身が正しい教養を身につけこれを君臣間に及ぼしていくことである。儒学の伝統的な為己治人の概念が、ここでは公議輿論創出の論理として用いられている。

望ましい改革の方向性については、幕末の厳しい経済的苦境をいかに解決するかというものへと向かっていった。横井は、対外的な鎖国のみならず、国内の体制が藩ごとに区々分別し閉鎖的である点を批判した。緊縮政策は、結局は不足分をその閉鎖された枠内における庶民からの「収斂」によって賄うものに過ぎないと捉え、流通と通商貿易の活用、産業創出や海軍建設など、庶民に生計の道を与える投資という殖産興業政策を唱え、これこそが「富国」の道であるとした。

外交の面では開国を肯定した。外国との交際については一種の価値観外交を唱え、「無道」の振る舞いに対してはこれを拒絶するが、「有道」であれば拒絶する理由がないとして感情的攘夷を排した。これには『海国図志』を読んだ経験を通じ、欧米ではむしろ「公論」が成り立ち民政を充実させているという理解が根底にあった。

これらの諸概念は、「交易」「公共」といった上位概念によって統合されている。「堯舜三代」の古典上の理想時代には、人々は互いによく「講学」し意見を述べあつて政治をし、開拓し物産を興して生計の道を作り出していた。「交易」とは外国との貿易のみならず、互いに影響を通じさせ国を豊かにする行為全般を指すのであり、そのような「交易」の輪に積極的に加わっていく必要が認められる。しかしながら日本では諸藩も幕府も閉鎖的であり、お互いに「私」の用を充たす「割拠見」に汲々としている。「私営の政」を脱し「天下公共の道」に沿った政治を実現すべきという理念の下に、政策主張がなされる。人材登用といい言路洞開といい、開国貿易といい殖産興業といい、海軍建設、幕政批判と京師尊奉、すべては「私」による旧弊を拭って「公共」の側に立った上で必要とされるがゆえの主張となる。

こうした「公共」概念への依拠による正当化主張は、「天理」への信頼によっている。井上勲は、「公議」とか「公論」といった観念は儒学における「天」観念が展開して、「天下」の「公論」を尊重するという論理を生み出した一面があると指摘しているが¹⁴¹、類例としての横井小楠

¹⁴¹ 前掲、井上「幕末・維新期における『公議輿論』観念の諸相」を参照。

においては、儒学の純粋な追究の上に、「天理」に適う「公共」的な学問と政治によって、国家の統合と改革を達成しようという性格が認められるのである。

第三章 幕末の政治改革

はじめに

この章では、文久年間から慶応年間を対象として、幕政の改革、そして幕政改革を越えた抜本的な体制再編が模索された過程について叙述しながら、そこに見られる公議輿論的な言論の展開とその特徴について考察する。具体例として、第一章に続いて、そのような観点から行われた幕政改革の事例として、参勤交代緩和の実現と、その実施過程について検討する¹⁴²。

第一章では、参勤交代が大名の統制、大名への課役による社会機能の維持という、幕藩体制の基幹となっていたこと、そしてその参勤交代が政治改革構想の俎上に上っていたことについて取り上げた。海防においても、その主な手段は大名の動員であったことについて述べている。その後文久二年(1862)、参勤交代が大幅に緩和されるという改革が実施されたことで、将軍と大名の関係は大きな節目を迎えた。これに前後して、その関係にはいくつもの注目すべき現象が起こっており、動員についても幕府の思い通りにならない状況が進行していく。参勤緩和は、公議輿論の実践例として捉えることができ、その内容を分析することは、公議輿論の性質を考察するのに役立つものと考えられる。実にこの時期の公議輿論思想は、政治改革構想の中に深く組み込まれ、幕府専制を否定して藩の政治的地位を浮上させる役割を果たしている。そこでこの章では、参勤緩和が現実的な議論の対象となり実現する過程、緩和後の参勤や動員の実態などについて、いくつかの例を分析しおおよその傾向を見出していく。

そして政治改革構想についてであるが、この頃、雄藩の周旋活動が活発化し、それを率いる有志諸侯や、今日でも歴史上の有名人として親しまれているような人物が多数登場してくる。また、伝統的な権威を背景として、朝廷も重要な役割を期待されるようになり、幕府、諸藩、そして朝廷の間で、イニシアティブを巡って様々な駆け引きが行われるようになっていく。その政治過程の全てを取り上げるのは本論の主題を外れ、分量としても長大となってしまうので、それらについては先行研究に譲って簡単に触れるにとどめ、ここでは、当面の方針、将来の国のあり方を巡って、浮かんでは消え、衝突をくり返したいくつもの政治構想を取り上げ、それぞれについて、公議輿論の観念がどのような形で現れているかについて検討していく。

第一節 「公武合体」という政治課題

万延元年(1860)三月三日、大老井伊直弼は屋敷から江戸城に登る途上、水戸・薩摩藩の脱

¹⁴² 参勤交代緩和については、拙稿「文久の参勤交代緩和と幕政改革について」(中央大学法学会『法学新報』第121巻第1・2号、2014年6月)も併せて参照のこと。

藩浪士に襲撃され落命した。「桜田門外の変」として有名なこの暗殺事件は、幕府主流・南紀派の首領を政治の舞台から退場させ、井伊路線を挫折させると共に、幕府の権威を決定的に傷つけた。

井伊の跡を急遽引き継いで、幕政の首班となった老中久世広周と安藤信正は、井伊よりも穏健な態度を取って、新将軍徳川家茂に、孝明天皇の妹である和宮を降嫁させることに成功するなど、朝幕間の融和に腐心した。しかしながら、根本的に時局を收拾するには、政治はこれからどうなるのかについてはっきりさせること、すなわち、日本はこのまま開国に向かって進み続けるのか鎖国攘夷に復すのか、内政改革はどのようにするのかといった諸課題について結論を出さなければならなかった。そしてそのためにも、朝廷と幕府の不和が公然としていて、政治的統合性・一元性が不明確という混乱した状況を解決しなければならなかったのである。

そこで必要とされたのが、当時の用語で言うところの、「公武合体」(あるいは「公武一和」などとも)、そして「国是」であろう。ところで、「公武合体派」は、歴史学の用語としては「尊王攘夷派」の対義語的に用いられてきた。前者は、「公武」すなわち朝廷・幕府間関係を修復し、幕府を中心とした統治機構を立て直して開国政策を進める立場を指し、後者は、攘夷を望んでいる孝明天皇の意思を尊重し、天皇を中心として鎖国攘夷を推進し、幕府支配の解体を進める、というものである。しかし近年ではこのように、単純に派閥分けの指標として用いることはできないと言われている。「尊王攘夷」といっても即、後年のごとき王政復古を志向していたものではなく、当面は、執行府たる幕府の態度を改めさせて、勅旨を奉じ攘夷を履行させようとしていた。親幕府・反幕府・幕府改革、いずれの路線を取る者も、それぞれの主張に有利な形態で朝幕を含んだ政体を形づくる、すなわち「公武合体」しようと、一口に言っても多様な構想があった。「尊王」はそもそも当時一般的に尊重されるべき概念とされていた。およそこのような指摘である。

この点について、例えば町田明弘は以下のように整理している¹⁴³。当時の各政治勢力を、各々が目指していた政体を基準に分類すると、以下ようになる。①「天皇親政」は、江戸時代を通じて続けられてきた将軍への政務の委任「大政委任」(政治的な建前という面もある)を最終的に否定する。②「天皇親裁」は一橋派の流れを汲み、幕府が執行機関として存続しながら、勅諭を最高意思として奉じ、また有力諸侯による幕政・朝政への参画を目指すという、大政委任を基本としながらそれを改革しようとするグループである。一方、表面上は勅諭を敬いながら、これまで通りの大政委任を守ろうと図る幕閣などは③「譜代専制」である。さらに徳川慶喜や会津・桑名藩などいわゆる一会桑は、「譜代専制」に反対しながらも、「天皇親裁」ほどの変化を望まず、朝幕間の均衡を図ることで安定を図る④「公武融和」とでも呼ぶべき勢力である。その他に、上記のいずれとも一脈通じるものがありながら、完全には包含されない中間派の諸侯がいた。この内、「天皇親裁」「譜代専制」「公武融和」は、程

¹⁴³ 以下、町田明弘『幕末文久期の国家政略と薩摩藩一島津久光と皇政回復一』(岩田書院、2010年)11～16頁を参照。

度の差はあれど、何らかの形で公武合体が成立することを志向したのであって、以後の政局はこれら各勢力の間での政争として展開する、というものである。

また高木不二は、「公武合体派あるいはその政治理念としての公武合体論という用語自体きわめて曖昧である。……基本的には公武合体論とは、従来の幕府による集権的国家支配に変革を加えて、幕府と朝廷そして有力藩三者のあいだでの権力バランスをとりなおし、あらたなかたちに中央政府、あるいは国家支配をつくりなおそうとする考え方である。したがって、幕府の立場からのもの、朝廷の立場からのもの、有力藩の立場からのもの、三様のかたちがありうるのである」¹⁴⁴と指摘している。

続いて「国是」についてであるが、例えば原口清は、国論の分裂を收拾し、国家的統合を達成するには、それをまとめ上げることができる最高国家意思、すなわち国是を確立させなければならないというのが、当時の各派いずれに取っても共通課題であったと指摘する¹⁴⁵。そのための国是としては、まず、国論分裂の端緒となった対外路線の基本を確定するものでなければならない。そして国論分裂がもたらした国内の国家意思の分裂、つまり朝幕二元化という状況を脱し、政令統一または政令一途と呼ばれる、支配体系の一本化を成し遂げられる強力な政治体制を作るものでもなければならなかった。

字義だけを捉えれば、公武合体は「公」と「武」が一体となる、という意味である。これまでの意見の相違や主導権争いを收拾し、一つの「国是」を定め、その下で挙国一致体制を早急に取らなければ、外国に対しても国内に対しても有効な姿勢を取ることができないという、国政上の課題を指し示している。そこで、公武合体をどのような形で達成するか、これまでの幕府権威に依拠した支配体制そのものが見直しの俎上に上って来るのである。

そのような流れを受けて、いくつかの新たな動きが起こってきた。その一つが、国事周旋を買って出る藩の出現である。

長州藩は文久元年、直目付長井時庸(雅楽)を京都へ送り、いわゆる航海遠略策を建白し、朝幕間の調整役となることを申し出た。長井は同年五月二十三日、以下のような建白書を議奏正親町三条実愛に提出した。

すなわち、近年の「皇国未曾有の御大難」について、今日の急務は武備を充実させ国難を救うことであって、「上天朝幕府ヲ始メ奉リ下モ士庶人ニ至リ候迄精神ヲ凝シ興救ノ策ヲ求メ候」ことであるが、方針において鎖国か開国かで人心一致しないがために、時間を無駄にしている状態である。朝廷は鎖国論であるが、「恐ナカラ九重深宮ノ玉座時論悉ク叡聞ニ達セス且一時慷慨ノ説輦轂ノ下ニ輻輳仕リ候ヲ以テ天下ノ公論万全ノ策ト聞シ召上ケラレ候哉」。破約攘夷は今日「時勢事理ヲ深察仕リ候者」の容れる策ではない。幕府は三百年に渡って政務を委任されており、外国から幕府が皇国の政府と認識されるのは当然である。幕府の勝手を朝廷が承認できないという理屈で外国を納得させることはできず、そんな理由で条約を破棄すれば大義名分を外国に与えてしまう。海戦においては相手が圧倒的に有利な

¹⁴⁴ 前掲、高城『横井小楠と松平春嶽』3頁。

¹⁴⁵ 以下、前掲原口「近代天皇制成立の政治的背景」16～19頁を参照。

状況であり、戦争は不可能である。また、鎖国はせいぜい三百年前からの政策であり、往古には外国との交流が行なわれていたのである。太陽の光の届く所はことごとく皇威を及ぼすべしというのが本来の神慮であり、「神祖ノ思召ヲ継セ賜ヒ鎖国ノ叡慮思召シ替ラレ皇威海外ニ振ヒ五大洲ノ貢悉ク皇国へ捧ケ来ラスハ赦サストノ御国是」を立て、航海の道を開き外国の事情も探り、海外に皇国の武威を輝かせるべきである。幕府と朝廷は、意見は違ってもお互いに国の為を思っていることであるのに、朝廷は幕府を臆病と思ひ幕府は朝廷を暴論と思ひ、対立が止まないというのは嘆かわしいことである。ついでに、「偏ニ皇国御為ト思召サレ京都関東トモ是迄ノ御凝滞丸々御氷解遊ハサレ改テ急速航海御開御武威海外ニ振ヒ征夷ノ御職相立チ候様ニト厳勅関東へ仰セ出サレ候ハ、関東ニ於テ決シテ御猶予ハ之レ有ル間敷即時勅命ノ趣ヲ以テ列藩へ台命ヲ下サレ御奉行ノ御手段之レ有ル可ク左候時ハ国是遠略天朝ニ出テ幕府奉シテ之レヲ行ヒ君臣ノ位次正シク容易ニ海内一和仕ヘク候」。¹⁴⁶

海外進出論の可否はともかく、この献策の力点は、朝廷の外の情報を正しく組み上げれば、「天下ノ公論万全ノ策」としては鎖国論よりも開国論を採用すべきこと、それを国是として朝廷―幕府―諸藩と伝え、一体となって行動し、挙国一致も達成させるべきこと、この二点にある。膠着状態に陥ったままであった朝幕双方は、この周旋の申し出に期待を寄せ、長井は京都と江戸の間を行き来することになった。

また、薩摩藩も行動を起こした。藩主島津斉彬は安政五年(1858)、安政の大獄に対抗の論陣を張るべく率兵上京を準備していたが、直前に急死していた。藩主は甥の茂久(後の忠義)が継ぎ、その父で斉彬の弟である久光が国父として事実上の首班の地位に就いた。文久二年四月十六日、久光は千人余の兵卒を率いて入京し、近衛邸で近衛忠房・中山忠能・正親町三条実愛に謁して以下のように述べた。

すなわち、今般江戸出府を目指すのは「公武御合体皇威御振興幕政御変革被為在候様建白仕度所存」のためである。幕府は朝旨に背いて、安政の大獄で「正義之親王公卿」や「一橋尾張水戸越前其外有志之大名」その他の者達を弾圧し、一方、浪人共は過激な行動に奔り、皇国は騒乱している。そこで「亡兄薩摩守」(斉彬)の意志を継いで上京した。久光は自身の目的をこう告げた上で、謹慎させられた公卿・大名の処分を解くこと、松平慶永を大老職に任じ、徳川慶喜を將軍後見とすること、幕役が朝旨を守るよう大名二・三家に内勅を下して「弁責」させること、そして「朝廷御尊崇之道於関東精々奉尽邪正之弁明白ニ相立外夷御処置天下之公論ヲ以永世不朽之明制被為定皇威海外ニ被為振候様罷成度」、などの条目を提案したのである¹⁴⁷。

この建白の特徴は、まず前代未聞の、藩主ではない無位無官の指導者による兵員を伴った上京(久光はこの兵力を以て、京都に雲集して攘夷運動に従事する浪士を鎮圧した、いわ

¹⁴⁶ 以上、宮内省先帝御事蹟取調掛編『孝明天皇紀』第三、吉川弘文館、1967年、609～621頁。

¹⁴⁷ 日本史籍協会編『島津久光公実紀』一、続日本史籍協会叢書18、東京大学出版会、1977年覆刻、80～86頁。

ゆる寺田屋事件を起こし、京都の治安維持に貢献して朝廷の歓心を得ている)であった。そして朝廷の意を借りて幕府人事に干渉するという踏み込んだ手段で改革への道筋をつけ、一方「外夷御処置天下之公論ヲ以永世不朽之明制被為定」と、まずは公論を以て「不朽之明制」を定めるべきであるとしながら、開鎖の是非について明言しないことで、朝廷の攘夷願望と衝突しないようにも配慮した¹⁴⁸。

高橋秀直は、攘夷論者として知られる孝明天皇が、長井の開国論への転換提言を一時的に受け入れたのはなぜかという点について、次のように考察している。国王が重要な政治課題について決断を下す際には、自らの権力によって専断を下すか、あるいは全体の意見をよく聞いて、衆議一致の意見あるいは公論の帰趨の結果妥当と思われる意見を採用する、公正な裁定者という立場に徹するか、二通りの手法がある。天皇として、国内のどこか一方に肩入れし過ぎるイメージを抱かれないよう、無難に振る舞うには後者の方が適している。攘夷を望ましいものとしながらも、幕府にそれが貫徹し得るのか心許なく思っていた天皇としては、公議を尽くした結果開国の方が妥当であるならばやむを得ないという論理で、開国論に転換できる可能性を示してくれた長井案は魅力的なものだったのである。一方、文久二年後半以降になると、本格的に猛威を奮い始める攘夷論者の伸張、幕府や薩摩など開国論者の連携の弱さ、そして天皇は、過去に発していた攘夷志向発言に拘束され、自身積極的に開国論を主導する程の指導力を発揮できず、朝廷は攘夷一辺倒に振れていくのである¹⁴⁹。

話を文久二年前半に戻す。京都で久光の動きが起こっているのに合わせ、幕府でも、慶永と慶喜を始め、安政の大獄で処分された大名や公卿の謹慎処分を解除し始めた。これについては、京都からの要求が正式に江戸に届く前に、先んじて一部の要求に応じようという融和姿勢の現れであると同時に、旧一橋派の慶永には、幕府の信頼回復のため、京都との橋渡し役を担ってもらいたいという意図があった。これは慶永にとって、雌伏の時を経て再び自らの政見を幕府に問う機会の到来となった。次節では第一章に続き、慶永の幕政への批判と、改革意見を中心に政局の推移を述べる。

第二節 松平慶永の「幕私」批判

文久二年四月二十五日、慶永、慶喜、そして尾張前藩主徳川慶勝、土佐前藩主山内豊信(容堂)、宇和島前藩主伊達宗城の謹慎が全て解除され、また同様に京都の公卿の処分も解除された¹⁵⁰。慶永は將軍お目見えの呼出がかかり、五月七日、登城して將軍家茂に謁見、名誉回

¹⁴⁸ この時の薩摩藩の戦略について、くわしくは佐々木克『幕末政治と薩摩藩』(吉川弘文館、2004年)第二章、および前掲町田『幕末文久期の国家政略と薩摩藩』第一章などを参照。

¹⁴⁹ 前掲、高橋『幕末維新の政治と天皇』第一章から第三章、特に52頁、76頁、199～213頁前後を参照。

¹⁵⁰ 日本史籍協会編『再夢紀事・丁卯日記』(日本史籍協会叢書105、東京大学出版会、1988年覆刻再刊)37～39頁。

復を果たした。謁見後、老中久世広周および板倉勝静と会談し、政務の相談役、および上京が予定(後に中止)されていた久世への同行を依頼され、まず前者については引き受けることになり、以後折々登城すべき命が下された¹⁵¹。

翌八日、再び登城し、今度は家茂からも直接、公武一和について容易ならざる事態であるとして、上京を要請された。これに対して慶永は、自己の意見を以下のように述べた。

公武之御一和は御真実に御崇奉被遊御誠心より御感通ニ而御一和相成可申叡慮之御安著と不然とハ日本国之治否ニ拘り候義と奉存候乍恐將軍様の御職分にてハ天下を立派に御治め被遊万民安堵仕候へハ夫に超たる叡慮の御安悦ハ無之公武之御間柄ハ申さすとも御一和ニ可相成候……夫ニ付日本国の治め方ハ様成物と申動きななき国是相立不申候半而ハ難相成候処夫も兎角其時々の執権の心々にて遷り易り變動止時無之故愈治平致兼候……上之思召立等被為在候へハ挙世動しかたきを致承知居候故其方へ決候義ハ堅固ニ有之候此訳ニ候へハ治るも治らぬも惣而御一身の御上に被為候へハ御苦勞千万の御義と申就中々様の御時世に被為当候而ハ開国創業の思召ニ不被為在候半而は逆も御持怵らへ難被遊御義と奉存候夫と申も御公平の御処置ならてハ行はれ不申公平無私の台慮を以日本国は不及申海外迄も御推し及ほし被遊候様願はしくと不奉存者ハ無之……日本国の治るへき条理の国是不相定内ハ如何ニ台命にても上京之儀は御断り申上候¹⁵²

慶永が強調しているのは、国是を確立すべきことと、幕府の最高権力者である將軍その人の覚悟、決心の必要である。「叡慮」を安んぜしめ「公武御一和」を達成するのに最も良いのは、何と言っても天下を立派に治めることである。そのためには「日本国の治め方ハ様成物と申動きななき国是」が必要だが、これまではその時々幕閣によってふらふらと揺れ動いていた。今度は、不動の決心を世に知らしめる將軍一身の「思召」それも「開国創業の思召」を示す必要がある。そしてそれは「公平無私」のものでなければならない。それが定まらぬ内は上京の命は受けられない、というのである。

そこで同席していた久世が「段々御威権の墜行き候様相成候而は不相濟儀」と、慶永が協力してくれなければ公武一和が達成できず、將軍の「威権」が落ちてしまう、と食い下がった。すると慶永は「御威光ハ最早墜ち切り候て已ニ滅んとする勢かと恐入申候夫故に御中興之台慮に不被為在候而ハ難相適と申上候事ニ候」と、もはや「威光」にすぎることなく、一から「御中興之台慮」(＝「開国創業の思召」)で臨むべきと反論した。そして以下のように論じた。

諸大名の御為筋を存上候所も夫々に其向き有之伺候致候大和守杯ハ御譜代の雁の

¹⁵¹ 同上、53～59頁。

¹⁵² 同上、61～63頁。

間席大名にて御譜代の存込有之又春嶽同席杯ニ而ハ国持にて国持の意気込有之各其趣き違ひ申候是等も皆台慮の御誠実一ト筋に感化し我も々々と忠誠を尽候様ニ可相成は勿論の義¹⁵³
(「大和守」=久世)

これにより、慶永の言う「公平無私」とは、譜代・国持大名などといった立場の違いを乗り越えさせ、挙国一致の体制を創出するような将軍の台慮(それが新たな国是となる)に期待している、という意味であることが読み取れる。

以後、慶永は登城の度に要路の者達に自らの考えを語っている。翌九日、大久保忠寛らと会談した際には、今のまま上京しても、安政期に堀田正睦・間部詮勝が入説に失敗した時と同様に、朝廷の疑念を解いてき開国に同意させることはできないとし、「開国にも鎖国にも大本の国は不相立してハ説破の種無之何分日本国は是でこそ治ると世界にて安堵する見詰」が必要だと述べた¹⁵⁴。また老中らとも会って、慶永の説を国是として採用するというのでは「春嶽是」であって国是ではなく、真の国是とは「天子将軍を奉初天下一統如何にも是なれハ安心と申大丈夫なる事」であって、「閣老若老三奉行大小監察内揃ひ於御前講究の上被相定可然」と述べた¹⁵⁵。ここで登場する「講究」の概念には、第二章で論じた横井小楠の「講学」の影響を見ることができる。

次に十三日の登城について見ると、この日は朝廷から慶喜を将軍後見に、慶永を大老にという要求が届く見込みであるという情報に接し、慶喜の起用についての議論があった。それから慶永の上京について、再度老中らは要請したものの、慶永は、断固拒否するものではないが入説成功の見込みが立たないと述べた。そして朝廷尊崇の姿勢を示すためであれば、絶えて久しい将軍の上京を実行するのがより良い策であると提案した上で以下のよう述べた。

すなわち、日本は皇統の絶える事なく君臣の名分が確立した国である。家康が戦国の動乱を収めて皇室を厚く崇敬したので、朝廷は徳川家を厚遇し諸侯も臣従して、それが当然という世が長く続いた。ところがペリー来航以来は失策続きで、「朝廷の御不満」「薩長を始め名分を論し草莽といへとも志士は正名を唱へ紛然」となった。そして、

御威権の墜地ハ勿論名義の繋る処何を以御挽回何を以天下諸侯に謝せらるへき従前の旧套総出仕御直諭位の事にて中々居り合可申勢にハ無之候へハ内之御政道ハ幕私を御改革外の体面ハ御上洛之盛典を挙げ御崇奉之大義を天下に明示せられ候より外ハ有之間布

¹⁵³ 同上、63頁。

¹⁵⁴ 同上、67～68頁。

¹⁵⁵ 同上、68～69頁。

つまり国内の不満に收拾をつけるためには、もはや大名総登城・将軍直々の達し程度の意思表明では済まず、内は幕府の「私」を改め、外は上洛を举行し朝廷尊崇の姿勢を天下に示すことが必要だというのであった¹⁵⁶。

次は十六日であるが、この日も国是、「幕私」改革、将軍上京、慶喜の起用など同様の趣旨について演説する場面があった。この日は幕政のどこに「私」があるのかについて、以下のように述べている。

東照宮撥乱反正王室御尊崇の御盛業を当時の皇上叡感の余り将軍職に任し……遂に徳川御家の常例となり功勞なしといへとも将軍職を拝し……傲然として諸侯に臣事の礼を執らしめ祖先之余光を仰ひて二百数十年来天下の富貴を私有し太平の安楽に飽たる事是皆朝恩の忝きに出すといふ事なし然るを治安の極驕奢に長し職任を忘れ武備に懈り外国の兵威に屈して国体を汚辱し剩へ宰臣幕府の威権を弄して数々叡慮に悖つて勅命を奉せず無道の私政を行ふて忠良を殘害し人心の払戻を生ず天下の義勇違敕の鼓を鳴らし正名の旗を挙げ勤王討幕を公言する今日に立到れり……速に徳川氏の私政を御改良あつて両敬の特典を奉辞し給ひ早々御上洛にて是迄の御失体を御陳謝被為在臣事の名分を天下に明示せられ諸侯と輦下に盟ふて叡慮を奉し外国の交を親密にし威信を嚴明にし大ニ武備を更張して皇国を維持し外侮を不被受様の大策を被建候より外有之間敷¹⁵⁷

近世社会にあつて、徳川家が世襲将軍家として日本に君臨してきたのは言わば自明の理だったはずである。しかしこの時の慶永においてはもはやそうではなく、外国に武威を示せず、安政の大獄を強行する「無道の私政」を行い、「天下の義勇」にその正統性を疑われる有様なのである。そこで「徳川氏の私政を御改良」すべきことを要求する。すなわち、「両敬」つまり天皇・将軍の双方が並んで天下の敬意を受けるという(傲慢な)待遇を返上して、上京し「臣事の名分」を示すこと、次に「諸侯と輦下に盟ふて叡慮を奉し」るべきことである。この語が含む意味には、「諸侯と輦下に盟ふて」というところに、大名の待遇改善・一方的に幕府に使役される立場からの脱却があり、また意識してかどうか分からないが、将軍と大名の絶対的垂直的上下関係の相対化をも暗示している。第一章で取り上げた、橋本左内の大名連合的政治構想との関連性が想起される。そして、「外国の交を親密にし」ながらも「外侮を不被受」ような国際的立場の獲得、そのためにある程度の「武備を更張」する事業を行う必要がある。これがこの時点における、慶永・福井藩から提示する雄藩型の公武合体政治構想の、基本的諸要素であると言えるだろう。

さて、これらの意見表明をくり返すうち、大久保や板倉など、ある程度慶永に同調する動きが広がり、改革の気運が高まっていった。そこで五月二十二日、まず御三家・溜詰大名・

¹⁵⁶ 以上、同上、73～77頁。

¹⁵⁷ 同上、84～85頁。

諸役人などに向けて以下の將軍上意が示された。

近来御政事向姑息ニ流れ、諸事虚飾を取繕ひ候より士風日々輕簿を増し、御当家之御家風を取失ひ、以之外之儀、殊ニ外国御交際之上者、別而御兵備充実ニ無之而者不相成、就而者、時宜ニ応し、御変革御取行、簡易之御制度、質直之士風ニ復古いたし、御武威相輝候様被遊度思召候間、一同厚相心得可勵忠勤候¹⁵⁸

次いで六月一日、諸大名に対し以下の上意が示された。

近来不容易時勢ニ付、今度政事向格外ニ令改革候間、何茂為国家厚く相心得、心附候儀者可申聞候、猶年寄共江可申談候……昇平殆三百年、其流弊綱紀も相弛ミ、武備御行届ニ相成兼候折柄、近来外国之事務頻ニ御差湊ひに相成、右御取扱振より自然天下之物情ニ差響き、終ニ奉悩叡慮ニ至り、深く恐入思召候、素々公武御間柄、聊も御隔意被為在候御事ニ者無之候得共、何となく、御情実御通徹ニ相成兼候より之儀ニ付、速ニ御上洛、万端御直ニ被仰上度との思召ニ而、……万事御誠実ニ思召御直ニ被 仰上、御合体御熟算之上、従来之弊風御一洗、御武威被遊御振張、皇国を世界第一等之強国与被遊候御偉業を被為立、上者宸襟を奉安、下者万民を安堵為致度との思召ニ候得者、何れも厚く奉得其意、御政事向御変革之筋等、各見込之儀も可有之候得ハ、聊無憚忌諱国家之御為第一ニ相心得、心底を尽し可被申上候、猶追々被仰出候義も可有之候間、飽迄も其意を体し可被抽忠誠候也¹⁵⁹

まずこの上意によって、將軍上洛の方針が確定した。そして改革の方向性として、太平の世の弊害を取り除き、制度を「簡易」に、士風を「質直」にすること、武備を充実させることが明示された。さらに、改革について意見がある者は忌憚なく言上するようにとされ、言路洞開の道筋も見えたのである。

一方、四月に京都入りした島津久光は、大原重徳を勅使として江戸へ派遣し、改革を促す策を取らせる事に成功し、六月七日、大原勅使の随行として江戸にやって来た。大原が携えた朝廷からの指令はいわゆる三事策と呼ばれるもので、公武合体して攘夷を成功させるために、①將軍の上洛、②豊臣政權の故事に倣って大藩の藩主を五大老に任ずる、③慶喜を將軍後見・慶永を大老に任ずる、の三事を実行すべしというものであるが、全てを幕府が応じるとは考えられておらず、ひとまず③を承諾させるというところがその真意であった¹⁶⁰。

¹⁵⁸ 石井・服藤編『幕末御触書集成』第一巻、1992年、25頁。

¹⁵⁹ 同上、26～27頁。

¹⁶⁰ 前掲、『孝明天皇紀』第三、899～925頁。

慶喜の登用は慶永もかねて主張していたところであるが、幕閣は、かつて幕府を厳しく批判していた徳川斉昭の子で、現将軍の家茂と共に次期将軍候補に挙がっていた慶喜に対しては猜疑心が強く、その登用には消極的姿勢を保っていた。また大原勅使が伝える京都の強い攘夷志向、加えて長州藩とは別個に周旋行動を起こし、大原の裏から影響力を及ぼそうという志向が透けて見える薩摩藩など、互いににらみ合っただけで容易に話が進展する状況になかった。業を煮やした慶永は、十八日以降病氣として藩邸に引き籠り幕府に圧力をかけた¹⁶¹。その間、大原から幕府へ、また福井藩からも側近の長谷部甚平らが久保の元を訪ね、「大議論に及び幕私を去るべきの議」¹⁶²などの働きかけが加えられた。そこでついに慶喜登用を幕閣も容認し、七月六日、慶喜は一橋家を再相続、将軍後見職に就任した¹⁶³。そして慶永の方は、意見聴取のため江戸に向かうよう要請していた横井小楠が七日到着し、横井からも「御出勤ニ而幕府の私を被捨是迄の御非政を被改候様十分ニ被仰立其御論之通塞により御進退を御決ニ相成可然」¹⁶⁴と勧められたことで再勤を決意した。

九日、登城した慶永は「政事総裁職」に任命された（「大老」は家臣の職名であり、家門の慶永が就くには適当でないとして、新たに考案された）。その上で慶永は改めて幕閣に対し、「私」を除いて「非政」を改め「天下と共に天下を治る」心構えを説く就任演説を行った。ここで言う「私」とは、将軍家代々「威風」を頼み幕府一手に政治を行い、今般の対外不安に対して「天下ニ議論」起こり「人心更ニ安著せず輿論蜂起次第に立昇り遂に叡慮迄も不被為安」という状態となっても、「皆悉幕府限りの御私にて御取捌き天下の安心致し候様に御打明ヶの儀に一ツも無之」という、政治の独占、幕府外の意思を排除する態度であるという。具体的には「和戦の義ハ諸侯へ御垂問ニ而各闔藩の衆議を凝し夫々天下の御為と存込候処を及建議候得共是も表向諸侯への御義理合一ト通り位の事ニ而夫ニ付而之御下問或ハ御採用と申廉も不相立」、結局「無御抛時勢」などとして「幕府一己之御裁決」で条約を結んでしまった、などの過去の振る舞いを指す。また「非政」とは「たとひ天下の為に忠なりとも幕府の為に不便宜なれば幕殛踵を廻らさずして至るか如き」という、安政の大獄のような幕府本位の恣意的な刑罰をいう。そして「天下と共に天下を治る」とは、「目今ハ天下と幕府との押合ひにて則公私の争ひにて候」と現況を捉え、幕臣は「只管御威権の衰へ御旧法の頽敗を嘆き何卒して挽回せんと忠実なる至情」は疑いないものの、それは結局「旧染の私政に外ならず候故天下の人心に背馳いたし候」と、幕府への忠節は「天下の人心」と背反してしまっていると指摘し、「輿論の宜し所に御従ひ」「人心を安んずる」道への転換を求めるものである¹⁶⁵。

このように、慶永は処分解除から政事総裁職起用までの間、くり返し幕私を除去を訴え、「天下の人心」に適う政治への転換を論じていた。それは、安政期以前からの幕閣専制への反発・武備強化と対外関係の適正化、大名層・諸藩の地位向上の主張を拡張させたもので、

¹⁶¹ 前掲、『再夢紀事・丁卯日記』123頁。

¹⁶² 同上、131頁。

¹⁶³ 同上、136頁。

¹⁶⁴ 同上、137頁。

¹⁶⁵ 以上、同上、140～145頁。

それを補強する観念として、新たにブレーンとなった横井小楠から教えられたと見られる「公」「私」観が強く反映されている。では、この慶永政事総裁職・慶喜後見職、薩長の周旋、朝廷との反目と根強い攘夷論、という環境下で、新たな幕府執行部はどのような改革を実践していったのだろうか。

第三節 文久の幕政改革と参勤緩和

いわゆる文久の幕政改革は、慶永の政務参加以降さらに活発になっていく。いくつかの事項についてはそれ以前からの布石があるが、諸政策は概ね、文久二年夏をピークに相次いで施行されている¹⁶⁶。まず人材の面から見ていくと、役職者の大規模な交代があり、かつて井伊大老に近かった者などは多くが排除され、一方大老に左遷させられた者の復権が進んだ。また、慶永の政治総裁職・慶喜の将軍後見職の他にも、山内豊信や、会津藩主松平容保、阿波藩主蜂須賀斉裕を政務参与とし、容保は京都守護職、斉裕は陸軍・海軍総裁(ただし一時的)に就けるなど、大名層の人材登用も行われた。さらに奏者番など役職の廃止・統合を通じて、冗官の削減が進められた。

次に大名の負担・儀礼の面では、参勤交代が緩和され、大名の参府頻度・在府日数について大幅に削減され、さらに江戸屋敷に居住する事が義務づけられていた妻子を帰国自由とした。それから月次御礼(在府中の大名が定められた日に登城・謁見する儀式)や祝日の登城儀礼の回数を減らし、騎馬での登城御免、衣服の簡素化、そして献上品の制限・煩雑な慣行の整理が行われた。また、大名の火消役は廃止され(江戸の消防は近所火消と町火消が主体となる)、門番役も大名担当の箇所が減らされ、その分は新設の幕府陸軍が代わるようになったのである。

そして軍事面では、それまで幕末を通じて紆余曲折を経ながらも欧米の軍事技術の習得が続けられてきたのであるが、前年以来新たに軍制掛を設けて調査立案が進められ、その答申を受けて、旗本・御家人を編制した番方と呼ばれる既存の常備兵力を一部改編し、歩・騎・砲の三兵を擁する本格的な西洋軍制を導入した。その銃卒としては、旗本領下から農兵を取り立てる兵賦令が下されたのである。

これらの改革は、内外の厳しい情勢を踏まえた、実用本位の軍事力整備、行政の合理化と大名の負担軽減であるが、同時に「幕威」的な支配様式に風穴を開けようという「幕私」改革の一端として評価することができる。本論においては、その中でも特に将軍—大名関係に特に深い意味を有する、参勤交代緩和について検討していく。

慶永が政事総裁職就任を決意する直前の七月七日、慶永の下に横井小楠が合流したこと

¹⁶⁶ 以下、主に前掲三谷『明治維新とナショナリズム』第六章「徳川将軍家の再軍備計画——文久幕政改革」、前掲針谷「軍都としての江戸とその終焉」63—65頁、熊沢徹「幕府軍制改革の展開と挫折」(家近良樹編『幕末維新論集3 幕政改革』吉川弘文館、2001年所収)、前掲久住『幕末の将軍』126—140頁を参照。

は先述した。その横井は八日、慶永側近の中根雪江とともに大久保に会い、「時勢之談論」を交わし、「諸侯参勤を述職に易へ 妻子国住居諸侯御固場御免之三策」を提案した¹⁶⁷。

また八月十九日、一橋邸で慶喜と慶永は島津久光に会い、久光から建策を受けた。要約すると、まず「大体国是之議論御評決」の上で慶永と閣老一人が上洛すること、安政の大獄の大赦を急ぐこと、公武間の関係をさらに改革し、将軍は一代の内に一度は上洛すること、朝廷賄料の増額などのこと、大坂・兵庫・堺の警衛を厳しくすべきこと、大藩の交代で京都警衛を行うこと、老中に代わって外様と譜代の大名で外国人との応接を行うこと、などを挙げているが、さらに以下の条目も並んでいた。

- 一 諸大名参勤是迄通ニ而者迩モ海防十分全備難致候ニ付遠^{参百里以上}中^{武百里以上}近^{百里以上}ニ応シ年数差別有之度若此儀難相成候ハ、妻子国許エ引取度事
- 一 諸御手伝等入費相掛候儀者以来不被仰付様有之度左無候而者外夷防禦者勿論内乱之鎮静モ出来兼候様可成立奉存候事
但天朝之御修復等者別段之事ニ可有之事
- 一 海防之儀江戸海者勿論諸大名一統エ年限御定メ是非致全備候様御達相成……
但前条参勤之儀御達之上タルヘキ事¹⁶⁸

特に遠国である薩摩藩にとって、参勤の負担は重く感じられたであろうから、距離による軽減措置という発想が生じたものと思われる。また課役の軽減、それらが叶った上での海防の充実が論じられている。

さて総裁職となった慶永であったが、一度は決定させた将軍上洛を、費用の点から疑問視する声上がり、また幕私の風潮の抜け切らない模様などに、度々直面することに不満を抱いていた。加えて、久光が退府する道中で起こした生麦事件への対応についても、幕閣は逡巡して対応が決まらないという状況に不快感を募らせ、八月二十三日、再び自邸に引き籠って対抗の姿勢を示すことにした¹⁶⁹。一方で二十七日、横井が大目付岡部長常の下を訪れ、改革構想を語って打開の道筋を示した。

横井は現状について、慶永・慶喜の登用実現の報を受けて、改革に期待し鎮静化した人心も、「御悔悟之御政跡」つまり改革の目ぼしい成果が出てこないようでは、再び騒ぎ出してくるだろうとする。その上で、歴史を紐解いても、「創業之君」は「人材も有之又非常の挙用も有之」が、「衰頹の世ハ治平之弊習門閥を重んじ候事故人材も無之挙用も格式有之」そのために滅亡すると指摘して、「矢張創業の思召ニ而非常果斷之御所置ニ無之而ハ中、無覚束儀」と述べ、「創業」の政治を薦めた。それは具体的には、「幕府の御心得当然之处静謐致候得は夫にて太平と思召候様之事」すなわち幕府の命令が行き渡ることが「太平」なのだとい

¹⁶⁷ 前掲、『再夢紀事・丁卯日記』138頁。

¹⁶⁸ 以上、前掲『島津久光公実記』一、225～231頁。

¹⁶⁹ 前掲、『再夢紀事・丁卯日記』199頁。

う考えを「旧見」として捨て去り、「誠意」を以て政治を行うこと、そして「当時幕府の力を以御恢復ハ難相適天下の力を以御挽回」する外にない、というものである。

政策としてはまず上洛が「先務」であり、これは入費を云々の問題ではない。質素な行列を組めば大名の模範ともなるし、とにかく上洛は実行すると明言し、天下の信服を得ることである。続いては「諸侯の困弊を積き妻子を国へ帰し海軍を被興候ハ、兵力を強くすへき事」であるという。岡部が「諸侯の参勤を弛め候義ハ是迄も評議有之候得とも未た事情を得ず候如何之振合ニ相成へき物か」と尋ねると、横井は「参勤を被止候而ハ重ねての参勤六ヶ敷可相成候へハ述職に被代百日計も在府日々登城国政向等申談候相成候ハ、公辺御趣意も貫通可致右ニ付而は妻室も国住居御免ニ相成可申且又無益之戍兵ハ解免可然候」と、その策を示した。一度参勤を廃してしまえば再開するのは難しくなってしまうが、趣旨を「述職」に変え、百日ほどの在府とし、国政への意見なども述べさせるようにすれば、幕府との意思疎通もさせられる。さらに妻子の帰国を許し「無益之戍兵」を無くすことも示した。この「無益之戍兵」廃止は、文久の改革における門番役などの縮小を意味していると思われる。

海軍については「御一手にて相適ひ可申様にも無之諸侯と合体にて可被興義」、交易についても「諸侯と組合外国へ渡海致候ハ、公平に其道開らけ可申幕府に私有之候而ハ難被行次第なり」と述べ、さらに金銀銅山等も自由に開発させれば諸侯は力を尽くし、海軍の資金源にさせることができるなど、何事も諸侯と共同で事業を興す道を説いた。横井は、今般慶永が登城拒否しているのは、今挙げた福井藩論を実現させるため議論を盛んにしたいと思っけていても、閣老や幕臣が「従来の権柄」に泥み馬耳東風であるからで、解決の余地があれば出勤するだろうと述べ、この横井の入説を受けて、岡部もその実現に力を尽くしたい旨応じたのである¹⁷⁰。

このように、慶永の登城拒否戦術を解決するため、具体的に行われるべき政策を横井が提示したのであるが、これは第二章第四節で示した『国是三論』、第五節で示した「国是七条」に基づいた構想であることは明白である。慶永と幕府首脳部間の「幕私」観の齟齬について、慶永が引き籠り、横井が具体的な橋渡しの方法を示唆する、という役割分担による作戦であったと見ることができる。それができるのも横井の説明能力・構想力があればこそであろう。同日の慶喜から慶永への書簡では、横井との談論の趣旨を、岡部が評議に持ち帰って披露したところ、一同もつものことと感服し、特に「参観等之義大小御目付等ニ而評議之处何れも感服同意之由参観之事ハ先頃御目付より申出候事も有之候由故別而一同悦申候」であり、また横井を幕府で登用したいとの話も出たと述べている¹⁷¹。ここで言う「先頃御目付より申出候事」についてであるが、幕府部内で、負担軽減・海軍振興の観点から、参勤の緩和というアイデア自体が出たことはあったようである。例えば安政五年五月、海防掛大目付・目付は老中・堀田正睦に、

¹⁷⁰ 以上、同上、203～208頁。

¹⁷¹ 日本史籍協会編『続再夢紀事』一、日本史籍協会叢書106、東京大学出版会、1988年覆刻再刊、1～3頁。

隔年交代旅中諸雑費・家来手当、其外調度向等之諸失費相掛り、其上参勤年は御防火之番・御門番等被仰付候費用、不少御座候処、近年相房総江戸府内海御台場、下田・箱館・京・大坂、其外領分近国等之御備場御固被仰付……諸藩悉疲弊罷在候間……隔年之参勤御差緩之儀被仰出、在国在邑重ニ相成候ハハ、格別諸失費相減、家政行届、武備手当之一助ニも相成、挙て可奉拝承儀と奉存候¹⁷²

との意見書を提出している。大名の負担過剰が軍備充実の妨げになるという認識は当局者にもあったことが分かる。もっとも今回の福井側の主張は、負担の多少以外に思想上の背景という質的な違いがあることに留意すべきである。

八月二十八日、大久保が横井に会って、「防州宗祖の遺法なれハこれを廢するハ然るへからず」の論もあったが、「拙者及び駿州の兩人厳しく説破し終に了解せられたれハ春嶽殿の御持論ハ悉く貫徹すべし」（駿州＝岡部）と伝えている¹⁷³。二十九日、岡部が慶永の元を訪れ、参勤緩和実現の見通しを述べ登城を願い出たが、慶永は横井の述べた策について「拙者の持論中最肝要とする処」である「幕私」を去る態度にて行うのと、そうでなく行うのとでは意味が異なってくると述べ、「幕私」を論じた一書を示して釘を刺した。そこではこれまでと同様の趣旨で、幕府が「権柄」を私して「私議」に拠り、これに対して天下は「公論」を唱えて不服を示しているのであり、「天下輿論之公」に従って天下と共に天下を治めるべし云々、と述べられている¹⁷⁴。翌閏八月一日、横井は老中・板倉に召し出され「互に書生中の心得を以て談話すへし」などと異例の言があつて、横井の献策や生麦事件の処理などについて論談した¹⁷⁵。このように、幕府首脳部に参勤緩和案が受け入れられていき、また五日、岡部から諸侯からの献上品や衣服の簡素化などの議がまとまったとの情報を受け、慶永は六日から登城を再開した¹⁷⁶。七日には將軍御前の会議で審議され¹⁷⁷、ついに九日参勤緩和が決定とされたのである¹⁷⁸。

十五日、参勤交代緩和の方針が以下のように布告された。

方今宇内之形勢一変いたし候ニ付、外国之交通も御差免ニ相成候ニ付而者、全国の御政事一致之上ならてハ難相立筋ニ候処……上下挙而心力を尽し、御国威御更張被遊度思召ニ候、尤、環海之御国、海軍を不被為興候而者、御国力不相震候ニ付、追々御施行可被成候得共、此義者追而被 仰出ニ而可有之候、右ニ付而者、

¹⁷² 千代田区『新編千代田区史』通史資料編、ぎょうせい、1998年、521頁。

¹⁷³ 前掲『続再夢紀事』一、3頁。

¹⁷⁴ 同上、4～12頁。

¹⁷⁵ 同上、15頁。

¹⁷⁶ 同上、20頁。

¹⁷⁷ 同上、20～21頁。

¹⁷⁸ 同上、27頁。

参勤之年割、在府之日数御緩メ之儀追而可被仰出候、依而者、常々在国、在邑致シ、領民之撫育者申迄も無之、文を興し武を振ひ、富強之術計厚相心掛、銘々見込之趣も有之候ハ、無腹臆^{藏カ}申立候心得ニ可罷在旨被仰出候¹⁷⁹

次いで二十二日、全大名の新たな参勤の時期・順番を定めた一覧を別紙に付け、以下のように布告されたのである。

今度被仰出之趣茂有之ニ付、参観御暇之割、別紙之通可被成下旨被仰出候、就而ハ、在府中時々登城致し、御政務筋之理非得失を始、存付候儀も有之候ハ、十分被申立、且国郡政治之可否、海陸備禦等之籌策等相伺或ハ可申達、又者諸大名互ニ談合候様可被致候、尤、右件々、御直ニ御尋も可有之候事、

- 一 在府人数、別紙割合之通被仰出候得共、御暇中たりとも、前条之事件或ハ不得止事所用有之、出府之儀ハ不苦候事、
- 一 嫡子之儀ハ、参府、在国、在邑共勝手次第之事、
- 一 定府之面々在所江相越候儀、願次第御暇可被下候……
- 一 此表ニ差置候妻子之儀ハ、国邑江引取候共勝手次第可被致候……
- 一 此表屋敷之儀、留守中家来共多人数不及差置……
- 一 国許、在所より懸隔候場所御警衛之儀ニ付而ハ、追而被仰出候品茂可有之事、
- 一 年始、八朔御太刀、馬代、参観、家督其外御礼事ニ付而ハ、献上物者、是迄之通タルべく候、乍去手数相懸候品ハ、品替相願不苦候事、
- 一 右之外献上物ハ、都而御免被成候、尤、格別ニ御由緒有之、献上仕来候分ハ、相伺候様可被致候事¹⁸⁰

この両布告では、緩和の目的を、五月に発せられた上意の延長線上に立って、海軍振興を中心とした軍事力・国威伸長、そのための藩政における富国強兵を促すことに求めている。例えば岸本覚によれば、これに先立つ七月四日、軍艦による参勤の許可と供連れれの減員が布告されるなど、参勤緩和と海軍育成は表裏一体の関係にあり、また諸藩において衣服の簡素化、江戸屋敷の縮小や組織改編などの動きが広まるなど、富国強兵の動きが一層進んだ¹⁸¹。そこに、ここまで見てきたような慶永の「幕私」批判、並びに第二章で検討した横井の幕政改革にまつわる思想と併せて検討すると、この緩和令には幕藩国家体制の支配原理に踏み込んだ改革への展望があったのではないかと考えられる。すなわち慶永が「幕私」と呼んで批判した、徳川将軍を頂点とし幕府の統治機構が専断する政治から、横井が『国是七

¹⁷⁹ 石井・服藤編『幕末御触書集成』第三卷、1993年、94頁。

¹⁸⁰ 同上、94～95頁。

¹⁸¹ 岸本覚「安政・文久期の政治改革と諸藩」(前掲『講座明治維新2 幕末政治と社会変動』所収)99～105頁を参照。

条』で述べた「公共之政」への転換である。

慶永らの認識では、第一章第一節で触れた、将軍の「御威光」などというものはもはや消失しつつあり、それを頼みとした支配からの脱却が必要であった。そこで、まず上洛して天皇にこれまでの失政を謝罪し、またこれまで中央政治の意思決定システムから除外されてきた大藩との連携を深め、天下と共に天下を治める、朝幕藩一体となって日本一国の視点に立った公武合体政治を目指す必要がある。大名の参勤間隔の緩和、妻子の帰国自由は、負担軽減であると同時に、将軍一大名の一方的な服属関係という、幕藩体制にとって重要なシンボルを解体することを意味している。また衣服の簡素化、お目見えや献上品の省減は、負担軽減としては規模が小さいものであり、どちらかと言えば礼式の簡略化としての側面が大きく、仰々しい儀式を廃して質朴な土風の復古を目指すと同時に、「御威光」支配の演出装置を無くす意味がある。無論この参勤緩和・礼式簡略化で全てが変わるわけではないが、その第一歩として評価できるだろう。

なお、ここまで考えると、後年の公議政体論との関係性への考察として、議会制が視野に入っていたのではないかという疑問につながる。慶永の関係史料には『虎豹変革備考』という一編がある。

徳川御一家之儀者、於関東精誠尽衆議、施行当然之事ニ候得共、天下至重至大之事件、万人之生活ニも可関係事者、一々天朝江御伺、經奏聞待叡慮御取行可相成事。但天下至重之重大事件と申ハ、指当り開鎖之義杯之事……親藩外藩之差別なく、世尔有名之諸侯を挙用して、これを幕府の上ル登せて、天下公共之論を下院ニとりて、又公共之論を議して、幕府より朝廷江御伺ひ可有之事。……天下公共之論を議してこれを用るには、巴力門、高門士則上院下院之挙なくんハあるへからず。……^{ハリキシ}従朝廷天下の政事を幕府尔委任し、委任之朝命を奉して古来之制度を改むるとなきときハ、幕府之罪尤重し。こゝを以天下之公共之論を求むる、巴力門高門士之挙なくんハあるへからさる也。¹⁸²

ここでは、有能な人士を上下議院に集め、重要政策を議することで「天下之公共之論」を政治に反映させる案が論じられている。これを読むと、参勤緩和で将軍と大名の関係性を改めた先に、将軍と諸大名での合議による政治を実現する、という道筋を想像することができるが、さすがに文久二年の時点においては幕政改革が緒に就いたばかりであって、今後の先行きは予断を許さない状況である。しかしながら、参勤緩和によって相対的に大名の政治的地位を上げること、天下の政治に大名を通じた諸藩の政治意思を反映させること、両者の間には結びつき得る親和性があつたことは認められる。

翌月、象徴的な出来事があつた。九月十五日、在府の大名が定例の登城御礼を済ませた

¹⁸² 松平春嶽全集編纂委員会編『松平春嶽全集』第二巻、明治百年史叢書 198、原書房、1973年、95～96頁、および99～100頁。

後、城内で将軍・幕閣・大名らによる酒宴が催されたのである。米沢藩の記録に以下の一節がある。

御礼畢テ吹上御庭拝見ノ命アリ……滝見ノ御茶屋ニ於テ諸侯一同御溜リアリ將軍紅葉ノ御茶屋へ出御同所ニ於テ御酒宴アリ松平春嶽其他老中しんじゆヲ取ル將軍手カラ箱館縞一端ツツヲわかち領テ下物トナス苑中ニ逍遙シテ歎笑ヲ極ム此ノ如キハ未曾有ラサル所ト云フ¹⁸³

「酌」は酌の意である。この情景はあたかも園遊会のようにであり、それまでの威光を強調した参勤儀礼に比べると異様である。今後は以前ほど大名を江戸につなぎとめておけなくなり、実際この日以降、参勤期が短縮された大名は順次帰国していった。この日を逃せばこのような会合を開く事はなかなかできなかつたろう時に開かれたこの酒宴は、一種の政治的演出に思える。久住真也によると、この時期の將軍家茂に見られる特徴として、それまでは神秘的な存在として、厳かな權威性に包まれて人々の目の前には姿を現さない存在として扱われてきた徳川將軍が、この頃急に「見える」存在として姿を見せるようになったという。例えば翌年の將軍上洛の際、見物人が家茂の行列を直接目にするのが一切規制されず、多くの人が將軍その人の姿を目撃したという。また、幕議の開催においても、城中西湖の間で將軍隣席の下、首脳部が挙手して発言し討論する会議形式が行われるようになった¹⁸⁴。この若く政治経験が浅い將軍は、演出次第で、これまでの雲上人のごとき威光の象徴から、大名統合の中心となれる可能性があったと考えれば、この酒宴も、將軍一大名関係の変化の到来を感じさせる、象徴的な出来事として解し得る。

第四節 新政体の模索

公武一和を達成するには、「武」を固めること、すなわち参勤緩和で大名家の待遇を改善し、富国強兵政策への端緒を就けるだけでは足りない。「公」、すなわち天皇・朝廷との不一致を解消して、初めてこの路線は成功したと言えるのである。

しかしこの時の朝廷は、破約攘夷あるいは奉勅攘夷と呼ばれる論が支配的であった。すなわち、かつて朝廷の命に反して結ばれた外国との条約は破棄されるべきというのが現今の叡慮であり、そうである以上国は攘夷と既に決めているのであって、その道を幕府に採らせようという考えである。長州藩では久坂玄瑞などに代表されるグループの巻き返りで、長井時庸の航海遠略論を覆し、この破約攘夷論に藩是を転換させた。また土佐藩でも武市瑞山などの勤王党が伸張していた。彼らのような志士層が朝廷へ盛んに入説を行い、少壮の公家を中心に攘夷熱が高まってくると、公武の融和に尽くしてきた中山忠能や正親

¹⁸³ 米沢温故会編『上杉家御年譜』第十六卷、原書房、1988年、631頁。

¹⁸⁴ 前掲、久住『幕末の將軍』を参照。

町三条実愛、岩倉具視などの廷臣は影響力を失い、やがて文久三年一月に関白・議奏の交代、さらに二月十三日には国事参政・国事寄人といった新たな議事機関が設けられ、その席を攘夷論者の公家が占めた¹⁸⁵。他派を排して朝廷内の意思形成を進めていったのではあるが、それでも衆議を集めるという形態をとることが正当性の主張を意味したというのは、別の面から公議観念の浸透を読み取ることができる。

十月二十七日、正使三条実美、副使姉小路公知に土佐藩主山内豊範が随行する、いわゆる攘夷別勅使が江戸に入った。この使節への待遇については、従来の慣習を改め、江戸城玄関で將軍・老中らが出迎え、勅書授受の際には使節が上段に座することとされるなど、朝廷尊奉の姿勢が示されたが¹⁸⁶、朝廷側の(本来の君臣関係たる)朝主幕従への転換の意欲を示すとともに、幕私改革の流れに沿ったものでもあった。十一月二十七日に登城した勅使は、以下の勅書を下した。

攘夷之儀先年来之叡慮到方今今更御變動不被為在候於柳營追々變革新政ヲ施行シ
叡旨遵奉ニ相成候条不斜叡感被為在候然処天下人民攘夷ニ一定無之候テハ人心一
致ニモ難到且国乱之程モ如何ト被惱叡慮候間於柳營弥攘夷ニ決定有之速諸大名へ
布告有之候様被思召候尤策略之次第ハ武將之職掌ニ候間早速被尽衆議候テ至当之
公論ニ決定有之醜夷拒絶之期限ヲモ被議奏聞之様御沙汰候事¹⁸⁷

ここでは、攘夷は叡慮を以て策定された決定済の国是であること、慶永らの幕政改革への評価、諸大名へ速やかに攘夷の方針を伝えるべきこと、などが述べられている。そして、その方策について「衆議」を尽くし、「至当之公論」を策定するよう命じているのである。ここでは「公論」を、攘夷戦略について、衆議にかけて最良の策を立案するようにとの意で用いているのであり、開国か鎖国を含めた国是全般の衆議ではなくなっているのが特徴的である。

こうした朝廷の姿勢に対して幕府側は苦慮し、その方針も二転三転した。正面から叡慮に反対の意を申し立てる、勅書の意向のままに攘夷路線を採る、どのように行動しても、内政・外交ともに著しい困難を伴うものだった。無謀な攘夷に反対するにしても、これまで苦心してきた朝廷尊奉による公武合体を損なうわけにはいかなかった。文久二年の後半には、慶永・慶喜・幕閣の間で、どこまでも開国論を入説すべきか、破約攘夷論を受け入れるか、あるいは一旦攘夷を標榜し、国内改革の上でより現実的な国是転換を目指すかなどで、何度も意見の応酬が繰り返されることとなった。

そうした中で文久三年、いよいよ將軍家茂の上洛が行われることとなった。この上洛に

¹⁸⁵ 青山忠正「「公武一和」システムと国事審議」(同『明治維新の言語と史料』清文堂出版、2006年所収)54頁、および61～62頁を参照。

¹⁸⁶ 前掲、久住『幕末の將軍』142～143頁。

¹⁸⁷ 『孝明天皇紀』第四、1968年、192～193頁。

ついで幕府側としては、朝廷尊奉の姿勢を示し「公武一和」のムードを醸成するとともに、徳川将軍への「大政委任」を天皇に確認することができれば、成果を収められたと言えるものであった。今回すぐに朝廷を説得して開国論への転換を図るのは難しいとしても、政策の実行はこれまで通り朝廷から幕府政権へ委任してもらい、攘夷の実行方法についても委任を得られれば、武力衝突を伴う無謀な攘夷は避け、改革を推進する猶予を得るとともに、朝廷からの過度の政治介入や、朝廷と幕府がばらばらに諸藩へ命令を下すような「政令二途」を回避し、「政令一致」への道筋を開くことにつながるのである¹⁸⁸。

家茂に先立って入京した慶永と慶喜は、鷹司輔熙や中川宮(青蓮院宮、尹宮)朝彦親王などの要人と縷々会談したが、長州などの背景を持つ攘夷派公卿が朝廷を席卷し、天皇に直に意見を届けるのも難しいという現実と直面する。さらに二月十一日、慶喜の居館に、志士らに後押しされた攘夷派の公卿が押しかけ、攘夷を実行に移す期日を明示するよう要求して居座り、再三の押し問答の末、将軍帰府後二十日間後との回答を引き出させられたのである¹⁸⁹。

このような状況を受けて慶永は十九日、

過般来朝廷より強て攘夷の期限を促され幕府其急速に実行し得へからざるを知れとも之を争ふ事能ハす又浮浪輩の暴行に於けるも幕府これも処理するハ容易き事なれと朝廷に於て暗に其所為を庇護せらるゝため抛棄し置さると得ざるなど其紊乱識者を待たずして明かなる事とも多かりしか斯る次第至れるは畢竟政令の出る所朝廷幕府の二途に分岐せる故なればとて公深く憂慮せられ此際幕府より断然大権を朝廷に返上せらるゝか朝廷より更に大権を幕府に委任せらるゝかの中其一方に定められすてハ最早天下の治安ハ望むへからず¹⁹⁰

と、大政委任を得られず今後とも攘夷の方向で介入を受けるのであれば、幕府は政権を朝廷に返還するしかない、という認識を示した。この大政奉還をも辞さないというアイデアは、前年十月二十日、大久保忠寛が慶永と横井に対し、国家の得策でない攘夷をあくまで朝廷が押しつけようとするならば、政権を朝廷に奉還し、徳川家の旧領駿河・遠江・三河を領して諸侯の列に下り、名誉を守ろうという案を披歴したのに連なるものである¹⁹¹。この奉還策は、実務処理能力を有さない朝廷に対して切り札となる可能性を持つものではあったが、実際に決行するとなると相当思い切った勇気が必要とする、難しいものであっただろう。それでも慶永は三月三日、大津で上洛してくる将軍を出迎えた際、公武一和体制作りの交渉が悉く不調に終わっていることを伝え、かくなる上は将軍職を辞するしかない

¹⁸⁸ 前掲原口「近代天皇制成立の政治的背景」20頁、また前掲久住『幕末の将軍』144～145頁、および156頁などを参照。

¹⁸⁹ 前掲『続再夢紀事』一、370～373頁。

¹⁹⁰ 同上、380～381頁。

¹⁹¹ 同上、163～165頁。

と言上している¹⁹²。

三月五日、慶喜は参内し、井伊直弼や久世広周の失政を謝罪した上で、人心一致の上攘夷を遂行するため、これまで「都テ將軍へ御委任之儀」について「猶又御委任」下さると奏上した。しかし、これに対して下されたのは「征夷將軍之儀總テ此迄通御委任可被遊候攘夷之儀精々可尽忠節事」との勅書であった¹⁹³。次いで七日、二百余年ぶりとなる徳川將軍の参内が実現し、孝明天皇と家茂が対面したのだが、その際渡された勅書では、

征夷將軍之儀是迄通御委任被遊上ハ弥以叡慮遵奉君臣之名分相正闔国一致奏攘夷之成功人心帰服之所置可有之候国事之儀ニ付テハ事柄ニ寄直ニ諸藩へ御沙汰被為有候間兼テ御沙汰被成置候事¹⁹⁴

とされたのである。ここでは、政務は委任と言いながら、將軍には最優先任務として攘夷遂行が課せられ、また場合によって朝廷が直接諸藩に命令する事もあるという介入の余地が残されている。原口清はこれを「文久国是」と呼び、朝主幕従の確立という、朝幕関係の新たな段階に入ったと指摘している¹⁹⁵。

ここに至って慶永は、自らの政事総裁職政権の路線は破綻したと判断した。二月下旬から家茂の將軍辞職・自らの総裁職辞任を検討していた慶永は、三月九日には辞表を提出、二十一日には沙汰を待たずして福井へ帰国の途についたのである。おつて二十六日、無断退京の廉で総裁職解任・逼塞の処分が下された¹⁹⁶。

こうして慶永は政治の一線を離れたのであるが、天下はこれをもって攘夷戦争になだれ込んだりはしなかった。幕府や諸大名の多くは無謀な攘夷戦争に対しては慎重で、幕府は開港場三港のうちまず横浜を閉鎖するよう外国と交渉に入るという方針を示すに止まり、長州藩だけが、下関海峡を通過する外国船に砲撃を開始したのである。

この時、二つの軍事出動を伴う動きが起こった。一つは江戸から、攘夷の無謀を説く老中格小笠原長行が率兵上京を図ろうとして、海路大坂まで来て在京幕閣の制止を受け断念するという事件である。そしてもう一つは、慶永帰国後の福井藩が、単に政局の一線から後退したのではなく、挽回策を練っていたことである¹⁹⁷。

五月十三日、上京した慶永側近・中根雪江が板倉勝静に言上し、日本側と外国側で互いの国是を議論し合い、「是非曲直の公論互ニ難被決事」があれば「御奏聞」に及び、また「朝廷御

¹⁹² 同上、399～400頁。

¹⁹³ 前掲『孝明天皇紀』第四、457～458頁。

¹⁹⁴ 同上、464頁。

¹⁹⁵ 前掲、原口「近代天皇制成立の政治的背景」21～22頁を参照。

¹⁹⁶ 前掲『続再夢紀事』一、407～408頁、433～434頁、437頁。

¹⁹⁷ 以下、三上一夫「福井藩「挙藩上洛計画」にみる横井小楠の「公議論」基調」（日本思想史懇話会『季刊日本思想史』三十七号、ぺりかん社、1991年）、前掲高木『横井小楠と松平春嶽』109～122頁などを参照。

倚頼思召候諸侯ハ勿論天下侯伯諸藩之有志草奔之輩ニ至迄偏に彼か論説する所の国是を御商議有之彼も亦我国是を列国江商議の上各条理を推て猶又御応接ニ被及和戦共に互に必是必直双方内外毫厘の遺憾無之処へ御帰着相成候様仕度」との考えを示した¹⁹⁸。そのような会議を実現させるため、福井は藩の存亡を賭けて大多数の藩兵を動員し、上京して国事周旋を行うという計画を立てたのである。五月二十四日、横井が郷里熊本の同志に送った書簡では、

春嶽公尚御上京一藩を挙げ御供致し、朝廷幕府に必死に被及言上度、其言上之次第は攘夷拒絶之義は既に天下に布告に相成候事に付今更争に不及、此上之処は在留の夷人を京師に御呼寄將軍様・関白殿下を初め歴々之御方御列座にて談判被仰付、彼等之主意を得斗御聞取其上にて何れ道理可有之、其道理に因て鎖とも開とも和とも戦とも御決議被成候へば彼是共に安心之地に至り可申候¹⁹⁹

と述べている。また六月六日の書簡では、

此許今般之本意は外国への御所置は……攘夷拒絶之御主意御談判に相成、彼等申出之趣至当之分は御取り上に相成候様……列侯方にて有名之御方御挙用に成度、諸有司之撰挙は必しも幕士に限り不申列藩有名之士は御用朝廷にて御総裁被成度、左候へば政出朝廷日本国中共和一致の御政事と相成り終に治平に帰し可申候事²⁰⁰

と述べている。つまり福井藩が仲立ちとなって、外国・朝廷・幕府・諸侯から草奔に至るまでを包摂した議論によって開鎖問題を最終的に決着させ、さらに朝廷を中心に、諸侯と、出自によらない人材を登用して「共和一致」の政治を創出する、というものである。

この計画は、実際には、議論という形を受け入れなければ、京都を制している攘夷派を排除することも辞さないという決意を暗に含んでいる。攘夷派は福井のこの動きに強い警戒感を示し、福井藩の宿所予定地に放火して反発の意を示した。福井藩は近隣の加賀や小浜、また熊本や薩摩藩などに提携を申し入れるなどの準備を進めた。しかし藩内ではこのような大胆な行動計画に対する慎重派の根強い反対が続き、最終的には慶永の裁定で計画中止と決まった。慶永としては、ここまで国政に対して改革派として尽力してきた立場ではあるが、藩を危地に陥れ、明らかに既存の秩序を超えるような挙にまで出るとは、その親藩意識からも容認できなかったのである。横井はこれを機に福井を辞し熊本に帰藩した。

これらの例を見ても分かるように、文久国是による朝幕関係は、政令一途どころか、却

¹⁹⁸ 『続再夢紀事』二、日本史籍協会叢書 107、1988 年覆刻再刊、14～15 頁。

¹⁹⁹ 前掲、『横井小楠関係史料』一、417 頁。

²⁰⁰ 同上、426 頁。

って二途を促進するものだった²⁰¹。そして攘夷派は天皇の意思をも軽視して暴走の度合いを強め、天皇の内心の反発にも関わらず、天皇が攘夷親征を挙げるため、まずは大和まで行幸してそこで軍議を開催するというデモンストレーションを企画した。ここに至ってついに八月十八日、天皇と朝彦親王の了解の下、薩摩・会津藩兵が中心となって、長州藩勢を京都から追放するという政変が敢行された。長州藩勢は京都を去り、三条実美ら七人の攘夷派公卿も共に逃げていった。これを機に京都における攘夷論は一気に衰退を始め、再び挙国一致の可能性が生じたのである。

この機を捉え、薩摩・福井等の有志大名派は再び京都に参集して、会同を通じた公武一和の政治体制樹立を試みた。十月三日に早速入京した久光は、朝廷にも反省を求める以下の認識を示した。

乍恐朝廷之御旧弊モ被為在候御事ト奉存候間伏願以来奉始至尊左右輔弼之公卿方急都天下之形勢人情事変御洞察永世不拔之御基本相立候様遠大之御見識相居り聊之儀ニ御動揺不被為在候処專要之儀ト奉存候……右ハ乍恐朝廷御根軸相居り候大急務ト奉存候……御所置之次第緩急ニ付テハ……列藩上京之上天下之公議御採用大策御決定被為在度御事ト奉存候²⁰²

ここでは、これまで攘夷派公卿の声に振り回され、今彼らを排除する方針に乗り出した朝廷に対し、右往左往せず「天下之形勢人情事変御洞察永世不拔之御基本」を目指すべきこと、またこの際「列藩上京之上天下之公議御採用」つまり大名らの公議を採り「大策御決定」新たな国是を定めるべきことを述べている。

また十日、慶永に書簡を送り「兎角方今之形勢公平正大之議論を以朝廷を不奉助候而は迺も 神州挽回公武御一和之道も有之間敷」²⁰³と述べている。さらに十七日、大津までやって来た慶永の下を薩摩藩家老小松清廉(帯刀)が訪れ以下のように述べたという。

朝廷ニ於て過般^{八月十八日}の一変動後何とか今後の御政体を定めらるへしとの御事なれといまた王政に復せらるへしとも征夷府へ委任せらるへしとも御一定の御詮議にハ至らさるよしされハ今般御召喚ありし一橋公を初賢明諸侯方御会同の上ハ先第一ニ此事を御相談在せらるゝなるへし斯而此事御相談の上旧の如く征夷府へ御委任に決せらるゝも尚此上大樹公にも御上洛在れせられずてハ公武御合体ニ至り難かるへけれハ関東ニ於て是非共其御覚悟なかるへからず又大樹公御上洛ありて公武御合体に至るも幕府の政権を依然小身の閣老に委ねられてハ天下の人心最早其制に服せらるへけれハ更に大身の諸侯に政権を執らせらるゝの制を創定せられ

²⁰¹ 前掲、原口「近代天皇制成立の政治的背景」23 頁。

²⁰² 前掲、『孝明天皇紀』第四、892～893 頁。

²⁰³ 前掲、『続再夢紀事』二、173 頁。

さるへからす又朝廷にても威権ハ撰家方及び伝議両奏にのミ帰し居る事なるか是も皇族方に帰する事を希望すとの事なり²⁰⁴

これによると薩摩の構想は、慶喜を含めた「賢明諸侯」の会同で朝議を補佐し、將軍を再び上洛させ、公武合体政治を行わせること、幕閣の幕政に諸侯が参画すること、またこれまでの朝廷の混乱を鑑みてか、朝廷自体も皇族の権力を強める改造を検討すべきこと、などで構成されていることが分かる。これに合わせて朝廷では、朝彦親王に加えて山階宮晃親王の還俗が実現している。十八日入京した慶永は、十九日久光の訪問を受け、席上久光は「今度ハ皇国の国是を確定せらるへき一大好機」として、慶喜・慶永・豊信・宗城等が「熟議」を以て、朝廷の下問に答え、また攘夷派の激論に対しても熟議を以て海外の情勢をも奏上すれば「真偽ハ忽ち明瞭」と述べた。対して慶永も「朝廷にても厚く酌量……関東にても断然幕私を去りて尊奉の実を尽し扱天理の公道に本き其開くへくして鎖すへからさる理由を明白に天下に示さるへきなり」と応じたのである²⁰⁵。

彼らが以上のような構想を立てたところに、他の「賢侯」宗城・慶喜・豊信も相次いで入京した。十二月三十日、慶喜・容保・慶永・豊信・宗城は朝廷に新設された参与なる役職に任じられ、また無位無官だった久光は遅れて翌元治元年(1864)一月十三日、官位とともに参与に任じられた²⁰⁶。文久二年の幕府における慶喜・慶永・豊信らの幕政参画の試みに続き、今回は朝廷において政治参加の機会を得たのである。

將軍家茂は十五日入京し、二十一日、四十四人の在京大名・高家らを従えて参内した。その際天皇から下された宸翰では、これまでの混乱を「朕カ不徳ノ致ス所」とし、「汝ハ朕カ赤子朕汝ヲ愛スルコト如子汝朕ヲ親ムコト如父セヨ」とするなど、天皇・將軍の関係改善に熱意を見せる。その上で攘夷と国是について、「征夷府ノ職掌ヲ尽シ天下人心ノ企望ニ対答セヨ……雖然無謀ノ征夷ハ実ニ朕カ好ム所ニ非ス然ル所以ノ策略ヲ議シテ以テ朕ニ奏セヨ朕其可否ヲ論スル詳悉以テ一定不拔ノ国是ヲ定ムヘシ」と、また参与諸侯について「朕又思ヘラク古ヨリ中興ノ大業ヲ成サントスルヤ其人ヲ得スンハ有可ラス……当時会津中将越前前中将伊達前侍従土佐前侍従島津少将ノ如キハ頗ル忠実純厚思慮宏遠以テ国家ノ枢機ヲ任スルニ足ル朕是ヲ愛スルコト子ノ如シ願クハ汝是ヲ親ミ與ニ計レヨ」と述べた²⁰⁷。

次いで二十七日、家茂は再び四十二人を従えて参内した。この日賜った宸翰では、武備の不足・不用意な攘夷の危険を挙げた上で「幕府断然朕カ意ヲ拡充シ十余世ノ旧典ヲ改メ外ニハ諸大名ノ参勤ヲ弛メ妻子ヲ国ニ帰シ各藩ニ武備充実ノ令ヲ伝ヘ内ニハ諸役ノ冗員ヲ省キ入費ヲ減シ大ニ砲艦ノ備ヲ設ク実ニ是朕カ幸ノミニ非ス宗廟生民ノ幸也」と、慶永政事総裁職体制期の政策を含む幕府の富国強兵政策を評価した。そして、「匹夫ノ暴説」に乗せら

²⁰⁴ 同上、181～182頁。

²⁰⁵ 同上、185～186頁。

²⁰⁶ 前掲『孝明天皇紀』第四、979～981頁、及び『孝明天皇紀』第五、1969年、15頁。

²⁰⁷ 前掲、『孝明天皇紀』第五、20～21頁。

れ天皇の意思を恣意的に解釈し勝手な行動を取った三条実美らや、長州の「暴臣」の処罰、冗費削減・武備の充実と洋夷征討への備えを求めた上で、「嗚呼汝將軍及ヒ各国ノ大小名皆朕カ赤子也今ノ天下ノ事朕ト共ニ一新センコトヲ欲ス民ノ財ヲ耗スコト無ク姑息ノ奢ヲ為スコト無ク膺懲ノ備ヲ嚴ニシ祖先ノ家業ヲ尽セヨ」と、公武の融和と富国強兵の精励を訴えたのである²⁰⁸。ここでは將軍と大名が等しく「赤子」となっている点に、將軍の地位低下、大名の浮上が象徴されている。

二月十六日には、参与は登營(二条城)の際御用部屋(老中の会議室)に入り、また参与隷下の藩士を営中へ召して意見を聴取するという達しが幕府より下った²⁰⁹。これによって参与は朝幕双方に関与する、朝・幕・雄藩による合議政治体制の中核として活躍する機会を得た。しかしながら、この体制は実に二ヶ月程度で空中分解してしまうのである。

参与体制についての研究によれば²¹⁰、この時の主要課題は長州処分と鎖港問題であった。前者については諸藩兵の動員に向け紀州藩に総督・会津藩に副総督を命じることに決したが、その過程で久光と、より穏和な処置を求める豊信の間で対立を起こすなどの温度差が露呈した。そして鎖港問題とは、攘夷の国是に向け、現在開港場となっている箱館・横浜・長崎の内、まず横浜について鎖港談判を外国側と行う、というものである。久光や慶永、慶喜、そして幕府のいずれも、心底では開国論を支持しており、このような鎖港要求が外国側に受け入れられるなどは実現性が無いと考えていたが、攘夷戦争を実行せずに朝廷が求める攘夷方針の面目を保つ、時間稼ぎの策として幕府が準備していたものである。久光・慶永・宗城は幕府のこの方針に反対したが、ここに来て慶喜が賛成の態度を取って鎖港要求策擁護の姿勢を示し、意思の不統一を来たしたのである。

このような状況に陥ったのにはいくつかの理由がある。一つは幕府有司の参与諸侯に対する反発である。彼らは朝廷の権威を利用して政権に介入してこようとする参与の姿勢に対し、事あるごとに抵抗姿勢を見せていた。次に、慶喜の薩摩藩に対する不信感である。諸侯の会同と参与任命・將軍の上洛などは薩摩が根回しした結果実現しており、さらに天皇から將軍への宸翰の内容も、薩摩の筋書きに沿って調整されたものだった。また慶喜は、御三卿の一角・一橋家の当主という立場であったが、一橋家は独自の所領を持たず、究極的には幕府に依存しなければ活動できない立場にあった。慶喜が横浜鎖港方針に賛成することで、朝廷の歓心を得、幕府とともに却って参与諸侯の側を劣勢に立たせたのである。さらにこの時幕府は、在京諸大名に対し、衆議を尽くす方針の実践として、国是に関する意見書を募っている。そこで寄せられた意見の多くが、政令一途の実現、長州藩への寛大な処分を肯定し、保守的消極的に幕府による混乱の収拾を後押しするものであった。こうして「衆議」が逆に参与諸侯の孤立を深めたのである。参与が全員辞任した後、慶喜は三月二

²⁰⁸ 同上、26～27頁。

²⁰⁹ 前掲、『続再夢紀事』二、432頁。

²¹⁰ 参与政治体制の成立から頓挫にかけては前掲三谷「「公議」制度化の試み」、前掲原口「近代天皇制成立の政治的背景」25～49頁、原口「参預考」(前掲『原口清著作集1』)を参照して述べる。

十三日、禁裏守衛総督・摂海防禦指揮と称する新規の役職に就いた。

そして四月二十日、朝廷から幕府に対し以下の勅書が下された。

幕府之儀内ハ皇国ヲ治安セシメ外ハ夷狄ヲ征伏可致職掌候処泰平打続上下遊惰ニ
流レ外夷驕暴万民不安終ニ今日之形勢トモ相成候事故癸丑年以来深被悩叡慮是迄
種々被仰出候儀モ有之候処此度大樹上洛列藩ヨリ国是之建議モ有之候間別段之聖
虜ヲ以先達テ幕府ヘ一切御委任被遊候事故以来政令一途ニ出人心疑惑ヲ不生候様
被遊度思食候就テハ別紙之通相心得急度職掌相立候様可致候事
但国家之大政大議ハ可遂奏聞事

こう述べた上で、「別紙」では、横浜の鎖港、ただし無謀な攘夷に及ばないこと、海防の充実、長州藩及び脱走の七卿の処置は一切幕府に委任すること、物価高を抑え人心の折合をつけることなどが挙げられている²¹¹。この決定の意義はまず、幕府に対する大政委任という原則が明文で肯定された点にある。これによって安政以来流動的になっていた政治的正統性が定まった。ただしそこには「国家之大政大議ハ可遂奏聞」、あるいは「別紙」の政策を遂行する限りにおいてという留保があり、もはや往時のように、幕府の実力で政権を維持することはできなかった。朝廷の権威を借り、その要求を叶えるという姿勢を見せなければ、幕府が政権担当者として振る舞うことはできないことが明白となっていたのである。さらに、勅書が幕府への委任を、諸藩の「国是之建議」も加味したものであるとしているのは、多数意見を尊重することが正統性を謳うのに必要な条件の一つとして認知されていることを示している。にも関わらず、大きな影響力を持つ賢侯のような、幕府外からの政治参加要求を排除し、様々な形で達成される可能性があった「公武合体」が、朝廷と幕府という最小単位での「公武合体」という形で成立したことは、今後、一步間違えれば却って回復不能な政権の孤立を招くという危うさを背負うことを意味するものであった。

第五節 参勤緩和期の大名

次に、少し時間をさかのぼって、前節で論じた文久二年から元治元年の間における、参勤交代緩和政策によって諸大名に起こった変化について取り上げたい。前述のように参勤緩和は、政事総裁職・松平慶永の政権による最も大規模な改革であり、大名の負担軽減・軍事改革を促すと共に、「幕私」の除去、公武一和の政治を目指した構想と一体の政策であったものと見なすことができる。ただし、第四節で取り上げた国是の確定や公武合体をめぐる政治抗争は、多分に理念上の争いという要素が大きく、実態的に客観視することが難しいという側面がある。そこで、参勤緩和の実践の状況と併せて検討していくことで、相対的に独立した大名権力の集合体としての幕藩体制が、実態としてどのような状態にあった

²¹¹ 前掲、『孝明天皇紀』第五、148～149頁。

のか、より客観的に見ることができると考えられる。

文久二年閏八月二十二日に布告された参勤緩和令の「別紙」によると、新たな参勤割合は、御三家・溜間詰大名は三年のうち一年、その他の大名・交代寄合は三年のうち約百日の在府、すなわち一年目の春・夏・秋・冬、二年目の春・夏・秋・冬、三年目の春・夏・秋・冬と十二期に区切られたうちのいずれか一期に配分され、その間の在府と定められた。ただし、長崎勤番を務める福岡藩と佐賀藩、そして対馬藩は三年のうち一ヶ月の在府である²¹²。

大名は負担軽減によって浮いた力を、軍備を中心とした藩政改革に充てることとされていたから、各地で文久改革に倣った藩政改革が行われた。例えば広島藩では十月に入って藩士の服制や役職の改正が²¹³、米沢藩では十一月十五日に新たな儉約と藩内儀礼の簡素化、そして銃隊編制に関する改革令が告示された²¹⁴。いずれもその布告文中には、幕政改革に準拠してこの度の改革を行うという一節が盛り込まれている。

次に大名妻子の帰国についてである²¹⁵。各藩の史料には祖父母や娘などの記事も多々見られるが、ひとまず大名の妻に限定して【表1】²¹⁶にまとめた。この例では文久二年冬から翌文久三年の春頃までにかけて退府が集中している。妻以外の家族の帰藩記事についてもやはりこの時期に集中していることから、各藩ともこの頃こぞって帰藩させていったものと考えてよいだろう。大挙して大名一家・家臣らが帰藩したため街道が混雑し、徴発される街道筋の人足が疲弊しているとして、御供の人数など配慮するように、またこの度限り関所での複雑な手続きを簡易なものとするとの命令が出されていることも²¹⁷、この事を裏付けている。薩摩藩を例に挙げると、こちらでも江戸屋敷にいた前藩主斉彬の娘など、女性たちが帰藩することになった。文久二年十二月、旅の途中の京都から国元に送られた書簡では、姫君方は島津家の縁戚である近衛家に参殿し、祇園を観光するなど、自由な旅を楽しんだようである²¹⁸。しかし別の書簡では、兵庫から蒸気船に乗せる予定だったが、船での移動に難色を示すので説得を諦め(淀川下りも難儀したほどだった)中国路に行くことにしたなどと、貴人の女性らしい苦労を思わせる情景が綴られている²¹⁹。翌年四月には残っていた他の女性も江戸を出立、江戸詰の家臣も十分の一に削減し大いに経費削減となり、また他藩でも多くが家族の

²¹² 前掲、『幕末御触書集成』第三卷、94～102頁。

²¹³ 橋本素助・川合鱗三編『芸藩志』第三卷、文献出版、1977年、181頁。

²¹⁴ 前掲、『上杉家御年譜』第十六卷、642～651頁。

²¹⁵ 以下の参勤緩和に関する大名の統計について、大名の参府退府などに関して一括して記録した幕府史料は管見の限り見当たらない。『続徳川実紀』にも全て記されていないので、網羅性のある史料として前掲『維新史料綱要』を用い、利用できる藩史・家譜類があれば裏付けを取りながら、可能な限り見ていくものとする。

²¹⁶ 本論154頁を参照。

²¹⁷ 前掲、『幕末御触書集成』第三卷、103～107頁。

²¹⁸ 文久二年十二月四日大久保利通宛本田親雄書簡。鹿児島県維新史料編さん所編『鹿児島県史料 忠義公史料』第二卷、鹿児島県、1975年、253頁。

²¹⁹ 文久二年十二月九日大久保利通・中山実善宛小松清廉書簡。同上、255頁。

帰藩を済ませたようである、などと伝えている²²⁰。

続いて、改革の主目的である、新たな基準に則った参勤交代の実態について、参勤行動が新基準に対応しているかどうかも含めて【表2】²²¹にまとめた。まずは文久二年九月二十八日、二十六人の藩主が一度に退府御礼のお目見えを行っているが、参勤期の変更によって在府する必要のなくなった大名たちと思われる。同じ理由での退府と思われる例が翌年四月まで随時見られる。

十一月五日に鳥取藩主池田慶徳が参府する。鳥取の新参府期はこの年秋期で、参府が遅いが、これは閏八月に参勤期が発表されてから急遽対応したためと解することができる。その後の状況を見ていくに、対応していない例が文久三年七月頃に集中している他は、新たな参勤割に沿った参府・帰藩が複数例あり、多少前後している例も、概ね新基準に対応している。文久二年閏八月に制定された新たな参勤制度は、実際に効力を有する規範と見なされていたと認められるだろう。

とはいえ、それはあくまで、新参勤制度が制度として公式に成立してはいた事をのみ示すものである。ふたを開けて見ると、多くの大名が、参勤交代に代わって新たに登場した負担に奔走することになった。特に大藩の大名は、朝幕双方から国事周旋の期待を受けたり、京都参集を求められたりしたし、それ以外の大名も、相次いで各地の警衛に動員されるなどしたのである。

攘夷論が隆盛した朝廷では、幕府を介さず直接諸藩に働きかけ、攘夷の国是を現実のものにしようとする動きが強かった。例を挙げると、岡藩主中川久昭は文久二年四月就封のため江戸から帰藩の途に就いた。途中伏見で、岡藩を脱藩し京都で活動していた小河一敏ら藩内外の攘夷派藩士から、京都守衛のため滞京するよう求められたものの、これを退けて帰藩した。九月、藩は帰藩していた小河らを謹慎等の処分に付した²²²。その後参勤緩和を受けて久昭の参勤期が文久二年秋期となったため、再び参府しようとして十月十四日国元を出立した。しかし、小河の活動には朝廷から感状が下されていたにもかかわらず、彼らに処分を下したのは不敬であるとして、志士たちから違勅問罪の議を起こされた。久昭は参勤途上、十一月八日議奏中山忠能に謝罪書を提出、十一日に江戸へ急使を送り参府遅延を申請し、十四日入京し謝罪の態度を取った。幕府は結局、十二月十二日久昭の参勤を免除した²²³。

広島藩主浅野茂長は文久三年春期が新たな参勤期であった。茂長は参府前に、攘夷のために周旋するようとの内勅を受け取り、文久二年十月二十五日に広島を発駕して十一月八日

²²⁰ 文久三年五月二十二日「勝姫君帰国」の項。同上、412頁。

²²¹ 本論154頁を参照。

²²² 小河らは、藩士同士で連携し、薩摩藩・長州藩と岡藩を提携させ攘夷行動を起こさせようと京都で活動していた。一方、小藩で、京都でどう政治情勢が動いているのかつかめずにいた藩首脳部は、小河の提案を支持する者とそうでない者に分裂し対立していた。竹田市史編集委員会編『竹田市史』中巻、竹田市史刊行会、1984年、382～387頁を参照。

²²³ 中川久昭の行動は、それぞれ『維新史料綱要』文久二年五月二日、十月十四日、二十七日、十一月三日、十一日および十二月十二日の項。

京都に立ち寄り、十一日に参内した。広島藩には武家伝奏から、

今般以勅使攘夷之事被仰出候ニ付テハ諸蛮へ漏聞難計帝都非常之御備無之候テハ御不安心之儀ニ付御備之儀関東へ被仰出候右等之御時節幸通行ニ付暫滞在京師警衛可有之様被遊度思召候事²²⁴

と、朝廷が攘夷方針に決したことが外夷に知られては、京都の防衛に不安を生じるため、しばらく滞りし警衛に従事するようにとの勅旨が下され、茂長は浅野豊後の一隊を滞京警衛に残すことで応じた。そして十四日に出京し、二十九日に江戸参府、十二月三日老中松平信篤に内勅に基づいて攘夷を建白したのである²²⁵。他にも鳥取藩主池田慶徳・福岡藩主黒田齊溥も同じように参府途中京都に一時滞在し、江戸に京都の方針を伝えるよう要求されている。また、久留米藩主有馬慶頼は江戸からの帰藩途中、十月十三日に京都を警衛するよう命じられている。

さらに文久三年二月から六月にかけての将軍上洛では、米沢藩主上杉斉憲、久保田藩主佐竹義堯などの藩主が供奉し、また同時期に多数の藩主が京都に出入した。孝明天皇は将軍や在京の藩主を引き連れて上賀茂・下鴨神社に行幸するなど、攘夷の態度と天皇優位の上下関係が誇示された。

次いで文久三年三月二十八日、十万石以上の藩は一万石につき一人を衛兵として朝廷に供出するという親兵の制度が設けられ、これは九月十日に廃止されるまで続いた²²⁶。さらに四月十七日、十万石以下の大名は十年に一度参内拝謁するという朝覲の制度、また十万石以上の藩は原則三ヶ月交代で御所付近の警衛を行うという制度も設けられた²²⁷。これらは江戸への参勤とは別に行わなければならない、新たな負担である。その後、京都以西の大名は江戸への参勤の行き帰りに入京参内し、東国の大名も一度は参内を済ませようと京都に向かうようになっていった。三ヶ月交代警衛は原則として春夏秋冬毎に三藩ずつ、こちらは藩主が兵員を引き連れて入京しなければならない原則で、慶応三年(1867)末まで続けられた。【表3】²²⁸にその実態をまとめたが、これを見ると、一旦決定後取り消し・他藩が指名されたり、世子や家老などが代理を務めるケースが度々あり、交代の藩が到着せず引き留められて四カ月以上従事したり、複数回の召命を受けたりする藩もあった。

米沢藩では、文久三年の将軍上洛が決まると、藩主上杉斉憲はかつて上洛供奉を務めた家格であることや公武一和実現への支持のため、今回の上洛への供奉を申し出た²²⁹。文久三年

²²⁴ 前掲、『孝明天皇紀』第四、225頁。

²²⁵ 前掲、『芸藩志』第三卷、187～192頁、214～218頁、220～223頁、および230～231頁。

²²⁶ 前掲、『幕末御触書集成』第六卷、171頁および189～190頁。

²²⁷ 前掲、『孝明天皇紀』第四、588～590頁。

²²⁸ 本論156頁を参照。

²²⁹ 以下、友田昌宏「文久三年京都政局と米沢藩の動向」(家近良樹編『もうひとつの明治維新幕末史の再検討』大阪経済大学日本経済史研究所研究叢書第16冊、有志舎、2006年所

二月十日、将軍より一カ月早く八百人(その後五百人を追加)を引き連れて入京すると、京都警衛を割り当てられ、そのまま四月～六月の三ヶ月交代警衛に任命される。それを終えた所で、藩で身柄を預かっていた姉小路公知暗殺事件の容疑者を脱走させてしまう事案が発生、退京を延期することになり、そのため八月十八日の政変においても御所の警衛に出動した。結局、九月二十三日になってようやく帰藩の途に就くことができたが、途中江戸まで戻って来た所で、江戸に留まるよう幕府からの要請を受け、さすがに負担に耐えられないとこれを振り切って帰藩したのである。

このような、朝廷が直接、大名を軍事的に動員するという事態は、幕府の存在意義を根本から揺るがすものであるし、将軍への軍事的奉仕であった参勤交代の頻度が下げられた後に、天皇への軍事的奉仕が増加するというのは、大名を封建的に統制する権限が将軍から天皇に部分的に付け替えられたとでもいうべきありさまであった。文久三年四月三日、親兵の統率を掌る京都御守衛御用掛に任じられた三条実美は、将軍後見職徳川慶喜に対し「諸大名の参勤は、京師江戸折半に遊ばされ度の叡旨なり」²³⁰と述べたという。京都に大名を集めることを三条は「参勤」と表現し、それを朝幕で折半というのでは、大名の奪い合いであり、そこには慶永や横井が展望していた大名の位置づけ見直しなどの発想は共有されていなかった。

ただし、京都周辺地域の大名警衛については、政治的意味付けも考慮されなければならない。第三節で触れたが、文久二年の島津久光の朝幕周旋では、京都警衛を大藩による交代警衛にすべきとの主張が含まれていた²³¹。天皇の身辺たる京都・皇居の治安維持が、幕府役職の京都所司代と幕府番方、そして一部の譜代大名に担われていたこれまでの慣行は、徳川家にとっては重要な天皇権力の統制手段であったが、それはまた「幕私」の表れと見なされ得るものでもあった。それはしばしば政争上の争点でもあった。家近良樹によれば「朝政(ひいては国政)における発言力を確保しようとする政治勢力の側からすれば、禁裏内並びに築地内の警備をどういう勢力体がどのようなかたちで担当するかは無関心ではおられない重要な問題」²³²であった。新設の親兵や三ヶ月交代警衛で上京した諸藩、また薩長などその時々において朝廷から特に命じられた特定の藩によって、外構九門・内構六門の御所諸門および近接地域の警衛が行われたが、そこには、政局の展開によって、親長州の藩と、京都守護職として他藩の影響力を除こうとする会津藩で、警衛権限の拡大や縮小の攻防が存在した。これは、文久三年八月十八日の政変や禁門の変などを経て、最終的に、いわゆる一会桑が指揮命令権を獲得していくのである。

一方、幕府も大名の動員を増やしていった。文久二年八月二十一日、江戸から鹿児島への

収)、また前掲岸本「安政・文久期の政治改革と諸藩」106頁を参照。

²³⁰ 日本史籍協会編『七年史』一、続日本史籍協会叢書3-1、東京大学出版会、1978年覆刻、267頁。

²³¹ 京都・大坂湾の警衛大名の変遷については、前掲針谷「安政一文久期の京都・大坂湾警衛問題について」を参照。

²³² 家近良樹『幕末政治と倒幕運動』吉川弘文館、1995年、110頁。以下は同書第三章「御所諸門の警備問題と会津藩主導型警備体制の確立」を参照して述べる。

帰途に就いた島津久光の一行が、途中神奈川生麦の地で遭遇したイギリス人を殺傷する、いわゆる生麦事件を起こした。補償を要求するイギリス側と日本側の交渉は難航し、折しも將軍上京中で江戸は手薄な状態にあった。文久三年三月五日・六日、在府の旗本・大名に対し、交渉が不調に終われば兵端が開かれる可能性があるとして、江戸の海岸沿いに持ち場を割り振って配置に就かせる幕令が出された²³³。さらに八日には次のような幕令も出された。

神奈川表へ英国軍艦渡来の義ニ付、此程相達候趣も有之候処、先般被仰出も有之候に付、追々家来共国邑へ遣し、且家族等差遣候ニ付而者、家来人少ニ而、非常之節可差出人数無之段、届出候向も有之候得共、当節之場合殊ニ御留^マ主中之義、旁御手薄ニ而者難被差置、尤、御変革被仰出間合も無之、当時人少之趣者無拋事ニ候得共、一分之備人数も無之与申義者、甚不都合之次第ニ付、当地人少之面々者、在所表より相応之人数呼下し、非常之節者、人数多少ニ不拘御警衛可被相心得候²³⁴

布告文が認めているように將軍留守で手薄であるとは言え、一旦国元に返した家来を呼び戻せとは、文久改革のねらいを早くも打ち消してしまいかねない措置である。

一例として【表4】²³⁵に、文久三年三月から八月前半にかけて江戸非常警衛に動員された藩をまとめた。この警衛は、藩主自身が在府しておらずとも藩兵を抛出すればよいものだったようである(もちろん藩主が在府している藩も相当含まれると思われる)。しかしながら、参勤緩和が大名の負担軽減を目的としていることに留意し、大名の召喚の有無にかかわらず広く藩に対する課役全体について目を向けて考えれば、これも本来の趣旨にもとる状況である。一覧すると、緊急動員のし易さから、さすがに東国の譜代大名が主体となっているものの、そうではない大名もそれなりに含まれている。手当たりしだい動員できるものを急遽集めたかのような感がある。

そしてこれを皮切りに、江戸と京坂地域にはそれまでの海防役に増して、多くの大名家が入れ替わり立ち替わり任命され動員される同様の状況が続くのである。対外危機としては、英国艦隊による生麦事件の報復として、薩摩藩の藩庁所在地・鹿児島が襲撃された薩英戦争、長州藩の攘夷行動に対する報復として列強四ヶ国の攻撃を受けた元治元年の下関戦争、慶応元年には幕府が結んだ安政の五カ国条約と兵庫開港の約束に天皇が勅許を出すよう圧力をかけるため、兵庫沖に英仏蘭の艦隊が押し寄せる事件も起きたのである。

そしてさらに、幕府は諸藩の兵力に頼らなければならない事情があった。浪士による治安の悪化である。この頃には、文久三年の天誅組の変・生野の変、翌元治元年の天狗党の乱など、尊王攘夷を掲げる浪士による挙兵事件が相次いだ。彼らは全国各地で同志を募るなど活

²³³ 前掲、『幕末御触書集成』第六巻、127～128頁。

²³⁴ 前掲、『幕末御触書集成』第三巻、104頁。

²³⁵ 本論 157頁を参照。

動の輪を広げており、そのような活動が足元の関東地方を含めた治安を不確かなものにしていった。幕府は海防のためのみならず、府中見回りなど江戸の街の警備や、また京都につながる街道筋にも諸藩兵を動員した。

宇都宮藩は、水戸天狗党を中核に各地の浪士が集まった集団が挙兵、日光目指して進撃してきたため、幕命を受けて文久三年から約一年の間、日光や鹿沼などに藩兵を展開させた²³⁶。その他関東の諸藩兵が召集され、筑波山など各地で戦闘になった。またこうした状況下で、藩によっては複数の任務を立て続けに与えられ疲弊を重ねることになった。二本松藩は文久三年以来切れ目なく、江戸市中警衛、京都への親兵供出に加え、二度にわたる藩主自ら統率の京都三ヶ月警衛をこなし、加えて天狗党の乱に対する出兵など、常にどこかへ兵を出しながら、上総国富津台場への配備も並行して続けていたのである²³⁷。そうして、こうした軍事動員のうち最大のもので、二度にわたる長州征伐であった。

なお、上記のような非常警衛・出兵の増加は、従来の海防役も依然継続されていた上でのものである。一例として兵庫から堺までの大坂湾警衛に従事した藩名を【表5】²³⁸に挙げた。これと同様の交代警衛は、京都、神奈川、江戸湾・台場、江戸府中などでも行われている。

参勤緩和の実態はいかなるものだったのか。ここまで見てきたところ、それはひとまず、慶永ら文久改革推進派が策定した形で実現した。文久二・三年にかけて諸家の大名妻子家族は帰藩し、江戸屋敷の人員削減も行われ、期間が緩和された新たな参勤交代が行われた。しかしその新制度は、典型的で正常な状態という時間が存在しない、幕末の目まぐるしい政局の展開によって、その確立を阻害されてしまった。京都をめぐる政局絡みの警衛増加、対外的な兵力配備、そして急速な攘夷を訴える浪士らの活動などにより、大名を休ませる余裕はほとんどなく、半ば場当たり的に見える諸藩の動員が常態化した。政策立案者たちが当初企図したような、余裕の確保や、政治的安定につながるような展開は、どう見ても実現していないのである。

ただ、それは一面では、幕府の独占的な支配の退潮を意味した。幕府も朝廷も、諸藩の力を当て込み、これを勧誘動員することで自己の目的を達成しようとした。慶永政権が意図したような形ではないものの、それは諸藩にとっては負担の増大であると同時に、自身の価値、発言力の向上をつかむ契機でもあった。ただしそこには、日本国家としての組織性・統一性は見られない。その弱点を解消するためにも、公武一和・政令一途の達成は必要とされていたのだと見なすことができる。

第六節 参勤復旧令の波紋

元治元年、参与を辞任した賢侯が去った京都では、禁裏守衛総督・摂海防禦指揮となった

²³⁶ 前掲、『史料宇都宮藩史』283頁および323頁。

²³⁷ 前掲、『二本松藩史』を参照。

²³⁸ 本論158頁を参照。

慶喜の一橋家と、京都守護職・松平容保の会津藩、そして京都所司代に任命された松平定敬の桑名藩、すなわち一会桑が主導権を握った。一会桑は京都における幕府の代弁者、公武合体の体制を保つための東西調整という役割を担う存在であったが、特に慶喜は、過去の経緯から江戸の幕府吏僚層から常に不信の目で見られており、相対的に独立した地位で自己の立場を確保する意味合いもあったと見られている²³⁹。彼らは京都警衛の諸藩兵と共に、元治元年七月、三港閉鎖の貫徹と攘夷派の失地回復を目指して入京しようとした長州藩兵を撃退する禁門の変を勝ち抜いたのである。

一方、大政委任の国是を取り付けることに成功した幕府は、賢侯の政治参加による朝幕藩型の公武合体路線を退け、またその方向に頼ることで朝廷との仲を取り持つてもらう必要性もなくなった。そしてその事に前後して、慶永が植え付けようとしていた「幕私」の除去に対する反発、「幕威」に基づく支配の復活を目指す動きが表面化してくる。既に江戸において、文久改革の際に簡素化された服装規定を、礼を失うものであると批判し、旧に復そうとする運動が起こっていた²⁴⁰。

そうした変化に続き、九月一日、前ぶれなく出された一つの幕令が、新たな波紋を呼ぶことになる。

万石以上、以下之面々并交替寄合、嫡子在国、在邑、且妻子国邑江引取候共可為勝手次第旨、去々戌年被仰出、銘々国邑江引取候面々も有之候処、此度御進発も被遊候ニ付而者、深き思召も被為在候ニ付、前々之通相心得、当地江呼寄候様可致旨被仰出候、一万石以上之面々并交替寄合参勤之割、御猶予被成下候旨、去々戌被仰出候処、深き思召も被為在候間、向後者前々御定之割合ニ相心得、参勤交代可有之旨被仰出候²⁴¹

すなわち、大名妻子を再度江戸に集住させること、そして参勤交代制の改革以前の制度に復することとされたのである。この参勤復旧について、青山忠正は、長州攻撃を前に諸侯の向背を問い、大名への統制手段を確保しておく必要があったものとの見方を示している²⁴²。また久住真也は、幕府の一方的支配を譲歩する形で体制再編を図った文久改革の理念自体に反発する「幕府復古主義」による反改革の動きが進んでいた点を指摘している²⁴³。戦争を前に従来の人質を復活させ、参勤交代を中心とした大名支配の回復を図ったものとみることができらる。

この参勤復旧は事前にその動きが知られておらず、唐突な発令だったようである。また幕

²³⁹ 一会桑については、前掲家近『幕末政治と倒幕運動』を参照。

²⁴⁰ 前掲、『続再夢紀事』二、357～360頁。

²⁴¹ 前掲、『幕末御触書集成』第三卷、108～109頁。

²⁴² 前掲、青山『明治維新と国家形成』174頁。

²⁴³ 久住真也『長州戦争と徳川将軍——幕末期畿内の政治空間——』岩田書院、2005年、71～75頁。

府内部でも一致した意見だったとは言えないようで、在京の会津藩首脳部や情報収集に従事していた熊本・薩摩藩士も、突然の発令に接し困惑している²⁴⁴。

様子見の動きも広まった。薩摩藩江戸藩邸では、諸藩の留守居や江戸城に勤める坊主などに聞き込みし、どれほどの藩が幕令に従って再び大名家族を江戸に送ったか調査している²⁴⁵。また福井藩には三田・松江・高鍋藩から、どう対応したらいいのか、今回の動きについて知っている事があつたら教えて欲しいという訴えが寄せられている²⁴⁶。

正面から復旧を思いとどまるよう求める建白も出された。熊本藩は十一月十四日、以下のよう書き送った。

此節之御趣意万一者御変革より御政権軽く相成依之御旧復被遊候ハ、御政権相立列藩畏服可仕との輿論茂可有之歟然処近年天下之形勢右様御変革無之候ハ、諸侯因循之弊を重ね弥困窮ニ陥……乍恐變易之道を被為得候 御明断と天下奉感服たる儀ニ候得者はよりして御政権軽く相成候儀者決而有之間敷天下之服不服者人心を被為得候と不被為得候とニ有之参府人質等之御旧法に而今日列藩畏服仕候儀者決而無之儀と奉存候是迄御変革之御仁政ニ依而列藩人心帰向仕居候処今俄ニ御旧復を以人心帰向之路を御塞キ被遊候御事乍恐幕府之御為深奉痛惜候加之当春御上洛万事御委任被為蒙仰稜々御伺取之内ニ茂御国家之大事件者御奏聞之上可被仰出との旨奉敬承候処此節之儀者天下人心之向背実ニ大事件と奉存候得共乍恐御奏聞被遊猶列藩之公論を茂被聴召上度²⁴⁷

参勤緩和が徳川政権を軽いものにしたとの考えから復旧に転じたのかも知れないが、天下が歓迎した改革を俄かに旧に復するのは人心が離れるものである、天皇から大政委任を受けたとはいえ、天下の向背に関わるこのような大事は、上奏し列藩の公論を聴いて決すべし、と訴えている。

また加賀藩でも慶応元年四月二十五日建白書を提出した。

諸大名参観等復故之儀も、深き思召被為在被仰出候御儀には可有御座候得共、時勢柄御洞察被遊、御英断を以近年御変革被仰出候処、不年に復故と相成候而は、思召も貫徹不仕、諸藩居合方も如何可有御座哉。人心之向背に係り候儀に而、御為御大切之儀と奉存候。一旦被仰出候上には御座候得共、猶又御熟慮被為在度儀

²⁴⁴ 同上、71～72頁を参照。

²⁴⁵ 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 玉里島津家史料』第三巻、鹿児島県、1994年、673～674頁。

²⁴⁶ 『続再夢紀事』三、日本史籍協会叢書108、326～328頁、および『続再夢紀事』四、日本史籍協会叢書109、29頁、92頁。

²⁴⁷ 前掲、『肥後藩国事史料』第五巻、443～446頁。

と奉存候²⁴⁸

先の英断を俄かに撤回しては人心の向背に関わるとしている。これらには、いずれも幕府より明確な回答は与えられなかったようである。

薩摩藩は京都入りしていた小松清廉・大久保利通が、関白二条斉敬や朝彦親王など朝廷筋に入説して、復旧を阻止しようとする工作に打って出た²⁴⁹。参勤緩和は元々、元治元年一月二十七日の宸翰において天皇からの賞讃を受けていた経緯があり、それを覆すのは天皇の意思をないがしろにするものという批判が成り立つ。これを受けて慶応元年(1865)三月十四日、上京していた老中松平宗秀に対し、

大樹上洛之儀老中兩人へ御沙汰有之候通外夷之大患長防処置之重典危急之世体皇
国治乱之堺別而被惱宸襟候将今般毛利大膳父子出府実美以下呼下之命有之不穩之
勢此上相当之所置ヲ失ヒ變動ヲ醸候テハ内外不可救之勢顕然ニ付暫閣諸大名参勤
妻子出府之儀ニ於テハ昨春褒勅之次第モ有之候間去文久二年之令ニ復シ猶其末大
樹上洛之上結局永世不朽之国是熟評被聞食度候²⁵⁰

という、「昨春褒勅之次第モ有之候間」参勤復旧は見送り、再び将軍が上洛し「永世不朽之
国是熟評」するよう求める勅旨が下された。将軍徳川家茂は第二次長州征伐のためにこの年
閏五月上洛したが、参勤緩和に関しては、

諸大名参勤交代之儀ニ付委細御沙汰之趣奉畏候然処当節長州所置之折柄ニ候得ハ
何分即御答申兼候間暫之内御猶予之儀相願置候事²⁵¹

と述べ、うやむやな回答で応じた。しかしその後、長州と対峙する状態下にある西国の大
名の負担を考慮してか、慶応元年四月と、第二次長州征伐に踏み切る直前の翌慶応二年四月
の二度、中国・四国・九州の大名の参勤を暫く猶予するとの幕令を発している²⁵²。

その後、参勤交代制度に関する政治的な動きは見えなくなる。おそらく、長州攻撃をめぐ
る政治的緊張など、政治秩序そのものがさらなる激動に揺るがされ、そもそも幕藩体制自体
が改廢の俎上に上っていく時代の中で、この問題が政治的な焦点として議題になるようなも
のではなくっていったのではないだろうか。結局、参勤復旧が再度覆されるような事はな
かった。参勤復旧に対しては、

²⁴⁸ 前掲、『加賀藩史料 藩末篇』下巻、365頁。

²⁴⁹ 『忠義公史料』第三巻、1976年、706頁および713～714頁、日本史籍協会編『朝彦親王
日記』一、日本史籍協会叢書7、東京大学出版会、1982年復刻再刊、151～152頁。

²⁵⁰ 前掲、『孝明天皇紀』第五、505頁。

²⁵¹ 同上、506頁。

²⁵² 同上、511頁。

当時諸有司の議専ら幕府の御威光を立てんとする一方に傾き其争ふ所甚小にして国家百年の大計を立てることには及はれさり……人心の幕府を疑ふ事となりしハ其原因二三に止まらざるへけれと近世の事によりて申きは諸侯の参勤及武家の衣服に係る制度の如き革新ありし当時大に人心に適ひしを数年ならずして更に旧制に復せられし故大に失望して幕府の政を百時斯の如くなりとするに外ならざるへし²⁵³

という、幕政支配が再び「御威光」頼みになり、そのことで却って人心が幕府から離れていったという厳しい評価が残ったのである。「人心に適」うものであった参勤緩和を撤回し、「御威光」に回帰しようというのは、まさに第一章第一節で取り上げた、渡辺浩が指摘する「御威光」による支配という説に合致するものである。

この参勤復旧であるが、参勤交代に関する先行研究では、その事実について簡単に触れるだけで、実際にどのような状況であったのかについての考察は見受けられない。そのため、ほとんど応じる大名のないままに参勤交代制度が雲散霧消して幕を閉じたかのごとき印象を受けるのだが、実態はいかなるものであったのだろうか。

まず妻子家族の江戸集住について見ていきたい。例えば広島藩では、元治元年十一月二十四日、藩主養父母を出府させるべきところ、長州征伐の折柄、藩士を割く余裕がない、と幕府に申請した²⁵⁴。次いで慶応元年三月九日、養父は病気のため在藩させたいと申請し許可を得²⁵⁵、さらに養母も慶応元年閏五月七日、征長多端の折柄として猶予を願い出ている²⁵⁶。また熊本藩の場合、慶応元年三月二十七日、長州情勢不穏のため陸路は使えず、長い船旅となると女性には難儀であるとして、藩主夫人の参府延期を申し立てている²⁵⁷。こうした例は他にも多数見られるが、会津藩の情報収集では、幕府目付に聞いたところ、病気・雪中移動の困難・江戸藩邸の居住準備がない、などの理由を立てて猶予を求める家が多いようだ、としている²⁵⁸。江戸藩邸について言えば、先に見た通り、多くの藩では大名家族の帰藩に伴い、その生活を支える家臣の多くも帰藩させていたし、その後屋敷が火災などに遭っていても修繕を後回しにしていた、といった実情もある。ただ、病気を理由にしたものについては全てを鵜呑みにはできないだろう。

ではこの命令に従った藩は皆無であったかという、各藩が収集した情報をまとめると、【表6】²⁵⁹に挙げた藩は家族のいずれかを江戸に移したことが分かる。その多くは譜代大名で東国の藩であったことが見て取れる。これらの藩では長州征伐を理由に挙げることはでき

²⁵³ 『続再夢紀事』五、日本史籍協会叢書 110、16～20 頁。

²⁵⁴ 『芸藩志』第七卷、330 頁。

²⁵⁵ 同上、168 頁。

²⁵⁶ 同上、230 頁。

²⁵⁷ 前掲、『肥後藩国事史料』第五、772～773 頁。

²⁵⁸ 会津若松市総務部秘書公聴課編『幕末会津藩往復文書』下巻、2000 年、187 頁。

²⁵⁹ 本論 158 頁を参照。

なかったし、譜代の家として幕令に逆らう訳にもいかなかったであろうと思われる。

土浦藩は、元治元年十月七日・十一月七日の二度、家族参府の猶予を願い出た後、十二月十五日になって藩主夫人と妹が出府した²⁶⁰。関東ではこの時、天狗党の乱による混乱が続いており、その根拠地となった筑波山に近い土浦も対策に藩兵を割いている状況であったが、長州征伐を理由にした広島藩の猶予願が認められたのに対して、土浦は手が空き次第すぐに
出府させられており、随分扱いが異なる。また会津藩では藩主容保の養女熙姫について、

御家之儀諸家之模範共被為成候御立場柄熙姫様御帰府被遊候義、諸家ニ先立御登
被成候御都合ニ無之候而ハ相成間敷哉²⁶¹

という考えがあったようだが、他家の対応を見守ったり逡巡したりしているうちに年末になってしまい、結局翌年四月になって出立を決定した²⁶²。

西国の藩では尾張・紀州・彦根などの名が見えるが、将軍家との関係の近さから応じたものと思われる。加賀藩が藩主夫人を送っているのが例外的で目を引くが、加賀藩主前田斉泰の妻溶姫は十一代将軍徳川家斉の娘で、文久二年に金沢へ行く時にも大奥が心配して江戸に引き留められた経緯があった²⁶³。そして今回の江戸集住についても、加賀藩聞役が老中諏訪忠誠にわざわざ呼び出されて、溶姫を江戸に戻すよう指示されている²⁶⁴。このように、集住令に応じる選択を取った藩も多く存在したのである。

そして、大名の参勤についても対応が分かれた。まず参勤を回避した藩の例を見ていくと、広島藩では、復旧令から三日後の元治元年九月四日、今年が旧参勤交代の参勤年に当たるものの、征長従軍のため、支藩の広島新田藩共々辞退したい旨を申し出て許可を受けている²⁶⁵。翌慶応元年三月九日には、去年参勤できないまま旧例の帰藩年に入ってしまったが、長州征伐も一段落したものの未だ不穏な情勢なのでこのまま在国したいと申請した。これに対し、藩主・支藩主の在国は許可されたものの、世子浅野茂勲は参府せよと命じられた²⁶⁶。しかし重ねて猶予を求めたところ、五月十三日には世子の在国も許可された²⁶⁷。次の慶応二年は再び参勤年に当たるが、慶応二年三月十八日、江戸桜田の藩邸の火災や、長州処分が未だ不確定である事を理由に挙げて再び辞退を申し出、許可を受けた²⁶⁸。翌慶応三年の対応については記録が見られない。広島藩の場合は長州藩の隣であり、辞退理由は挙げやすかっただろう。

次に鳥取藩では、藩主池田慶徳は慶応元年四月十五日、実の兄弟にあたる岡山藩主池田茂

²⁶⁰ 前掲、『茨城県史料 近世政治編』Ⅲ、53～55頁。

²⁶¹ 前掲、『幕末会津藩往復文書』下巻、185頁。

²⁶² 同上、188頁。

²⁶³ 前掲、『加賀藩史料 藩末篇』上巻、1285頁。

²⁶⁴ 前掲、『加賀藩史料 藩末篇』下巻、205頁。

²⁶⁵ 『芸藩志』第六巻、122頁。

²⁶⁶ 前掲、『芸藩志』第七巻、168頁。

²⁶⁷ 同上、205頁。

²⁶⁸ 『芸藩志』第八巻、1977年、322頁。

政にあてて、

小子も是迄引籠不申色々申立他国不致候得共漸々関東之方六ヶ敷是非々出府無之
而者難叶模様ニ付……十八日より表向不快申立引籠候積ニ付此段申上置候²⁶⁹

と述べ、仮病で引き籠る旨を伝え、そのまま参府しなかった。同様に熊本藩でも、慶応元年三月一日、病気として藩主の参勤延期を願い出ている²⁷⁰。幕府の方針に反発し参勤回避を図る場合、病気と称するのがもっとも手っ取り早かったようである。

一方、やはり参勤復旧に従った藩も見られる。こちらの例も妻子集住の場合と同様、東国・譜代の藩ほどその傾向があったようである。米沢藩主上杉斉憲は復旧令の時点で江戸にいたが、翌慶応元年、世子茂憲が着府してから五月一日に退府し、翌慶応二年四月十五日、参勤のため再び参府、登城を済ませた。この間の慶応二年一月から三月にかけて、世子茂憲は藩主代理として上京し京都三ヶ月交代警衛を勤め、さらにその後も乞われて京都に残留し、結局十一月まで滞京している。藩では藩主父子ともに公命で出張し、藩士を東西に派遣して出費の増に苦しんだという²⁷¹。

宇都宮藩は先述のように元治元年、関東の治安を揺るがした攘夷派蜂起の対処に加わっていたが、十二月二十三日、鎮圧に目途がたったため江戸に伺いを立てたところ、参府せよとの返答があり二十九日参府した²⁷²。二本松藩は慶応二年、二度の京都三ヶ月警衛など度重なる負担の出費や領内の暴動などから、先代藩主丹羽長富の死による服喪、藩主長国の病気などを理由として参府延期を認められた。それでも結局、慶応三年一月には参府しているのである²⁷³。いずれも、西国の大藩に対する姿勢とは随分違って、何とか参府させようという幕府の強い姿勢が感じられる。また加賀藩主前田斉泰も、先に述べたように参勤復旧に批判的姿勢を取っていたものの、慶応元年三月十三日参府を果たしている²⁷⁴。このように、個別の事例を当たっていくと、参勤交代復旧令以後、文字通りの朝令暮改であるにもかかわらず、これに服する藩もまた多く存在したことが分かる。

『維新史料綱要』から、慶応元年から三年の間の、参府・退府に関する記録を抜きだしたのが【表7】²⁷⁵である。もっとも、この他にも多くの大名が在府していたようであるが、はっきり参勤に関する移動として挙げられている例だけ収録した。東国の藩では弘前、盛岡といった大藩の名が見えるが、西国は小藩の名が目立つ構成となっている。長州征伐につき中

²⁶⁹ 日本史籍協会編『岡山池田家文書』一、日本史籍協会叢書44、東京大学出版会、1984年覆刻再刊、372頁。

²⁷⁰ 前掲、『肥後藩国事史料』第五、747頁。

²⁷¹ 前掲、『上杉家御年譜』第十七巻、396頁、419頁、472頁および486頁。

²⁷² 前掲、『史料宇都宮藩史』334頁。

²⁷³ 前掲、『二本松藩史』、65頁。

²⁷⁴ 前掲、『加賀藩史料 藩末篇』下巻、356頁。

²⁷⁵ 本論159頁を参照。

国四国九州の大名に参勤見合わせの幕令は出ていたが、それにも関わらず西国の藩主たちはある程度在府していた実態がここからは見えてくる。上の個別例でも触れたように、参勤するかしないかについてはそれぞれの藩から幕府に伺いを立てることが常例となっている。直接征長に関わらない大名家のうち、言い逃れする材料がない大名についてはどんどん参府を命じたということであろうか。また、慶応元年四月十六日、二年五月十九日、三年六月四日と五日には、一斉に帰藩を差し止めている。江戸が手薄になる事を恐れての引き止めであろうか。この辺りからも、なりふり構わぬ姿勢が垣間見えるのである。

このように威権失墜の側面ばかり注目されがちな幕府であるが、全く統制力が失われたわけではなかったようである。ただし、幕府の召命に応じた藩の中には、幕末の政局の中で存在感を発揮し、東西の周旋に従事し、明治維新の主役として活動した西国の大藩の名前は軒並み見られない。こうした国内の大勢力を再び幕府の威光に服せしめなかった参勤復旧は、中途半端なものとの印象が拭えない。付け加えれば、そうした大藩に遺された史料に、現代の我々が歴史研究する際には依存する割合が大きく、余計に、参勤復旧の事実を忘れさせたのではないかと考えられる。

第七節 公議政体

慶応二年から翌三年にかけては、第二次長州征伐の失敗、滞坂中の将軍家茂の急死、慶喜の将軍襲職、孝明天皇の急死、そして具体的な倒幕の気運の高まり、大政奉還、王政復古の大号令と、複雑な政治情勢が続いた。その間、政治構想はどのように練られ、そこに公議の観念はどのように表現されていたであろうか。

慶応二年七月二十日、大坂城で家茂は、二十一歳の若さで死去した。後継者としては御三卿田安家の亀之助がいたが、四歳の幼児であり、この難局において宗家を継ぐことができるのは、事実上、徳川慶喜以外にいなかった。そこで二十七日、松平慶永は、慶喜や老中・板倉勝静に対して以下のように述べた。

今度御代替りとなりしハ痛歎の至りなれとも是却而徳川家之危急を救ふへき好機会なるへし如何となれハ方今天下の勢将に四分五裂に至らんとす薩州之出兵を拒めるか如きも大久保一蔵一己の計らひにあらず其根基ハ必国議ニて出てしなるへし……此上ハ多年専有せられたる幕府の威権を去り天下有名の諸侯を会同し皇国一般に関する大事ハ一々之と議し然る上其議決を以施行せらるゝ事となり候ハ、天下の人心自ら安着すへきなり扱天下の人心安着するに至れハ徳川家よりハ御威光を求められずとも諸侯より御威光を立申すへし尤斯の如き場合ニ至りても徳川家にてハ尚謙讓諸侯の列に下らるゝの思召にあらされハ今日の世態到底折合かたかるへし夫のみならず徳川家ハ諸有司を改撰せらるゝ事も亦肝要なるへし²⁷⁶

²⁷⁶ 前掲、『続再夢紀事』五、257～259頁。

また、慶永は慶喜に対する要求事項を以下のようにまとめている。

- 一 速に大樹公之喪を被発候事
- 一 橋公継統相成候事
- 一 橋公継統ありても幕府ハ今日より無之事故江戸へ御帰城又其俣滞坂滞京都而伺叡慮可被取計候事
- 一 徳川家従来之制度を改め諸侯へ命令等被停尾紀兩藩之如く可被成事
- 一 幕府より被建置候所司代守護職町奉行等ハ一切被廢候歟又ハ其俣据置相成候歟都而伺叡慮可被取計事
- 一 兵庫開港外国公債諸侯統轄金銀貨幣其余天下之大政一切朝廷へ御返上相成候事
- 一 若天下之衆議ニ依り將軍職を是迄之如くにと願ひ其職を御受相成候とも諸侯へ命令等之書を旧套に被復候迄にて其他之御制度ハ尚改正之廉可有之事²⁷⁷

その述べるところは一見、多年くり返し訴えてきた公武一和の仕切り直しにも思える。しかし、この慶応二年の幕府・徳川家を取り巻く状況は、文久二年・元治元年とは異なって、それらの時よりさらに危機的である。求心力の象徴たるべき將軍の病没、長州藩とついに直接戦闘に及びながら緒戦以来の敗退、そして長州征伐の動員令に対して公然と異を唱え出兵を拒否する薩摩藩などの雄藩と、中央政権としての統御が全うされない状態になっているのである。そこで、文久・元治のような、幕府を改革して諸藩の公議も容れられるような形を目指すのではもはやなく、今回の將軍死去をきっかけにして一度これまでの將軍権力の概念を解体する。徳川宗家は「尾紀兩藩之如」地位まで自ら下り、当面の政治課題など「天下之大政」を朝廷に返し、衆議を権力の基礎に置いた政治体制を作る。もし將軍職に就くのであれば衆議に拠って立ち、しかしこれまでのような権力を持った將軍とはならないのが良い、というものである。

これに対して慶喜は、慶永の意見に部分的には同意し、將軍就任を辞退する姿勢を見せながらも、自ら直接幕府軍を率いて征長を指揮しようとして、できるだけ自身と徳川家の権威を維持しようと努めた。しかしその後、一転して出陣を取りやめるに至った。その理由については、九州戦線の敗戦、征長に反対する諸藩の声や朝廷内の反対派の伸張、秘されていた將軍の死が外に洩れつつある現状を鑑みて、など諸説ある²⁷⁸。それでも八月十九日、朝廷は慶喜に前將軍同様政務を執るよう命じた²⁷⁹。さらに慶喜は朝廷に諸侯召集を奏請し、朝廷は

²⁷⁷ 同上、334～335頁。

²⁷⁸ 前掲、原口「近代天皇制成立の政治的背景」51～52頁、井上勲『王政復古 慶応三年十二月九日の政変』中公新書1033、中央公論社、1991年、52～53頁などを参照。

²⁷⁹ 前掲、『孝明天皇紀』第五、826～827頁。

そのようにしたが、それは慶永の期待した形ではなく、「徳川中納言言上之趣モ有之諸藩衆議可被聞食候間速ニ上京致シ決議之趣ハ中納言ヲ以テ可有奏聞旨被仰出候事」²⁸⁰と、慶喜を中心に衆議するよう命じるものであった。命のあった二十四家のうち上京したのは親幕府あるいは中間派の十家に留まり、彼らは慶喜の将軍就任を支持する意見を出したので、それを経て慶喜が十五代将軍に就任したのである。

慶喜は、多年有志大名と幕閣の中間に立って、江戸幕閣の守旧性を批判してきた経緯もあり、古い幕威の回復を志向する将軍では決してなかった。いわゆる慶応の幕政改革では、文久改革で誕生した幕府軍をさらに強化して、番方などの職制を全廃し銃隊諸隊に改編し、また老中の月番制を廃止し外交・国内事務・会計・海軍・陸軍の五局専任制にするなど、合理化を推し進めた。久住真也によれば、慶喜は在任中一度も江戸に帰らず、翌三年九月までは京都二条城にも入らず、それまで居館として利用した屋敷に滞在し続けることで、儀礼の煩雑さを避け将軍的な「御威光」を纏わず政治に集中していた²⁸¹。慶喜にとって痛かったのは、慶応二年十二月二十五日の孝明天皇の急死である。孝明天皇は一貫して慶喜に信を置き続け、反幕感情が高まり続ける朝廷を抑え一貫して慶喜を支持していたので、抛り所の少ない慶喜としては非常な痛手であった。

この時の政治課題として、停戦は成ったものの結局根本的な解決がなされないまま膠着状態にある長州藩問題の最終的解決と、兵庫開港問題であった。安政の通商条約については、慶応元年十月五日、ようやく孝明天皇が折れて勅許となっていたが、兵庫港の開港だけはまだ拒否の朝旨が続いていた。欧米諸国との約束の期限があり、この解決をしなければならなかったのである。そこでまたしても、慶永・島津久光・山内豊信・伊達宗城が上京会同、いわゆる四侯会議が行われることとなった²⁸²。慶喜としては諸侯の衆議を借りれば勅許が下りやすく、四侯側としてはそれへの協力と引き換えに長州への寛大な対応を引き出し、この会議を糸口に再び合議政治への流れを作る最後の機会をつかむ意味があった。

兵庫の開港・長州の寛大な処置について、両者において大筋で異なるところはなかった。しかし、四侯側、特に大久保利通を中心に薩摩藩は、長州問題を先議すること、幕府がこれまでの長州に対する不当な処置を取り下げ、無条件で復権させること、さらに、これらを幕府に勅許するのではなく、朝廷から直接命令を下す方式をとることを主張した。幕府に一度、これまでの非を明確に認めさせることを協力の条件に課し、それに応じるか否かで、幕府に態度を改める意思があるかどうかを見極めようとしたのである。一方慶喜・幕府側は、期日が迫る兵庫開港問題を先議すること、長州藩から嘆願書があれば受け入れるという姿勢をとることは譲れなかった。結局、朝議は慶喜有利の形で兵庫開港勅許・長州の寛大な処分を幕府に認める決定を下し、四侯の主張は貫徹されなかった。慶永は「幕府反正の

²⁸⁰ 同上、853頁。

²⁸¹ 前掲原『幕末海防史の研究』87～91頁、及び前掲久住『幕末の将軍』234～238頁。

²⁸² 以下、前掲原口「近代天皇制成立の政治的背景」63～66頁、前掲井上『王政復古』127～137頁、前掲久住『幕末の将軍』239～241頁を参照して述べる。

望みは絶え果たり」²⁸³と述べ、薩摩藩はいよいよ武力倒幕路線に舵を切った。

ここに至って六月末、後藤象二郎を中心に土佐藩が運動して薩摩藩との間に結んだ、王政復古・公議政体構想が、いわゆる薩土盟約である。その四ヶ条の「旨主」、及び本文の七ヶ条は以下の通りである。

- 一 国体ヲ協正シ、万世万国ニ亘テ不恥、是第一義、
- 一 王制復古ハ論ナシ、宜ク宇内形勢ヲ察シ、参酌協正スヘシ、
- 一 国ニ二帝無シ、家ニ二主ナシ、政刑唯一君ニ帰スヘシ、
- 一 将職ニ居テ政柄ヲ執ル、是天地間有ルヘカラサルノ理也、宜ク侯列ニ帰シ、翼戴ヲ主トスヘシ、

- 一 議事院ヲ建立スルハ、宜ク諸藩ヨリ其入費ヲ貢献スヘシ、
- 一 議事院上下ヲ分チ、議事官ハ上公卿ヨリ下陪臣庶民ニ至マテ、正義純粹ノ者ヲ撰挙シ、猶且諸侯モ自ラ其職掌ニ因テ上院ノ任ニ充ツ、
- 一 將軍職ヲ以テ天下ノ万機ヲ掌握スルノ理ナシ、自今宜其職ヲ辞シテ、諸侯ノ列ニ帰順シ、政權ヲ朝廷ニ帰ス可キハ勿論ナリ、
- 一 各港外国ノ条約ハ兵庫港ニ於テ新ニ朝廷ノ大臣・諸侯ノ士夫ト衆合シ、道理明白ニ新約定ヲ立テ、誠実ノ商法ヲ行フベシ、
- 一 朝廷ノ制度・法則ハ、往昔ヨリ之律例アリト雖モ、当今ノ時勢ニ参シ、或ハ当ラサル者アリ、宜ク其弊風ヲ一新改革シテ、地球上ニ愧サルノ国本ヲ建シ、
- 一 此皇国興復ノ議事ニ関係スル士大夫ハ、私意ヲ去リ公平ニ基キ、術策ヲ設ケス正実ヲ貴ヒ、既往是非曲直ヲ不問、人心一和ヲ主トシテ此議論ヲ定ムヘシ、²⁸⁴

その構想するところは、將軍は大政を朝廷に奉還して諸侯の列に下る、王政復古、政治の中心機関として議事院を建てる、議事院は上院・下院を設け公卿・諸侯から陪臣・庶民まで「正義純粹ノ者」が名を連ねる、その体制の下で新たに外交を結び、新法制を制定する、というものであり、また議事に関与する者は「私意ヲ去リ公平ニ基キ」「人心一和」を旨とする、というものである。

後藤はこれを元に周旋を続けたが、武力の後ろ盾を用いるか否かをめぐって、挙兵の準備を進める薩摩藩と折り合いがつかなくなった。そこで山内豊信から十月三日、幕府に呈されたのが、大政奉還建白書であった。そこでは以下のような構想を掲げている。

- 一 天下ノ大政ヲ議定スルノ全權ハ朝廷ニアリ乃我皇国ノ制度法則一切万機必京師ノ議政所ヨリ出ヘシ

²⁸³ 『続再夢紀事』六、日本史籍協会叢書 111、403 頁。

²⁸⁴ 『鹿児島県史料 玉里島津家史料』第五巻、1996 年、216～218 頁。

- 一 議政所上下ヲ分チ議事官ハ上公卿ヨリ下陪臣庶民ニ至ルマテ正明純良ノ士ヲ撰挙スヘシ
- 一 庠序学校ヲ都会ノ地ニ設ケ長幼ノ序ヲ分チ學術技芸ヲ教導セサルベカラズ
- 一 一切外蕃ト之規約ハ兵庫港ニ於テ新ニ朝廷ノ大臣ト諸蕃ト相議道理明確之新条約ヲ結ヒ誠実ノ商法ヲ行ヒ信義ヲ外蕃ニ失セサルヲ以主要トスヘシ
- 一 海陸軍備ハ一ト大至要トス軍局ヲ京撰ノ間ニ築造シ朝廷守護ノ親兵トシ世界ニ比類ナキ兵隊ト為シ事ヲ要ス
- 一 中古以来政刑部門ニ出ツ洋艦来港以後天下紛紜国家多難於是政權稍動ク自然ノ勢ナリ今日ニ至リ古来ノ旧弊ヲ改新シ枝葉ニ馳セス小条理ニ止ラス大根基ヲ建ルヲ以主トス
- 一 朝廷ノ制度法則往昔ノ律例アリトイヘトモ方今ノ時勢ニ参合シ間或然ラサル者アラン宜其弊風ヲ除キ一新改革シテ地球上ニ独立スルノ国本ヲ建ツベシ
- 一 議事ノ士大夫ハ私心ヲ去リ公平ニ基キ術策ヲ設ケス正直ヲ旨トシ既往ノ是非曲直ヲ問ハス一新更始今後ノ事ヲ見ルヲ要ス言論多ク実効少キ通弊ヲ踏ヘカラス²⁸⁵

こちらでは、王政・議政所などの骨格は薩土盟約と同様に、学校・軍事などの主要政策についても目配せされている。この建白書によって、初めて公式に、幕府に政權奉還を願う勧告が現れたのである。慶喜はこれを受け入れた。そしてついに十四日、朝廷に大政奉還を上奏したのである。今改めてこれを読むと以下の通りである。

我皇国自運の沿革を觀るニ。昔王綱紐を解て。相家權を執り。保平之乱。政權部門ニ移てより。我祖宗ニ至り。更ニ寵眷を蒙り。二百余年子孫相受。我其職を奉ずと雖も。政刑当を失ふ事不少。今日之形勢ニ至ルも。畢竟薄徳之所致。不堪慚懼候。況や当今外国之交際。日ニ盛ナルニより。愈朝權一途ニ不出候而者。綱紀難立候間。従来ノ旧習を改め。政權を朝廷ニ歸し。広く天下之公議を尽し。聖断を仰ぎ。同心協力。共ニ皇国を保護せば。必ず海外万国と可並立。我国家ニ所尽不過之候。乍去猶見込之儀も有之候ハバ。聊忌憚を不憚可申聞候。²⁸⁶

武家政權の歴史を簡潔に振り返り、今次の情勢・自身の不徳を述べ、「朝權一途」に出るべきを挙げて、「旧習」を改め政權を返し「広く天下之公議を尽」すことを表明している。これを以てついに徳川幕府は政權を朝廷に奉還する意を表し、公議の実現を求めるに至った。

²⁸⁵ 『山内家史料 幕末維新』第六編、1984年、644～645頁。

²⁸⁶ 黒板勝美・国史大系編修会編『国史大系 第五十二卷 続徳川実紀』第五篇、吉川弘文館、1967年、282～283頁。

周知の通り、この後も複雑な政局は続き、旧幕府・会桑と上京した諸藩兵のにらみ合い、王政復古のクーデターの勃発、鳥羽伏見の戦いを経て、明治新政府の確立に至るのである。

おわりに

文久から慶応にかけて、国政の最大の課題は、もはや統制力を失いつつある幕府主導型の政治体制を、どのように作りかえるかにあった。そこで再び登場した松平慶永は、幕府の「私政」を除去することを主張し、薩摩藩の朝幕周旋の力もあって、前例のない政事総裁職という地位についた。その最大の成果が参勤交代緩和である。その目的は諸藩の負担を軽減して富国強兵を後押しすること、そして「幕私」的支配を解体して「天下」の「公論」を採る政治への転換、おそらく将来的に、諸藩の公議の集合による政治への転換を視野にいれて、政治制度を改革することであった。

しかし、二百余年続いた参勤交代制度に風穴を開けたにもかかわらず、結局、体制の再建は未完に終わった。朝・幕・藩の意思を統合する「公武一和」を達成することが困難だったのである。開国か鎖国か、主導権は誰が握るのか、それぞれの主張は複雑な政局の中で全体的一致を見ることはついに一度もなく、合従連衡と疲弊を重ねたのである。それを示すように、参勤改革も迷走し、権威回復を目指す幕府によって参勤復旧が行われるなど、混乱を積み重ねていった。

收拾がつかない中で将軍家茂、次いで孝明天皇が急死すると、新将軍慶喜の元、再び挙国一致を実現させる糸口が現れた。しかしその機会も対立の中に潰えさったのである。

この間、政治改革構想には常に、何らかの形で「衆議」「公議」を採るべきことが盛り込まれた。その試金石として少数の有名諸侯による会議体が設置されるまでは実現したのであるが、しかしついにそれ以上の発展は起こらなかった。そこには互いの主張を統合させる装置が見られなかった。つまり「熟議」を遂げる、「公論」を尽くすと謳いながら、互いの主張が平行線をたどるということ、それを乗り越えて決議するということと、決議への拘束性である。それは公議輿論の欠点だったのか。そこに切り込まずしてその特徴の全貌は見えてこない。この点について、次章では視点を変えて、公議輿論を再検討する。

第四章 公議輿論と「正論」

はじめに

ここまで、概ね時系列に従って幕末の政治史を概観しながら、様々な政治構想とそこに盛り込まれた公議輿論思想について取り上げてきたが、その検討対象は主として、幕政を軸とした中央政局と、福井藩関係の政治活動としてきた。それは、幕政の抜本的改革を要求して政局に関与してきた福井の言論には、公議輿論の考え方が最も強く表れているからであった。そこに見られる公議輿論とは、幕政の「私」を批判し、衆議を肯定し、有力諸侯の政治参画実現を通じて、広く国内の意思を統合しようという運動である。この検討を通じて、公議輿論とはどのような主張を含むものであるかについて、概観を得ることができた。しかし実は、これだけではまだ、公議輿論に関する一側面を見たにとどまるのである。本章では、彼らと異なる立場における公議輿論思想との比較や、さらに、違う角度からの分析を加えることで、より立体的な公議輿論の姿を浮かび上がらせていきたい。

幕末維新史、特に慶応年間以降の局面においては、しばしば、公議政体派と倒幕派という分類で政治的構図を整理する。そのうち、公議輿論的な主張は前者が主体であったと見なされてきた。この構図は、明治以降の自由民権派と有司専制という対立構図に発展するとされ、議会政治を主唱した前者、官僚制と国家主義的政治を推進した後者という色合いで論じられることが多かったのである。しかしながら、このような理解は近年修正を迫られている。

近代日本全般に渡って考察することは本論の手に余るが、幕末期の公議輿論研究について言えば、いわゆる公議政体派以外の者たちにおける公議輿論的な考え方については、まだまだ課題を残しているのではないかと考える。詳しくは後述するが、あらかじめ大まかに述べると、この問題についてこれまでの研究ではおおよそ以下のように処理している。すなわち、公議輿論に基づいた意思決定を重視する公議政体派と、武断的傾向の強い倒幕派が、お互いの差異に目をつむり、合同して成し遂げたのが明治維新である。あるいは、公議輿論の重視の度合いに濃淡の違いがあったが、何らかの形で公議輿論に配慮する、あるいは配慮するという建前は守られなければならない、という了解は既に、幕末維新期の社会全体に共有されていた。その中で、合議を重視し過ぎるあまり過剰な妥協を強いられることを拒否し、敢然と王政復古クーデター・鳥羽伏見の戦いを仕掛け、後の有司専制的な明治政府の中心に立った倒幕派勢力は、公議輿論というものの捉え方において、公議政体派に対して質的に違う傾向を有していた。このようなものである。

しかし、このように公議輿論の位置づけを処理することについては、やや後づけの感もあり、今一つ曖昧であるという印象が拭えないのである。結局、幕末維新期には、同じ公議輿論という言葉で表わされてはいるが、その性格において相当異なる、二つの公議輿論の潮流があったのであろうか。であるならばその違いは何か。公議輿論とは結局、自派の

正当性を主張するための方便の一種でしかなかったのだろうか。それにしても、二つの潮流いずれも同じ公議輿論という言葉で表わされ得る以上は、そこに共通する性質があるのではないか。この章では、このような疑問についてできる限りの解決を図るべく、公議輿論における「正論」の概念について提起することで、その曖昧さを取り払おうと試みるものである。

まず第一節では、これまでの研究において、公議輿論はどのような性質を有するとされてきたのかについてまとめて整理する。先行研究については序章において、主に、公議輿論の思想上の由来や形成についてまとめているので、併せて参照されたい。

次に第二節では、いわゆる倒幕派と呼ばれる立場の者たちが、公議輿論というものをどのような形で理解し表現していたのかについて検討する。薩長勢力を中核とする倒幕派が、王政復古を経て明治新政府の主導権を確保し、寡頭支配を敷いたという一般的な理解と、彼らが「公議」を否定し去る挙に出ることはなかったという理解の間には、橋渡しとなる考察が必要である。ここではその一例として岩倉具視、大久保利通などの言論を取り上げる。

そして第三節では、公議輿論を、二面的で曖昧なものとしている最大の問題点として、「無私」と「正論」という二つの概念について取り扱う。公議輿論には時として、それを唱える者にとって都合の良い自己正当化の文句として働く場合があつて、二重規範なのではないかと疑われる場面があるが、それはこの「無私」と「正論」という概念の働きによると思われるのである。

最後に第四節では、本論全体の総まとめを兼ね、曖昧な概念なのではないかと思われがちな公議輿論にも、いくつかの共通性があるということについて検討する。唱える者によって異なる政治的ニュアンスを持たせてあつたとしても、同じ公議輿論の語を用いる以上、そこには共有する価値観があつた。だからこそ、この公議輿論という語は歴史的意味を有すると考えるのである。ここではその共通性として、言路洞開、人材登用、富国強兵、挙国一致といったキーワードを提示したい。

第一節 公議輿論の曖昧性に関する問題の所在

まず、この問題について、これまでの研究ではどのように論じているだろうか。これを確認することで、その成果を引き継ぎ、残る問題を明確にしたい。

まず尾佐竹猛の『維新前後に於ける立憲思想』²⁸⁷である。この書は大正十四年(1925)に初版が出され、憲政の原点は幕末期以来の公議輿論思想にあり、さらにそこへ立憲思想の輸入が合わさったものだというのが主な主張である。

この中で尾佐竹は、幕末期の政治課題は「国家の中堅を確立」すること、「輿論の力を集め」ることだったと述べ、「国家の中堅」には皇室が収まり、「輿論の力を集め」るためとして議

²⁸⁷ 以下、前掲、尾佐竹『維新前後に於ける立憲思想』を参照。

会制度導入の論議が起こったと説いた²⁸⁸。その先駆的事例として、徳川斉昭・島津久光・横井小楠・高崎五六などの主張や、老中阿部正弘の陪臣登用、脱藩の志士による朝廷の学習院出仕などを挙げている。諸大名を国政に参画させようという提言や、大名への諮問・大名会議の開催などがあって、最終的には列藩会議設置の論議となった。尾佐竹はこれを「公議輿論説」²⁸⁹と呼んでいる。そこにおいて尾佐竹は、公議輿論を、意見の募集や政治参加の範囲をなるべく拡大させようという主張、といった意味で捉えている。この公議輿論説・列藩会議論は、あくまで現状の幕藩体制を前提に、それを意見の風通しを良いものにしようと改革するものであったから、より根本的な国制の転換を目指した勤王論者からは、佐幕派の一種と見なされた。しかし、列藩会議論と、洋学者系統の議会論、国学者系統の王政復古論・勤王倒幕論それぞれの主唱者たちは、現状を不可と見なす点では一致し、合同で明治維新を成就させることができた。

大政奉還に際し、朝廷内では大名会議を開催しようという動きが起こり、また旧幕府においても「公議所」と呼ばれる議事機関が一時的に開かれるなど、「公議」を取り上げるための組織を作ろうという動きが随所に見られた。公議輿論説は、既にこの頃には、新しい政治のあり方として、ある程度実現させなければならないものと意識されていたと尾佐竹は指摘する。ところが、廃藩置県によって藩という単位を失ったことで、各藩の代表者が集まって、その意見を集合させることで公議輿論を形成しようというそれまでの試みは、その根元を失うことになってしまった。代わって設置された左院は官選だったので、議会政治としては大きな後退と見なされても仕方のないものであったが、尾佐竹は、藩が無くなってもなお議事機関を置く配慮がされたという事自体に意義を認めている。尾佐竹はこのように述べている。「我国最初の憲政論は何れも藩を単位として」おり、「百時御一新、即ち根本的大改造と標榜し、輿論政治を高唱して居る以上は、どうしても各藩を単位とした議会制度に到着せざるを得ぬ、茲に於てか眞実輿論政治を信ずるものは勿論、仮令之を心中に喜ばざるものも、表面どうしても之に賛成せざるを得ない」。しかし藩が廃止されたからといって、ただ「之を心中に喜ばざるもの」による専制政治に帰したのではなく「左院の設けられたといふことに於て妙味がある」。それは、藩が無くなっても藩閥は依然として各地に権威を有し、これを無視するのは危険だったからでもあるが、「従前の藩のみを単位として居つた以外に猶ほ一般の公議輿論を重んぜなければならぬといふ思想が勢を得て独立し、遂に後年の民権論の勃興となる過程として見るべきである。換言すれば、公議輿論は本来藩の有無に拘はらず必要であつたのだが、従来は藩の存して居つた為め之に蔽はれて居つたが、今や藩の存在を失しても十分必要ありといふ状勢となつたので、其必要は一般民衆に基礎を置くべきものなりといふ結論に達するには多少の間隔はあるが、此両思想の中間制度として左院の存在は重要な地位を占むるのである。即ち万機公論の御誓文も意味が始めは藩の輿論を意味したるものが今日の普通選挙の意味にも用ひらるゝに至る拡張解釈

²⁸⁸ 同上、103頁。

²⁸⁹ 同上、186頁。

の第一線に立つのが左院である」²⁹⁰。

この分析における「仮令之を心中に喜ばざるもの」というのが、倒幕論者から発展した政府有司である。公議輿論は彼らにおいても無視することができなかつた。尾佐竹において公議輿論は、政治参加の範囲拡大を目指す観念といった意味で用いられた。その主体は藩主・諸藩の代表であったのが、国民一般に広がっていき、後年の議会制度を実現した。そうして、立憲思想の源流となった観念であり、立憲政治は単に外来の制度を導入したものであることを示し、その歴史的由来を強調するためのものであった。

次に戦後の研究から、松本三之介『天皇制国家と政治思想』²⁹¹である。松本は公議輿論の源流として、儒学思想における「天下」の概念に注目した。統治の正当性は「天命」のおもむくところにあるが、それを窺い知ることができるものとして「人心の向背」を問うことが重要であるという観念が、いつしか「公議」や「衆議」の尊重に繋がったというものである。ペリー来航の際に、対外不安と幕府の対応への不満が高まり、それが、諸藩の意思を集合させ、国政に統合しようという動きとなった。また、そのような意思を形成する力を持つ諸藩の陪臣レベルにまで、政治的主体の拡大を求める動きとなった。その流れが、「新しいリーダーシップ掌握への道を歩む政治的指導者の行動様式を可能にした」と分析している²⁹²。

そして、中立性・公共性のシンボルには天皇を戴き、その下で諸藩の意思を統合させることを目指す「衆議」が活発化、その担い手としていわゆる「処士横議」が起り、公議輿論の勃興となった。松本はこれを「公論主義」²⁹³と呼んでいるが、この公論主義が、天皇を戴き、統一国家の形成を促し、列藩の意思を汲み上げるシステムという、初期の明治政府の政治体制を生み出した。

しかし「幕府が倒壊し、討幕派のリーダーたちが藩士の身分を脱し新たに天皇の官僚として新しい統一国家形成の主導的地位につくや、改めて新しい体制の原理となったこの公論主義は、かつての機能的動的な性格を次第に喪失し、実体的静的な概念へとその重心を転換させて行った」²⁹⁴という。それはなぜか。「公議」「公論」を尊重するという論理は、一方で常に「私論」を戒め、「私論」の逸脱、私的権力を否定するという論理と表裏一体であった。そのような論理は、公共性のシンボルたる天皇を戴く新政府に対して、諸藩が逸脱した振る舞いをしようとすることを、抑制させる動きにつながった。また、天皇の下で統治を担う官僚集団の支配こそは、「公論」を代表し公共性を担う統治であるという論理となり、その正当化につながった。そのために、廃藩置県で中間的な権力であった藩を廃した後に、国民一般の自由な意見を集合させるという方向に進むことがなかつたというのである。

²⁹⁰ 同上、717～719頁。

²⁹¹ 以下、前掲松本『天皇制国家と政治思想』を参照。

²⁹² 同上、153頁。

²⁹³ 同上、177頁。

²⁹⁴ 同上、181頁。

続いて井上勲について述べたい。「幕末・維新时期における『公議輿論』観念の諸相」²⁹⁵において、井上もまた儒学における「天」観念が活性化して、「公議」ないし「公論」を尊重するという公議輿論が興ったと説く。公論は、“公論を尊重せよ”と言ってそれを唱える者にとっては、自身の正当化を図るという機能を持つ。しかし、それが本当に正しいものかどうかは、「闔国」全体の利益を代弁し、「輿論」の支持を受けられると言えるか否かにかかっていた。このような公議輿論は、「輿論」「人心」がフィードバックされるべきものであるから、それを支える「言路洞開」「人材登用」といった試みを肯定する機能を持っていたし、またそれらを随時拡大し、制度化しようとした。それは幕府の諮問に始まり、有志大名の政治参加、(藩を構成単位とした)公議政体論に結びついていった。

一方、公議輿論はその実践段階において、リーダーシップの問題を露呈する。「輿論」を代表し「輿論」の積み重ねによって「公論」を創出しようとする、いわば代表的政治態度と、行為者の確信する「公論」によって「輿論」を指導しようとする、いわば決断的政治態度²⁹⁶の双方が生まれるのである。公議政体論の公議輿論は、「代表的政治態度」を中心としており、「輿論」の採用を強く訴え、その採用の障害となる幕政には強い批判の論理として働く。一方で、大政奉還によってその障害が排除されれば、前体制の頂点にいた徳川慶喜の新体制参加についてはこれを容認した。また、自らの基本単位である藩の体制に対しては、これを擁護する方向に動くなど、「決断的政治態度」の公議輿論に比べて穏健で保守的なのである。これに対して、体制の一新を要求する大久保利通のような立場には、多数派の付和雷同的側面への批判、自派こそ「公論」だと確信する態度、「公論」主義的決断行為²⁹⁷が伴っていたのである。

井上は『王政復古』²⁹⁸においても、公議政体派と武力倒幕派の質的違いについて論じている。公議政体派は、既往曲直の是非を問わず、これまでの対立を乗り越えて、「公平無私」の精神を以て、公議政体に結集するよう呼びかけた。統治能力を喪失した幕府に代わり、朝廷の下で新たな政治を創始するにしても、その朝廷にも実務能力はない以上、意思決定機関として公議政体を設立するのが最も順当であった。しかしこの公議政体論は、その統治を実地に移すにはいくつかの問題があった。まず中央の議事機関と各藩の間で、政治的権限の境界が曖昧である。また、会議体を設立しようという議論が先行し、そこで行われた議決に全ての藩(旧幕府である徳川宗家を含む)が従い、必ず執行されるという保障がなかった。行政機構や軍事力を持たず、決定を強制する手段が、ただ公平無私理想に従えというスローガンを唱えるだけでは得られないのである²⁹⁹。

一方、幕末史を通じて、数多くの決断を藩士が引き受けなければならなかった歴史を有する薩長両藩においては、創造的な政治指導を身に付けた者たちが生まれていた。大久保

²⁹⁵ 以下、前掲井上「幕末・維新时期における『公議輿論』観念の諸相」を参照。

²⁹⁶ 同上、364頁。

²⁹⁷ 同上、366頁。

²⁹⁸ 以下、前掲井上『王政復古』を参照。

²⁹⁹ 同上、166～187頁。

利通は「公論を採るの法、立てずんばあるべからず」と述べ、衆論が因循な結論に陥ることを避け、断固として自派が確信するところの公論を推進しようとした。だから武力倒幕派は、統治体制そのものの変革にまで踏み込み、公議政体構想には欠けていた、誰が公議政体を創設するかという問題を解決することができたというのである³⁰⁰。

このように、ここまで取り上げた三者は、いずれも何らかの形で、公議政体派と倒幕派には、公議輿論に対する態度の違いがあると認めている。倒幕派は、独自の「公論」の優越を確信し、自分たちの優位を獲得し、その維持を図ろうとしたのである。

三谷博は、であるにも関わらず、公議輿論の命脈が絶えることなく、近代の議会制にまで繋がったという点に重きを置いた。三谷は「王政」と「公議」³⁰¹で、横井小楠と大久保利通を比べ、二人の間には多くの共通項があると論じている。三谷はまず、フランス革命などに比べて、明治維新では処刑や内戦などによる死者がはるかに少なかったと指摘し、その理由の一つとして、日本では新たな王権への移行がスムーズであったことを挙げている。近世日本の王権は、天皇と将軍の二本立てで形成されており、さらに諸大名にも君主権が分有されていた。これらが組みかえられて王政復古と称する新たな王権が作り出されたのだが、これは、王政を廃止したり、他の新しい王権を創造したりするよりも、少ない抵抗で実現することが可能だったというのである。

そうして現れた、近代日本における新たな王権では、「王政」と「公議」を組み合わせることが行われた。横井小楠は、臣下一同の対等な議論によって政策形成を図る「公議」と、彼らの議論が円滑に進行し、最終的に一つの結論が生まれるように導く「人君」、この二者が組み合わさって成り立つ「王政・公議」政体を構想した。一方大久保利通は、明治日本において有司専制の政府を主導した、「公議」の敵対者と見るのが常識的理解であるが、実際にはそうではない。幕末期においては、薩摩藩内の力をうまく結集させて、幕府に対し、「公議」を受け入れるよう執拗に運動した。また明治期には、時に「大久保独裁」と見なされる権力者となりながらも、長期的に見れば「公議」の確立を目指していた。立憲政体導入の調査を行い、明治八年(1875)には漸次立憲政体樹立の詔勅を成立させるなど、将来の議会制へ向けて、その布石を打つ役割を果たしたというのである。

また「日本における「公論」慣習の形成」³⁰²では、幕末から帝国議会設置にかけての過程を、「公議」「公論」慣習の確立・制度化という観点から捉えている。おおまかにまとめると、江戸時代の日本には、訴願や上書という下から上へ意見する仕組みや、逆に上から下へ尋ねる直書、また、知識人の学問的交流や、商業を介した風説のやり取りなど、垂直・水平両方向のコミュニケーション手段が存在し、これが「公議」の初期条件の役割を果たした。その後、幕末の幕政批判者たちは、「天下の公論」を聞けと訴えることで、批判を正当化した。明治

³⁰⁰ 同上、259～282頁。

³⁰¹ 三谷博「王政」と「公議」——横井小楠と大久保利通(同『明治維新を考える』有志舎、2006年所収)。

³⁰² 三谷博「日本における「公論」慣習の形成」(同編『東アジアの公論形成』東京大学出版会、2004年所収)。

に入ると、新政府は「万機公論」を理念に掲げ、人材の結集を図り、様々な会議体を試行錯誤した。またこの頃、新聞というメディアが登場して新たなコミュニケーションの手段となり、「公議」を活性化させ、自由民権運動の盛り上がりにつながった。政府と民間の争いは、時として言論統制や、過激な暴力の企てなどの危機を挟みながらも、最終的には、国会というアリーナを設定し、その中で競争するという手段に落ち着いた。それは常に安定したものではなく、今日からすれば不十分な点多々あったが、政府側からの議会の弾圧や、トルコで起こったような憲法停止という憲政導入の挫折、また民間からの暴力的な反政府運動などの破綻は回避した。それは、「「公論」が正しい決定に不可欠な手続き」³⁰³という共通の了解が、その歴史的経験を通じて慣習化されたからであるとしている。近代日本の議会政治を、幕末の公議輿論の後裔と見なし、ともかくもそれが定着したものとして評価したのである。

高橋秀直は『幕末維新の政治と天皇』³⁰⁴において、幕末期には、正当な君主としての天皇という権威、すなわち「天皇原理」と、衆議の多数が支持するものという正当性、すなわち「公議原理」、この二つが共に、人々の意識を強く規定したと説き、互いの原理は補完しあう関係にあったという見解を示した。例えば王権について高橋は、「国王が政治的決断を下すあり方」として、「自らが主導権をとりその信じることを断固貫く専断者」と、「公議を慎重に聞き、それにしたがって決断をなす公正な裁定者」³⁰⁵という二類型があると指摘した。王権としては弱い力しか持っていなかった孝明天皇は、現実的な手段として後者の手法を取った。「重要な国家的問題の決定を、国王の専断ではなく、政治参加層の意見を問うた上でなすという方式」³⁰⁶を取った。彼は安政期に、幕府が天皇に通商条約の勅許を求めてきた際にも、諸藩の中に反発の声が大きい点を考慮した。そして、自分の権威を利用して幕府が条約を結ぼうというのは、片方に肩入れして自らの公正さが傷つけられるものと考え、これを拒否したのである。これは、王権は公議に配慮して行使されるという関係性を示しており、両原理が結合し得るものであることを示している。

公議政体派と倒幕派においても、理想的な原理として「公議」は重視されていた。天皇を戴きながら、公議によってその権威を補う「天皇・公議政体」³⁰⁷は、両派共に望ましいものと見なしていた。しかしながら、薩摩藩と幕府の間の抜きがたい不信感によって、最終的に武力決着を待つこととなった。そして「戦勝の結果革命党の権力独占」³⁰⁸状態が作りだされた結果、一時的に天皇原理に偏った状態が生じた。それでも、公議原理を全く否定するような行いは、新政府からの有功の大藩の離脱、国内の分裂を招きかねないことから、到底できるものでなく、新政府は、その当初の理念に拘束されながら政権を運営しなければな

³⁰³ 同上、49頁。

³⁰⁴ 前掲、高橋『幕末維新の政治と天皇』を参照。

³⁰⁵ 同上、7頁。

³⁰⁶ 同上、76頁。

³⁰⁷ 同上、23頁。

³⁰⁸ 同上、31頁。

らなかったというのである。

このように、近年の研究では、三谷と高橋はいずれも、倒幕派においても公議輿論は重要な理念であり、天皇と公議輿論は共に欠かせない存在であったという立場を取っている。倒幕派が新しい政権の座に至るまでには、公議輿論の力を借りてきた事実があった。五カ条の誓文に謳われた「万機公論」という当初の公約に、彼らは拘束され続けたし、人心をまとめ上げるには、それにふさわしい配慮が必要だったのである。また、松本のように、公議輿論は幕末の混乱期には存在感を発揮したが、安定した明治新政府の成立とともに、官僚主義と近代天皇制の中に吸収されてしまったという見方は、最近では見られない。これは、戦後歴史学が展開してきた、近代日本の支配イデオロギーを天皇制絶対主義と見なす研究傾向が退潮したこととも関係している。

もっとも、公議輿論が引き続き重視されたと言っても、純粹に衆議の多数を採るという姿が成立したわけではなく、その活用は前途多難であった。その一例が公議所の挫折である。

山崎有恒は、公議輿論の理念自体は社会全体に共有されていたものの、その内容となると共通の理解を欠いており、そのために分裂を来したと論じる。「公議所・集議院の設立と「公議」思想」³⁰⁹において山崎は、明治二年(1869)・三年の公議所・集議院を対象に、四つのグループにおける公議輿論の質的な違いを述べている。

“公議政体派諸侯”は、専権を振ってきた徳川将軍家に代わって自分たちが政権を担おうとしてきたが、諸侯会議の設置を目指すという線に止まり、様々な身分の者たちが急速に政治参加を果たした明治初年においては、明確な目標を持てなかった。その中から山内豊信・秋月種樹が中心になって計画した公議所では、実務担当者として神田孝平や森有礼といった“洋学者たち”が起用された。彼らは欧米の立憲思想を学び、国民全体を構成範囲に含めた議会構想を持っていた。彼らが準備して開設させた公議所には、各藩の代表として“公議人たち”が参集した。彼らは決して前時代的な無能者ばかりではなく、藩を単位として、天下の公論を国政に反映させようという意志を持っていた。しかし、彼らは意思決定方法として根回しと調整を重んじ、議場での議論を不活発なものにしてしまった。また彼らの中では反欧化的論調が主流だったので、洋学者たちが高唱する開化的施策に反発し、結果として議事は停滞した。

この混乱と機能不全を見た岩倉具視や大久保利通など“政府首脳部”は、公議所を閉鎖して諮問機関である集議院に改組するが、やがてそれも廃止に追い込んだ。このグループは、単に衆議の多数を採ればよいのではなく、有益で至当の策だと思われるものが上がってくるのでなければ意味がないという姿勢であり、それが彼らなりの公議輿論であった。彼らは、公議所の衆議を経て上がってきた政策を、さらに廟堂において取捨選択することで、至当の政策だけを実践しようとしていた。政府首脳部は、公議人たちの不満の声に応

³⁰⁹ 山崎有恒「公議所・集議院の設立と「公議」思想」(松尾正人・佐々木克編『講座明治維新3 維新政権の創設』有志舎、2011年所収)。

えて洋学者たちを追放することで、公議人たちと連携した関係を築く努力をしたが、追放以降の公議所から上がってくる決議にも、首脳部が是認できるものがなかった。却下をくり返された公議人たちは、政府に不満と憤りを湛える不穏な集団となり、やむなく諮問機関である集議院への改組を経て、廃止させられたのである。

さて、ここまでいくつかの研究を取り上げてきたが、公議輿論思想が幕末維新期の社会全体に広く共有されていたという点については、諸研究の認めるところである。その影響力を小さく見なすか大きく見なすかについては、濃淡の差が見られる。ただし、いずれにおいても見受けられるのは、公議政体派と倒幕派とか、あるいは民間と政府側といったように、立場の違いに着目し、それぞれの公議輿論において異なる部分について考察しようとしていることである。これは、公議輿論には、それをを用いる者の立場によって意味合いの異なる、曖昧で二面的な側面があったということを示している。

その上で、先行研究において未だ十分に明確ではない点として、公議輿論がそのように曖昧で二面性を持つように至った理由、というものが考えられる。果たして、公議輿論は、同じ公議輿論という言葉で言い表している、それをを用いる者によって実質的に異なる概念だったのか。それとも、異なる側面を見せながらも、なお同じ公議輿論の基本的原理を承認する関係であった以上、そこには一定の共通項があったのか。その共通項にこそ、公議輿論に曖昧性をもたらす要因が潜んでいるのではないだろうか。この点を明らかにせず、それぞれの勢力・人物によって公議輿論のあり方が異なったということを描いても、それは、異なる公議輿論がそこには存在したということを示しているに、とどまるのではないだろうか。

それを明らかにするためにも、取りあえずは比較対象が必要である。典型的な公議輿論の様相、公議政体派における公議輿論については、前章までに論じてきた。次節においては、いわゆる倒幕派における公議輿論の内容について取り上げる。

第二節 倒幕派の公議輿論

第二節では、倒幕派における公議輿論説の表現を取り上げ、その特徴について検討する。例示するのは、岩倉具視、そして大久保利通と西郷隆盛である。

岩倉は嘉永・安政期、廷臣の中から頭角を現し、その中で様々な建白を書き上げた。既に嘉永六年(1853)には、時の関白・鷹司政通に建白して、

御国内ノ政事ハ関東ニ御委任アルモ異国事件ハ御国内ノ政事ト其途ヲ殊ニシー朝措置ヲ誤マルトキハ御国体ニ関係スルヲ以テ朝廷ニ於テモ関東ニ御委任アリテ御安心アラセラレス始終其詮議振リニ御注意アラセラレ万一ニモ御国体ニ関係ス可キ失当ノ措置アラハ断然勅命ヲ以テ差止メ給フ可キノ御覚悟ナカル可カラス此ノ如ク非常ノ時態ニ推移スルカ為メニ朝廷ニ於テモ……人材を教養シテ非常ノ用ニ

備フルノ御計画ハ一日モ猶予スヘカラスト思考ス³¹⁰

このように述べている。ここで岩倉は、ペリー来航のような「異国事件」に際して、朝廷も政治について幕府に委任しきりの現状に満足せず、主体的に注意を払うべきであると考えていることが分かり、また公家においても人材を教育しておくべきことを論じている。

また安政五年(1858)には孝明天皇に「神州万歳堅策」を呈している。ここで岩倉は基本的に攘夷論を述べているが、日本は海防に不安があることを指摘し、適当な処置を講ずべきこと、その時間稼ぎも兼ねて、海外の情勢を視察する使節を派遣すべきことを論じている。その使節について、

和戦共ニ彼カ風土人心等ヲ不知ハ所謂井蛙ノ論ニテ無智ノ至極ト言ヘシ且皇国使節立ラルハ時ハ朝廷ヨリ二人関東ヨリ大名二人国主大名ヨリ各二人大小名ヨリ各二人ツ、其随従士僕ノ多少ハ勝手タルヘシ³¹¹

と述べ、朝廷や諸大名からも人員を送るべきとしている。これは、外交については幕府の専権事項にしておけない、国家全体の問題であると捉えていることを示していると言える。それから「国内一致且徳川家長久并ニ征夷ノ名号不空カラサラシメ武威益盛ン成ルヘク厚キ思召ノ趣」³¹²を伝え、幕府に改革を促す。その他、国土全体の防衛、特に江戸・大坂・京都防衛、また財政などを様々に論じているのである。「神州万歳堅策」について大久保利謙は、挙国一致を論じた公武合体論であって、これを朝廷の立場から発信したことに意義を見ている³¹³。

そして、万延元年(1860)の「和宮御降嫁ニ関スル上申書」では、桜田門外の変における井伊直弼横死後の情勢変化を見て、国難を脱するために朝廷が積極的に打って出るべき旨を述べている。まず、幕府は依然として因循で改革の意に乏しく、大老も暗殺されるほどで、その覇権は地に落ちている。もはや期待できないので「関東へ御委任の政柄を隠然と朝廷へ御収復被遊候御方略に被為抛先つ億兆の人心を御収攬其帰向する所を一定為致候て輿議公論に基き御国是を厳然と御確立被遊半而者難相成と奉存候」と述べ、そうすることこそ今日「天下之為長計不過之儀」であるとしている。しかしたとえこれを干戈に訴えようとしても、徳川家は長年に渡って太平の世を築いてきた家であり、恩顧の大名も多い。「朝廷之御私戦」とみなして日和見の態度を取る大名、徳川に取って代わろうとする大名などが現れて混乱し、外国にその隙を突かれてはならない。そこで、名を捨てて実を取る策として、和宮降

³¹⁰ 嘉永六年十二月二十九日「具視文武鬻ヲ興スノ議ヲ鷹司政通ニ上ツル事」。多田好問編『岩倉公実記』上巻、明治百年史叢書第66巻、原書房、1968年、100頁。

³¹¹ 安政五年「神州万歳堅策」。日本史籍協会編『岩倉具視関係文書』一、日本史籍協会叢書18、東京大学出版会、1983年覆刻再刊、125頁。

³¹² 同上、126頁。

³¹³ 大久保利謙『岩倉具視』増補版、中公新書335、中央公論社、1990年、50頁。

嫁を承認して「公武御一和」の姿勢を示し、それとひきかえに、通商条約の和親条約への引き戻し、国政上の重大案件について必ず奏問することを約束させ、それらを通じて隠然と実権を獲得しようとするのである³¹⁴。

ここで岩倉は、目標を、徳川家に委ねられてきた政権を朝廷が回収すること、人心をまとめ上げ一致させること、その「輿議公論」を基にして「国是」を確立させることとしている。ここでいう「国是」とは、攘夷を通じて国の独立を守る方針やその戦略を明確に定めることであろうが、それを「輿議公論」を基盤として成し遂げる、そのために朝廷が動くべきというところに、この上申書の特色がある。この段階における岩倉は、同じ時期の福井藩論や薩摩藩論と同水準の公武合体論を有し、国是確立の必要性を認識、また公議輿論の観念も身につけていたことが確認できる。そうした時流に遅れぬ認識の下、形式的な権威の座にとどまっていた天皇・朝廷の地位を、実質的なものに引き上げようと画策したのである。

ところが岩倉は、和宮降嫁を推進したこと、幕府側と多く接触の機会を有したことなどから、尊王攘夷論者から佐幕派という疑念の目を向けられ、いわゆる四奸二嬪として弾劾され失脚し、落飾して幽居生活に入った。その間に攘夷運動の高揚、八月十八日の政変、参与会議の失敗、禁門の変と第一次長州征伐があった。攘夷運動の低落とともに、嫌疑の目を向けられることもなくなった岩倉の下に、志士などが訪問することも増え、そこから政局の情報を得た岩倉は、慶応元年(1865)「叢裡鳴虫」を書いて、再び政見を発信し始めた。岩倉は、幕政の暴虐とその破綻を以前にも増して批判した上で、朝廷中心の挙国一致体制への移行を唱える。

今日ノ急務ハ……大樹ニ喩シテ和宮ト共ニ二条城ニ徒居セシメ朝廷ハ幕府列藩ト国是ヲ議定シ天下ヲシテ適従スル所ヲ知ラシムルニ在リ夫レ国是ヲ議定スルニハ朝廷先ツ幕府ト施政ノ大綱ヲ起案シ而ル後ニ諸藩主ヲ京師ニ召集シ勅旨ヲ以テ忌憚ナク是非得失ヲ審カニシテ答議ヲ上奏スヘシト命シ其上奏ヲ叡覽アリテ古今ニ鑑照シ宸裁ヲ経テ以テ天下ニ布告スヘシ其布告ノ時ニ於テ自今而後士民ノ妄ニ政事ヲ褒貶シテ民心ヲ惑乱スルモノハ嚴刑ニ処スヘキ旨ヲ天下ニ喩スヘシ³¹⁵

すなわち、将軍は京都に住ませ、国是については朝廷が幕府と起案し、諸大名を京都に召集して審議させ、その結果を天皇の親裁で確定させる、というものである。「民心ヲ惑乱スルモノハ嚴刑ニ処ス」とは、岩倉失脚の原因となった、攘夷運動のため京都に集った浪士たちの暴走について、それを戒める意図である。この構想では天皇の権限が強いように思えるが、岩倉はこのシステムが調和的に運用されることを求めている。

議者或ハ曰ン国是ノ勅問ハ甚タ不可ナリ人心ノ異ナルハ其面ノ如ク其議モ亦一ナ

³¹⁴ 万延元年六月「和宮御降嫁ニ関スル上申書」。前掲『岩倉具視関係文書』一、141～145頁。

³¹⁵ 慶応元年六月「叢裡鳴虫」。同上、157～158頁。

ラス是ヲ以テ甲ノ議ハ之ヲ採リ乙ノ議ハ採ラス其採ラル、モノハ満足ス可シト雖
否ラサル者ハ必ス不平ヲ抱カント之ヲ如何セハ可ナラン故ニ曰ク朝廷先ツ幕府ト
施政ノ大綱ヲ起案シ聖意ヲ以テ確定シ大樹之ヲ賛成ス而ル後ニ諸藩主ニ下シテ答
議ヲ上奏セシメント欲スルナリ

議者或ハ曰ハン聖意ヲ以テ確定シ大樹之ヲ賛成ス誰カ奉行セサランヤ勅問ハ蛇足
ナリト是レ然ラス国是ヲ議定スルハ国家ノ安危ニ係リ事最モ重大ナリ天下一人ニ
テ決シテ之ヲ定ムヘカラス何トナレハ天下ハ祖宗ノ天下ナリ君臣相共ニ是非得失
ヲ審議シテ以テ宸断ヲ下スヘキナリ³¹⁶

「国是ノ勅問」など行って、意見が採り入れられなかった者が不平不満を抱いたらどうす
るのかという問いに対し、岩倉は、だからこそ最初に朝幕で大綱を起こし、天皇と将軍の
賛意を経て諸大名に審議させるのだと述べる。つまり、新たな政策決定過程は、朝幕藩の
意思を十分慎重に反映させるシステムとして創設するのであり、嘉永・安政期に幕府が条約
締結の際に行ったような、締結反対の攘夷論者が過激な反対運動に訴えるような分裂を無
くすためのものだというのである。また、「天下一人ニテ決シテ之ヲ定ムヘカラス何トナレ
ハ天下ハ祖宗ノ天下ナリ」として、天皇のみならず、君臣全体で意思決定を行うことに価値
を認めているのである。

また雄藩の参画については、豊臣政権の五大老のように、その藩主を幕府評定衆として、
朝幕の起案過程に加える。そうすれば、

大樹参朝シ政内外ト無ク関白ト評決シテ上奏施行スルヲ以テ国家ノ大事ハ朝廷ニ
於テ議伝両役老中評定衆会議シテ其利害得失ヲ審カニス此ノ如クスルトキハ朝幕
岐セス政令一ニ出テ、他ヨリ毫モ異論ヲ容ルヘキノ隙ナシ³¹⁷

このように、分裂を回避し政令一途につとめることができる。また、このような会議体
には、

大小名内外藩ノ区別アルモ官位任叙ニ於テハ素ヨリ殊異アルコトナシ均ク天子ノ
任叙スル所ノ官位ナリ是故ニ同ク朝廷ノ上ニ会議セハ譜代大名モ徳川ノ臣籍ヲ脱
スルコトヲ得テ革新ノ政ヲ行フニ於テ大ニ裨益アラン³¹⁸

という、徳川家中心の身分制度にくさびを打つ意図も込められている。旧態依然の政治
を改革し「革新ノ政」を行うには、将軍の権威を、天皇の権威で掣肘することが役に立つ、

³¹⁶ 同上、158～159頁。

³¹⁷ 同上、159頁。

³¹⁸ 同上、159～160頁。

と言ったところであろうか。

これ以降、岩倉は多くの建言類を書き上げた。同年の「全国合同策」では、朝廷、特に叡慮の責任を強く自覚するよう求めている。禁門の変などの長州問題についても、「此間ノ事ハ乍恐叡慮終始御一貫不被為在候ヨリ差起候歟ト奉存候」³¹⁹と反省を求めている。そして、

朝廷ニハ庶政一新シテ国内糾合ノ方針ヲ定メ醜夷ヲ壓例スルノ方略ニ及フ可シ又幕府ニ於テハ朝旨ヲ奉体シテ基本ニ反リ醜夷ノ処分ヲ奉行ス可シ……多年人心垂離スト雖之ヲ糾合一括スヘキハ一宸断如何ニ可有之ト奉存候³²⁰

または、

今日輿議紛々ニ帰サ、ルコト此ノ如キ時ハ非常ノ宸断ヲ以テ之ヲ匡済スルニ非ラサレハ決シテ国家ノ基礎ヲ鞏固ニシ醜夷ニ当ルコト能ハス候³²¹

などと述べ、「人心垂離」を「糾合一括」すること、「輿議紛々」の状況を收拾する事に関して、「宸断」の責任の重さを説いている。ここに岩倉の、天皇を中心にした公議輿論の実践という政治構想を見ることができる。

翌慶応二年には王政復古を視野に入れ始める。「全国合同策密奏書」³²²では、天皇自らこれまでの混乱を我が罪として引き受け、政治の一新を宣言すること、主だった諸侯を残らず召し寄せ、朝廷に於いて軍事や国是を議定すること、軍事を武家に任せてきた伝統を終わらせ、將軍職を廃し親政すること、徳川家を関東に封じること、などを提案している。

「天下一新策密奏書」は慶応二年八月、將軍家茂の急死、第二次長州征伐の終焉の画期という、節目の時に呈された。同じ頃、松平慶永が徳川慶喜に宛てて、幕府政治を終わらせて朝廷を中心とした公議政体に移行すべきと建言していたことは、第三章第七節で述べた。この時岩倉も、天皇に対し、王政復古を求めているのである。岩倉は、

古来明君ノ天下ヲ治ムルヤ専ラ輿議公論ヲ取テ以テ惜画經營仕候所謂衆人ノ望ハ則チ神明ノ心ナリ神明ノ心ニ従ヒ衆人ノ望ニ応スルトキハ天下治メ易ク候……天下ノ政事ハ天下ノ衆議ヲ聴キ審ニ是非ヲ考ヘ之ヲ断行スルヲ善ト為ス……差当リ伐長ノ事ハ其是非公論已ニ定リ居候……島津修理大夫伐長ノ非ヲ論奏仕候ニ非常寛大ノ詔ヲ被為下持危扶顛聖断被為在親聴ヲ四方ニ開キ給ヒ天下之公議正論ヲ尽シ政体変革武備興張遠戎賓服中興之功業被為遂云々而ルニ朝議遂ニ御採用在ラセ

³¹⁹ 慶応元年九月「全国合同策」。同上、189頁。

³²⁰ 同上、197頁。

³²¹ 同上、198頁。

³²² 慶応二年五月「全国合同策密奏書」、同上、231～240頁。

ラレス誠ニ遺憾ノ至ニ堪エス候³²³

と、「輿議公論」「衆人ノ望」「天下ノ衆議」を採用すべきこと、薩摩藩からも建白があった長州征伐中止・「政体変革」などの策を、朝議が採らないのは遺憾であると述べる。そして、それとは反対に、天下の公論を採ることなく一会桑権力の言いなりになっている点に対して「乍恐陛下ノ御失徳ト相成申候」³²⁴と批判する。そして、

伏テ願クハ陛下天運循環皇室中興ノ時機到来シタルコトヲ御洞知アラセラレ候テ幕府へ自今以往私心ヲ棄テ、公理ニ基ツキ王政復古ノ上徳川家ハ列藩ト共ニ扶翼ノ任ヲ帯フ可キノ旨ヲ御懇諭アラセラレ度³²⁵

このように述べ、王政復古して徳川家は諸侯の列に下るべきと論じたのである。

以上、いくつかの岩倉の建議を列挙したが、いずれにおいてもその批判精神において「輿議公論」を尊重すべきことが盛り込まれ、天皇がこれに則ってリーダーシップを発揮し、国家の主導者となるべきであると論じている。また、公私の観念を用いて、幕政の因循、衆論が非とするところの長州征伐の強行を批判し、これに肩入れする天皇を諫めているのは、慶永の幕政に対する批判と相通じるものがあると言える。岩倉は公家として、天皇の権威と公議輿論を結びつけ、そのまとめ役として国政の舞台に踊り出ることが、天皇という存在の新たな役割であるというところへ導こうとしたのである。

続いて大久保利通と西郷隆盛である。彼らが属する薩摩藩の中央政局における活動については、既に第三章で触れている。薩摩は文久二年(1862)、島津久光が上京して朝廷に接近し、勅使を擁立して江戸へ向かい、周旋を通じて松平慶永が政事総裁職に、徳川慶喜が將軍後見職に就く後押しをした。翌文久三年には、久光を含めた諸侯を朝廷参与として、朝廷・幕府に意見する合議体とする試みを推進した。このように、薩摩藩がしかけた公武合体運動は、天皇の権威を利用して幕政を牽制し、朝廷・幕府・雄藩の藩主級による合議体が政策を決定するという形の挙国一致体制を作る、その中で自藩の影響力を増すという戦略であった。そのために国元と京都・江戸を往来し、周旋活動に勤しみ、あるいは藩政改革の中心となった藩士たちがいた。参与会議の解体と、その後幕府に与えられた元治元年四月二十日の勅書によって、將軍への大政委任が確認されたことで(いわゆる元治国是)、雄藩諸侯の意思を政策決定に組み込む狙いは挫折した。そのことで、大久保らは幕政に改革を迫るという手法に限界を覚え、そこから一步踏み出しながら、外国の脅威を抑制し国内政治を改革するという、元来の目標を追求しようとした。

例えば、禁門の変の後、元治元年九月十六日、西郷は大久保に、勝海舟から聞かされた

³²³ 慶応二年八月「天下一新策密奏書」、同上、249～250頁。

³²⁴ 同上、252頁。

³²⁵ 同上、253頁。

幕府の内状として、以下のように書き送っている。

幕吏の処、此の度の一戦にて暴客[※]恐縮いたし、もふは身の禍いを免れ候心持にて、太平無事の体と相成り、奸威ほこり立ち候向きと相聞かれ申し候。……諏訪因幡と申す者……色々正義を立込み候えば、御尤と同意致し、何となしに正論の者を退け候に付き、拙も尽力の道これなきとの訳に御座候。然らば奸吏を遠ざけ候策はこれなきや問いかけ候処、一小人を退くるには訳もなき事ながら、是を受け取るものこれなく、つまり議論を立て候者の倒るる外これなきとの事にて、如何とも運の付く模様はこれなき事に御座候。此の上諸藩より力を尽し候儀はこれある間敷やと、今一段攻め掛け候処、是以て受け続くものあれこそ行われもいたし申すべく候得共、薩摩より個様の議論これあり候と役人へ持ち出し候えば、直様、薩摩へ欺され候人と申し成し、落し付け候様子に御座候。諸藩より尽力いたし候ても、無益の事に相成るとの説にて、いたし方これなき次第に御座候。³²⁶

(※……長州藩)

ここで西郷は勝に同調して、幕府役人の閉鎖性、松平慶永が批判するところの「私政」ぶりを批判している。すなわち、禁門の変によって早くも幕府政治の危機は去ったものと安心し、「奸意」つまり再び幕府専制政治に回帰しようとしている。特に老中諏訪忠誠は、「正義」「正論」を申し入れても、その場では「御尤」などと言っておいて、受け流してしまうので、働きかける意味がない。では奸吏を退ける方策はないかと聞くと、小人物くらいは何とかなるが、その役を引き受ける者がおらず、結局議論をしかける側が敗れるばかりで、何ともし難いという。諸藩から働きかける余地についても、やろうとする者がいれば行われることもあるが、例えば薩摩から提議があったと持ちかければ、すぐさま、薩摩に欺かれる者よと言ってしりぞけてしまうというのである。

これに対して、西郷は勝の構想を支持する。よく引用される有名な言葉だが、「勝氏へ初めて面会仕り候処、実に驚き入り候人物にて最初は打叩く賦にて差し越し候処、頓と頭を下げ申し候……現時に臨み候ては、此の勝先生とひどくほれ申し候」³²⁷と、勝への好印象を述べた上で、このように述べている。

摂海へ異人相迫り候時の策を相尋ね候処、如何にも明策御座候。只今異人の情態においても、幕吏を軽侮いたし居り候間、幕吏の談判にては拙も受け難く、いずれ此の節、明賢の諸侯四・五人も御会盟に相成り、異艦を打ち破るべきの兵力を以て、横浜並びに長崎の両港を開き、摂海の処は筋を立て談判に相成り、屹と条約

³²⁶ 元治元年九月十六日、大久保利通宛西郷隆盛書簡。西郷隆盛全集編集委員会編『西郷隆盛全集』第一巻、大和書房、1976年、397～398頁。

³²⁷ 同上、399頁。

を結ばれ候わば、皇国の恥に相成らざる様成り立ち、異人は却って条理に服し、此の末天下の大政も相立ち、国是相定り候期に御座ありとの議論にて、実の感服の次第に御座候。……一度此の策を用い候上は、いつ迄も共和政治をやり通し申さず候わでは相済み申し間敷候……若し此の策を御用いこれなく候わば、断然と割拠の色を顕わし、国を富ますの策に出ず候わでは相済み申す間敷儀と存じ奉り候。³²⁸

外国に対しては、幕吏の談判ではなく、いわゆる賢侯が集まって、軍事力も揃えた上で、横浜・長崎は開港し、兵庫港についても筋道を立てた交渉の上で条約を結べば、天下の政治は立ち行き国是も確立する。そのようになれば、「共和政治」をやり通さなければならない。だがもし「共和政治」路線でなければ、「割拠」して幕府の言う事など聞かず、一藩だけでも富国に励まなければならないというのである。西郷は、参与会議解体後もなお、雄藩の政治参画「共和政治」を理想としている。しかしもしそれが叶わなければ、薩摩藩だけでも藩内では富国を行うという、自藩の進むべき道の正しさを信じている様子がうかがわれる。

政治の「私」性への批判という論理については大久保も共有している。慶応元年八月四日の書状ではこのように述べている。幕府が長州再征を企図し、参勤交代復旧などの強硬措置を取っていることに対し、朝廷は「軽挙妄動無之至当之処置ヲ得候様」と危惧の念を示したが、老中・一会桑の者達はこれをはねつけた。「閣老辺之所存ハ至当之処置与申ば則征伐ニ当候与申候由」つまり「征伐」こそ「至当」と考えている。これに対して、尾張藩・津藩などからも征長反対の建言がなされている。今や長州再征は「大樹家私闘同様故有志之者ハ勿論匹夫ニ至迄も不伏之有様ニ候」つまり將軍家の「私闘」であり「有志」から「匹夫」に至るまで従う者がいないのである。その上でこう述べる。

前条之為体ニ而者清国之踪跡ヲ踏候ニ相違無之実ニ悲憤ニ不堪候去なから長州戦争以往所謂暴論過激之徒大抵眼ヲ豁開シ攘夷之不可成ヲ弁別大ニ国ヲ開クコトヲ唱候人心ニ相成候尤具眼之諸藩ハ^{佐賀越前土佐宇和島等}断然商法等施行之向ニ被聞候若大樹家龍頭蛇尾ニシテ東下相成候ハ、益命令不被相行各国割拠之勢不可疑依之富国強兵之術必死ニ手ヲ伸シ国力充滿一藩ヲ以ストモ天朝奉護皇威ヲ海外ニ灼然たらしむるの大策ニ着眼するの外無之候³²⁹

このままでは日本は清の二の舞である。しかし最近「暴論過激之徒」も攘夷は不可能と悟り、「具眼」諸藩は「商法」を目指している³³⁰。幕府軍が長州に敗れて江戸に帰るなどのことが

³²⁸ 同上、399～400頁。

³²⁹ 以上、慶応元年八月四日、新納久修・町田久成宛大久保利通書簡。日本史籍協会編『大久保利通文書』一、日本史籍協会叢書28、東京大学出版会、1983覆刻再刊、293～299頁。

³³⁰ 参与会議解体後、幕府が朝廷を抱き込み、諸藩の政治参加を拒む形勢となってからは、雄藩を中心に、他藩や海外と交易し富国強兵政策を取り、一藩だけでも天皇への忠勤に

起きれば、幕令を聞く者もなくなり各藩「割拠」の勢いが増すので、富国強兵に励み「皇威ヲ海外ニ灼然たらしむる」しかないだろう、というのである。

ここから読み取れるのは、まず、大久保は幕府が自己中心的な路線に突き進むのを見て、その求心力に半ば見切りをつけ、「割拠」に傾いていることである。勝田政治はこれを、朝幕藩を一体とする公武合体を実現する路線を修正したものとし³³¹、佐々木克も、改革された幕府を中心に挙国一致で国内の武備を充実させるという方針から、「私戦」に突き進む幕府への失望を経て、力ある藩が割拠して手を取り合うという方針に転じたと分析している。坂本龍馬が仲立ちとなって、洋式銃を薩摩が購入して長州に密売する協力を実現させたのはちょうどこの頃である³³²。

もう一つは、幕府にとっての「至当之処置」は、結局「私闘」に過ぎないとして、反対に「有志」「具眼」の我らが取る道については、自信を見せていることである。こうした批判精神は、朝廷に対しても敢然と向けられる。これも大久保を論じる際には有名な一節であるが、同年九月二十三日の西郷宛書簡では、朝廷が幕府の長州再征を勅許した件について述べている。この事について大久保は朝彦親王に面会し、勅許を批判した。

追討之名義何れニ有之候哉若朝廷是を許し給候ハ、非義之勅命ニ而朝廷之大事ヲ思列藩一人も奉し候ハす至当之筋を得天下万人御尤与奉存候而こそ勅命ト可申候得者非義勅命ハ勅命ニ有らず候故不可奉所以ニ御坐候しかれハ只今ニ而者防長ニヶ国ニ候処右通列藩命を不奉日至つてハ前後左右長州たらん時ハ如何ニ御処置可被成哉只今衆人之怨幕府ニ帰し候処則朝廷ニ背候様相成候得者幕府之難を御買被成候道理に御坐候ヶ様申上候得者長州江同意或ハ討幕之趣意とか可被思召候得共かゝる大事ニ臨ミ左様之私意を以論し候ものニ無之只名分之所存大義之所関を以後議論申上訳に御座候³³³

つまりこうである。長州再征を許した勅命には「名義」がなく「非義之勅命」である。「至当」な筋が通っており、「天下万人」が「御尤」と納得できるものが勅命であり、「非義之勅命」は勅命ではない。今朝幕の命に従わないのは長州藩だけだが、何れの藩も命令を聞かず「前後左右長州」のごとくになったらどうするのか。幕府が被っている「衆人之怨」を朝廷も共に被ろうとする行為である。これは、長州に肩入れとか討幕を狙っているとかの「私意」を述べ立てているのではなく、「大義」について論じているのである。

励もう(外国の圧力に耐えられる国づくり)、という路線が取られた(割拠論)。薩摩藩・福井藩の藩間交易、海外との交易などが試みられたことについて、前掲高木『日本近世社会と明治維新』第三章第五節「慶応期の越前藩政」を参照。

³³¹ 勝田政治『〈政事家〉大久保利通 近代日本の設計者』講談社、2003年、47頁。

³³² 前掲、佐々木『幕末政治と薩摩藩』314～315頁。

³³³ 慶応元年九月二十三日、西郷隆盛宛大久保利通書簡。前掲、『大久保利通文書』一、310～311頁。

大久保はまた関白・二条斉敬にも面会して、長州征伐は筋が通らず、親藩を含む諸侯が公然と反対しており、幕府の「私闘」に過ぎないと訴えた。そして「重大之事件於朝廷も御裁断難被遊候間諸大名存慮御下問相成与之趣ヲ以御達相成候」と、諸大名を召集し下問を行うべきであると述べたが、二条は一会桑の反発・朝幕間の離間への懸念から躊躇する姿勢を見せた。そこで大久保は「兎角当職之御任ハ大事ヲ決せられ候ニ至公至平を以大義之立る処ニ而無御観念御裁断不被為在候而者凡而私ニ陥候右之御趣意則幕臬之評御請被成候処ニ御坐候」と批判した。つまり関白の職務とは、重要な政策決定に当たって、振幅なく公正で「大義」が立つ裁定を下すものであって、そうでなければ「私」であり、幕府寄りとの世評を受けるものだといっているのである。そしてもしこのままならば「今日限之朝廷ト奉存候」と言い放ったのである³³⁴。

ここでは勅命、すなわち天皇の意思よりも、「至当」であることの方により価値を認めているのが特徴的である。大久保は幕府の方針に反対してこのように対抗姿勢を見せたのであるが、その幕府方針に肩入れするなら勅命といえども「非義」である。尊王攘夷運動が盛んであった文久三年以前は、攘夷の志士が幕府の開国方針に反対する理由として、攘夷を訴える孝明天皇の意思を大義名分に掲げていた。その時は天皇の意思と、攘夷が「至当」と認める彼らの意思が一致していた。では、天皇の意思と天下の意思が食い違う時はどうすればよいのか。二条への批判に見られるように、天皇・朝廷の意思とは、広く天下の意見を押し量り、その公正で大義の成り立つところを採り上げて決定されるべきものと大久保は論じる。その手段として諸侯会議の召集を要求した。にもかかわらず、幕府に傾斜した政治姿勢を朝廷が見せるならば、もはや朝廷は「今日限」だといっているのである。このように、大久保における政治的主張は“万人至当”というところに最上の価値を認めており、公議輿論の尊重を説く思想として十分認められる。のみならず、これを梃子として、自己の批判の正しさを認定し、天皇の権威をも批判できるまでに昇華させているのである。

慶応二年の第二次長州征伐の失敗、将軍徳川家茂の急死に際して、松平慶永が宗家の後継者となった徳川慶喜に対し、これを機に朝廷を中心とした公議政体へ移行するよう求めたことは、第三章第七節で述べた。同じ頃、薩摩藩でも朝廷に対し同様の建白を行っている。それによると、幕府はもはや国を「駕馭」できず、「私親」に「偏照」して不適切な決定をくり返し、「国是一定、衆議合論」を得ることができない。そこで「視聴を四方に開給ひ、天下の公議正評を尽し、政体変革、武備興張、遠戎賓服、中興の功業を遂げられたし、という³³⁵。朝廷中心の公議政体への移行と政治改革の要求である。

この時諸侯召集の朝命があったが、大久保は西郷に宛てて、「即今御出馬被為在万々御成功之見据ハ更ニ相付兼」と、藩主が上京しても成果を上げられないのではないかと考えている。それは「橋譎詐百端之心術至平ヲ以賢侯之公論ヲ容れ候儀も無覚束」、つまり慶喜(橋)は人を偽り欺く(譎詐)ので、「賢侯之公論」が成就するとは思えないといっている。そ

³³⁴ 同上、317～319頁。

³³⁵ 『鹿児島県史料 忠義公史料』第四巻、1977年、215～217頁。

れでも、「固より諸藩ヲたのミ候事ハ出来申間敷候得共一応者公論を以テ御使者ニ而も被差立候様有御座度」と、成果はないかもしれないが「公論」形成のため他藩との連携を画策しつつ、「共和之大策を施し征夷府之権ヲ破皇威興張之大綱相立候様御尽力奉伏冀候成否ニ拘らず可竭ハ此時ト愚考仕候何分宜敷御周旋之程伏而御頼申上候」と依頼したのである³³⁶。

翌慶応三年、長州処分問題と兵庫開港問題を巡って、島津久光・松平慶永・山内豊信・伊達宗城と徳川慶喜が行った四侯会議の際にも、大久保らは、公議による政治を実現する最後の機会として動き回った。大久保は近衛忠熙に「天下諸侯之衆議被為聞召公議一決之上朝議御治定可被遊趣ニ而御沙汰相成奉存候事」と、朝議において「天下諸侯之衆議」を採って「公議一決」されるようにと要求している³³⁷。また西郷も久光に、四侯会議に際しては、公議政体の実現を期するように臨んで欲しいとして、以下のように言上している。

天下の公論を以て申し上げ候儀にて……天下の政柄は、天朝に帰し奉り、幕府は一大諸侯に下り、諸侯と共に朝廷を補佐し、天下の公議を以て所置を立て、外国の定約においても、朝廷の御所置に相成り候て、万国普通の定約を以て御扱い相成り候わば、忽ち御実行相挙り、万民初めて愁眉を開き、皇国のために力を尽さんことを冀い、人気振り起り挽回の期に至り、一新致すべき事³³⁸

前章で述べた通り、この四侯会議でも公議政体の実現は成らなかつた。そこでついに、薩摩藩は王政復古に向けて武力行使に突き進んでいくのであるが、その際大久保はこのように論じている。

畢竟幕府之意底四藩之御公論を採用悔悟反正勅命奉戴正大公平之道を以皇国之御為に尽力可致与之趣意毛頭不相頭是非私権を張暴威を以正義之藩与いへとも圧倒畏伏せしむる之所為顕然明白ニ而実に不可助之次第に御坐候……此上者兵力を備声援を張御決策之色を被頭朝廷に御尽無御座候而者中々動き相付兼候³³⁹

幕府は四藩の「公論」を容れず、どこまでも「正大公平之道」ではなく「私権を張り」、「正義之藩」を押し遣ろうとする。この上は「兵力」を用いて「朝廷に御尽」するしかないというのである。

さて、以上のように諸史料を検討してきたが、岩倉や大久保・西郷らが、その議論を組み

³³⁶ 慶応二年九月八日、西郷隆盛宛大久保利通書簡。前掲、『大久保利通文書』一、409～412頁。

³³⁷ 慶応三年四月、近衛忠熙宛建白書。同上、458頁。

³³⁸ 慶応三年五月十日前後、島津久光宛建白書。『西郷隆盛全集』第二巻、1977年、205～206頁。

³³⁹ 慶応三年六月、蓑田伝兵衛宛大久保利通書簡。前掲、『大久保利通文書』一、475～476頁。

立てるに際して、公議輿論の論理を用いている様子が十分に確認できた。岩倉は、朝廷が公議採用の場となることを通じて、天皇権威の浮上を果たし、国政の中心機関となるよう企図した。岩倉は公家の一員として、幕府支配に対抗し朝廷の政治的浮上を志していたが、幕末の対外緊迫という状況にあって、世上に起こる不安の声を吸い上げ、公論を取りまとめて国家の独立を守ることと、自分たちの伝統的権威を重ね合わせようとした。そこで、朝議や天皇自身の意思が幕府寄りになると、却ってそれを批判しもしたのである。

大久保らも公議輿論の力を以て国政の変革を果たすべく、自藩の力を最大限発揮させて朝廷と幕府に周旋し、公議が取り入れられる体制となるよう政治工作に従事した。しかもそれは、“至当の公議”を採用しないものに対しては絶対的な批判となって、幕府への見限り、朝廷への見限りとなった。そして、王政復古へ向けた武力行使検討段階に際しても、その原動力は「公論」にあった。

このように、両者の特徴としては、公議輿論を自己の批判精神に組み込んで、朝廷なり幕府なりといった伝統的秩序の権威を、自己の政治的主張の方へ読み替えて、新しい秩序を志向したところが挙げられる。そういう意味で、両者の公議輿論には創造性が見受けられる。ただしそれは、公議輿論の論理を肯定した上でなされていることに注意が必要である。むしろ、公議輿論をより強く要求した結果、強い批判の言葉を伴っていったようにも見えるのである。

第三節 「無私」と「正論」の関係

このように、一般に倒幕派とされる側においても、公議輿論は重要な価値観として機能していた。にもかかわらず、いわゆる公議政体派に対して、倒幕派の公議輿論は独特さを持っているように、諸研究でも言及されてきた。本論においても前節では、その精神が、より強く現状否定と革新に作用している点を特徴として見出したところである。そこで本節では、公議輿論が、その対立者・対抗者を批判する際の論理に着目して、公議輿論の果たした機能に新しい解釈を加えたい。

この点について、公議政体論と倒幕論の公議輿論の、質的違いについて論じた井上勲の指摘を、改めて見直したい。井上『王政復古』によると、「公議政体論とは、公議輿論の理念にもとづいた政治統合の様式」³⁴⁰である。幕府を中心とした政治を、公議輿論の理念にもとづいた公議政体を中心とした政治に転換させるべきという主張は、幕末政治史の進行に伴って深化していった。すなわち、ペリー来航を機とした対外不安があり、これへの対応として大名層(その出発点がいわゆる一橋派)による政治参加要求、また尊王攘夷運動が起こった。これらに対する対抗をくり返すうち、幕府の権威は凋落し、それに伴って、大政は朝廷から幕府に委任されているという大政委任論の観念も喪失していったのである。これを補うため、諸侯への諮問、参与会議、四侯会議といった意思決定の場を設ける取り組

³⁴⁰ 前掲、井上『王政復古』168頁。また、以下は同166～187頁を参照して述べる。

みがなされたが、いずれも幕府の拒絶や、合意の不成立によって分解してしまった。こうした過程の果てに、全面的に大政を幕府から朝廷に奉還させ、全ての藩を参加させた、常設の公議政体を作るべしという議論に行き着いた。その「これまでに存在した公議政体の構想の集大成」³⁴¹が、慶応三年六月に、後藤象二郎が中心となって、土佐藩と薩摩藩の間に結ばれた薩土盟約、そこにまとめられた政治構想である³⁴²。

しかしこの構想には、あまりにも楽観主義に過ぎる、いくつかの致命的な弱点があったと井上は指摘する。まず、議事院の権能の問題である。構想では、諸大名がそのまま議事院の構成主体となり、そこに徳川家も、従来の圧倒的な直轄領を保持したまま加わる。すると、それぞれの大名家内の問題には基本的に干渉できず、自ずとその権能は限られる。それから、行政機構と強制力の問題がある。議事院は独自の行政機構を持っておらず、その実行は諸藩・旧幕府に委ねられる。もしこれに違背するものがいたとして、それが少数なら、議事院の動員で諸藩の連合軍が制裁すればよいが、もっと大々的な国論の分裂であれば、それを收拾・統制する制度的な手段が議事院にはないのである。これには既に、長州藩一個の反抗さえ鎮圧できない幕府、また、互いの主張をぶつけあうところに終始して、合意に至ることができなかつた参与会議・四侯会議という事例がある。

これに対して後藤の議論は、「公平無私」の精神をひたすら強調することに終始した。今こそ、既往の是非曲直を問わず、枝葉末節を論ぜず、皇国のために第一にする精神(これを後藤は「大条理」「大基本」などと表現する)を以て集えば、議事院を中心とした政治統合は機能すると説いたのである。すなわち、盟約における「此皇国興復ノ議事ニ関係スル士大夫ハ、私意ヲ去リ公平ニ基キ、術策ヲ設ケス正実ヲ貴ヒ、既往是非曲直ヲ不問、人心一和ヲ主トシテ此議論ヲ定ムヘシ」³⁴³である。井上は、「公正無私である。公正無私精神さえあれば、瞬時にして、大条理は行なわれ大基本は立つ。大政奉還は実現し議事院は創設される。そして、構成員の出身母体というべきそれぞれの藩が公正無私精神をもてば、議事院の決定が遵守されるにちががなく、かくして、全国にわたる政治統合が達成されるというわけである」³⁴⁴と述べ、その実効性は疑わしいものだったと指摘するのである。

同様の弱点を、坂野潤治も『未完の明治維新』で指摘している³⁴⁵。薩土盟約は、將軍職を廃して、天皇を元首にし、議会を設けることを謳っているが、その決定を実行に移す政府について述べるところがない。そして、天皇・議會・政府の権限と関係についての規定、すなわち憲法に相当する規定がないのである。そのような構想には「新政治体制を創設する力がなかったのは当然であろう。「新政府」の性格は、旧幕府軍と薩長軍が鳥羽・伏見で一戦し

³⁴¹ 同上、176頁。

³⁴² 本論第三章第七節を参照。

³⁴³ 前掲、『玉里島津家史料』五、218頁。

³⁴⁴ 前掲、井上『王政復古』185頁。

³⁴⁵ 以下、坂野潤治『未完の明治維新』ちくま新書650、筑摩書房、2007年、40～46頁を参照して述べる。

てみて決めるしかなかった」³⁴⁶。つまり、王政復古クーデター、そして鳥羽伏見の戦いとは、結局のところ、「この空白の「政府」を、徳川家中心につくるのか、薩摩・長州を中心につくるのかをめぐる対立」³⁴⁷の所産であると坂野は述べる。

これらは、公議輿論が、その姿形を変えつつ長年に渡って主張されながら、ついに現実の政体とならずに慶応三年を迎えた理由を痛烈に指摘している。公議輿論は、諸政治勢力に各自の「私」を捨て去り、より大きな目的のために合同すべきことを説いてきた。しかしその合同に実行性を持たせるための方策については、幕府あるいは朝廷に公議輿論の受け入れを諄々と説くか、あるいは藩と藩の間に、簡素な提携の網をめぐらせるという次元にとどまってきたのである。本論で取り上げてきた他の人物についてもそれは言える。敢えて多少の無理をおして、各時代の主張を並べて見ると、安政四年(1857)一橋派の将軍継嗣運動に際して橋本左内が検討していた大名連合案は、

我公・水老公・薩公位を国内事務宰相の専権尔して、肥前公を外国事務宰相の専権尔し、夫ニ川路・永井・岩瀬位を指添、其外天下有名達識之士を、御儒者と申名目ニて、陪臣処士ニ不拘選挙致し、此も右専権之宰相ニ派別ニ致し附置、尾張・因州を京師之守護ニ、其指添ニ彦根・戸田位、蝦夷へハ伊達遠州・土州候位相遣し、其外小名有志之向を挙用

というものであったが、これは、有名諸侯・「天下有名達識之士」と呼ぶ“有志”たちの“志”が、同じものを共有しているという了解を暗黙の前提としていることに気づく。そして「畢竟日本国中を一家と見候上は、小嫌猜疑ニハ不可拘ハ勿論に御座候」³⁴⁸と説くのであるが、これも、既往の是非曲直を問わず大同に就き小異を捨てる、公平無私の議論にあたる。

松平慶永が文久二年(1862)、政事総裁職になって幕府内で再三説いたのは、「公武一和」を成立させるには「幕私」を捨て去るしかない、というものであった。将軍家茂に対しては「御公平の御処置」「公平無私の台慮」³⁴⁹を示すことであると説き、老中らに対しては、「徳川氏の私政を御改良」³⁵⁰すべきことを論じたのである。もっとも慶永はそのために、島津久光の京都周旋によって、慶永を首班として幕政改革を行うよう、朝廷から圧力をかけさせる、という手段を行使し、決してただ幕私除去を願い出ただけではないのだが、その弱点は、実行役たる老中・幕府役人に対し、自らの意思に同意させられなければ、政策を実現することはできないというところにあった。不同意に対して慶永ができたのは、参勤交代緩和を実現させた時のように、病気と称して引き籠るという、サボタージュくらいであった。

同様の傾向は横井小楠にも見られるのである。横井の本領は思想家として、考え方を世

³⁴⁶ 同上、46頁。

³⁴⁷ 同上、43頁。

³⁴⁸ 以上、前掲、『橋本景岳全集』二、554～555頁。注104に同じ。

³⁴⁹ 前掲、『再夢紀事・丁卯日記』62頁。本論第三章第二節を参照。

³⁵⁰ 同上、85頁。

に提供し、人を説き同志を増やし、ネットワークを組織して改革を後押しすることであるから、実行の手段を直接行使できなかったのはある意味当然である。ただその横井にも、「公共の道」を成り立たせれば、天下は自然と治まるという楽観主義は多少存在した。例えば、

必竟は幕庭旧来之御威光御張立……彼是今之否塞と相成候。……伏願は廟堂之上皇国太平之為、万姓安穩之為、断然として自ら罪し玉ひ、天下之人望之名公を御登用、旗下有名之諸君子御妙撰、内外之隔無く天下之御政事天下と共に被議候御趣向に御改正被遊候へば未だ一令を出されずと云へ共天下之人心渙然と相改、帰向可致は必然にて有之候³⁵¹

この手紙の内容は第二次長州征伐を批判したものであるが、改革については「廟堂」が自己批判して「天下と共に被議候御趣向に御改正」されるよう願うしかない。そして、廟堂が天下と共に議するようになれば「一令を出されずと云へ共天下之人心渙然と相改、帰向可致は必然」と述べ、「天下と共に」政治が行われるようになれば、天下の人々は令せずして賛同し、その下に集うだろうとしているのである。

このように、公議輿論の言説には、その理論の公正明大さに自信を有するがゆえに、公正明大で正義にも理にも適っているから、必ず賛同が得られるだろうという楽観主義がつきまとったことは、否定できない。しかしながら、それだけが公議政体派と倒幕派の質的違いを生み出したとは考えられないのである。のみならず、これでは、両者の違いが際立つばかりで、なぜ倒幕派においても公議輿論の基本的原理については守られたのかについての疑問は、今ひとつはっきりしないのである。そこでもう一つ、両者いずれにおいても共通する、ある傾向について指摘したい。それは「正論」意識に基づいた相手方の「暴論」批判、である。

公議輿論は、その実現を阻もうとする異なる秩序を、常に批判してきた。それは幕府の専制であったり、朝廷の旧態依然であったり、あるいは尊王攘夷論の過激な行動であった。そしてそれを批判する時、対する自身は「正義」「正論」であり、相手は「暴論」であった。そのように言えるのは、自身の主張が「天下」「衆議」の多数派である、あるいはその望むところに同調し、公平で、日本にとってより良い主張を提示しているのだと確信している時である。そのような傾向は、この思想の随所に見られるのである。

例えば文久三年、長州藩を中心とした尊王攘夷論が公家の一部と結合し、孝明天皇の意思すら抑え込んで攘夷の方針を強行していたが、八月十八日に薩摩藩と会津藩が中心となって起こした政変によって、彼らは京都を追われることになった。その際薩摩藩士が書いたとされる建白書にはこう述べられている。

³⁵¹ 慶応二年七月三日、毛受鹿之助宛横井小楠書簡。前掲、『横井小楠関係史料』二、468頁。

- 一 列藩不残以飛檄御召主人滞京の御方々ハ急速御召之事
- 一 御参即刻正義之公卿方御召御評議之事……
- 一 暴論之公家方何モ被仰度外之物御参内御見込被仰達候事……
- 一 朝議御一洗御評議第一公論ヲ御主意ト被遊聊私憤之振舞無之様仕度候事……
- 一 暴論相唱著眼相違正論ト存込候輩公卿へ逼リ御国家之重事ニ関係可致身柄ニ無卑賤之徒輦下ニ奉近却テ騒乱ヲ醸出シ候儀以来屹度御採用ニ不相成申上度モノハ支配頭へ為申立陪臣ノモノハ主人へ相付序ヲ越候儀一切御禁制厳重被仰出度事……³⁵²

攘夷論者たちを追放した後は、諸藩主や「正義之公卿方」を召集し、朝議を「一洗」、その「御評議」は「第一公論ヲ御主意」とするよう改める。これに対して、「暴論之公家方」は参内を差し止める。そして「御国家之重事ニ関係可致身柄ニ無卑賤之徒」つまり浪士たちは眼を著しく相違させ、「正論」であると言って「暴論」を唱え、公家らに迫って混乱を引き起こしたのだと、このように論じている。

ここでははっきりと、敵対者を「暴論」と捉え、これに対して今後は「公論」を以て評議を行い、そこでは「私憤之振舞」を無くす、というのである。ただこのレッテルは一方からなされたものであって、彼らによって暴論家と憎まれた者たちは、かつて幕府の開港方針に憤然と反発し、その活動は義挙として衆望を集めたのだった。そして彼らの政治手法も、“天誅”と称するテロリズムがあったが、一方で入説によって賛同する公家を増やし、国事参政・国事寄人といった役職を新たに作らせ、“朝廷内における衆議の多数意見”を形成し攘夷を実行しようとしたのである³⁵³。

次に大久保利通について、これも大久保を論じるのによく取り上げられるものであるが、以下のように「公論」について語っている。

衆議ヲ被聞食候ハ天下之公論ヲ採ランカ為ナリ方今宇内各国ニ於テモ衆議ヲ聞テ公論ヲ採各大同小異アリトイヘトモ公論ヲ以大政ヲ議スルニ決ス然レハ其公論ヲ採ルニ法アリ其法不立シテ公論ヲ採ルコト調ヘカラス皇国是迄独裁ノ政度ニ出レハ最其法立スンハアルヘカラス今在京諸藩必大平之弊ヲ不免宇内ノ公法ヲ知ラス仮令ハ兵庫開港ノコトヲ論スルニ不可然トノ論多ケレハ其論ニ決セスンハアルヘカラス亦幕府江政權ヲ御委任ナラテハ不可然ノ論多ケレハ其論ニ決セスンハアルヘカラス如此ナレハ依然タル因循ノ皇国ニ陥ルヘシ故ニ能ク公論ヲ採ルノ法立スンハアルヘカラス³⁵⁴

³⁵² 前掲、『孝明天皇紀』第四、793～794頁。

³⁵³ 前掲、青山『明治維新の言語と史料』第二章「「公武一和」システムと国事審議」、54頁、および61～62頁を参照。また、本論第三章第四節を参照。

³⁵⁴ 慶応二年「公論採用に関する意見書」。前掲、『大久保利通文書』一、442頁。

ここでは「公論」と「衆議」についての最大の矛盾が、明確に指摘されている。当時、有志諸侯及び雄藩の主だった者たちにとって、兵庫の開港は不可避であり、何とかして朝廷に容認させなければならない問題であった。また、政治の中心を幕府から朝廷に移し、公議政体を作らなければならないとは議論の一致するところであった。しかしながら、依然として朝廷内、そして民間には漠然たる攘夷の空気が残っていた時世である。また、幕府の権威は日を追うごとに低下していたとはいえ、未だ侮れぬ権力を以て朝廷と結合し、これに代わる革新的な政治システムを想像できるほどの見通しはまだ確立していなかった。そのような状態で衆議を募れば、兵庫を開港するのはいかになものかとの意見が多ければ開港は不可と決まり、やはり幕府以外に政権を任せられるものはいないとの意見が多ければ幕府へ委任と決まってしまうだろう。しかしながらそれでは「依然タル因循ノ皇国ニ陥ル」のである。

大久保には、そのような「因循」な結論を「公論」と認めることはできなかった。なぜ「衆議」が「因循」に陥ってしまうのか。それは、皇国はこれまで「独裁ノ政度」の国であったので、「大平之弊ヲ不免宇内ノ公法ヲ知ラ」ないからであって、「公論ヲ採ル」ための法が伴っていないからである。言い換えれば、「公論」を選ぶことができるような「衆議」が育っていないのである。そこを改め、「公論」こそが採用される方法を以てしなければならないのである。

「宇内ノ公法」と何か。大久保は既に、開国して盛んに欧米と貿易しなければならないことを知っていた。「宇内」には先進的な文物が多くあり、これを取り入れなければならないことは、それに触れて初めて理解でき、「大平之弊」を免れる。そうして「宇内ノ公法」を理解する成員によって「衆議」がなされて、はじめて“正しい”「公論」が結論となるのである。

このように、大久保にとっては、「公論」を採るためには「大平之弊」は排除されていなければならない。前節で山崎有恒が、明治政府首脳部によって公議所が廃止された件について述べた研究に触れたが、このような大久保の考えを見れば、なぜ彼がそのような態度に出られたのかはよく分かるのである。三谷が指摘したような、大久保の公議輿論に対する複雑な態度には、このような論理が背景に存在したのである。

さて、注目すべきことに、このような「正」と非「正」を分ける態度は、倒幕派の公議輿論に限られたものではない。松平慶永や横井小楠がくり返し「幕私」の通弊を批判しその除去を訴えたことは既に何度も述べた。彼らが幕政を「私」と定義した時、彼の拠る方の「無私」はすなわち「正」となる。彼らはそのために、政策上、理念上、思想上の種々の弁論主張を行った。そのうちいくつかは、なるほど明らかに時勢に通じ説得力を持ったものである。だがしかし、あるものを「正」と見なし、あるものを「正」でないと見なす、価値を判断する行為をした時、それは行為者の主観を経由している。であれば、それはある主観に基づいた主張である。我が「正」は「無私」であるとの主張は、あくまで一方の主張なのである。

こうした「正」と「正」が衝突した例として、王政復古を取り上げたい。大政奉還の一報を受けて、慶永が福井から上京すると、土佐藩の福岡孝弟が、今回の大政奉還建白とその成

功について説明しにやって来た。まず「此度内府公御反正在之思召立、稀世之御英断に而、方今之御美事に相運ひ候」³⁵⁵と述べ、大政奉還を決意した徳川慶喜(内府公)の「反正」を評価する。その上で、

今後之見込は、何れに議事院を開らき、上院下院を分ち、上は摂政公初内府公御主宰にて、明侯御加り、下は諸藩士より草莽輩迄も出役に相成、何分皇国之国体如斯と御決定有之迄之事に而、大体之処は程も可有之事候へは、有名諸侯さへ御会共に相成候は、其処に而篤と御決議有之、御簾前に而御誓約有之、御確定之上、外諸侯へは如何と御垂問、欠席諸侯へは朝廷より御通達位之事に而相濟、違背之者は御追討と申程成正大公明之御基本相立不申候半而は相成申間敷との義は、内府公へも申上、至極尤に思召候との御沙汰候へは、此方様にも、猶御参考被成下候様相願候との趣なり³⁵⁶

と述べた。ここに説かれているのは、土佐藩大政奉還建白書で述べられた公議政体構想そのものである。二条摂政・慶喜内府から有名諸侯までの上院、諸藩士から草莽までの下院による議事院を開き、「皇国之国体」を決定する。この辺りの人々による会議で大体の大枠が決まれば、他の諸侯もおおよそ従うだろうし、「違背之者」があれば「御追討」すればよい(井上勲や坂野潤治は、議事院の政治における強制力の問題を上げていたが、この時の福岡は、議事院を支持する諸藩軍の強制力が機能し得ると考えていたのであろう)。そういう「正大公明之御基本」を建てるべきとの考えは、慶喜ももつとも思っているのだから、慶永にも協力してもらいたい、というのである。

一方大久保も慶永の元を訪れたが、こちらは公議政体の先行きに不安の眼差しを向けていた。

此度有志輩尽力によつて、内府公御反正被為在候御挨拶一応被仰聞、夫に付き今後之見込み御尋に相成候処、此時朝廷之御基本不相立しては不相適事候処、兎角朝廷に御人材乏敷、其処甚苦心之由、会議公論之義も、孰れに正大に帰すへき事なから、御手下し之次第如何相成可然哉、邸議一定不仕……内府公へ御直に御伺、御英断之御様子等被仰聞候処、今一層御実行に不相頭候而は疑惑難晴、紀会桑等之雑説も有之候へは、何卒一日も早く御実跡相頭はれ候様願はしくと、反復申上之³⁵⁷

慶永に「今後之見込み」を尋ねられた大久保はこう述べた。「朝廷之御基本」を確立させな

³⁵⁵ 「丁卯日記」慶応三年十一月九日。前掲、『再夢紀事・丁卯日記』223頁。

³⁵⁶ 同上、225～226頁。

³⁵⁷ 「丁卯日記」慶応三年十一月二十七日。同上、245頁。

ければならないところであるが、朝廷に人材がとぼしい。「会議公論之義」についても、「正大」な結論へ持って行かなければならないが、どう手を下していくべきか、薩摩藩邸でも答えが出ない。また慶永に、慶喜の「英断」についてはどう思うかと聞かれると、「御実行」の様子が顕れてくれなければ、本当に慶喜が「反正」したのかどうか疑わしい、紀州・会津・桑名藩などは大政奉還に反発し「雑説」も起こっているようなので、早く「御実跡」が顕れて欲しいと、こう述べたのである。大久保の立場からすれば、この春の四候会議でも、それ以前の様々な薩摩からの働きかけについても、慶喜にはことごとく裏切られてきた。大久保は既に、慶喜を「誦詐百端之心術」すなわち嘘偽りを弄して、「至平」の考えを持って「賢侯之公論ヲ容れ」ようとはしなかった人物であると見限っている³⁵⁸。その慶喜の大政奉還が、真に「反正」であるのか、「御実跡」の様子が見られなければ信用できず、従って「会議公論之義」が「正大」に帰すかどうかとも覚束ないと見ているのである。

このようなやり取りがあったのち、ついに慶応三年十二月九日、王政復古クーデターが実行に移される。薩長が中心となって御所を封鎖し、撰閣職を廃して総裁・議定・参与職が置かれ、また將軍職の廃止が宣言された。本論で見えてきたところに照らせば、国家の根本的な制度を、正しい「公論」が選ばれる体制になるように、実力行使を以て改めさせたと言ったところであろうか。

その日夕刻に小御所で開かれた会議では、慶喜にいわゆる辞官納地を迫るべきとの議案が争点となった。まず中山忠能が、

一点無私の公平を以、王政の御基本被為建度叡旨之趣御発言に而、夫より徳川氏之弊政、殆違勅ともいふへき条々不少、今内府政權を還し奉るといへども、其出る処之正邪を弁し難ければ、実蹟を以之を責讓すへし

と述べた。すなわち、これまでの「徳川氏之弊政」を批判し、今慶喜が政權を奉還すると表明したとはいえ、それが真意に基づくものかどうか、「実蹟」を見なければ判断できない、とした。これに対して山内豊信は猛反発した。

此度之変革一挙、陰險之所為多きのみならず、王政復古の初に当つて凶器を弄する、甚不祥にして乱階を唱ふに似たり、二百余年天下太平を致せし盛業ある徳川氏を、一朝に厭棄して疎外に附し、幕府衆心之不平を誘ひ、又人材を挙る時に当つて、斯の政令一途に出、王業復古之大策を建、政權を還し奉りたる如き大英断之内府公をして、此大議之席に加へ給はざるは、其公議之意を失せり、速に参内を命せらるへし、畢竟如此暴挙企られし三四卿、何等之定見あつて、幼主を擁して權柄を窃取せられたるや

³⁵⁸ 慶応二年九月八日、西郷隆盛宛大久保利通書簡。注 336 に同じ。

山内の不満は、まず王政復古に際してクーデターという実力行使を行ったこと、そして、長年の功労ある徳川氏を排除してその「衆心之不平」を招いたこと、さらに「人材を挙る時」にもかかわらず、「政令一途」のため大政奉還するという「大英断之内府公」を排除するとは「公議之意」にもとること、これらにある。ここで、このようなやり方は「公議之意」にもとるといふ発言が出てくるのは、裏返せば、公議輿論の原理に基づいた会議による決定が、国家の正統な意思決定であるということについては、既に了解が成立しているということである。その上で、慶喜排除はその了解に違反しており、不当ではないかと責めていることになる。

その後慶永も慶喜を擁護する発言をした後、今度は大久保が発言した。

幕府近年悖逆之重罪而已ならず、此度内府之所置において其正姦を弁するに、強ち尾越土侯之立説を信受すへきにあらず、是を事実上に見るに如かず、先其官位を貶し其所領を収めん事を命して、一毫不平の声色なくんは、其真実を見るに足れば、速に参内を命し朝堂に立しめらるへし、もし之に反し一点扞拒の気色あらんは、是譎詐なり、実に其官を貶し其地を削り、其罪責を天下に示すへし

慶喜の奉還の「正姦」を判断するには「実事」を見なければならぬ。そこで、官位を下げ、領地を納めさせ、これを見てその「反正」が真実と分かれば、会議に参加させてよい。だがもし拒むような姿を見せれば、今回の挙も結局は偽りである。「実」として辞官納地し、咎を負う姿勢をまず天下に見せるべきである、というのである。これに続いて岩倉も「正邪の分、空論を以て弁析せんより、形迹の実を見て知るへし」と論じている³⁵⁹。

大久保らは、これまで幕府が行ってきた失政を「罪」として問題視し、慶喜が「公論」に携わる資格はないと見なす。これに対し山内らは、大政奉還を評価し、公議輿論を形成するには、全ての構成員を網羅しなければならないと考える。ここに両者の「正論」の衝突を見ることができるのである。

会議後、慶永は国元への手紙で、以下のように強い不満を述べている。広島・土佐・尾張・福井藩の在京代表は「何レも薩之大久保一蔵・岩下左次右衛門・大嶋吉之助等、悪マサルものなし、何分ヶ様相成候上からハ、早ふ真公議会ニいたし度と、薩外ハ尽骨折申候」。つまり、このような暴論が出されるような朝廷会議は「真公議会」ではない、というのである。そして二条城にいる慶喜に対しては、今回我々が朝廷の会議に参加しているのは「公義御為」であって、後藤・辻維岳(将曹・広島藩執政)も「矢張公義御為いたし度」と考え「奸藩」と議論しているところだと伝えた。また、大久保・西郷を「奸士」と呼び、早く「真公議会」を始めたい、「私議会」は止めにしたい、薩摩・長州・広島・尾張・福井の五藩だけでは「私議」である、なども述べているのである³⁶⁰。

³⁵⁹ 以上、「丁卯日記」慶応三年十二月九日。前掲、『再夢紀事・丁卯日記』260～261頁。

³⁶⁰ 慶応三年十二月十三日、松平茂昭宛松平慶永書簡。伴五十嗣郎編『松平春嶽未公刊書簡

一方、大久保は岩倉に、このように述べている。「衆評ニ涉ラス確断」によらず、幕府に妥協的に事が進むのは失策である。彼らの「恭順反正ノ趣意ナラサルハ分明」である。また、慶喜を議定職に就けようという「扶幕之徒」が尽力している。さらに以下のように続ける。

勤王無二ノ藩決然干戈ヲ期シ戮力合体非常ノ尽力ニ及ハサレハ不能ト被存候今在京列侯藩士因循苟且ノ徒而已就中議定職之御方下参与職之者具眼ノ士一人も無之平穩無事ヲ好シテ諛言ヲ以テ雷同ヲ公論ニナシ周旋尽力スルノ次第実ニ憤慨ニ不堪依之愚考スルニ干戈ヲ期スル決定ニ至リ候得者公然明白朝廷ニ尽シ奉ラスンハ万成スヘカラス³⁶¹

ここで大久保は「干戈」に訴えることをも辞さない構えである。そして、今の在京列藩による議論は「因循」で、「具眼ノ士」がおらず、「平穩無事ヲ好シテ諛言ヲ以テ雷同ヲ公論」とする有様だと批判するのである。慶永が「真公議會」というものを、大久保は「因循」「雷同」の公論と批判し、両者全くかみ合うところがないのである。

このように見ていくと、公議輿論の主張の背後にある自己正当化の論理、党派性の論理を否定することはできない。我は「無私」で、天皇に対し至誠、これが「正論」である、彼は「因循」「雷同」の俗説で、それは「暴論」である。この論理を有しているのは、強硬派たる倒幕派だけではなく、「公平無私」を強調する者達においても同列である。この面を見る限りでは、むしろ、公議政体派と倒幕派の公議輿論に質的違いはない。むしろ、これが当時の公議輿論というものの、明らかに一つの特徴であると言える。

このように主張をくり返すばかりでは、公論の形成を図るといっても、それは議論の形成という面の弱い、せめぎ合い、争い合いの様相を示してくる。こうして、お互いが公論の正当性を主張する限り、結論は大久保の言う通り「干戈」を用いる以外なくなってくる。鳥羽伏見の戦い・戊辰戦争の導火線を、ここに見ることができるだろう。

第四節 公議輿論の条件

ここからは、本論全体のまとめに入りながら、前節で述べた公議輿論における「正論」の側面についてさらに分析を加えつつ、これまでに観察してきた公議輿論の様々な一面を総合的に勘案し、公議輿論の全体的な性格について考察したい。

公議輿論には、「正論」という論理を用いて、相手を「暴論」と攻撃するという一面がある。その点において、公議輿論とは、多数の人の声を聞くべしという主張でありながら、それがそのまま多数決の原理を採るものとなっていない。あくまで「天下」の望むところ、多数

集』思文閣出版、1991年、81～84頁。

³⁶¹ 以上、明治元年一月三日、岩倉具視宛大久保利通書簡。『大久保利通文書』二、日本史籍協会叢書29、155～157頁。

にとって正であると、その人が理解するところを主張するものであり、その主張が幕議なり朝議なりで採用されるかどうか、多数の賛同を得て公論と見なされるようになれるかどうかは、論者の説得力、批判が的を射たものかどうか、多数派工作、あるいは実力行使の成否、こういった手腕にかかってくる。そして、そのような正論主張的性格は、何もいわゆる倒幕派に限らず、いわゆる公議政体派にも共通する、公議輿論一般の性質であることについて確認することができた。

このことは、本章冒頭および第一節で述べた疑問に対して一つの回答を示している。公議輿論は、一見、「公平無私」を重んじる側面と、競争相手に対する攻撃的側面が見られ、しばしば曖昧で二面性のある概念であると見なされる。しかし公議輿論には、相手の「私」「暴論」を打破し、「公論」の側に立つ自らの「正論」を実現させようとする性質がある。そのため特に、対立する者同士が互いに公議輿論によって自らの「正論」を主張している時などは、公議輿論が二つ以上存在するよう見えるのである。

公議輿論に、なぜそのような性格が生じたのか。その原因は、公議輿論が批判の論理として出発したところにあるのではないだろうか。公議輿論の源流は、海防問題を端緒とする対外的緊張を背景として、これに対する幕府の不徹底な対応に対する、不安の声・不満の声に端を発するものであった³⁶²。幕府に対し、この在野の声を聞けという主張である。彼らは攘夷を主張の根幹に据え、その主張により正当性を持たせるべく、天皇を担ぎ上げた。孝明天皇の開国に対する懸念の意思を取り込んだのである。その後、攘夷は困難であることが知られるにつれ、攘夷は公議輿論の主幹から外されていったが、外国の圧力に耐えられる強い国づくりが必要というところは変わらなかった。すると、そのような必要に相反することをしていると思われた専制志向の幕府、朝廷と結び付いた一会桑勢力、そちらに依拠するようになった孝明天皇、彼らは障害と見なされ、批判の対象となったのである。

後藤象二郎や山内豊信・松平慶永ら、公議政体派とされる者たちは、徳川慶喜の大政奉還を以て、その障害が解消されると歓迎した。そこには多分に、薩長に対抗する土佐藩、福井藩の親藩という性格とあった、それぞれの党派的事情もあっただろう。一方、大久保利通などに見られる倒幕派とされる者たちは、多年に渡って改革を働きかけながら幕府が結局はそれに応えず、できる限りそれを排除しようとしてきたこと、徳川慶喜の詐術を忘れず、わだかまりを失わなかった。その差が、「正論」の範囲の認識に差となって表れたと見るべきである。

それからもう一つ、「衆議」を客観的に計測するシステムを彼らが有さなかったことも、公議輿論を主観的に把握する傾向に拍車をかけた。議会という発想は当時既に浸透していたが、現実にはそれが成立したことはまだなかったし、まして投票制度など存在しなかった。そうすると、衆議の趨勢を見極めるには、彼らの現状把握能力、情報収集能力の他には、その主観的な見方に頼る他なかったのである。

ただ、これを以て公議輿論を、結局は自己正当化の論理であつたとしてしまうと、三谷

³⁶² 本論第一章、第二節・第三節を参照。

博や高橋秀直が指摘したような、倒幕派・明治新政府主流派が、権力の独占後も公議輿論に対しては慎重に行動し、その独走に一定度の拘束性を有し続けたことについて、十分に説明することが難しくなる。これに対する三谷・高橋らの考察は、倒幕派もまた公議輿論を自らの重要な理念として行動しており、自己否定に繋がりその立場をかえって危うくするような行動には、慎重でなければならなかった、というものである。倒幕派も公議輿論を重視していた点については、本章第二節で明らかにした通りである。ただ、それだけでは不十分の感がぬぐえない。ここで、これまで述べてきた公議輿論の諸側面を総合して、この問題について幕末史の立場から提示できる、一つの考えを述べたい。

これまで考察を続ける中で一つ気づかされるのは、いずれの派閥の、どのような公議輿論にも、いくつかの共通する条件があるということである。それを備えていなければ、自らの主張を、公議輿論主張として述べることはできない、公議輿論の立場に基づく正論の主張とすることは認められない、という条件である。その条件は大きく四つに分けられる。

まずは“言路洞開”である。上述したように、公議輿論は対外不安に端を発した。海防の不備を指摘する声が上がリ、様々な議論が起こっていく。現実の脅威が背景にあるから軍事改革要求の声は熱を帯びる。それに対する幕府の対応が遅れ、抜本的でないものであれば、言路が逼塞していると見なされ、批判の対象となる。批判の声が多くなればなるほど、この多数の声をどうして無視できるものかという、今こそ「衆議」を聞くべし、との議論が起こる。このようにして、逼塞に打ち勝って改革を行おうという機運が高まったのである。嘉永・安政期の松平慶永の主張がまさにそうであった。慶永率いる福井藩は、ペリー来航に際して江戸の防衛体勢が不十分であると訴え、様々な平時の慣習を取り払って思い切った対応に踏み切らなければならぬと論じたが、幕府の対応は弥縫策的なものであった。これに対して慶永らは批判のトーンを先鋭化させ、幕政改革案を練ったり、同志の大名を募って活発な政治活動を行ったりするようになるなどして、幕政への脅威として大きく成長していったのである³⁶³。

続いて“人材登用”であるが、これは言路洞開と対をなす。幕末期には、小銃・大砲・蒸気船などの備えや、西洋式軍隊導入の必要性について盛んに論じられ、それらを運用できる科学技術や人材が必要とされた。そういった知識を持つ者を取り上げ、その者たちの意見が通るように、彼らの声を塞ぐ無理解や、身分制の壁、言路の逼塞は、できる限り取り払われなければならぬであった。一部の意欲ある大名が、自藩の改革にそういった者たちを登用し、その意見をよく聞いたことも、成功体験となった。このようにして、有用な意見を身分の別なく取り上げる必要性が認められるようになっていったのである。既に会沢正志斎の書『新論』の頃から、人材をよく登用すべきと論じられており、その主張が同時に、より重要な目的達成のために、幕藩体制の壁は越えられなければならないという主張と結びついてきた。横井小楠においても、天下のために人材が抜擢されるべきことは、その「公

³⁶³ 本論第一章、第四節・第五節を参照。

共」観が理想とする世界にとって、欠かせないものとされていたのである³⁶⁴。

それから“富国強兵”である。言路を開き、人材を挙げるのは、国土を守ることができ
る軍事力を得るためである。また、強さを手に入れるためには、それを支えられる国力も
必要であった。ところが実態は、幕府も藩も財政は半ば崩壊し、武士も庶民も貧窮に喘い
でいる。そこで、物産を興し、貿易を盛んにしようという論が起こった。このようにして、
公議輿論は常に、その国家構想の中に様々な富国強兵策を定めている。本論で重要な個別
事例として取り上げた横井の富国強兵策は、節約ばかりでなく殖産興業を図るべきことを、
具体策を交えて詳しく論じる。また、そのために開国と貿易を容認し、さらにこれを阻む
現実の閉鎖性に対する、強い批判精神を発揮しているのである³⁶⁵。

最後に“挙国一致”である。江戸時代の幕藩体制は、幕府を中核としながらも、幕府諸
藩がそれぞれ別個の統治主体であり、一方で世の中から隔絶されたところに朝廷があった。
幕府が統制し、指示を出し、基準を示すことはあるが、実践はそれぞれの藩に委ねられて
いた。しかしそれでは、改革の取り組みに格差を生じることもあるし、方針の食い違いを
生じることもある。また、一個の藩にできることには限りがある。それぞれの“私”に籠
もっている場合ではない。海の向こうからやってくる脅威を振り払うには、国を挙げての
改革でなければならないとの考えが、このようにして急速に台頭したのである。文久期に
盛んに唱えられた「公武一和」は、この理想を表したものであった。幕府一個の私に拘泥す
ることを強く批判し、挙国一致の体制を作るため、将軍の上京・参勤交代制度の改革を行わ
せた慶永の幕政改革は、その好例である³⁶⁶。

振り返って、本論で取り上げた様々な公議輿論の主張を読むと、それらは往々にして、
この四つの価値観の全て、あるいはほとんどを包括していることに気づかされる。“衆議”
を肯定し、“無私”の境地に立つことを説くのも、全てはこれらを実現させるのに必要だか
らである。目的を共有する者たちの中には、たとえその間に政治的立場の違いや競争関係
があっても、そうでない者たちに比べれば、はるかに対話が成り立つ余地が大きい。例え
ば、徳川宗家を政治的に完全排除すべきかどうかについて激しく対立した薩摩藩と福井藩
も、幕威による支配に対抗して諸侯会議を樹立しようと活動していた時には、よく協力し
たのである³⁶⁷。

このような、政策上の目的をある程度共有していたことが、互いに正論を主張するとい
う競争を、同じ公議輿論的な価値観、世界観の中における争いとして一定の枠内に封じ込
め、完全な断裂、完全な相手方の排除に陥るようなことを回避させたのではないだろうか。
そして、自らも一度は是とした目的に逆行することを、許されないものとしたのではない
だろうか。そのようなことがあれば、たちまち自らの正統性を傷つけ、強い批判を惹起し

³⁶⁴ 本論第一章第三節、および本論第二章第五節を参照。

³⁶⁵ 本論第二章、特に第二節～第四節を参照。

³⁶⁶ 本論第三章、第二節～第四節を参照。

³⁶⁷ 本論第三章、第一節～第四節、および第七節を参照。

たのである。

おわりに

本章では、いわゆる公議政体派と倒幕派、双方における公議輿論の相違点と共通点について考察した。一般に、公議政体派は公議輿論を重視し、倒幕派はそれほどでもなかったと思われがちであるが、実際には岩倉具視や大久保利通といった面々も、自らの政治的主張に際しては公議輿論の理念に基づいて立論していた。

ただ、倒幕派の主張の方が、より批判的で現状打破的性質を有し、また強硬な行動を容認する傾向を有した。そのようになった理由として、本章では井上勲の説にならって「無私」の概念を、またそれに加えて「正論」の概念を用いて考察を試みた。「公平無私」の精神に則って公議輿論の実現を訴えるより、自らの「正論」を信じて相手の「私」「暴論」を打破しようとする方が、より強い批判性を発揮する。

しかしこのような論理は、決して倒幕派に固有のものではなかった。旧来の秩序に対する批判の精神としてはじまった公議輿論には、元々そのような、自らは「無私」の立場にあって「正論」を述べ、相手方の「私」性を批判しその「暴論」を打破しようという性格が備わっていたのである。その点において、一見して二面性を有するよう見える公議輿論とは、実は一つの論理によって成り立っているものであり、公議政体派と倒幕派といっても、実は表裏一体の関係と言えるのである。

ただしそれを以て、公議輿論思想を単なる自己正当化の論理であったと見なすことは適当ではない。公議輿論には、言路洞開、人材登用、富国強兵、挙国一致といった要素を肯定するという性質もまたあり、これを共有することが、異なる立場にある公議輿論とも一定の共通性を備えさせ、その決定的な分裂と一方の独走を防ぐ役割を果たしたのではないだろうか。

終章

本論では、公議輿論と呼ばれる思想ないし運動について、幕末史上における政治的主張や改革の取り組みに対してどのような影響をもたらしたか、また公議政体派・倒幕派といった立場の違いによらない公議輿論像を見出すことはできないか、などの点について検討してきた。これらの問いに対して、各章においては以下のような考察を行った。

第一章「幕政の動揺と政治的主張の噴出」では、公議輿論への関心が深まる契機となったものとして、海防問題を位置づけた。欧米の艦船が近海に出没し、接触を求めてくるようになったことで、対外危機感が強まった。そして、この不安に対応すべく行われた諸藩の動員によって、各藩においても国防に対する自覚、自らの意見を形成する必要が求められるようになっていった。一方これによって、国政への関心が高まり、従来の常識の枠を越えた改革の必要性を論じる者も現れたが、幕府を中心とする既存の秩序は、これを柔軟に吸収することができなかった。そのような状況を受けて、福井藩においては藩主松平慶永を中心に、参勤交代の改革・藩の負担軽減を中心とした国土防衛のための制度改正、そして将軍継嗣運動を介した国政参加を要求する動きへと繋がることになったのである。

第二章「横井小楠の「公共の道」」では、公議輿論思想の代表的存在である横井小楠を取り上げた。横井は、儒学者として欧米との接触が持つ意味を読み解き、彼の国々では「公共」を重んじる道理ある政治が行われている一方で、我が国は幕藩いずれも「私」に陥っているという理解に達した。そして日本でも「天下公共の道」に沿った政治改革を行うべきとの意見を発信し、いわばセクショナリズムを打破した全国的視点に立つ政治を唱道したのである。その基底となる態度には、身分の別なく議論をたたかわせることで、より良い結論が得られ挙国一致を達成できるという「講学」の理念があった。このような思索を通じて、横井は公議輿論思想の基盤を形成し、幕末における思想的転換期の一様態をよく見せてくれる事例となっているのである。

第三章「幕末の政治改革」では、公議輿論が目指した政治改革の事例として、参勤交代緩和を取り上げた。大名の負担軽減、各藩の富国強兵という改革の直接目的の背後には、挙国一致、公武合体の実現への布石という側面があって、公議輿論思想に影響された政治構想に基いていた。ひいては、伝統的な幕藩体制秩序を改編し、「天下の公論」による政治を実現する可能性をも射程に入れたものであったことを示した。しかしこの試みは、朝幕藩の展望の不一致と主導権争い、欧米艦船との緊迫や治安の悪化に対する軍事動員の中に埋没することとなった。他にも、新たな政治秩序を模索する参与会議などの取り組みがなされたが、あくまで自己の主導権を維持しようとする幕府、伝統的秩序から踏み出すことのできない朝廷の前に失敗を重ね、政治的分裂はますます深まった。これに対して、公議輿論の重視を唱える声は激しさを増し、より抜本的な政治体制の改編を志向するようになっていったのである。

そして第四章「公議輿論と「正論」」では、立場の違いによる公議輿論主張の差異について、

「正論」の概念に注目して分析した。まず、岩倉具視や大久保利通といった倒幕の主演となった人物においても、公議輿論の理念はその主張に十分織り込まれていることを確認した。その上で、諸研究において指摘されていた、いわゆる公議政体派と倒幕派の公議輿論の質的違いについて、実際には、公議輿論という考え方そのものの中に、「正論」を以て相手の「私」「暴論」を批判・打破しようという主観的な思考様式が存在することを見出し、むしろ両者の間の共通性を指摘した。そして、そのような一面を持った公議輿論が、独善的な自己正当化の論理になり切らない要素として、言路洞開、人材登用、富国強兵、挙国一致などといった価値観を肯定する性質が、歯止めとして働いた可能性を挙げた。

これらを通じた結論として以下のようにまとめておく。国内の多様な意見を統合する、すなわち衆議を集め「公論」を得ようとすることの重要性を説いた公議輿論は、それを必要とする国内外の環境によって勢いを増し、また、その主張の正当性を信じることで強力な現状批判となった。そして例えば海防問題、参勤交代緩和に見られるように、政治の決定様式を変え、個別の政策に影響するようになる。そして、幕府による国政の独占と諸藩による各地域の支配という、江戸時代の秩序を終焉に導く役割を果たしたのである。

最後に反省と展望を述べる。

まず歴史の横軸に関して、主題を絞り込んだ結果ではあるものの、本論においては、福井・薩摩を中心とした一部の藩の動きを中心とした叙述にとどまった。これによって、幕政改革を導いたり、後の王政復古に繋がったりする政治構想における公議輿論の働きに分け入ることができたが、さらに多種多様な公議輿論的思考について触れることはできなかった。例えば尊王攘夷運動については、多くの浪士がそうしたように、脱藩を犯してまで自身の意見を貫徹しようとしたやり方の中に、政治的主張のより自由な実現を求める、広範な社会の変化を捉えることが可能である。また、幕政改革についても、具体的な軍備の変遷や各藩の財政的負担といった面の分析までは踏み込まず、一つの側面として大名の移動について取り上げるにとどまった。これらの問題については、さらに幅広い幕末維新史の諸研究に学び、多くの事例の中から注目すべき現象を見出すことで、より包括的に、公議輿論の主張によって変動を始める幕末期日本の姿を描くことが可能となるだろう。

それから歴史の縦軸に関して、明治以降の日本における、明治憲法体制の設計といった政治構想、また自由民権運動を初めとした、政治的関心、参政権や表現の自由を求める動きなどの問題がある。序章において明治憲法成立過程との繋がりを述べたように、このような問題と、その直前の時代に興った公議輿論とは、密接な関わりを以て考察し得る。例えば明治六年(1873)に提出された有名な憲法制定意見書において、木戸孝允は

維新の日尚未た浅く智識進昇して人民の会議を設るに至るは自ら多少の歳月を費さざるを得ず故に今日に於ては政府の有司万機を論議し天皇陛下に独裁せらるゝは固より言を待たさるなり而て自ら偏重偏軽の患有りて現に紛擾を生し必竟

人民の不幸に関するもの少なからず依て天皇陛下の英断を以て民意を迎へ国務を条例し其裁判を課し以て有司の随意を抑制し一国の公事に供するに至らは今日に於ては独裁の憲法と雖とも他日人民の協議起るに至り同治憲法の根種となり大に人民幸福の基となる必せり³⁶⁸

このように論じている。また、大久保利通も

祖宗ノ国ヲ建ツル豈ニ斯ノ民ヲ外ニシテ其政ヲ為シヤ民ノ政ヲ奉スル亦豈ニ斯ノ君を後ニシテ其国ヲ保タンヤ故ニ定律国法ハ即ハチ君民共治ノ制ニシテ上ミ君権ヲ定メ下モ民権ヲ限リ至公至正君民得テ私スヘカラス³⁶⁹

このように述べ、共に、将来的な憲法の必要性、君民共治の妥当性を述べ、君主・有司の政権独占を戒めているのである。このような意識の表明と、一方で現実には有司専制の体制を続ける政府という現実があり、このギャップを、有司における「正論」意識によって位置づけるようなことができる可能性がある。

その他にも、憲法成立において、政党勢力の伸長を警戒しながらも、広く国民を政治の基礎としようとした伊藤博文のバランス感覚³⁷⁰、あるいは自由民権運動・政党などにおける、国家と人権の関係についての主張などとの比較検討などが考えられる。そのような考察に際して、この幕末維新时期における公議輿論思想・運動が持っていた特質の影響が見られる部分も、多分に含まれるところがあると考えられる。

³⁶⁸ 木戸孝允「憲法制定の建言書」、明治六年七月。日本史籍協会編『木戸孝允文書』八、日本史籍協会叢書 84、東京大学出版会、1986年覆刻再刊。

³⁶⁹ 『大久保利通文書』五、日本史籍協会叢書 32、186頁。

³⁷⁰ 憲法成立過程や、そこにおける伊藤博文の、政府の安定性と国民の政治参加のバランスを取ろうとした意識について、瀧井一博『文明史のなかの明治憲法 この国のかたちと西洋体験』（講談社選書メチエ 286、講談社、2003年）、または同『伊藤博文 知の政治家』（中公新書 2051、中央公論新社、2010年）などを参照。

参考文献一覧

引用史料

- 会津若松市総務部秘書公聴課編『幕末会津藩往復文書』下巻、2000年。
- 石井良助編『太政官日誌』第一巻、東京堂出版、1980年。
- 石井良助・服藤弘司編『幕末御触書集成』第三巻・第六巻、岩波書店、1993・1995年。
- 石塚裕道校注『幕府衰亡論』東洋文庫84、平凡社、1967年。
- 茨城県立歴史館編『茨城県史料 近世政治編』Ⅲ、茨城県、1995年。
- 今井宇三郎・瀬谷義彦・尾藤正英校注『日本思想体系53 水戸学』岩波書店、1973年。
- 鹿児島県維新史料編さん所編『鹿児島県史料 忠義公史料』第二巻～第四巻、
鹿児島県、1975～1977年。
- 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 玉里島津家史料』第三巻・第五巻、
鹿児島県、1994・1996年。
- 宮内省先帝御事蹟取調掛編『孝明天皇紀』第三～第五、吉川弘文館、1967～1969年。
- 黒板勝美・国史大系編修会編『国史大系 第五十二巻 続徳川実紀』第五篇、
吉川弘文館、1967年。
- 黒屋直房『中津藩史』国書刊行会、1987年。
- 「諸侯在府在邑并御警衛等之書上」(国立公文書館蔵「多聞櫓文書」請求番号013587)。
- 西郷隆盛全集編集委員会編『西郷隆盛全集』第一巻・第二巻、大和書房、1976・1977年。
- 佐藤昌介・植手通有・山口宗之校注『日本思想体系55 渡辺崋山 高野長英 佐久間象山
横井小楠 橋本左内』岩波書店、1971年。
- 島津斉彬文書刊行会編『島津斉彬文書』下巻一、吉川弘文館、1969年。
- 竹田市史編集委員会編『竹田市史』中巻、竹田市史刊行会、1984年。
- 多田好問編『岩倉公実記』上巻、明治百年史叢書第66巻、原書房、1968年。
- 千代田区『新編千代田区史』通史資料編、ぎょうせい、1998年。
- 『東京大学史料編纂所蔵 大日本維新史料稿本マイクロ版集成』東京大学出版会、1997年。
- 『維新史料綱要』(東京大学史料編纂所ホームページ「維新史料綱要データベース」
(<http://www.hi.u-tokyo.ac.jp/index-j.html>)を利用)。
- 徳田浩淳『史料宇都宮藩史』柏書房、1971年。
- 日本史籍協会編『鳥取池田家文書』四、
日本史籍協会叢書152、東京大学出版会、1968年覆刻。
- 日本史籍協会編『横井小楠関係史料』一・二、
続日本史籍協会叢書13・14、東京大学出版会、1977年覆刻。
- 日本史籍協会編『島津久光公実紀』一、
続日本史籍協会叢書18、東京大学出版会、1977年覆刻。

- 日本史籍協会編『橋本景岳全集』一・二、続日本史籍協会叢書 22・23、1977 年覆刻。
- 日本史籍協会編『七年史』一、続日本史籍協会叢書 3-1、東京大学出版会、1978 年覆刻。
- 日本史籍協会編『朝彦親王日記』一、
日本史籍協会叢書 7、東京大学出版会、1982 年復刻再刊。
- 日本史籍協会編『岩倉具視関係文書』一、
日本史籍協会叢書 18、東京大学出版会、1983 年覆刻再刊。
- 日本史籍協会編『大久保利通文書』一・二・五、
日本史籍協会叢書 28・29・32、東京大学出版会、1983 覆刻再刊。
- 日本史籍協会編『岡山池田家文書』一、
日本史籍協会叢書 44、東京大学出版会、1984 年覆刻再刊。
- 日本史籍協会編『木戸孝允文書』八、
日本史籍協会叢書 84、東京大学出版会、1986 年覆刻再刊。
- 日本史籍協会編『再夢紀事・丁卯日記』
日本史籍協会叢書 105、東京大学出版会、1988 年覆刻再刊。
- 日本史籍協会編『続再夢紀事』一～六、
日本史籍協会叢書 106～111、東京大学出版会、1988 年覆刻再刊。
- 日本史籍協会編『昨夢紀事』一・二、
日本史籍協会叢書 117・118、東京大学出版会、1989 年覆刻再版。
- 二本松藩史刊行会編『二本松藩史』歴史図書社、1973 年。
- 橋本素助・川合鱗三編『芸藩志』第三卷・第四卷・第六卷～第八卷、文献出版、1977 年。
- 伴五十嗣郎編『松平春嶽未公刊書簡集』思文閣出版、1991 年。
- 細川家編纂所編『改訂肥後藩国事史料』第五卷、国書刊行会、1973 年。
- 前田育徳会『加賀藩史料 藩末篇』上巻・下巻、清文堂出版、1980 年覆刻。
- 松平春嶽全集編纂委員会編『松平春嶽全集』第二巻、
明治百年史叢書 198、原書房、1973 年。
- 山内家史料刊行委員会編『山内家史料 第十六代豊範公紀 幕末維新』
第三編中・第四編・第六編、山内神社宝物資料館、1983・1984 年。
- 米沢温故会編『上杉家御年譜』第十六巻・第十七巻、原書房、1988 年。

参照文献

- 青山忠正『明治維新と国家形成』吉川弘文館、2000 年。
- 青山忠正『明治維新の言語と史料』清文堂出版、2006 年。
- 家近良樹『幕末政治と倒幕運動』吉川弘文館、1995 年。
- 稲田正次『明治憲法成立史』上巻・下巻、有斐閣、1960・1962 年。
- 井上勲「幕末・維新时期における『公議輿論』観念の諸相——近代日本における公権力形成の前史としての試論——」(『思想』第 609 号、1975 年 3 月)。
- 井上勲『王政復古 慶応三年十二月九日の政変』中公新書 1033、中央公論社、1991 年。

鶴飼政志「ペリー来航と内外の政治状況」

(明治維新史学会編『講座明治維新2 幕末政治と社会変動』有志舎、2011年所収)。

榎本浩章「幕末期「公議」運動の歴史的意義について——横井小楠の「公共」観念を例に——」

(中央大学『大学院研究年報』第38号法学研究科篇、2009年2月)。

榎本浩章「文久の参勤交代緩和と幕政改革について」

(中央大学法学会『法学新報』第121巻第1・2号、2014年6月)。

大石眞『日本憲法史』有斐閣、1995年。

大久保利謙『大久保利謙歴史著作集1 明治維新の政治過程』吉川弘文館、1986年。

大久保利謙『岩倉具視』増補版、中公新書335、中央公論社、1990年。

尾佐竹猛『維新前後に於ける立憲思想』(明治大学史資料センター監修『尾佐竹猛著作集』

第九巻憲政史3、ゆまに書房、2006年所収)。

笠谷和比古『近世武家社会の政治構造』吉川弘文館、1993年。

勝田政治『〈政事家〉大久保利通 近代日本の設計者』講談社、2003年。

上白石実『幕末の海防戦略 異国船を隔離せよ』

歴史文化ライブラリー312、吉川弘文館、2011年。

岸本寛「安政・文久期の政治改革と諸藩」

(明治維新史学会編『講座明治維新2 幕末政治と社会変動』有志舎、2011年所収)。

久住真也『長州戦争と徳川将軍——幕末期畿内の政治空間——』岩田書院、2005年。

久住真也『幕末の将軍』講談社選書メチエ433、講談社、2009年。

熊沢徹「幕府軍制改革の展開と挫折」

(家近良樹編『幕末維新論集3 幕政改革』吉川弘文館、2001年所収)。

児玉幸多「参勤交代制度の意義」(『日本学士院紀要』第五十二巻第三号、1998年)。

コンスタンチン・ヴァポリス『日本人と参勤交代』柏書房、2010年。

佐々木潤之介『増補・改訂版 幕藩権力の基礎構造』お茶の水書房、1985年増補・改訂版。

佐々木克『幕末政治と薩摩藩』吉川弘文館、2004年。

佐々木隆『日本の歴史第21巻 明治人の力量』講談社、2002年。

佐々木寛司「明治維新の歴史的位罫」

(明治維新史学会編『明治維新史研究の今を問う』有志舎、2011年所収)。

志村正昭「横井小楠における国家構想の考察——「人情」「交易」「公共」——」

(『横井小楠研究年報』第二号、2004年)。

高木不二『幕末維新の個性2 横井小楠と松平春嶽』吉川弘文館、2005年。

高木不二『日本近世社会と明治維新』有志舎、2009年。

高木不二「幕末政治史の研究史から——私的総括と見えてくる課題——」

(明治維新史学会編『明治維新史研究の今を問う』有志舎、2011年所収)。

高橋秀直『幕末維新の政治と天皇』吉川弘文館、2007年。

瀧井一博『文明史のなかの明治憲法 この国のかたちと西洋体験』

講談社選書メチエ286、講談社、2003年。

- 瀧井一博『伊藤博文 知の政治家』中公新書 2051、中央公論新社、2010年。
- 友田昌宏「文久三年京都政局と米沢藩の動向」(家近良樹編『もうひとつの明治維新 幕末史の再検討』大阪経済大学日本経済史研究所研究叢書第16冊、有志舎、2006年所収)。
- 友田昌宏「幕末政治史研究の現状と課題」
(歴史科学評議会『歴史評論』No. 691、2007年11月)。
- 中田薫「デモクラシーと我歴史」
(『中央公論』第三十四年第五号(第三百六十九号)、1919年5月)。
- 原口清『幕末中央政局の動向 原口清著作集1』岩田書院、2007年。
- 原剛『幕末海防史の研究—全国的にみた日本の海防態勢—』名著出版、1988年。
- 針谷武志「軍都としての江戸とその終焉—参勤交代制と江戸勤番」
(『関東近世史研究』第42号、1998年)。
- 針谷武志「安政—文久期の京都・大坂湾警衛問題について」(明治維新史学会編『明治維新史研究5 明治維新と西洋国際社会』吉川弘文館、1999年所収)。
- 坂野潤治『未完の明治維新』ちくま新書650、筑摩書房、2007年。
- 尾藤正英『江戸時代とはなにか』岩波書店、1992年。
- 藤井甚太郎「日本憲法制定史談」(日本歴史地理学会『歴史地理』第三十三巻第四～六号、第三十四巻第一・三～五号(以上1919年)、第三十五巻第一・二号、第三十六巻第四・五号(以上1920年))。
- 藤田覚『幕藩制国家の政治史的研究』校倉書房、1987年。
- 藤田覚「ペリー来航以前の国際情勢と国内政治」
(明治維新史学会編『講座明治維新1 世界史の中の明治維新』有志舎、2010年所収)。
- 藤野保『新訂幕藩体制史の研究—権力構造の確立と展開—』吉川弘文館、1975年新訂版。
- 町田明弘『幕末文久期の国家政略と薩摩藩—島津久光と皇政回復—』岩田書院、2010年。
- 松浦玲『横井小楠 儒学的正義とは何か』朝日新聞社、2000年増補。
- 松本三之介『天皇制国家と政治思想』未来社、1969年。
- 丸山雍成『参勤交代』日本歴史叢書65、吉川弘文館、2007年。
- 三上一夫「福井藩「挙藩上洛計画」にみる横井小楠の「公議論」基調」
(日本思想史懇話会『季刊日本思想史』三十七号、ペリかん社、1991年)。
- 三上一夫『横井小楠の新政治社会像』思文閣出版、1996年。
- 三谷博『明治維新とナショナリズム 幕末の外交と政治変動』山川出版社、1997年。
- 三谷博「日本における「公論」慣習の形成」
(同編『東アジアの公論形成』東京大学出版会、2004年所収)。
- 三谷博『明治維新を考える』有志舎、2006年。
- 源了圓「横井小楠の「三代の学」における基本的概念の検討」
(『アジア文化研究』別冊2、国際基督教大学アジア文化研究所、1990年)。
- 源了圓「横井小楠における学問・教育・政治—「講学」と公議・公論思想の形成の問題をめぐって—」(『季刊日本思想史』三七号、1991年)。

- 源了圓『徳川思想小史』中公新書 312、中央公論社、1973 年。
- 源了圓「横井小楠における攘夷論から開国論への転回」
(『国際基督教大学学報 3 - A アジア文化研究』26、2000 年)。
- 源了圓「横井小楠の「公」をめぐる思想とその「開国」観」
(『国際基督教大学学報 3 - A アジア文化研究』27、2001 年)。
- 源了圓「横井小楠における「開国」と「公共」思想の形成」
(『日本學士院紀要』第五十七卷第三号、2003 年)。
- 「創立三〇周年記念大会を開催するにあたって」
(明治維新史学会編『明治維新史研究の今を問う』有志舎、2011 年)。
- 山口啓二『幕藩制成立史の研究』校倉書房、1974 年。
- 山崎有恒「公議所・集議院の設立と「公議」思想」
(松尾正人・佐々木克編『講座明治維新 3 維新政権の創設』有志舎、2011 年所収)。
- 山崎正董『横井小楠』上巻伝記篇、明治書院、1938 年。
- 山本博文『参勤交代』講談社現代新書 1394、講談社、1998 年。
- 渡辺浩『東アジアの王権と思想』東京大学出版会、1997 年。

【表1】大名の妻が退府した日

年	月日	藩名
文久二年	12/22	熊本藩
	12/27	土佐藩
	12月中	長州藩
		佐土原藩
		富山藩
		米沢藩
文久三年	1/22	米沢新田藩
	2/10	新発田藩
	3/15	宇都宮藩
	3/22	広島藩
	3/24	土浦藩
	3月中	二本松藩
	4/3	加賀藩

出所) 『維新史料綱要』、二本松藩史刊行会編『二本松藩史』(歴史図書社、1973年)、徳田浩淳『史料宇都宮藩史』(柏書房、1971年)、細川家編纂所編『改訂肥後藩国事史料』第五卷(国書刊行会、1973年)、『芸藩志』第四卷(1977年)、前田育徳会『加賀藩史料 藩末篇』下卷(清文堂出版、1980年復刻)、山内家史料刊行委員会編『山内家史料 第十六代豊範公紀 幕末維新』第三編中(山内神社宝物資料館、1983年)、『上杉家御年譜』第十七卷(1988年)、茨城県立歴史館編『茨城県史料 近世政治編』Ⅲ(茨城県、1995年)。

【表2】文久二年九月以降の参勤交代

年	月日	国元	藩名	藩主名	参府	退府	新参勤期	
文久二年	9/28	出羽	米沢	上杉齐憲		帰藩登営	元治元年冬	
		筑後	久留米	有馬慶頼		帰藩登営	元治元年冬	
		出羽	久保田	佐竹義堯		帰藩登営	文久二年春	
		伊予	宇和島	伊達宗徳		帰藩登営	元治元年春	
		陸奥	二本松	丹羽長国		帰藩登営	元治元年秋	
		陸奥	八戸	南部信順		帰藩登営	元治元年冬	
		若狭	小浜	酒井忠氏		帰藩登営	元治元年	
		相模	小田原	大久保忠礼		帰藩登営	文久三年春	
		陸奥	中村	相馬充胤		帰藩登営	元治元年冬	
		出雲	広瀬	(松江)松平直巳		帰藩登営	元治元年春	
		近江	水口	加藤明軌		帰藩登営	文久三年冬	
		越前	越前勝山	小笠原長守		帰藩登営	元治元年春	
		信濃	飯山	本多助実		帰藩登営	文久三年秋	
		美濃	苗木	苗木遠山友詳		帰藩登営	文久二年夏	
		下野	佐野	堀田正頌		帰藩登営	文久二年夏	
		陸奥	泉	本多忠紀		帰藩登営	文久二年夏	
		大和	柳本	織田信成		帰藩登営	文久三年冬	
		近江	大溝	分部光貞		帰藩登営	文久二年夏	
		三河	奥殿	(大給)松平乗謨		帰藩登営	文久二年春	
		出羽	天童	織田信学		帰藩登営	文久二年春	
		播磨	三日月	森俊滋		帰藩登営	元治元年夏	
		陸奥	湯長谷	内藤政敏		帰藩登営	文久三年秋	
		上総	一宮	加納久徴		帰藩登営	(定府)	
		武蔵	六浦	米倉昌言		帰藩登営	文久二年夏	
		伊予	小松	一柳頼紹		帰藩登営	元治元年春	
		常陸	下妻	井上正兼		帰藩登営	文久三年秋	
		10/1	尾張	尾張	徳川茂徳		帰藩登営	文久三年
		10/5	伊予	宇和島	伊達宗徳		帰藩	元治元年秋
		11/5	因幡	鳥取	池田慶徳	参府		文久二年秋△
		11/9	筑前	福岡	黒田齐溥	参府		文久三年春△
		11/29	安芸	広島	浅野茂長	参府		文久三年春△
		12/1	日向	佐土原	島津忠寛		帰藩登営	文久二年春
12/15	肥前	佐賀	鍋島茂実	参府登営		元治元年夏×		
12/15	肥前	平戸	松浦詮	参府登営		文久三年春○		

	12/15	日向	高鍋	秋月種殷		帰藩登営	文久二年春
	12/15	長門	清末	毛利元純		帰藩登営	元治元年春
	12/28	越後	新発田	溝口直溥		帰藩登営	文久二年冬○
	12/23	常陸	麻生	新庄直彪	参府登営		文久三年春○
	12/28	備中	岡田	伊東長寿	参府登営		文久三年春○
	12/28	出雲	松江	松平定安		帰藩登営	文久二年冬○
	12/28	肥前	島原	(深溝)松平忠和		帰藩登営	元治元年冬
文久三年	1/7	筑前	福岡	黒田斉溥		帰藩登営	文久三年春△
	1/7	阿波	徳島	蜂須賀斉裕		帰藩登営	文久二年冬○
	2/5	伊勢	長島	増山正修	参府登営		文久三年夏△
	2/5	相模	小田原	大久保忠礼	参府登営		文久三年春△
	2/5	越後	椎谷	堀之美	参府登営		(定府)
	2/11	対馬	対馬	宗義達		帰藩登営	元治元年春
	2/11	紀伊	紀州	徳川茂承		帰藩登営	元治元年
	2/11	伊予	西条	(紀州)松平頼英		帰藩登営	定府
	2/17	石見	津和野	亀井茲監	参府		文久三年夏△
	2/28	伊予	大洲	加藤泰祉	参府登営		文久三年夏△
	4/11	常陸	水戸	徳川慶篤	参府		文久二年×
	4/23	信濃	松代	真田幸教		帰藩	元治元年春
	5/14	肥前	平戸	松浦詮		帰藩	文久三年春△
	5/21	陸奥	七戸	南部信民	参府		(定府)
	7/1	丹波	山家	谷衛慈	参府登営		文久三年秋○
	7/1	備中	庭瀬	板倉勝弘	参府登営		文久三年秋○
	7/1	豊後	臼杵	稲葉久通		帰藩登営	元治元年春×
	7/1	因幡	鹿奴	(鳥取)池田仲立		帰藩登営	文久三年春×
	7/1	肥前	平戸新田	松浦修		帰藩登営	文久二年冬×
	7/7	伊勢	桑名	(久松)松平定敬	参府		文久三年×
	7/21	伊予	大洲	加藤泰祉		帰藩登営	文久三年夏○
	7/21	伊予	新谷	加藤泰令		帰藩登営	文久二年夏×
	7/21	播磨	小野	一柳末徳		帰藩登営	文久二年冬×
	7/26	越後	新発田	溝口直溥	参府		文久二年冬×
	9/5	出羽	久保田	佐竹義堯	参府		文久二年春×
	9/15	越前	福井	松平茂昭	参府登営		文久三年秋△
	9/23	三河	田原	三宅康保		帰藩登営	文久二年秋×
	12/25	豊後	日出	木下俊程	参府登営		文久三年冬△
	12/25	美作	津山	松平慶倫	参府登営		元治元年春○
	12/25	信濃	松代	真田幸教	参府登営		元治元年春○
	12/25	出雲	広瀬	(松江)松平直巳	参府登営		元治元年春○
元治元年	2/20	陸奥	仙台	伊達慶邦	参府		元治元年春△
	3/15	出羽	米沢	上杉齐憲	参府		元治元年冬×
	3/19	加賀	大聖寺	前田利豊	参府		元治元年夏○
	3/28	美作	津山	松平慶倫		帰藩登営	元治元年春○
	3/28	丹後	田辺	牧野誠成	参府登営		元治元年夏○
	5/1	大和	高取	植村家保		帰藩登営	元治元年夏△
	5/1	越後	村松	堀直賀	参府登営		元治元年夏△
	5/15	相模	小田原	大久保忠礼		帰藩登営	文久三年春×
	5/15	越前	勝山	小笠原長守		帰藩登営	元治元年春△
	6/28	但馬	出石	仙石久利	参府登営		元治元年秋○
	6/28	陸奥	八戸	南部信順	参府登営		元治元年冬×
	6/28	肥前	福江	五島盛徳	参府登営		文久三年冬×
	7/1	播磨	龍野	脇坂安斐	参府		元治元年秋○

※「参府」/「退府」は、その項が江戸参府であるか退府であるかを示す。“登営”は、参府/退府の挨拶のため登城御礼に臨んだ日である事を示し、実際の参府/退府はその前後に行われた。

※「新参勤期」は、文久二年閏八月二十二日公示の参勤緩和令「別紙」に掲げられた、その大名家の新しい参勤期である。これと比較するために、横に○△×を付したが、その新参勤期と実際の参府が一致しているかを示す。一カ月以内の誤差ならば○、三カ月以内のずれは△、それ以上ずれれば×とした。

出所)『維新史料綱要』、前掲『幕末御触書集成』第三巻、95～102ページの緩和令別紙より作成。また、前掲針谷「軍都としての江戸とその終焉」64頁では別紙の大名家が一覧表に編集されており、参考にした。

【表3】三ヶ月警衛の記録

年	月	国元	藩名	藩主家	備考
文久三年	4～6	出羽 安芸 豊前	米沢 広島 中津	上杉氏 浅野氏 奥平氏	世子が代理 決定後に免除
	7～9	陸奥 備前 因幡 加賀	南部 岡山 鳥取 加賀	南部氏 池田氏 池田氏 前田氏	
	10～12	陸奥 美濃 筑後	二本松 大垣 柳川	丹羽氏 戸田氏 立花氏	
元治元年	1～3	越前 大和 阿波	福井 大和郡山 徳島	(越前)松平氏 柳沢氏 蜂須賀氏	不詳 前期から連続勤務 決定後に免除 決定後に免除 決定後に免除 決定後に免除 家臣が代理 前期から連続勤務 決定後に免除
	4～6	伊予 伊予 大和 播磨 出羽 加賀	宇和島 松山 大和郡山 明石 久保田 加賀	伊達氏 (久松)松平氏 柳沢氏 (越前)松平氏 佐竹氏 前田氏	
	7～9	相模 信濃 下総 伊勢	小田原 松代 佐倉 津	大久保氏 真田氏 堀田氏 藤堂氏	
	10～12	出羽 相模 越後	久保田 小田原 新発田	佐竹氏 大久保氏 溝口氏	
慶応元年	1～3	陸奥 美濃 下総 加賀 加賀	弘前 大垣 佐倉 加賀 大聖寺	津軽氏 戸田氏 堀田氏 前田氏 前田氏	代役 不詳 不詳 病気で着京遅延 家臣が代理 前期から連続勤務 代役 決定後に免除 決定後に免除 不詳 不詳 不詳
	4～6	加賀 加賀 伊勢	加賀 大聖寺 津	前田氏 前田氏 藤堂氏	
	7～9	土佐 加賀 加賀 出羽 武蔵 越後	土佐 加賀 大聖寺 米沢 忍 新発田	山内氏 前田氏 前田氏 上杉氏 (奥平)松平氏 溝口氏	
	10～12	陸奥 下総 陸奥 美濃	二本松 佐倉 南部 大垣	丹羽氏 堀田氏 南部氏 戸田氏	
慶応二年	1～3	陸奥 出羽 山城	南部 米沢 淀	南部氏 上杉氏 稲葉氏	家臣が代理 世子が代行 決定後に免除 家臣が代理 家臣が代理 決定後に免除 連続勤務 家臣が代理
	4～6	出羽 信濃 越後	久保田 松代 新発田	佐竹氏 真田氏 溝口氏	
	7～9	土佐 出羽 武蔵 美濃	土佐 久保田 忍 大垣	山内氏 佐竹氏 (奥平)松平氏 戸田氏	
	10～12	出羽 武蔵	久保田 川越	佐竹氏 (越前)松平氏	

		近江 大和	膳所 大和郡山	本多氏 柳沢氏	
慶応三年	1～3	武蔵	川越	(越前)松平氏	前期から連続勤務
	4～6	若狭 陸奥 越中	小浜 棚倉 富山	酒井氏 阿部氏 前田氏	
	7～9	加賀 加賀	大聖寺 加賀	前田氏 前田氏	
	10～12	加賀 阿波 播磨 伊予	大聖寺 徳島 明石 宇和島	前田氏 蜂須賀氏 (越前)松平氏 伊達氏	
明治元年	1～3	出雲 肥前	松江 佐賀	(越前)松平氏 鍋島氏	不詳 不詳

※斜字は命令後免除されたか、実際に就任したのか不詳の藩。

出所) 『維新史料綱要』、前掲『二本松藩史』、前掲『芸藩志』第四卷、『加賀藩史料 藩末篇』上巻、前掲『加賀藩史料 藩末篇』下巻、『山内家史料 幕末維新』第四編、黒屋直房『中津藩史』(国書刊行会、1987年)、前掲『上杉家家譜』第十七巻、前掲『幕末御触書集成』第六巻、「諸侯在府在邑并御警衛等之書上」(国立公文書館蔵「多聞櫓文書」請求番号013587)。

【表4】文久三年三月～八月前半の間江戸府内外の警衛に従事した藩

月日	国元	藩名	藩主家	藩の種別	持場	
3/6	越前	鯖江	間部氏	譜代	御殿山下	
	出羽	亀田	岩城氏	外様	越中島	
	陸奥	黒石	津軽氏	外様	越中島	
	出羽	上山	(藤井)松平氏	譜代	浜御殿	
	下総	関宿	久世氏	譜代	浜御殿	
	安芸	広島新田	浅野氏	外様	大森	
	土佐	土佐新田	山内氏	外様	大森	
	陸奥	磐城平	安藤氏	譜代	羽田	
	3/6 前後	三河	奥殿	(大給)松平氏	譜代	
		信濃	松代	真田氏	譜代	
4/4	近江	彦根	井伊氏	譜代		
	伊予	大洲	加藤氏	外様		
	出羽	庄内	酒井氏	譜代	巡邏	
	相模	小田原	大久保氏	譜代	巡邏	
4/6	上野	高崎	(大河内)松平氏	譜代	巡邏	
	陸奥	中村	相馬氏	譜代	巡邏	
	陸奥	白河	阿部氏	譜代	巡邏	
	陸奥	三春	秋田氏	譜代		
	陸奥	泉	本多氏	譜代		
	陸奥	湯長谷	内藤氏	譜代		
	遠江	掛川	太田氏	譜代		
	出羽	出羽松山	酒井氏	譜代		
	信濃	飯山	本多氏	譜代		
	三河	挙母	内藤氏	譜代		
	越後	三根山	牧野氏	譜代		
	丹波	福知山	朽木氏	譜代		
4/16	若狭	小浜	酒井氏	譜代	巡邏	
5/4	陸奥	下手渡	立花氏	譜代	寛永寺	
	上野	七日市	前田氏	外様	増上寺	
	上野	伊勢崎	酒井氏	譜代	増上寺	
	下野	宇都宮	戸田氏	譜代	高輪	
	越中	富山	前田氏	外様	寛永寺	
	播磨	林田	建部氏	外様	寛永寺	
	6/13	出羽	出羽新庄	戸沢氏	譜代	巡邏
8/6	伊勢	神戸	本多氏	譜代	程ヶ谷	

出所) 『維新史料綱要』、前掲『幕末御触書集成』第六巻。

【表5】安政四年～慶応三年の間大坂湾警衛に従事した藩

国元	藩名	藩主家	藩の種別	開始年	月日	終了年	月日
出雲 讃岐	松江	松平氏	親藩	安政四年	4/28	安政五年	6/21
	高松	(水戸)松平氏	親藩	安政四年	4/28	安政五年	6/21
長門 備前	長州 岡山	毛利氏	外様	文久三年	4/9	元治元年	9/28
		池田氏	外様	慶応元年	6/19	慶応二年	6/24
			外様	安政五年	6/21	文久三年	3/30
			外様	安政五年	6/21	文久三年	8/17
因幡 土佐	鳥取	池田氏	外様	慶応三年	12/20		
	土佐	山内氏	外様	安政五年	6/21	文久三年	9/4
筑後	柳川	立花氏	外様	安政五年	6/21	慶応二年	10/30
若狭	小浜	酒井氏	外様	安政五年	6/21	元治元年	9/28
石見	津和野	酒井氏	譜代	文久三年	3/30	不詳	
豊後	岡山	亀井氏	外様	文久三年	3/30	不詳	
美作	岡山	中川氏	外様	文久三年	3/30	慶応二年	6/13
筑前	津山	(越前)松平氏	親藩	文久三年	3/30	元治元年	9/28
近江	久留米	有馬氏	外様	文久三年	4/9	元治元年	9/28
播磨	彦根	井伊氏	譜代	文久三年	6/8	文久三年	6/24
播磨	龍野	脇坂氏	譜代	文久三年	6/24	元治元年	9/28
紀伊	姫路	酒井氏	譜代	文久三年	6/24	元治元年	7/23
美濃	紀州	(紀州)徳川氏	親藩	文久三年	8/17	元治元年	12/7
和泉	加納	永井氏	譜代	文久三年頃		慶応元年	7/1
伊勢	伯太	渡辺氏	譜代	元治元年	6/25	元治元年頃	
和泉	津	藤堂氏	外様	元治元年	7/23	元治元年	7/23
信濃	岸和田	岡部氏	譜代	元治元年	7/23	慶応元年	3月頃
大和	松代	真田氏	譜代	元治元年	8/10	慶応元年	4/21
加賀	郡山	柳沢氏	譜代	元治元年	9/28		
播磨	大聖寺	前田氏	外様	元治元年	12/7	慶応二年	6/2
播磨	小野	一柳氏	外様	元治元年	12/12	慶応元年	12/2
伊予	明石	(越前)松平氏	親藩	慶応元年	4/21	慶応元年	7/26
越後	松山	(久松)松平氏	親藩	慶応元年	7/1	慶応元年	11/9
越前	高田	榊原氏	譜代	慶応元年	7/26	慶応元年	11/9
豊後	丸岡	有馬氏	譜代	慶応元年	11/9	慶応二年	10/30
伊予	臼杵	稲葉氏	外様	慶応二年	5/8		
信濃	大洲	加藤氏	外様	慶応二年	6/2	慶応三年	10/20
信濃	飯田	堀氏	譜代	慶応二年	6/13	慶応二年	10/30
阿波	小諸	牧田氏	譜代	慶応二年	9/1	慶応二年	10/30
大和	徳島	蜂須賀氏	外様	慶応二年	10/30		
播磨	高取	植村氏	譜代	慶応二年	10/30	慶応三年	12/21
	赤穂	森氏	外様	慶応二年	11/1		

出所) 前掲、原剛『幕末海防史の研究』166頁、および179頁の図表「大坂湾内防備の変遷」。

【表6】大名家族のいずれかを江戸に戻したとの記述がある藩

年	着府月日	国元	藩名	藩主家	藩の種別	備考
元治元年	9/24	下野	喜連川	喜連川氏	外様	妻
	10/10	遠江	掛川	太田氏	譜代	「家族」
	10/11	武蔵	岩槻	大岡氏	譜代	嫡子
	10/17	丹後	宮津	(本庄)松平氏	譜代	嫡子
	10/23	上総	鶴牧	水野氏	譜代	「家族」
	10/23	信濃	田野	(大給)松平氏	譜代	「家族」
	11/9	信濃	飯山	本多氏	譜代	男子
	11/12	陸奥	黒石	津軽氏	外様	「家族」
	11/13	下総	古河	土井氏	譜代	「家族」
	11/15	播磨	姫路	酒井氏	譜代	養祖母
	11/16	上総	久留里	黒田氏	譜代	嫡子
	11/24	(蝦夷)	松前	松前氏	外様	「家族」
	11/24	常陸	谷田部	細川氏	外様	
	11/25	武蔵	川越	(越前)松平氏	譜代	「家族」
	11/25	近江	膳所	本多氏	譜代	「家族」

11/27 11月中 12/18	上総 下野 常陸	一宮 壬生 土浦	加納氏 鳥居氏 土屋氏	譜代 譜代 譜代	「家族」 「家族」 出兵で猶予を申請
元治元年中か	上野 駿河 加賀 尾張 近江 紀伊 摂津 讃岐 伊予	吉井藩 田中藩 加賀藩 尾張藩 彦根藩 紀州藩 尼崎藩 高松藩 吉田藩	(鷹司)松平氏 本多氏 前田氏 (尾張)徳川氏 井伊氏 (紀州)徳川氏 (桜井)松平氏 (水戸)松平氏 伊達氏	譜代 譜代 外様 親藩 譜代 親藩 譜代 親藩 外様	妻は徳川家斉の娘 妻 「家族」
慶応元年 5月出立	陸奥 出羽	会津藩 米沢新田藩	(会津)松平氏 上杉氏	譜代 外様	

出所) 前掲『肥後藩国事史料』第五卷、前掲『加賀藩史料 藩末篇』下巻、前掲『上杉家家譜』第十七巻、前掲『鹿児島県史料 玉里島津家史料』第三巻、前掲『幕末会津藩往復文書』下巻、前掲『茨城県史料 近世政治編』Ⅲ。

【表7】参勤復旧令以降の参勤交代

年	月日	国元	藩名	藩主名	参府	退府	その他
元治元年	10/13	陸奥	仙台	伊達慶邦	参府登営		
		陸奥	盛岡	南部利剛	参府登営		
	10/23	陸奥	弘前	津軽承烈	参府		
	11/17	陸奥	仙台	伊達慶邦		帰藩	
	12/1	伊予	西条	(水戸)松平頼秀	参府登営		
慶応元年	3/1	越後	高田	榊原政敬	参府		
		播磨	赤穂	森忠典	参府		
	3/15	紀伊	紀州	徳川茂承	参府登営		
		志摩	鳥羽	稲垣長明	参府登営		
		丹波	園部	小出英尚	参府登営		
		播磨	小野	一柳末徳	参府登営		
	4/1	相模	小田原	大久保忠礼	参府登営		
		加賀	加賀	前田斉泰	参府登営		
	4/15	讃岐	丸亀	京極朗徹	参府登営		
		摂津	三田	九鬼隆義	参府登営		
		但馬	豊岡	京極高篤	参府登営		
	4/16	陸奥	中村	相馬充胤			帰藩停止
		出羽	久保田	佐竹義堯			帰藩停止
		大和	柳本	織田信成			帰藩停止
	4/19	出羽	米沢	上杉斉憲		帰藩登営	
		陸奥	八戸	南部信順		帰藩登営	
		出羽	本荘	六郷政鑑		帰藩登営	
		日向	高鍋	秋月種殷		帰藩登営	
		播磨	三日月	森俊滋		帰藩登営	
		伊予	小松	一柳頼紹		帰藩登営	
		讃岐	多度津	京極高典		帰藩登営	
		備中	新見	関長克	参府登営		
	閏5/1	越前	大野	土井利恒		帰藩登営	
		但馬	出石	仙石久利		帰藩登営	
	閏5/4	紀伊	紀州	徳川茂承		帰藩	
	閏5/23	陸奥	盛岡	南部利剛	参府登営		
		出羽	久保田	佐竹義堯		帰藩登営	
		出羽	亀田	岩城隆邦		帰藩登営	
	閏5/27	陸奥	仙台	伊達慶邦	参府		
	9/12	陸奥	仙台	伊達慶邦		帰藩	
慶応二年	3/15	近江	水口	加藤明実		帰藩登営	
	5/19	出羽	新庄	戸沢正実			帰藩停止
		陸奥	黒石	津軽承叙			帰藩停止
		讃岐	丸亀	京極朗徹			帰藩停止

